A4
3

複写

0003958000

0003958-000

Ａ４－３

中央協力会議録

大政翼賛会

第３回

１９４２

ABA

487-2

國民總動員常會誌

昭和十七年自九月廿六日至廿九日（於大東亞會館）

大政翼贊會

第三回中央協力會議錄（全）

昭和十七年九月二十六日
二十七日
二十八日
二十九日

目

次

A4
3

930495

目次

第一編 協力會議の構成と運營

第一章 中央協力會議刷新要綱……一
第一節 刷新の趣旨大要
第二節 協力會議の構成
第三節 協力會議の運營
第二章 第三回中央協力會議總常會要綱
第一節 開催趣旨……一
第二節 會議の重點
第一項 思想戰の强化
第二項 國民組織の確立
第三項 國防生活の徹底
第三節 開催期並會場
第三章 第三回中央協力會議總常會運營方針……二
第一節 總會
第一項 發言と處理方針
第二項 討議の範圍
第三節 委員會
第一項 時局關係
第二項 委員會の編成
第三項 委員長方針
第四項 上程方法
第四章 第三回中央協力會議總常會日程……三
第五章 中央協力會議運營委員會規程（附委員氏名）……三

第二編 總常會

東條內閣總理大臣大政翼賛會總裁挨拶……一
安藤議長挨拶……三
皇軍に對する感謝決議……七
後藤事務總長の事務報告……八
大政翼賛會の機能關係
本會機構の刷新要點
木村陸軍次官の戰況說明……一〇
海軍大臣挨拶（岡敬純軍事局長代理）……一二
谷外務大臣の世界情勢說明……一二
議長の會議運營方針說明……一三

第一章　思想戰強化に關する卷……一五
第一節　神ながらの道實踐方法と其順序……一五
第一項　神ながらの道は敷島の道
第二節　日本精神の昂揚とその具體策……一七
第一項　村の一團融合計畫書
第三節　興亞祭日の制定並にその執行について……一八
第四節　正直なものに馬鹿を見せるな……一九
第一項　正直に出來ぬ原因は何？
第五節　被徵用者の錬成に關し……二一
第一項　徵用は應召にも比すべし
第六節　國民徵用令により徵用せられたる
青年思想惡化矯正の件……二一
第一項　公平に徵用する事が第一
第七節　政治經濟を一體とする國民的
生活體系の完成について……二三
第一項　新生活運動の展開
第二項　象徵すべき「大東亞の旅」
橋田文部大臣演說……二四
國民學校制は錬成を目標
優秀な技術員の確保
大東亞諸民族の化育
湯淺內務大臣演說……二七
第二章　教育に關する卷……三九
第一節　德民教育を以て國民學校一般中等學校
の科學教育の中心目標とする事……三九
第一項　德民問題を教育に指令
第二節　教權の確立と師道の昂揚に關する件……四一
第一項　教育者の質と共心掛へ

空襲に見る體身的活動
岩村司法大臣說明……二九
惡質化する經濟事犯
協力の根本は憲法精神
登記事務は當來の通り
誠實な債務者に貢獻
寺島遞信大臣の說明……三二
協力を望む電力の節約
奧村情報局次長の力說……三四
「眞珠灣を銘記せよ」
米國の戰爭指導方針
大東京の模型で猛訓練

第三節　國民學校に實踐道場的或は又一大家塾的
な素質をもたせ度い……四二
第一項　初等教育の徹行的改革
第二項　天降りでない名譽校長を
第四節　青年學校教育の刷新强化に關する件……四四
第一項　勞せず食はんとする農村
第二項　町村民を教育する心掛
第五節　大東亞戰爭完遂のため特に青年學徒
組織の確立强化について……四六
第一項　青年は一億一心の礎石
第二項　占領地域に學徒を派遣
第六節　國防生活に徹する女性教養に關し……四八
第一項　私の夫は理解がありました
第二項　私の心に反し部會へ〳〵
第三章　動員態勢に關する卷……五〇
第一節　長期戰に對し民防空體制を强化し
防空戰力を昂揚して必勝を期す……五〇
第四章　基盤組織に關する卷……五三
第一節　農村總進軍部隊長出現運動の展開を
要望す……五三
第一項　新體制の鳴の鐘が鳴る
第二節　銃後第一線の部隊長としての町村長に
對する檢討と對策……五五
第一項　本戰を抛つて退避せよ
第三節　部落會町內會の隣保班常會の强化……五四
第三節　國民學校に實踐道場的或は又一大家塾的
な素質をもたせ度い……四二
第一項　初等教育の徹行的改革
第二項　天降りでない名譽校長を
第四節　青年學校教育の刷新强化に關する件……四四
第一項　勞せず食はんとする農村
第二項　町村民を教育する心掛
第五節　大東亞戰爭完遂のため特に青年學徒
組織の確立强化について……四六
第一項　青年は一億一心の礎石
第二項　占領地域に學徒を派遣
第六節　國防生活に徹する女性教養に關し……四八
第一項　私の夫は理解がありました
第二項　私の心に反し部會へ〳〵
第三章　動員態勢に關する卷……五〇
第一節　長期戰に對し民防空體制を强化し
防空戰力を昂揚して必勝を期す……五〇
第四章　基盤組織に關する卷……五三
第一節　農村總進軍部隊長出現運動の展開を
要望す……五三
第一項　新體制の鳴の鐘が鳴る
第二節　銃後第一線の部隊長としての町村長に
對する檢討と對策……五五
第一項　本戰を抛つて退避せよ
第三節　部落會町內會の隣保班常會の强化……五四
第一項　苦勞して來た我ケ村の常會
第五章　行政機構に關する卷……五六
第一節　總動員態勢確立の前提條件として
の地方行政機構改革……五六
第一項　これ將ブロックの弊害
第二節　町村行政區域の再建を提唱す……五八
第一項　强權を以て斷行せよ
第六章　各種團體に關する卷……五九
第一節　町村長に良き人を得ると共に各種團體の
統合其他について……六一
第一項　町村長は內閣の名前で
第二節　綸人翼贊體制の一元的徹底について
鈴木企畫院總裁の對戰說示……六三
傳統には創造は生れない
眞き「物」を效率的に使ふ
死の瞬間が創意工夫の場面
自己の認識が先決條件
戰時生活の確立は絕對的
岸商工大臣の方針說明……六六
各條件はだん〳〵と窮屈

中小商工業の再編成
井野農林兼拓務大臣の方針說明……六九
主要食糧の海外依存は不可
恒久的食糧自給計畫の必要
三地方を中心に供給圈計畫
八田鐵道大臣の方針說明……七三
慣れた規則を全面的に改正
自動車發達に資する計畫
物と人には親切が第一
第七章　生産擴充に關する卷……七七
第一節　長期戰に對應する基本産業の增産計畫……七七
第一項　五年經つて尙ほこの姿か
第二項　地下資源に走らぬも道理
第三項　最大急務は基本産業の擴充
第二節　石炭增産對策の要望……七九
第一項　特異性を認むる考慮
第三節　軍需生産增强生活必需品確保
の爲の行政機構整備……八〇
第一項　軍需省で一元化を圖れ
第四節　貿易業者としての職域奉公に就いて……八二
第一項　餘儀ない貿易業者の冬眠
第二項　現地指導は貿易者の手で
第五節　勞務對策の整備充實……八四
第一項　膨脹的氣分の一掃が先決
第二項　統制令はそう不適當だ
第三項　內閣は戰時中據え置きの事
第六節　炭礦熟練礦夫の緊急充足について……八六
第一項　季節工の殖員が最急務
第七節　船員に對する社會的處遇について……八八
第一項　漁家族には一顧だもない
第二項　國家的榮譽を與へよ
日獨伊三國同盟決議……八九
第八章　轉廢業に關する卷……九一
第一節　小賣業整備と轉廢業の圓滑なる促進策……九一
第一項　三倍の生活費を得度い
第二節　轉廢業者の轉業を合理的ならしむる
一方策について……九二
第一項　時令の土地を解放してやる
第三節　生産擴充の爲剩餘勞力の活用……九三
第九章　戰時食糧增産と農民道の昂揚……九四
第一節　中流以上の農家に於ける堅實なる後繼者
養成の特殊學校を設置され度し……九四
第一項　百姓に大切な仕込時
第二節　生産擴充に伴ふ農民道昂揚について……九六
第一項　馬車を見るので雖付する
第三節　女子の農業部門指導者を養成する
機關の設置……九七
第十章　農村資材に關する卷……九八
第一節　農業增産計畫責任遂行の件……九八
第一項　是非欲しい農村の要增配
第二節　水產物生產擴充について……九九
小泉厚生大臣方針說明……一〇一
歐米と異る結核の特徵
皇國本來の勤勞觀樹立
國民生活の實相を摑め
賀屋大藏大臣の財政演說……一〇五
一年の戰費所要金額
第十一章　農產物の價格と生活の卷……一〇七
第一節　食糧農產物の增產及農村生活の明朗化……一〇七
第一項　新くの如く米價は安い
第二節　戰時必勝生活の確立……一〇八
第一項　委員會の大幅値上げを
第三節　重要食糧農產物の增產と價格……一一〇
第一項　梨の木三本と米作一反歩
第二項　鰯の增產は農民道に在り
第十二章　戰爭生活と配給消費の卷……一一二
第一節　戰時下市民生活の安定確保について……一一二
第一項　標準消費生活の適例
第二節　行列買の解消を要望す……一一三
第一項　行列買に立たない裏の裏
第二項　行列解消運動は是非とも
第三項　口から耳への上通實現
第四項　運動の上に善哉され度い
第三節　經濟的國土計畫の樹立……一一六
第一項　經濟組織は全國的に
第四節　闇行爲必滅策の提唱……一一七
第一項　闇行爲はどこから來るか
第二項　闇は下層ばかりでない
第五節　闇取引防止對策について……一一九
第一項　切符の賣り買ひ禁止
第六節　國民主食を玄米食に復歸せしむる件……一二一
第一項　玄米常食時代の日本人・
第二項　榮養學は何も彼も否定
第三項　其大な犧牲をすぐ解決
第四項　食糧品の四天王とは何？
第五項　玄米主食の結論を得ない
第七節　船腹節約及食糧問題解決のため
國民玄米皆食の斷行……一二四
第一項　玄米食で八十六萬トンの船
第二項　玄米は戰を勝ちぬく素
第八節　戰時中住宅の規格を一定する件……一二六
第一項　着工したら完成へ
第九節　速に庶民住宅の大量建設を爲し
且家賃を低廉ならしむるの要……一二七

第十四章　委員長報告……二四三
第一項　「もれは美濃の柔です」……二四三
第二項　民族的自覚と文化昂揚の一新體制として文化運動……二四三
第三項　國民組織を整備する事……二四三
第四項　科學技術の保有の必要について……二四三
第五項　國策樹立の基本について……二四三
第六項　大東亞共榮圏建設に特に風土性を……二四三
第七項　重視すべき件……二四三
第八項　國策創成の國會運行について……二四三
第九項　「もれは美濃の柔です」……二四三
第十項　民族的自覚と文化昂揚の一新體制として文化運動……二四三
第十一項　國民組織を整備する事……二四三
第十二項　科學技術の保有の必要について……二四三
第十三項　國策創成の國會運行について……二四三
第十四項　委員長報告……二四三
第一項　貯蓄運動に對する積極的戰時體制……二四三
第二項　貯蓄の整備と貯蓄吸收機關の統合化……二四三
第三項　貯蓄運動の外廓……二四三
第四項　戰時國民貯蓄增强の件……二四三
第十五章　文化保健、厚生に關する件……二四三
第一項　大東亞建設と人口力……二四三
第二項　民族健康の基にあり……二四三
第三項　民族健全人口增强に關する對策要望の件……二四三
第一項　産兒制限は已めよ……二四三
第二項　人口增加健康增進の根本策に就いて……二四三
第三項　國民體力を指導する方法……二四三
第四項　母性及乳兒保護に關する希望……二四三
第五項　産びのお産が樂しみ……二四三
第六項　民族力增强の具體方策を促進する件……二四三
第七項　大東亞共榮圏建設に特に風土性を……二四三
第八項　重視すべき件……二四三
第九項　科學技術の保有の必要について……二四三
第十項　國策創成の國會運行について……二四三
第十一項　「もれは美濃の柔です」……二四三
第十二項　民族的自覚と文化昂揚の一新體制として文化運動……二四三
第十三項　國民組織を整備する事……二四三
第十四項　委員長報告……二四三
第一項　戰時生活準備の中に養ふ施設を……二四三
第二項　現在都會の土地……二四三
第一項　貯蓄運動に對する積極的戰時體制……二四三
第二項　貯蓄の整備と貯蓄吸收機關の統合化……二四三
第三項　貯蓄運動の外廓……二四三
第四項　戰時國民貯蓄增强の件……二四三
第十五章　文化保健、厚生に關する件……二四三
第一項　大東亞建設と人口力……二四三
第二項　民族健康の基にあり……二四三
第三項　民族健全人口增强に關する對策要望の件……二四三
第一項　産兒制限は已めよ……二四三
第二項　人口增加健康增進の根本策に就いて……二四三
第三項　國民體力を指導する方法……二四三
第四項　母性及乳兒保護に關する希望……二四三
第五項　産びのお産が樂しみ……二四三
第六項　民族力增强の具體方策を促進する件……二四三
第七項　大東亞共榮圏建設に特に風土性を……二四三
第八項　重視すべき件……二四三
第九項　科學技術の保有の必要について……二四三
第十項　國策創成の國會運行について……二四三
第十一項　「もれは美濃の柔です」……二四三
第十二項　民族的自覚と文化昂揚の一新體制として文化運動……二四三
第十三項　國民組織を整備する事……二四三
第十四項　委員長報告……二四三
第一項　貯蓄運動に對する積極的戰時體制……二四三
第二項　貯蓄の整備と貯蓄吸收機關の統合化……二四三
第三項　貯蓄運動の外廓……二四三
第四項　戰時國民貯蓄增强の件……二四三
第十五章　文化保健、厚生に關する件……二四三
第一項　大東亞建設と人口力……二四三
第二項　民族健康の基にあり……二四三
第三項　民族健全人口增强に關する對策要望の件……二四三
第一項　産兒制限は已めよ……二四三
第二項　人口增加健康增進の根本策に就いて……二四三
第三項　國民體力を指導する方法……二四三
第四項　母性及乳兒保護に關する希望……二四三
第五項　産びのお産が樂しみ……二四三
第六項　民族力增强の具體方策を促進する件……二四三
第七項　大東亞共榮圏建設に特に風土性を……二四三
第八項　重視すべき件……二四三
第九項　科學技術の保有の必要について……二四三
第十項　國策創成の國會運行について……二四三
第十一項　「もれは美濃の柔です」……二四三
第十二項　民族的自覚と文化昂揚の一新體制として文化運動……二四三
第十三項　國民組織を整備する事……二四三
第十四項　委員長報告……二四三
第一項　戰時生活準備の中に養ふ施設を……二四三
第二項　現在都會の土地

議長の挨拶 …… 二七
閉會式
總裁挨拶 …… 二八
上通事項 …… 二三
第三回中央協力會議員氏名 …… 二三
第三編 委員會 …… 二三
第一章 思想戰強化に關する委員會 …… 二三
第一節 皇道精神の顯揚に關するもの …… 二三
第一項 精神的皇道精神の昂揚 …… 二三
第一目 無言の間に事光垂範の效果
第二項 皇道精神の具現實踐 …… 二三
第三項 國防生活體制強化の一考察 …… 二三
第四項 神武奬敢と其の實踐 …… 二三
第一目 事大百姓の魂をなせ
第五項 國民事つて聖戰貫徹の一念を强化する方法を誤ぜられたし …… 二三
第六項 日本精神の昂揚と其具體策 …… 二三
第一目 新らしい教學の意義論
第七項 新たからの道實踐方法と其順序 …… 二三
第八項 興亞奉公日の制定實施に其實行に就て …… 二三
第一目 道義等の在り方について
第九項 國民學校教育振興に關する件 …… 二三
第一目 非常時局の全國的展開
第二目 教員養成問題の重要
第三目 教育者は斗く反省のすゝ
第十項 教場の確立と師道の昂揚に關して …… 二四
第十一項 國民學校に實踐道場的或は又一大家庭的施設をもたせたい …… 二四
第一目 徳の下の力持ちお互を
第十二項 學年短縮と教育方針 …… 二四
第十三項 政府當局者の方針說明 …… 二四
第十四項 勤勞青年學校の質的向上に關して …… 二四
第一目 勤勞なき教育の無價
第二目 中等學校と同等の教授を
第十五項 農村青年の練成と青年學校の充實 …… 二五
第一目 農立青年學校の重要
第十六項 女子青年學校の教育を如何にして强化振興すべきか …… 二五
第一目 未來國民の育成を重ん
第十七項 青年學校教育の刷新强化に關するもの …… 二五
第十八項 政府當局者の方針說明 …… 二五
第一目 教員養成所の充實と待遇
第十九項 一括したる自由討議 …… 二五
第二十項 明朗生活實現の積極的國策を企圖せんとす …… 二六
第一目 明朗生活と國民道場的施設が
第二十一項 國民道場施設に關して …… 二六
第二十二項 大家庭國學完全のため特に青年學徒關係組織の確立强化を圖るの件 …… 二六
第一目 立國にお役に立てゝ貰ひたい

議長統裁 …… 二六
大東亞戰爭完遂決議 …… 二八
第二項 閉會の方針說明 …… 二八
第一目 日本國の面目を施す時
第二目 國家の興亡は國民の双肩に在り
第三目 國民總動員は如何にして行ふか
第四目 國民總動員は各人の自覺に俟つ
第五目 會議の結に關れてならぬ
第六目 今日の問題は實踐にあり
第七目 政府力が缺けて居つた
第二項 政府當局の方針說明 …… 三〇
第一目 手帳類の力は自由主義
第二目 關したる問題質疑應答
第三目 質疑問題より結果問題
第四目 國民の考へはこれでよい
第五目 世界は早くベラックて
第六目 會議は止は國策問題
第七目 なければ生活インフレ
第八目 國民ぎやうな者は何人ぁ
第九目 日本の時局放棄を
第十目 國家の基本は國民にあり
第十一目 日本國の面を汚さぬ
第三項 閉會の方針說明 …… 三三
大東亞戰爭完遂決議 …… 三四
議長統裁 …… 三六

第三編 委員會 …… 三五
第一章 思想戰強化に關する委員會 …… 三六
第一節 皇道精神の顯揚に關するもの …… 三六
第一項 精神的皇道精神の昂揚 …… 三六
第一目 無言の間に事光垂範の效果
第二項 皇道精神の具現實踐 …… 三四
第三項 國防生活體制強化の一考察 …… 三四
第四項 神武奬敢と其の實踐 …… 三四
第一目 事大百姓の魂をなせ
第五項 國民事つて聖戰貫徹の一念を强化する方法を誤ぜられたし …… 三五
第六項 日本精神の昂揚と其具體策 …… 三八
第一目 新らしい教學の意義論
第七項 新たからの道實踐方法と其順序 …… 三九
第八項 興亞奉公日の制定實施に其實行に就て …… 三九
第一目 道義等の在り方について
第九項 國民學校教育振興に關する件 …… 三七
第一目 非常時局の全國的展開
第二目 教員養成問題の重要
第三目 教育者は斗く反省のすゝ
第十項 教場の確立と師道の昂揚に關して …… 三八
第十一項 國民學校に實踐道場的或は又一大家庭的施設をもたせたい …… 三八
第一目 徳の下の力持ちお互を
第十二項 學年短縮と教育方針 …… 三八
第十三項 政府當局者の方針說明 …… 三八
第十四項 勤勞青年學校の質的向上に關して …… 三八
第一目 勤勞なき教育の無價
第二目 中等學校と同等の教授を
第十五項 農村青年の練成と青年學校の充實 …… 三八
第一目 農立青年學校の重要
第十六項 女子青年學校の教育を如何にして强化振興すべきか …… 三八
第一目 未來國民の育成を重ん
第十七項 青年學校教育の刷新强化に關するもの …… 三八
第十八項 政府當局者の方針說明 …… 三八
第一目 教員養成所の充實と待遇
第十九項 一括したる自由討議 …… 三八
第二十項 明朗生活實現の積極的國策を企圖せんとす …… 三九
第一目 明朗生活と國民道場的施設が
第二十一項 國民道場施設に關して …… 三九
第二十二項 大家庭國學完全のため特に青年學徒關係組織の確立强化を圖るの件 …… 三九
第一目 立國にお役に立てゝ貰ひたい
第二目 國家の興亡は國民の双肩に在り
第三目 國民總動員は如何にして行ふか
第四目 國民總動員は各人の自覺に俟つ
第五目 今日の問題は實踐にあり
第六目 會議の結に關れてならぬ
第七目 政府力が缺けて居つた
第二項 政府當局の方針說明 …… 四〇
第一目 手帳類の力は自由主義
第二目 關したる問題質疑應答
第三目 質疑問題より結果問題
第四目 國民の考へはこれでよい
第五目 世界は早くベラックて
第六目 會議は止は國策問題
第七目 なければ生活インフレ
第八目 國民ぎやうな者は何人ぁ
第九目 日本の時局放棄を
第十目 國家の基本は國民にあり
第十一目 日本國の面を汚さぬ
第三項 閉會の方針說明 …… 四二
大東亞戰爭完遂決議 …… 四三
議長統裁 …… 四六

第二章　戰時國民動員に關する事項……三四
第一節　基礎組織に關するもの……三四
第一項　下部組織の整備運動實施の件
第一目　素地指導が何より大切
第二項　決戰體制翼賛の部落會振興策……三六
第一目　部落會の法人化が急決
第二目　町村吏の增員を斷行せよ
第三項　部落會町內會の整備强化……三七
第四項　部落協同體制確立に關する件……三八
第一目　農村吏は村吏が手本の事
第五項　町內會の部落會について……三九
第一目　隣人愛會の話の中心
第六項　隣組々織を通じて家庭生活新體制の實化を圖る件……三三
第一目　衣服等は どこが違いか
第二目　衣の教育の眼目
第三目　國民服勞働者被服標準
第三目　作業衣の改良
第三項　地方行政機構の改革……三三
第一目　府縣制は どこが惡いか
第二項　府縣並に市町村に對する國庫助成金
交附法改善の件……三三
第三項　行政機構の刷新運用に關するもの……三三
第一項　府縣並に市町村に對する國庫助成金
第二目　地方の負擔を輕減せよ
第三目　新興事業費を考へよ
第四項　長期戰必勝の國防體制の整備……三三
第一目　軍備と民力休養の調和
第二目　國民の智を入れ策へよ
第五項　宣傳目標と政府の方針……三三
第六項　大日本婦人會と隣組問題……三四
第七項　産業に於ける指導作興、生活の確立、文化指導の積極的施策……三五
第一目　時局認識を徹底せしめよ
第二目　勞働者の生活確保
第三目　均しからざる收入は何か？
第四目　道徳の流行と教育關係
第八項　民防空體制を强化し防空戰力の昂揚……三五
第九項　國行負擔增加の抑制……三六
第一目　國行負擔は國民的な行爲
第十項　民防空と政府の方針……三六
第十一項　國債償還に對する政府の所見……三六
第十二項　國債問題と大政翼賛會……三六
第一目　差し當つての事から初める
第十三項　青壯年勞務問題と當局……三七
第十四項　青少年に對する政府の方針……三七
第三節　行政機構の刷新運用に關するもの……三七
第一項　府縣並に市町村に對する國庫助成金
交附法改善の件……三七
第二項　地方行政機構の改革……三七
第一目　府縣制は どこが惡いか
第二目　府縣會を廢せよ
第三目　新興事務用力を考へよ
第四項　長期戰必勝の國防體制の整備……三七
第一目　軍備と民力休養の調和
第二目　國民の智を入れ策へよ
第三目　兵役義務と女子の勤勞
第四目　軍需會社からみた勤勞
第五項　外地在住者の子弟の教育に關して……三八
第一目　日本精神を忘れてしまふ
第二目　中等教育費は內地で
第三目　國民學校教員の待遇
第六項　女子の練成に關聯して……三八
第七項　政府當局者の方針說明……三八
第一目　母の教育の眼目
第二目　國民勤勞奉仕隊組織
第三目　勞務者の待遇
第八項　産業に於ける指導作興、生活の確立、文化指導の積極的施策……三九
第一目　時局認識を徹底せしめよ
第二目　勞働者の生活確保
第三目　均しからざる收入は何か？
第四目　道徳の流行と教育關係
第九項　民防空體制を强化し防空戰力の昂揚……三九
第十項　國行負擔增加の抑制……三九
第一目　國行負擔は國民的な行爲
第十一項　民防空と政府の方針……三九
第十二項　國債償還に對する政府の所見……三九
第十三項　國債問題と大政翼賛會……三九
第一目　差し當つての事から初める
第十四項　青壯年勞務問題と當局……三九
第十五項　青少年に對する政府の方針……三九
第三節　行政機構の刷新運用に關するもの……三九
第一項　府縣並に市町村に對する國庫助成金
交附法改善の件……三九
第二項　地方行政機構の改革……三九
第一目　府縣制は どこが惡いか
第二目　府縣會を廢せよ
第三目　新興事務用力を考へよ
第四項　長期戰必勝の國防體制の整備……三九
第一目　軍備と民力休養の調和
第二目　國民の智を入れ策へよ
第三目　兵役義務と女子の勤勞
第四目　軍需會社からみた勤勞
第五項　外地在住者の子弟の教育に關して……四〇
第一目　日本精神を忘れてしまふ
第二目　中等教育費は內地で
第三目　國民學校教員の待遇
第六項　女子の練成に關聯して……四〇
第七項　政府當局者の方針說明……四〇
第一目　母の教育の眼目
第二目　國民勤勞奉仕隊組織
第三目　勞務者の待遇
第二節　戰時國民動員に關する事項……四一
第一項　基礎組織に關するもの……四一
第一目　素地指導が何より大切
第二項　下部組織の整備運動實施の件
第一目　素地指導が何より大切
第二項　決戰體制翼賛の部落會振興策……四二
第一目　部落會の法人化が急決
第二目　町村吏の增員を斷行せよ
第三項　部落會町內會の整備强化……四二
第四項　部落協同體制確立に關する件……四三
第一目　農村吏は村吏が手本の事
第五項　町內會の部落會について……四三
第一目　隣人愛會の話の中心
第六項　隣組々織を通じて家庭生活新體制の實化を圖る件……四三
第一目　衣服等は どこが惡いか
第二目　衣の教育の眼目
第三目　國民勤勞奉仕隊組織
第三目　作業衣の改良
第三項　地方行政機構の改革……四四
第一目　府縣制は どこが惡いか
第二項　府縣並に市町村に對する國庫助成金
交附法改善の件……四四
第三項　行政機構の刷新運用に關するもの……四四
第一項　府縣並に市町村に對する國庫助成金
第二目　地方の負擔を輕減せよ
第三目　新興事務用力を考へよ
第四項　長期戰必勝の國防體制の整備……四四
第一目　軍備と民力休養の調和
第二目　國民の智を入れ策へよ
第三目　兵役義務と女子の勤勞
第四目　軍需會社からみた勤勞
第五項　宣傳目標と政府の方針……四五
第六項　大日本婦人會と隣組問題……四五
第七項　産業に於ける指導作興、生活の確立、文化指導の積極的施策……四六
第一目　時局認識を徹底せしめよ
第二目　勞働者の生活確保
第三目　均しからざる收入は何か？
第四目　道徳の流行と教育關係
第八項　民防空體制を强化し防空戰力の昂揚……四六
第九項　國行負擔增加の抑制……四六
第一目　國行負擔は國民的な行爲
第十項　民防空と政府の方針……四六
第十一項　國債償還に對する政府の所見……四六
第十二項　國債問題と大政翼賛會……四六
第一目　差し當つての事から初める
第十三項　青壯年勞務問題と當局……四七
第十四項　青少年に對する政府の方針……四七
第三節　行政機構の刷新運用に關するもの……四七
第一項　府縣並に市町村に對する國庫助成金
交附法改善の件……四七
第二項　地方行政機構の改革……四七
第一目　府縣制は どこが惡いか
第二目　府縣會を廢せよ
第三目　新興事務用力を考へよ
第四項　長期戰必勝の國防體制の整備……四七
第一目　軍備と民力休養の調和
第二目　國民の智を入れ策へよ
第三目　兵役義務と女子の勤勞
第四目　軍需會社からみた勤勞
第五項　宣傳目標と政府の方針……四八
第六項　大日本婦人會と隣組問題……四八
第七項　産業に於ける指導作興、生活の確立、文化指導の積極的施策……四九
第一目　時局認識を徹底せしめよ
第二目　勞働者の生活確保
第三目　均しからざる收入は何か？
第四目　道徳の流行と教育關係
第八項　民防空體制を强化し防空戰力の昂揚……四九
第九項　國行負擔增加の抑制……四九
第一目　國行負擔は國民的な行爲
第十項　民防空と政府の方針……四九
第十一項　國債償還に對する政府の所見……四九
第十二項　國債問題と大政翼賛會……四九
第一目　差し當つての事から初める
第十三項　青壯年勞務問題と當局……五〇
第十四項　青少年に對する政府の方針……五〇
第三節　行政機構の刷新運用に關するもの……五〇
第一項　府縣並に市町村に對する國庫助成金
交附法改善の件……五〇
第二項　地方行政機構の改革……五〇
第一目　府縣制は どこが惡いか
第二目　府縣會を廢せよ
第三目　新興事務用力を考へよ
第四項　長期戰必勝の國防體制の整備……五〇
第一目　軍備と民力休養の調和
第二目　國民の智を入れ策へよ
第三目　兵役義務と女子の勤勞
第四目　軍需會社からみた勤勞
第五項　宣傳目標と政府の方針……五一
第六項　大日本婦人會と隣組問題……五一
第七項　産業に於ける指導作興、生活の確立、文化指導の積極的施策……五二
第一目　時局認識を徹底せしめよ
第二目　勞働者の生活確保
第三目　均しからざる收入は何か？
第四目　道徳の流行と教育關係
第八項　民防空體制を强化し防空戰力の昂揚……五二
第九項　國行負擔增加の抑制……五二
第一目　國行負擔は國民的な行爲
第十項　民防空と政府の方針……五二
第十一項　國債償還に對する政府の所見……五二
第十二項　國債問題と大政翼賛會……五二
第一目　差し當つての事から初める
第十三項　青壯年勞務問題と當局……五三
第十四項　青少年に對する政府の方針……五三
第三節　行政機構の刷新運用に關するもの……五三
第一項　府縣並に市町村に對する國庫助成金
交附法改善の件……五三
第二項　地方行政機構の改革……五三
第一目　府縣制は どこが惡いか
第二目　府縣會を廢せよ
第三目　新興事務用力を考へよ
第四項　長期戰必勝の國防體制の整備……五三
第一目　軍備と民力休養の調和
第二目　國民の智を入れ策へよ
第三目　兵役義務と女子の勤勞
第四目　軍需會社からみた勤勞
第五項　宣傳目標と政府の方針……五四
第六項　大日本婦人會と隣組問題……五四
第七項　産業に於ける指導作興、生活の確立、文化指導の積極的施策……五五
第一目　時局認識を徹底せしめよ
第二目　勞働者の生活確保
第三目　均しからざる收入は何か？
第四目　道徳の流行と教育關係
第八項　民防空體制を强化し防空戰力の昂揚……五五
第九項　國行負擔增加の抑制……五五
第一目　國行負擔は國民的な行爲
第十項　民防空と政府の方針……五五
第十一項　國債償還に對する政府の所見……五五
第十二項　國債問題と大政翼賛會……五五
第一目　差し當つての事から初める
第十三項　青壯年勞務問題と當局……五六
第十四項　青少年に對する政府の方針……五六
第三節　行政機構の刷新運用に關するもの……五六
第一項　府縣並に市町村に對する國庫助成金
交附法改善の件……五六
第二項　地方行政機構の改革……五六
第一目　府縣制は どこが惡いか
第二目　府縣會を廢せよ
第三目　新興事務用力を考へよ
第四項　長期戰必勝の國防體制の整備……五六
第一目　軍備と民力休養の調和
第二目　國民の智を入れ策へよ
第三目　兵役義務と女子の勤勞
第四目　軍需會社からみた勤勞
第五項　宣傳目標と政府の方針……五七
第六項　大日本婦人會と隣組問題……五七
第七項　産業に於ける指導作興、生活の確立、文化指導の積極的施策……五八
第一目　時局認識を徹底せしめよ
第二目　勞働者の生活確保
第三目　均しからざる收入は何か？
第四目　道徳の流行と教育關係
第八項　民防空體制を强化し防空戰力の昂揚……五八
第九項　國行負擔增加の抑制……五八
第一目　國行負擔は國民的な行爲
第十項　民防空と政府の方針……五八
第十一項　國債償還に對する政府の所見……五八
第十二項　國債問題と大政翼賛會……五八
第一目　差し當つての事から初める
第十三項　青壯年勞務問題と當局……五九
第十四項　青少年に對する政府の方針……五九
第三節　行政機構の刷新運用に關するもの……五九
第一項　府縣並に市町村に對する國庫助成金
交附法改善の件……五九
第二項　地方行政機構の改革……五九
第一目　府縣制は どこが惡いか
第二目　府縣會を廢せよ
第三目　新興事務用力を考へよ
第四項　長期戰必勝の國防體制の整備……五九
第一目　軍備と民力休養の調和
第二目　國民の智を入れ策へよ
第三目　兵役義務と女子の勤勞
第四目　軍需會社からみた勤勞
第五項　宣傳目標と政府の方針……六〇
第六項　大日本婦人會と隣組問題……六〇
第七項　産業に於ける指導作興、生活の確立、文化指導の積極的施策……六一
第一目　時局認識を徹底せしめよ
第二目　勞働者の生活確保
第三目　均しからざる收入は何か？
第四目　道徳の流行と教育關係
第八項　民防空體制を强化し防空戰力の昂揚……六一
第九項　國行負擔增加の抑制……六一
第一目　國行負擔は國民的な行爲
第十項　民防空と政府の方針……六一
第十一項　國債償還に對する政府の所見……六一
第十二項　國債問題と大政翼賛會……六一
第一目　差し當つての事から初める
第十三項　青壯年勞務問題と當局……六二
第十四項　青少年に對する政府の方針……六二
第三節　行政機構の刷新運用に關するもの……六二
第一項　府縣並に市町村に對する國庫助成金
交附法改善の件……六二
第二項　地方行政機構の改革……六二
第一目　府縣制は どこが惡いか
第二目　府縣會を廢せよ
第三目　新興事務用力を考へよ
第四項　長期戰必勝の國防體制の整備……六二
第一目　軍備と民力休養の調和
第二目　國民の智を入れ策へよ
第三目　兵役義務と女子の勤勞
第四目　軍需會社からみた勤勞
第五項　宣傳目標と政府の方針……六三
第六項　大日本婦人會と隣組問題……六三
第七項　産業に於ける指導作興、生活の確立、文化指導の積極的施策……六四
第一目　時局認識を徹底せしめよ
第二目　勞働者の生活確保
第三目　均しからざる收入は何か？
第四目　道徳の流行と教育關係
第八項　民防空體制を强化し防空戰力の昂揚……六四
第九項　國行負擔增加の抑制……六四
第一目　國行負擔は國民的な行爲
第十項　民防空と政府の方針……六四
第十一項　國債償還に對する政府の所見……六四
第十二項　國債問題と大政翼賛會……六四
第一目　差し當つての事から初める
第十三項　青壯年勞務問題と當局……六五
第十四項　青少年に對する政府の方針……六五
第三節　行政機構の刷新運用に關するもの……六五
第一項　府縣並に市町村に對する國庫助成金
交附法改善の件……六五
第二項　地方行政機構の改革……六五
第一目　府縣制は どこが惡いか
第二目　府縣會を廢せよ
第三目　新興事務用力を考へよ
第四項　長期戰必勝の國防體制の整備……六五
第一目　軍備と民力休養の調和
第二目　國民の智を入れ策へよ
第三目　兵役義務と女子の勤勞
第四目　軍需會社からみた勤勞
第五項　宣傳目標と政府の方針……六六
第六項　大日本婦人會と隣組問題……六六
第七項　産業に於ける指導作興、生活の確立、文化指導の積極的施策……六七
第一目　時局認識を徹底せしめよ
第二目　勞働者の生活確保
第三目　均しからざる收入は何か？
第四目　道徳の流行と教育關係
第八項　民防空體制を强化し防空戰力の昂揚……六七
第九項　國行負擔增加の抑制……六七
第一目　國行負擔は國民的な行爲
第十項　民防空と政府の方針……六七
第十一項　國債償還に對する政府の所見……六七
第十二項　國債問題と大政翼賛會……六七
第一目　差し當つての事から初める
第十三項　青壯年勞務問題と當局……六八
第十四項　青少年に對する政府の方針……六八
第三節　行政機構の刷新運用に關するもの……六八
第一項　府縣並に市町村に對する國庫助成金
交附法改善の件……六八
第二項　地方行政機構の改革……六八
第一目　府縣制は どこが惡いか
第二目　府縣會を廢せよ
第三目　新興事務用力を考へよ
第四項　長期戰必勝の國防體制の整備……六八
第一目　軍備と民力休養の調和
第二目　國民の智を入れ策へよ
第三目　兵役義務と女子の勤勞
第四目　軍需會社からみた勤勞
第五項　宣傳目標と政府の方針……六九
第六項　大日本婦人會と隣組問題……六九
第七項　産業に於ける指導作興、生活の確立、文化指導の積極的施策……七〇
第一目　時局認識を徹底せしめよ
第二目　勞働者の生活確保
第三目　均しからざる收入は何か？
第四目　道徳の流行と教育關係
第八項　民防空體制を强化し防空戰力の昂揚……七〇
第九項　國行負擔增加の抑制……七〇
第一目　國行負擔は國民的な行爲
第十項　民防空と政府の方針……七〇
第十一項　國債償還に對する政府の所見……七〇
第十二項　國債問題と大政翼賛會……七〇
第一目　差し當つての事から初める
第十三項　青壯年勞務問題と當局……七一
第十四項　青少年に對する政府の方針……七一
第三節　行政機構の刷新運用に關するもの……七一
第一項　府縣並に市町村に對する國庫助成金
交附法改善の件……七一
第二項　地方行政機構の改革……七一
第一目　府縣制は どこが惡いか
第二目　府縣會を廢せよ
第三目　新興事務用力を考へよ
第四項　長期戰必勝の國防體制の整備……七一
第一目　軍備と民力休養の調和
第二目　國民の智を入れ策へよ
第三目　兵役義務と女子の勤勞
第四目　軍需會社からみた勤勞
第五項　宣傳目標と政府の方針……七二
第六項　大日本婦人會と隣組問題……七二
第七項　産業に於ける指導作興、生活の確立、文化指導の積極的施策……七三
第一目　時局認識を徹底せしめよ
第二目　勞働者の生活確保
第三目　均しからざる收入は何か？
第四目　道徳の流行と教育關係
第八項　民防空體制を强化し防空戰力の昂揚……七三
第九項　國行負擔增加の抑制……七三
第一目　國行負擔は國民的な行爲
第十項　民防空と政府の方針……七三
第十一項　國債償還に對する政府の所見……七三
第十二項　國債問題と大政翼賛會……七三
第一目　差し當つての事から初める
第十三項　青壯年勞務問題と當局……七四
第十四項　青少年に對する政府の方針……七四
第三節　行政機構の刷新運用に關するもの……七四
第一項　府縣並に市町村に對する國庫助成金
交附法改善の件……七四
第二項　地方行政機構の改革……七四
第一目　府縣制は どこが惡いか
第二目　府縣會を廢せよ
第三目　新興事務用力を考へよ
第四項　長期戰必勝の國防體制の整備……七四
第一目　軍備と民力休養の調和
第二目　國民の智を入れ策へよ
第三目　兵役義務と女子の勤勞
第四目　軍需會社からみた勤勞
第五項　宣傳目標と政府の方針……七五
第六項　大日本婦人會と隣組問題……七五
第七項　産業に於ける指導作興、生活の確立、文化指導の積極的施策……七六
第一目　時局認識を徹底せしめよ
第二目　勞働者の生活確保
第三目　均しからざる收入は何か？
第四目　道徳の流行と教育關係
第八項　民防空體制を强化し防空戰力の昂揚……七六
第九項　國行負擔增加の抑制……七六
第一目　國行負擔は國民的な行爲
第十項　民防空と政府の方針……七六
第十一項　國債償還に對する政府の所見……七六
第十二項　國債問題と大政翼賛會……七六
第一目　差し當つての事から初める
第十三項　青壯年勞務問題と當局……七七
第十四項　青少年に對する政府の方針……七七
第三節　行政機構の刷新運用に關するもの……七七
第一項　府縣並に市町村に對する國庫助成金
交附法改善の件……七七
第二項　地方行政機構の改革……七七
第一目　府縣制は どこが惡いか
第二目　府縣會を廢せよ
第三目　新興事務用力を考へよ
第四項　長期戰必勝の國防體制の整備……七七
第一目　軍備と民力休養の調和
第二目　國民の智を入れ策へよ
第三目　兵役義務と女子の勤勞
第四目　軍需會社からみた勤勞
第五項　宣傳目標と政府の方針……七八
第六項　大日本婦人會と隣組問題……七八
第七項　産業に於ける指導作興、生活の確立、文化指導の積極的施策……七九
第一目　時局認識を徹底せしめよ
第二目　勞働者の生活確保
第三目　均しからざる收入は何か？
第四目　道徳の流行と教育關係
第八項　民防空體制を强化し防空戰力の昂揚……七九
第九項　國行負擔增加の抑制……七九
第一目　國行負擔は國民的な行爲
第十項　民防空と政府の方針……七九
第十一項　國債償還に對する政府の所見……七九
第十二項　國債問題と大政翼賛會……七九
第一目　差し當つての事から初める
第十三項　青壯年勞務問題と當局……八〇
第十四項　青少年に對する政府の方針……八〇
第三節　行政機構の刷新運用に關するもの……八〇
第一項　府縣並に市町村に對する國庫助成金
交附法改善の件……八〇
第二項　地方行政機構の改革……八〇
第一目　府縣制は どこが惡いか
第二目　府縣會を廢せよ
第三目　新興事務用力を考へよ
第四項　長期戰必勝の國防體制の整備……八〇
第一目　軍備と民力休養の調和
第二目　國民の智を入れ策へよ
第三目　兵役義務と女子の勤勞
第四目　軍需會社からみた勤勞
第五項　宣傳目標と政府の方針……八一
第六項　大日本婦人會と隣組問題……八一
第七項　産業に於ける指導作興、生活の確立、文化指導の積極的施策……八二
第一目　時局認識を徹底せしめよ
第二目　勞働者の生活確保
第三目　均しからざる收入は何か？
第四目　道徳の流行と教育關係
第八項　民防空體制を强化し防空戰力の昂揚……八二
第九項　國行負擔增加の抑制……八二
第一目　國行負擔は國民的な行爲
第十項　民防空と政府の方針……八二
第十一項　國債償還に對する政府の所見……八二
第十二項　國債問題と大政翼賛會……八二
第一目　差し當つての事から初める
第十三項　青壯年勞務問題と當局……八三
第十四項　青少年に對する政府の方針……八三
第三節　行政機構の刷新運用に關するもの……八三
第一項　府縣並に市町村に對する國庫助成金
交附法改善の件……八三
第二項　地方行政機構の改革……八三
第一目　府縣制は どこが惡いか
第二目　府縣會を廢せよ
第三目　新興事務用力を考へよ
第四項　長期戰必勝の國防體制の整備……八三
第一目　軍備と民力休養の調和
第二目　國民の智を入れ策へよ
第三目　兵役義務と女子の勤勞
第四目　軍需會社からみた勤勞
第五項　宣傳目標と政府の方針……八四
第六項　大日本婦人會と隣組問題……八四
第七項　産業に於ける指導作興、生活の確立、文化指導の積極的施策……八五
第一目　時局認識を徹底せしめよ
第二目　勞働者の生活確保
第三目　均しからざる收入は何か？
第四目　道徳の流行と教育關係
第八項　民防空體制を强化し防空戰力の昂揚……八五
第九項　國行負擔增加の抑制……八五
第一目　國行負擔は國民的な行爲
第十項　民防空と政府の方針……八五
第十一項　國債償還に對する政府の所見……八五
第十二項　國債問題と大政翼賛會……八五
第一目　差し當つての事から初める
第十三項　青壯年勞務問題と當局……八六
第十四項　青少年に對する政府の方針……八六
第三節　行政機構の刷新運用に關するもの……八六
第一項　府縣並に市町村に對する國庫助成金
交附法改善の件……八六
第二項　地方行政機構の改革……八六
第一目　府縣制は どこが惡いか
第二目　府縣會を廢せよ
第三目　新興事務用力を考へよ
第四項　長期戰必勝の國防體制の整備……八六
第一目　軍備と民力休養の調和
第二目　國民の智を入れ策へよ
第三目　兵役義務と女子の勤勞
第四目　軍需會社からみた勤勞
第五項　宣傳目標と政府の方針……八七
第六項　大日本婦人會と隣組問題……八七
第七項　産業に於ける指導作興、生活の確立、文化指導の積極的施策……八八
第一目　時局認識を徹底せしめよ
第二目　勞働者の生活確保
第三目　均しからざる收入は何か？
第四目　道徳の流行と教育關係
第八項　民防空體制を强化し防空戰力の昂揚……八八
第九項　國行負擔增加の抑制……八八
第一目　國行負擔は國民的な行爲
第十項　民防空と政府の方針……八八
第十一項　國債償還に對する政府の所見……八八
第十二項　國債問題と大政翼賛會……八八
第一目　差し當つての事から初める
第十三項　青壯年勞務問題と當局……八九
第十四項　青少年に對する政府の方針……八九
第三節　行政機構の刷新運用に關するもの……八九
第一項　府縣並に市町村に對する國庫助成金
交附法改善の件……八九
第二項　地方行政機構の改革……八九
第一目　府縣制は どこが惡いか
第二目　府縣會を廢せよ
第三目　新興事務用力を考へよ
第四項　長期戰必勝の國防體制の整備……八九
第一目　軍備と民力休養の調和
第二目　國民の智を入れ策へよ
第三目　兵役義務と女子の勤勞
第四目　軍需會社からみた勤勞
第五項　宣傳目標と政府の方針……九〇
第六項　大日本婦人會と隣組問題……九〇
第七項　産業に於ける指導作興、生活の確立、文化指導の積極的施策……九一
第一目　時局認識を徹底せしめよ
第二目　勞働者の生活確保
第三目　均しからざる收入は何か？
第四目　道徳の流行と教育關係
第八項　民防空體制を强化し防空戰力の昂揚……九一
第九項　國行負擔增加の抑制……九一
第一目　國行負擔は國民的な行爲
第十項　民防空と政府の方針……九一
第十一項　國債償還に對する政府の所見……九一
第十二項　國債問題と大政翼賛會……九一
第一目　差し當つての事から初める
第十三項　青壯年勞務問題と當局……九二
第十四項　青少年に對する政府の方針……九二
第三節　行政機構の刷新運用に關するもの……九二
第一項　府縣並に市町村に對する國庫助成金
交附法改善の件……九二
第二項　地方行政機構の改革……九二
第一目　府縣制は どこが惡いか
第二目　府縣會を廢せよ
第三目　新興事務用力を考へよ
第四項　長期戰必勝の國防體制の整備……九二
第一目　軍備と民力休養の調和
第二目　國民の智を入れ策へよ
第三目　兵役義務と女子の勤勞
第四目　軍需會社からみた勤勞
第五項　宣傳目標と政府の方針……九三
第六項　大日本婦人會と隣組問題……九三
第七項　産業に於ける指導作興、生活の確立、文化指導の積極的施策……九四
第一目　時局認識を徹底せしめよ
第二目　勞働者の生活確保
第三目　均しからざる收入は何か？
第四目　道徳の流行と教育關係
第八項　民防空體制を强化し防空戰力の昂揚……九四
第九項　國行負擔增加の抑制……九四
第一目　國行負擔は國民的な行爲
第十項　民防空と政府の方針……九四
第十一項　國債償還に對する政府の所見……九四
第十二項　國債問題と大政翼賛會……九四
第一目　差し當つての事から初める
第十三項　青壯年勞務問題と當局……九五
第十四項　青少年に對する政府の方針……九五
第三節　行政機構の刷新運用に關するもの……九五
第一項　府縣並に市町村に對する國庫助成金
交附法改善の件……九五
第二項　地方行政機構の改革……九五
第一目　府縣制は どこが惡いか
第二目　府縣會を廢せよ
第三目　新興事務用力を考へよ
第四項　長期戰必勝の國防體制の整備……九五
第一目　軍備と民力休養の調和
第二目　國民の智を入れ策へよ
第三目　兵役義務と女子の勤勞
第四目　軍需會社からみた勤勞
第五項　宣傳目標と政府の方針……九六
第六項　大日本婦人會と隣組問題……九六
第七項　産業に於ける指導作興、生活の確立、文化指導の積極的施策……九七
第一目　時局認識を徹底せしめよ
第二目　勞働者の生活確保
第三目　均しからざる收入は何か？
第四目　道徳の流行と教育關係
第八項　民防空體制を强化し防空戰力の昂揚……九七
第九項　國行負擔增加の抑制……九七
第一目　國行負擔は國民的な行爲
第十項　民防空と政府の方針……九七
第十一項　國債償還に對する政府の所見……九七
第十二項　國債問題と大政翼賛會……九七
第一目　差し當つての事から初める
第十三項　青壯年勞務問題と當局……九八
第十四項　青少年に對する政府の方針……九八
第三節　行政機構の刷新運用に關するもの……九八
第一項　府縣並に市町村に對する國庫助成金
交附法改善の件……九八
第二項　地方行政機構の改革……九八
第一目　府縣制は どこが惡いか
第二目　府縣會を廢せよ
第三目　新興事務用力を考へよ
第四項　長期戰必勝の國防體制の整備……九八
第一目　軍備と民力休養の調和
第二目　國民の智を入れ策へよ
第三目　兵役義務と女子の勤勞
第四目　軍需會社からみた勤勞
第五項　宣傳目標と政府の方針……九九
第六項　大日本婦人會と隣組問題……九九
第七項　産業に於ける指導作興、生活の確立、文化指導の積極的施策……一〇〇
第一目　時局認識を徹底せしめよ
第二目　勞働者の生活確保
第三目　均しからざる收入は何か？
第四目　道徳の流行と教育關係
第八項　民防空體制を强化し防空戰力の昂揚……一〇〇
第九項　國行負擔增加の抑制……一〇〇
第一目　國行負擔は國民的な行爲
第十項　民防空と政府の方針……一〇〇
第十一項　國債償還に對する政府の所見……一〇〇
第十二項　國債問題と大政翼賛會……一〇〇
第一目　差し當つての事から初める
第十三項　青壯年勞務問題と當局……一〇一
第十四項　青少年に對する政府の方針……一〇一
第三節　行政機構の刷新運用に關するもの……一〇一
第一項　府縣並に市町村に對する國庫助成金
交附法改善の件……一〇一
第二項　地方行政機構の改革……一〇一
第一目　府縣制は どこが惡いか
第二目　府縣會を廢せよ
第三目　新興事務用力を考へよ
第四項　長期戰必勝の國防體制の整備……一〇一
第一目　軍備と民力休養の調和
第二目　國民の智を入れ策へよ
第三目　兵役義務と女子の勤勞
第四目　軍需會社からみた勤勞
第五項　宣傳目標と政府の方針……一〇二
第六項　大日本婦人會と隣組問題……一〇二
第七項　産業に於ける指導作興、生活の確立、文化指導の積極的施策……一〇三
第一目　時局認識を徹底せしめよ
第二目　勞働者の生活確保
第三目　均しからざる收入は何か？
第四目　道徳の流行と教育關係
第八項　民防空體制を强化し防空戰力の昂揚……一〇三
第九項　國行負擔增加の抑制……一〇三
第一目　國行負擔は國民的な行爲
第十項　民防空と政府の方針……一〇三
第十一項　國債償還に對する政府の所見……一〇三
第十二項　國債問題と大政翼賛會……一〇三
第一目　差し當つての事から初める
第十三項　青壯年勞務問題と當局……一〇四
第十四項　青少年に對する政府の方針……一〇四
第三節　行政機構の刷新運用に關するもの……一〇四
第一項　府縣並に市町村に對する國庫助成金
交附法改善の件……一〇四
第二項　地方行政機構の改革……一〇四
第一目　府縣制は どこが惡いか
第二目　府縣會を廢せよ
第三目　新興事務用力を考へよ
第四項　長期戰必勝の國防體制の整備……一〇四
第一目　軍備と民力休養の調和
第二目　國民の智を入れ策へよ
第三目　兵役義務と女子の勤勞
第四目　軍需會社からみた勤勞
第五項　宣傳目標と政府の方針……一〇五
第六項　大日本婦人會と隣組問題……一〇五
第七項　産業に於ける指導作興、生活の確立、文化指導の積極的施策……一〇六
第一目　時局認識を徹底せしめよ
第二目　勞働者の生活確保
第三目　均しからざる收入は何か？
第四目　道徳の流行と教育關係
第八項　民防空體制を强化し防空戰力の昂揚……一〇六
第九項　國行負擔增加の抑制……一〇六
第一目　國行負擔は國民的な行爲
第十項　民防空と政府の方針……一〇六
第十一項　國債償還に對する政府の所見……一〇六
第十二項　國債問題と大政翼賛會……一〇六
第一目　差し當つての事から初める
第十三項　青壯年勞務問題と當局……一〇七
第十四項　青少年に對する政府の方針……一〇七
第三節　行政機構の刷新運用に關するもの……一〇七
第一項　府縣並に市町村に對する國庫助成金
交附法改善の件……一〇七
第二項　地方行政機構の改革……一〇七
第一目　府縣制は どこが惡いか
第二目　府縣會を廢せよ
第三目　新興事務用力を考へよ
第四項　長期戰必勝の國防體制の整備……一〇七
第一目　軍備と民力休養の調和
第二目　國民の智を入れ策へよ
第三目　兵役義務と女子の勤勞
第四目　軍需會社からみた勤勞
第五項　宣傳目標と政府の方針……一〇八
第六項　大日本婦人會と隣組問題……一〇八
第七項　産業に於ける指導作興、生活の確立、文化指導の積極的施策……一〇九
第一目　時局認識を徹底せしめよ
第二目　勞働者の生活確保
第三目　均しからざる收入は何か？
第四目　道徳の流行と教育關係
第八項　民防空體制を强化し防空戰力の昂揚……一〇九
第九項　國行負擔增加の抑制……一〇九
第一目　國行負擔は國民的な行爲
第十項　民防空と政府の方針……一〇九
第十一項　國債償還に對する政府の所見……一〇九
第十二項　國債問題と大政翼賛會……一〇九
第一目　差し當つての事から初める
第十三項　青壯年勞務問題と當局……一一〇
第十四項　青少年に對する政府の方針……一一〇
第三節　行政機構の刷新運用に關するもの……一一〇
第一項　府縣並に市町村に對する國庫助成金
交附法改善の件……一一〇
第二項　地方行政機構の改革……一一〇
第一目　府縣制は どこが惡いか
第二目　府縣會を廢せよ
第三目　新興事務用力を考へよ
第四項　長期戰必勝の國防體制の整備……一一〇
第一目　軍備と民力休養の調和
第二目　國民の智を入れ策へよ
第三目　兵役義務と女子の勤勞
第四目　軍需會社からみた勤勞
第五項　宣傳目標と政府の方針……一一一
第六項　大日本婦人會と隣組問題……一一一
第七項　産業に於ける指導作興、生活の確立、文化指導の積極的施策……一一二
第一目　時局認識を徹底せしめよ
第二目　勞働者の生活確保
第三目　均しからざる收入は何か？
第四目　道徳の流行と教育關係
第八項　民防空體制を强化し防空戰力の昂揚……一一二
第九項　國行負擔增加の抑制……一一二
第一目　國行負擔は國民的な行爲
第十項　民防空と政府の方針……一一二
第十一項　國債償還に對する政府の所見……一一二
第十二項　國債問題と大政翼賛會……一一二
第一目　差し當つての事から初める
第十三項　青壯年勞務問題と當局……一一三
第十四項　青少年に對する政府の方針……一一三
第三節　行政機構の刷新運用に關するもの……一一三
第一項　府縣並に市町村に對する國庫助成金
交附法改善の件……一一三
第二項　地方行政機構の改革……一一三
第一目　府縣制は どこが惡いか
第二目　府縣會を廢せよ
第三目　新興事務用力を考へよ
第四項　長期戰必勝の國防體制の整備……一一三
第一目　軍備と民力休養の調和
第二目　國民の智を入れ策へよ
第三目　兵役義務と女子の勤勞
第四目　軍需會社からみた勤勞
第五項　宣傳目標と政府の方針……一一四
第六項　大日本婦人會と隣組問題……一一四
第七項　産業に於ける指導作興、生活の確立、文化指導の積極的施策……一一五
第一目　時局認識を徹底せしめよ
第二目　勞働者の生活確保
第三目　均しからざる收入は何か？
第四目　道徳の流行と教育關係
第八項　民防空體制を强化し防空戰力の昂揚……一一五
第九項　國行負擔增加の抑制……一一五
第一目　國行負擔は國民的な行爲
第十項　民防空と政府の方針……一一五
第十一項　國債償還に對する政府の所見……一一五
第十二項　國債問題と大政翼賛會……一一五
第一目　差し當つての事から初める
第十三項　青壯年勞務問題と當局……一一六
第十四項　青少年に對する政府の方針……一一六
第三節　行政機構の刷新運用に關するもの……一一六
第一項　府縣並に市町村に對する國庫助成金
交附法改善の件……一一六
第二項　地方行政機構の改革……一一六
第一目　府縣制は どこが惡いか
第二目　府縣會を廢せよ
第三目　新興事務用力を考へよ
第四項　長期戰必勝の國防體制の整備……一一六
第一目　軍備と民力休養の調和
第二目　國民の智を入れ策へよ
第三目　兵役義務と女子の勤勞
第四目　軍需會社からみた勤勞
第五項　宣傳目標と政府の方針……一一七
第六項　大日本婦人會と隣組問題……一一七
第七項　産業に於ける指導作興、生活の確立、文化指導の積極的施策……一一八
第一目　時局認識を徹底せしめよ
第二目　勞働者の生活確保
第三目　均しからざる收入は何か？
第四目　道徳の流行と教育關係
第八項　民防空體制を强化し防空戰力の昂揚……一一八
第九項　國行負擔增加の抑制……一一八
第一目　國行負擔は國民的な行爲
第十項　民防空と政府の方針……一一八
第十一項　國債償還に對する政府の所見……一一八
第十二項　國債問題と大政翼賛會……一一八
第一目　差し當つての事から初める
第十三項　青壯年勞務問題と當局……一一九
第十四項　青少年に對する政府の方針……一一九
第三節　行政機構の刷新運用に關するもの……一一九
第一項　府縣並に市町村に對する國庫助成金
交附法改善の件……一一九
第二項　地方行政機構の改革……一一九
第一目　府縣制は どこが惡いか
第二目　府縣會を廢せよ
第三目　新興事務用力を考へよ
第四項　長期戰必勝の國防體制の整備……一一九
第一目　軍備と民力休養の調和
第二目　國民の智を入れ策へよ
第三目　兵役義務と女子の勤勞
第四目　軍需會社からみた勤勞
第五項　宣傳目標と政府の方針……一二〇
第六項　大日本婦人會と隣組問題……一二〇
第七項　産業に於ける指導作興、生活の確立、文化指導の積極的施策……一二一
第一目　時局認識を徹底せしめよ
第二目　勞働者の生活確保
第三目　均しからざる收入は何か？
第四目　

第四項　勤勞生活の徹底に關する件……二九五
第一目　勞務生活を救ふ對策
第二目　勞務者生活の指導
第三目　食はずに働けの反響
第五項　團體統合と政府の方針……四〇〇
第六項　團體と農村の眞の姿……四〇一
第一目　事務員丈けでも大變
第七項　海國運動と政府の所見……四〇三
第八項　團體關係の處理方針……四〇五
第三章　生産擴充に關する委員會……四〇七
第一節　生産擴充に關する諸問題……四一一
第一項　勞働力捻出及生産力增强對策と戰時産業能率促進に關する件……四一一
第一目　先決問題は能率局の設置
第二項　生産擴充遂行に關する件……四一三
第一目　農閑期の利用方法
第三項　生産擴充の遂行を阻害する勞力並に燃料の不足と之が對策……四一四
第一目　重役も職工と苦樂をともに
第二目　工員が人夫になつて行く
第四項　自動車に對する監督行政の一元的統制並に貨物自動車事業に對する戰時體制の確立……四一六
第一目　鐵鋼多統の自動車行政
第二目　輸送省の設置が第一義目
第三目　能力會議に宣戰を持たせよ
第五項　地下資源開發增産の根本對策……四一九
第一目　全國鑛山の總動員

第六項　政府當局者の方針說明……四二二
第一目　初給賃銀引上げ斷行
第二目　家族手當に階級を附せ
第三目　能率增進は重要な國策
第七項　勤勞對策委員會（假稱）設置の件……四三五
第一目　經營者はモット考へる事
第八項　適正勤勞管理の徹底者及……四三六
第一目　一時的興奮では駄目だ
第九項　政治、經濟を一體とする國民的體系の先成について……四三八
第一目　上に立つ者が範を示せ
第十項　南方經濟建設のため中小企業者の智能經驗活用方に關する件……四三九
第一目　政府は適確な方針を示せ
第十一項　中小商業者の轉業促進に關する件……四四一
第一目　輕工業の地方分散を圖れ
第十二項　長期戰必勝の國防體制の整備……四四三
第一目　電力一馬力は二十人の値
第二目　皆の考へ方を變てよ
第十三項　基本産業の增强が第一……四四五
第一目　國家が協力して欲しい
第二目　內地基本數で半島人を使へ
第三目　基本資材價格の再吟味
第十四項　滿洲移民は國策として矛盾……四四九
第一目　農の能率增進は農情から
第十五項　産業に於ける精神作興、生活の確立、文化指導の積極的施策……四五一
第一目　精神的な創意工夫の強

第十六項　政府當局者の方針說明……四五三
第一目　勞務者を逸がさぬ工夫
第二節　勞務に關するもの……四五五
第一項　勞務對策の整備充實……四五五
第一目　戰時生産管設置の急務
第二項　輸運問題に關する討議……四五七
第一目　自動車運轉不圓滑の原因
第二目　トラック事業の大企業化
第三目　船舶着港地を變更せよ
第四目　後者を減らす方法として
第三項　政府當局者の方針說明……四六〇
第一目　貨物自動車の戰時體制化
第四項　貿易業者としての職域奉公について……四六三
第五項　小賣業整備と轉廢業の圓滑なる促進策……四六三
第六項　政府當局者の方針說明……四六四
第一目　なるべく軍需工場を分散
第二目　十一億圓で生活の安定
第三目　資産を有利に引き取る
第四目　事情により內職を與へる
第七項　政府の方針に對する討議……四六七
第一目　重工業の分散も圖れ
第二目　非能率的工場は整理
第三目　商組織制加入の制度
第四目　賃銀增保の徹底現象
第五目　重工業の下請は危險
第六目　休日は日本が一番多い
第七目　時局認識とは何ぞや

第八目　關行當者は職業の印象
第三節　經濟其他に關するもの……四六一
第一項　思想戰强化と經濟組織……四六二
第二項　工場の地方分散に關して……四六三
第一目　少年工員の犯罪的傾向
第三項　雪國地方を利用して民族力の增强を圖るの件……四六四
第四項　國土計畫と國家的重要施設に關する件……四六六
第五項　政府當局者の方針說明……四六七
第六項　都市人口疏散問題……四六七
第七項　電力に關する政府の方針……四六八
第一目　將來の電力計畫は如何
第二目　電氣供給の順序は事前に
第三項　政府當局者の方針說明……四七〇
第一目　貨物自動車の戰時體制化
第四項　貿易業者としての職域奉公について……四七二
第五項　小賣業整備と轉廢業の圓滑なる促進策……四七三
第六項　政府當局者の方針說明……四七四
第一目　なるべく軍需工場を分散
第二目　十一億圓で生活の安定
第三目　資産を有利に引き取る
第四目　事情により內職を與へる
第七項　政府の方針に對する討議……四七七
第一目　重工業の分散も圖れ
第二目　非能率的工場は整理
第三目　商組織制加入の制度
第四目　賃銀增保の徹底現象
第五目　重工業の下請は危險
第六目　休日は日本が一番多い
第七目　時局認識とは何ぞや

第一章　農民組合の組織を強固にする為に
第一節　農民組合は如何なるものか……一
第二節　農民組合は如何なる人が組織するか……一
第三節　農民組合は如何なる人が指導するか……一
第四節　農民組合は如何なる人が支持するか……一
第五節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第六節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第七節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第八節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第九節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第十節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第十一節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第十二節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第十三節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第十四節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第十五節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第十六節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第十七節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第十八節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第十九節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第二十節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第二十一節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第二十二節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第二十三節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第二十四節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第二十五節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第二十六節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第二十七節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第二十八節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第二十九節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第三十節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第三十一節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第三十二節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第三十三節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第三十四節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第三十五節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第三十六節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第三十七節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第三十八節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第三十九節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第四十節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第四十一節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第四十二節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第四十三節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第四十四節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第四十五節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第四十六節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第四十七節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第四十八節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第四十九節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第五十節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第五十一節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第五十二節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第五十三節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第五十四節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第五十五節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第五十六節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第五十七節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第五十八節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第五十九節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第六十節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第六十一節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第六十二節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第六十三節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第六十四節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第六十五節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第六十六節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第六十七節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第六十八節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第六十九節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第七十節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第七十一節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第七十二節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第七十三節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第七十四節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第七十五節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第七十六節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第七十七節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第七十八節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第七十九節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第八十節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第八十一節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第八十二節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第八十三節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第八十四節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第八十五節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第八十六節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第八十七節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第八十八節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第八十九節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第九十節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第九十一節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第九十二節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第九十三節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第九十四節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第九十五節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第九十六節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第九十七節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第九十八節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第九十九節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第百節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第百一節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第百二節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第百三節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第百四節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第百五節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第百六節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第百七節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第百八節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第百九節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第百十節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第百十一節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第百十二節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第百十三節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第百十四節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第百十五節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第百十六節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第百十七節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第百十八節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第百十九節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第百二十節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第百二十一節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第百二十二節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第百二十三節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第百二十四節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第百二十五節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第百二十六節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第百二十七節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第百二十八節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第百二十九節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第百三十節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第百三十一節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第百三十二節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第百三十三節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第百三十四節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第百三十五節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第百三十六節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第百三十七節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第百三十八節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第百三十九節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第百四十節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第百四十一節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第百四十二節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第百四十三節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第百四十四節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第百四十五節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第百四十六節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第百四十七節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第百四十八節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第百四十九節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第百五十節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第百五十一節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第百五十二節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第百五十三節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第百五十四節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第百五十五節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第百五十六節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第百五十七節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第百五十八節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第百五十九節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第百六十節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第百六十一節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第百六十二節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第百六十三節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第百六十四節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第百六十五節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第百六十六節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第百六十七節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第百六十八節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第百六十九節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第百七十節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第百七十一節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第百七十二節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第百七十三節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第百七十四節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第百七十五節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第百七十六節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第百七十七節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第百七十八節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第百七十九節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第百八十節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第百八十一節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第百八十二節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第百八十三節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第百八十四節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第百八十五節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第百八十六節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第百八十七節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第百八十八節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第百八十九節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第百九十節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第百九十一節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第百九十二節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第百九十三節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第百九十四節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第百九十五節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第百九十六節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第百九十七節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第百九十八節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第百九十九節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第二百節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第二百一節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第二百二節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第二百三節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第二百四節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第二百五節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第二百六節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第二百七節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第二百八節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第二百九節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第二百十節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第二百十一節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第二百十二節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第二百十三節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第二百十四節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第二百十五節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第二百十六節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第二百十七節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第二百十八節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第二百十九節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第二百二十節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第二百二十一節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第二百二十二節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第二百二十三節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第二百二十四節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第二百二十五節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第二百二十六節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第二百二十七節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第二百二十八節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第二百二十九節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第二百三十節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第二百三十一節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第二百三十二節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第二百三十三節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第二百三十四節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第二百三十五節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第二百三十六節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第二百三十七節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第二百三十八節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第二百三十九節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第二百四十節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第二百四十一節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第二百四十二節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第二百四十三節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第二百四十四節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第二百四十五節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第二百四十六節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第二百四十七節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第二百四十八節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第二百四十九節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第二百五十節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第二百五十一節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第二百五十二節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第二百五十三節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第二百五十四節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第二百五十五節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第二百五十六節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第二百五十七節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第二百五十八節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第二百五十九節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第二百六十節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第二百六十一節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第二百六十二節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第二百六十三節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第二百六十四節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第二百六十五節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第二百六十六節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第二百六十七節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第二百六十八節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第二百六十九節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第二百七十節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第二百七十一節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第二百七十二節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第二百七十三節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第二百七十四節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第二百七十五節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第二百七十六節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第二百七十七節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第二百七十八節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第二百七十九節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第二百八十節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第二百八十一節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第二百八十二節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第二百八十三節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第二百八十四節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第二百八十五節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第二百八十六節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第二百八十七節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第二百八十八節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第二百八十九節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第二百九十節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第二百九十一節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第二百九十二節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第二百九十三節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第二百九十四節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第二百九十五節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第二百九十六節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第二百九十七節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第二百九十八節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第二百九十九節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第三百節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第三百一節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第三百二節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第三百三節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第三百四節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第三百五節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第三百六節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第三百七節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第三百八節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第三百九節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第三百十節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第三百十一節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第三百十二節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第三百十三節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第三百十四節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第三百十五節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第三百十六節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第三百十七節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第三百十八節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第三百十九節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第三百二十節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第三百二十一節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第三百二十二節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第三百二十三節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第三百二十四節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第三百二十五節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第三百二十六節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第三百二十七節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第三百二十八節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第三百二十九節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第三百三十節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第三百三十一節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第三百三十二節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第三百三十三節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第三百三十四節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第三百三十五節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第三百三十六節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第三百三十七節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第三百三十八節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第三百三十九節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第三百四十節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第三百四十一節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第三百四十二節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第三百四十三節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第三百四十四節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第三百四十五節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第三百四十六節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第三百四十七節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第三百四十八節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第三百四十九節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第三百五十節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第三百五十一節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第三百五十二節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第三百五十三節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第三百五十四節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第三百五十五節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第三百五十六節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第三百五十七節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第三百五十八節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第三百五十九節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第三百六十節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第三百六十一節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第三百六十二節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第三百六十三節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第三百六十四節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第三百六十五節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第三百六十六節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第三百六十七節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第三百六十八節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第三百六十九節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第三百七十節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第三百七十一節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第三百七十二節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第三百七十三節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第三百七十四節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第三百七十五節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第三百七十六節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第三百七十七節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第三百七十八節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第三百七十九節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第三百八十節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第三百八十一節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第三百八十二節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第三百八十三節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第三百八十四節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第三百八十五節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第三百八十六節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第三百八十七節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第三百八十八節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第三百八十九節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第三百九十節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第三百九十一節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第三百九十二節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第三百九十三節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第三百九十四節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第三百九十五節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第三百九十六節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第三百九十七節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第三百九十八節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第三百九十九節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第四百節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第四百一節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第四百二節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第四百三節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第四百四節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第四百五節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第四百六節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第四百七節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第四百八節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第四百九節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第四百十節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第四百十一節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第四百十二節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第四百十三節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第四百十四節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第四百十五節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第四百十六節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第四百十七節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第四百十八節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第四百十九節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第四百二十節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第四百二十一節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第四百二十二節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第四百二十三節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第四百二十四節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第四百二十五節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第四百二十六節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第四百二十七節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第四百二十八節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第四百二十九節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第四百三十節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第四百三十一節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第四百三十二節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第四百三十三節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第四百三十四節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第四百三十五節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第四百三十六節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第四百三十七節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第四百三十八節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第四百三十九節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第四百四十節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第四百四十一節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第四百四十二節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第四百四十三節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第四百四十四節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第四百四十五節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第四百四十六節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第四百四十七節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第四百四十八節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第四百四十九節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第四百五十節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第四百五十一節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第四百五十二節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第四百五十三節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第四百五十四節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第四百五十五節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第四百五十六節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第四百五十七節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第四百五十八節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第四百五十九節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第四百六十節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第四百六十一節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第四百六十二節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第四百六十三節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第四百六十四節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第四百六十五節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第四百六十六節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第四百六十七節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第四百六十八節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第四百六十九節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第四百七十節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第四百七十一節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第四百七十二節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第四百七十三節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第四百七十四節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第四百七十五節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第四百七十六節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第四百七十七節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第四百七十八節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第四百七十九節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第四百八十節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第四百八十一節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第四百八十二節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第四百八十三節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第四百八十四節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第四百八十五節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第四百八十六節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第四百八十七節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第四百八十八節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第四百八十九節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第四百九十節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第四百九十一節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第四百九十二節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第四百九十三節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第四百九十四節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第四百九十五節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第四百九十六節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第四百九十七節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第四百九十八節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第四百九十九節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第五百節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第五百一節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第五百二節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第五百三節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第五百四節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第五百五節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第五百六節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第五百七節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第五百八節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第五百九節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第五百十節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第五百十一節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第五百十二節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第五百十三節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第五百十四節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第五百十五節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第五百十六節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第五百十七節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第五百十八節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第五百十九節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第五百二十節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第五百二十一節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第五百二十二節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第五百二十三節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第五百二十四節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第五百二十五節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第五百二十六節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第五百二十七節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第五百二十八節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第五百二十九節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第五百三十節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第五百三十一節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第五百三十二節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第五百三十三節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第五百三十四節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第五百三十五節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第五百三十六節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第五百三十七節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第五百三十八節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第五百三十九節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第五百四十節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第五百四十一節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第五百四十二節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第五百四十三節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第五百四十四節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第五百四十五節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第五百四十六節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第五百四十七節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第五百四十八節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第五百四十九節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第五百五十節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第五百五十一節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第五百五十二節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第五百五十三節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第五百五十四節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第五百五十五節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第五百五十六節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第五百五十七節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第五百五十八節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第五百五十九節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第五百六十節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第五百六十一節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第五百六十二節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第五百六十三節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第五百六十四節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第五百六十五節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第五百六十六節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第五百六十七節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第五百六十八節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第五百六十九節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第五百七十節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第五百七十一節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第五百七十二節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第五百七十三節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第五百七十四節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第五百七十五節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第五百七十六節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第五百七十七節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第五百七十八節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第五百七十九節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第五百八十節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第五百八十一節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第五百八十二節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第五百八十三節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第五百八十四節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第五百八十五節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第五百八十六節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第五百八十七節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第五百八十八節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第五百八十九節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第五百九十節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第五百九十一節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第五百九十二節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第五百九十三節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第五百九十四節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第五百九十五節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第五百九十六節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第五百九十七節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第五百九十八節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第五百九十九節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第六百節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第六百一節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第六百二節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第六百三節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第六百四節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第六百五節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第六百六節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第六百七節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第六百八節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第六百九節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第六百十節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第六百十一節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第六百十二節　農民組合は如何なる人が敵とするか……一
第六百十三節　農

強力統合團體を要望す……五六四
第五項　部落の愛の秩序を尊重せよ……五六四
第六項　農業團體に最も指導力ある者を長に選べ……五六五
第七項　常會の活用も一法……五六六
第八項　上級團體の統合を急務とす……五六六
第九項　農村の「會」を整理すること……五六七
第十項　指導團體の一元化は絶對に必要……五六七
第一目　農民指導は團體の手で
第六節　國策會社の整理統合に關するもの……五六九
第一項　農産物價格の適正化に關する件……五六九
第一目　生産資材の價格を引下げよ
第二項　國策會社を廢止せよ……五七〇
第一目　國策會社は農村の自給自足を破壞する
第三項　農業生産の增殖確保に就て……五七一
第一目　生産費を割る農産物價
第二目　主要食糧物資の合理的配給方法の確立と食糧生産者への彈力性保持策の樹立……五七三
第七節　生産資材の配給に關するもの……五七四
第一項　配給を待つてゐて稻を惱らした實例……五七四
第二項　實績に卽して資材の配給を行ふべし……五七四
第一目　作業衣專門の製造會社を
第二目　もう一貫目の螢素を
第三目　飼料、肥、塩の配給に就て
第三項　配給の基準を人口におくこと……五七六
第四項　本當に使へる物を配給されたし……五七七
第五項　現行の配給機構を再檢討すべし……五七七
第一目　配給指導局の創設

第二目　味噌と牛乳の商品檢査制度を實施すべし
第六項　地方事務所と配給事務に就て……五七八
第十項　生産計畫に卽應する資材配給を行ふべし……五七九
第八項　味噌、醬油、鹽、農具の問題は至急に……五七九
第九項　配給資材を精選して欲しい……五八〇
第十項　政府當局者の方針說明……五八一
第一目　關係統合は目下計畫中
第二目　國策會社の圓滑な運營を期す
第三目　森林の計畫的活用を圖る
第四目　生産資材の材料難
第五目　作業衣の配給に就て
第六目　人口制配給は不可
第七目　鹽の配給に就て
第十一項　都會の鹽を農村に振り向けよ……五八四
第十二項　政府當局者の方針說明……五八四
第八節　農産物と農家の買入品との價格均衡に關するもの……五八五
第一項　主要食糧增産の爲め急施を要する事項……五八五
第二項　米麥その他主要農作物と農業用品及家計用品との不均衡價格是正方要望の件……五八五
第一目　專生産は完全に操算割れ
第三項　食糧增産と米價問題……五八六
第一目　米價を六十圓に
第二目　美濃金は地主にも
第四項　田圃の荒蕪を防げ……五八八
第一目　すべては合理的米價確立の中に
第二目　米と繭とどちらが大事

第三目　米の容器代を認める事
第五項　食糧增産確保根本方針に關する件……五九〇
第六項　立地的生産奬勵を講ずる必要……五九一
第九節　水産に關するもの……五九二
第一項　水産物集荷配給機構の整備を急務とす……五九三
第一目　沿岸漁業の一元的統制
第二項　水産報國團精神の昂揚と指導强化に就いて……五九五
第一目　水産技術員の常置
第二目　漁撈製造技術特許權を壯年團に解放せよ
第三目　水産局の統制を遠かに實現せよ
第三項　沿岸漁場の整理と漁業權を業者の手に返す方策……五九五
第一目　漁船の夜間點燈に就て……五九五
第四項　淡水魚の飼料をどう解決するか……五九六
第五項　政府當局者の方針說明……五九七
第一目　米價奏願會は上げられぬ
第二目　農家買入品の價格騰貴の理由
第三目　春價は研究の餘地あり

第四目　玄米で團炭を賄した體驗談
第五項　食糧增産確保根本方針に關する件……六一〇
第六項　立地的生産奬勵を講ずる必要……六一一
第九節　水産に關するもの……六一二
第一項　戰時下に於ける衣の標準生活確立に關する件……六一二
第一目　衣服の簡素化は理論でない
第二目　退藏衣料を活用せよ
第三目　制は止めて一色にせよ
第四目　婦人標準服普及について
第二項　衣料に對する政府の所見……六一四
第三項　戰時中住宅の規格を一定する件……六一五
第一目　住むにも制限を附せ
第四項　遠に庶民住宅の大量建設を爲し且つ家賃を低廉ならしむる要あり……六一六
第一目　農村住宅に簡單型を示せ
第二目　子持ちに家を貸さない
第三目　家賃にも制裁を加へよ
第四目　住宅を國家で管理せよ
第五項　住宅に對する政府の方針……六一八
第六項　住宅問題と大政翼贊會……六一九
第一目　高家賃とアール制度
第七項　衣料切符と政府の方針……六二〇
第八項　惡家主制裁法を明示せよ……六二一
第九項　農村と都會の衣料切符……六二三
第十項　戰時下市民消費生活の安定確保について……六二三
第一目　綜合登錄切符の制度
第二目　出荷は人口比によること
第十一項　鹽問題と翼贊會の調査……六二五

第五章　戰爭生活に關する委員會……六二四

第一節　玄米皆食に關する事項……六二四
第一項　國民主食を玄米食に復歸せしむる件……六二四
第二項　戰時國民生活の合理簡素化……六二五
第三項　玄米食に對する自由討議……六二六
第一目　昔と今と玄米の本質的相違
第二目　結構な玄米にこの疑
第三目　玄米食强制は時期尙早

第六章　民族力増強に関する委員会……六三
第一節　厚生に関するもの……六五
第一節　都市人口の疎散問題……六五
第二節　農山漁村人口の対策……六六
第三節　人口対策並に健民運動に関する件……六七
第四節　健民運動指導者の養成……六八
第五節　青年学校教育を改善して国民学校教育と連絡せしむる件……六九
第六節　保健衛生に関する施設を促進せしむる件……七〇
第七節　民族力増強の基礎たる児童の愛護に関する件……七一
第八節　体育運動と厚生運動……七二
第九節　結核予防に関する件……七三
第十節　社会事業の改善……七四
第十一節　医師の養成及配置……七五
第十二節　医療の普及……七六
第十三節　産婆の養成及配置……七七
第十四節　栄養改善……七八
第十五節　住宅改善……七九
第十六節　都市計画と住宅問題……八〇
第十七節　農山漁村の住宅改善……八一
第十八節　公営住宅……八二
第十九節　住宅組合……八三
第二十節　住宅の保健……八四
第二十一節　住宅の防空……八五
第二十二節　住宅の経済……八六
第二十三節　住宅の美観……八七
第二十四節　住宅の教育的施設……八八
第二十五節　住宅の娯楽的施設……八九
第二十六節　住宅の交通……九〇
第二十七節　住宅の衛生……九一
第二十八節　住宅の防火……九二
第二十九節　住宅の防犯……九三
第三十節　住宅の防音……九四
第三十一節　住宅の防塵……九五
第三十二節　住宅の防湿……九六
第三十三節　住宅の採光……九七
第三十四節　住宅の通風……九八
第三十五節　住宅の暖房……九九
第三十六節　住宅の給水……一〇〇
第三十七節　住宅の排水……一〇一
第三十八節　住宅の塵芥処理……一〇二
第三十九節　住宅の便所……一〇三
第四十節　住宅の浴室……一〇四
第四十一節　住宅の台所……一〇五
第四十二節　住宅の家具……一〇六
第四十三節　住宅の装飾……一〇七
第四十四節　住宅の庭園……一〇八
第四十五節　住宅の建築材料……一〇九
第四十六節　住宅の構造……一一〇
第四十七節　住宅の設計……一一一
第四十八節　住宅の施工……一一二
第四十九節　住宅の維持……一一三
第五十節　住宅の改良……一一四
第五十一節　住宅の統制……一一五
第五十二節　住宅の金融……一一六
第五十三節　住宅の税制……一一七
第五十四節　住宅の保険……一一八
第五十五節　住宅の法規……一一九
第五十六節　住宅の行政……一二〇
第五十七節　住宅の教育……一二一
第五十八節　住宅の宣伝……一二二
第五十九節　住宅の研究……一二三
第六十節　住宅の統計……一二四
第六十一節　住宅の歴史……一二五
第六十二節　住宅の将来……一二六
第六十三節　住宅の国際関係……一二七
第六十四節　住宅の植民地関係……一二八
第六十五節　住宅の戦時関係……一二九
第六十六節　住宅の平時関係……一三〇
第六十七節　住宅の都市関係……一三一
第六十八節　住宅の農山漁村関係……一三二
第六十九節　住宅の国際関係……一三三
第七十節　住宅の植民地関係……一三四
第七十一節　住宅の戦時関係……一三五
第七十二節　住宅の平時関係……一三六
第七十三節　住宅の都市関係……一三七
第七十四節　住宅の農山漁村関係……一三八
第七十五節　住宅の国際関係……一三九
第七十六節　住宅の植民地関係……一四〇
第七十七節　住宅の戦時関係……一四一
第七十八節　住宅の平時関係……一四二
第七十九節　住宅の都市関係……一四三
第八十節　住宅の農山漁村関係……一四四
第八十一節　住宅の国際関係……一四五
第八十二節　住宅の植民地関係……一四六
第八十三節　住宅の戦時関係……一四七
第八十四節　住宅の平時関係……一四八
第八十五節　住宅の都市関係……一四九
第八十六節　住宅の農山漁村関係……一五〇
第八十七節　住宅の国際関係……一五一
第八十八節　住宅の植民地関係……一五二
第八十九節　住宅の戦時関係……一五三
第九十節　住宅の平時関係……一五四
第九十一節　住宅の都市関係……一五五
第九十二節　住宅の農山漁村関係……一五六
第九十三節　住宅の国際関係……一五七
第九十四節　住宅の植民地関係……一五八
第九十五節　住宅の戦時関係……一五九
第九十六節　住宅の平時関係……一六〇
第九十七節　住宅の都市関係……一六一
第九十八節　住宅の農山漁村関係……一六二
第九十九節　住宅の国際関係……一六三
第百節　住宅の植民地関係……一六四
第百一節　住宅の戦時関係……一六五
第百二節　住宅の平時関係……一六六
第百三節　住宅の都市関係……一六七
第百四節　住宅の農山漁村関係……一六八
第百五節　住宅の国際関係……一六九
第百六節　住宅の植民地関係……一七〇
第百七節　住宅の戦時関係……一七一
第百八節　住宅の平時関係……一七二
第百九節　住宅の都市関係……一七三
第百十節　住宅の農山漁村関係……一七四
第百十一節　住宅の国際関係……一七五
第百十二節　住宅の植民地関係……一七六
第百十三節　住宅の戦時関係……一七七
第百十四節　住宅の平時関係……一七八
第百十五節　住宅の都市関係……一七九
第百十六節　住宅の農山漁村関係……一八〇
第百十七節　住宅の国際関係……一八一
第百十八節　住宅の植民地関係……一八二
第百十九節　住宅の戦時関係……一八三
第百二十節　住宅の平時関係……一八四
第百二十一節　住宅の都市関係……一八五
第百二十二節　住宅の農山漁村関係……一八六
第百二十三節　住宅の国際関係……一八七
第百二十四節　住宅の植民地関係……一八八
第百二十五節　住宅の戦時関係……一八九
第百二十六節　住宅の平時関係……一九〇
第百二十七節　住宅の都市関係……一九一
第百二十八節　住宅の農山漁村関係……一九二
第百二十九節　住宅の国際関係……一九三
第百三十節　住宅の植民地関係……一九四
第百三十一節　住宅の戦時関係……一九五
第百三十二節　住宅の平時関係……一九六
第百三十三節　住宅の都市関係……一九七
第百三十四節　住宅の農山漁村関係……一九八
第百三十五節　住宅の国際関係……一九九
第百三十六節　住宅の植民地関係……二〇〇
第百三十七節　住宅の戦時関係……二〇一
第百三十八節　住宅の平時関係……二〇二
第百三十九節　住宅の都市関係……二〇三
第百四十節　住宅の農山漁村関係……二〇四
第百四十一節　住宅の国際関係……二〇五
第百四十二節　住宅の植民地関係……二〇六
第百四十三節　住宅の戦時関係……二〇七
第百四十四節　住宅の平時関係……二〇八
第百四十五節　住宅の都市関係……二〇九
第百四十六節　住宅の農山漁村関係……二一〇
第百四十七節　住宅の国際関係……二一一
第百四十八節　住宅の植民地関係……二一二
第百四十九節　住宅の戦時関係……二一三
第百五十節　住宅の平時関係……二一四
第百五十一節　住宅の都市関係……二一五
第百五十二節　住宅の農山漁村関係……二一六
第百五十三節　住宅の国際関係……二一七
第百五十四節　住宅の植民地関係……二一八
第百五十五節　住宅の戦時関係……二一九
第百五十六節　住宅の平時関係……二二〇
第百五十七節　住宅の都市関係……二二一
第百五十八節　住宅の農山漁村関係……二二二
第百五十九節　住宅の国際関係……二二三
第百六十節　住宅の植民地関係……二二四
第百六十一節　住宅の戦時関係……二二五
第百六十二節　住宅の平時関係……二二六
第百六十三節　住宅の都市関係……二二七
第百六十四節　住宅の農山漁村関係……二二八
第百六十五節　住宅の国際関係……二二九
第百六十六節　住宅の植民地関係……二三〇
第百六十七節　住宅の戦時関係……二三一
第百六十八節　住宅の平時関係……二三二
第百六十九節　住宅の都市関係……二三三
第百七十節　住宅の農山漁村関係……二三四
第百七十一節　住宅の国際関係……二三五
第百七十二節　住宅の植民地関係……二三六
第百七十三節　住宅の戦時関係……二三七
第百七十四節　住宅の平時関係……二三八
第百七十五節　住宅の都市関係……二三九
第百七十六節　住宅の農山漁村関係……二四〇
第百七十七節　住宅の国際関係……二四一
第百七十八節　住宅の植民地関係……二四二
第百七十九節　住宅の戦時関係……二四三
第百八十節　住宅の平時関係……二四四
第百八十一節　住宅の都市関係……二四五
第百八十二節　住宅の農山漁村関係……二四六
第百八十三節　住宅の国際関係……二四七
第百八十四節　住宅の植民地関係……二四八
第百八十五節　住宅の戦時関係……二四九
第百八十六節　住宅の平時関係……二五〇
第百八十七節　住宅の都市関係……二五一
第百八十八節　住宅の農山漁村関係……二五二
第百八十九節　住宅の国際関係……二五三
第百九十節　住宅の植民地関係……二五四
第百九十一節　住宅の戦時関係……二五五
第百九十二節　住宅の平時関係……二五六
第百九十三節　住宅の都市関係……二五七
第百九十四節　住宅の農山漁村関係……二五八
第百九十五節　住宅の国際関係……二五九
第百九十六節　住宅の植民地関係……二六〇
第百九十七節　住宅の戦時関係……二六一
第百九十八節　住宅の平時関係……二六二
第百九十九節　住宅の都市関係……二六三
第二百節　住宅の農山漁村関係……二六四
第二百一節　住宅の国際関係……二六五
第二百二節　住宅の植民地関係……二六六
第二百三節　住宅の戦時関係……二六七
第二百四節　住宅の平時関係……二六八
第二百五節　住宅の都市関係……二六九
第二百六節　住宅の農山漁村関係……二七〇
第二百七節　住宅の国際関係……二七一
第二百八節　住宅の植民地関係……二七二
第二百九節　住宅の戦時関係……二七三
第二百十節　住宅の平時関係……二七四
第二百十一節　住宅の都市関係……二七五
第二百十二節　住宅の農山漁村関係……二七六
第二百十三節　住宅の国際関係……二七七
第二百十四節　住宅の植民地関係……二七八
第二百十五節　住宅の戦時関係……二七九
第二百十六節　住宅の平時関係……二八〇
第二百十七節　住宅の都市関係……二八一
第二百十八節　住宅の農山漁村関係……二八二
第二百十九節　住宅の国際関係……二八三
第二百二十節　住宅の植民地関係……二八四
第二百二十一節　住宅の戦時関係……二八五
第二百二十二節　住宅の平時関係……二八六
第二百二十三節　住宅の都市関係……二八七
第二百二十四節　住宅の農山漁村関係……二八八
第二百二十五節　住宅の国際関係……二八九
第二百二十六節　住宅の植民地関係……二九〇
第二百二十七節　住宅の戦時関係……二九一
第二百二十八節　住宅の平時関係……二九二
第二百二十九節　住宅の都市関係……二九三
第二百三十節　住宅の農山漁村関係……二九四
第二百三十一節　住宅の国際関係……二九五
第二百三十二節　住宅の植民地関係……二九六
第二百三十三節　住宅の戦時関係……二九七
第二百三十四節　住宅の平時関係……二九八
第二百三十五節　住宅の都市関係……二九九
第二百三十六節　住宅の農山漁村関係……三〇〇
第二百三十七節　住宅の国際関係……三〇一
第二百三十八節　住宅の植民地関係……三〇二
第二百三十九節　住宅の戦時関係……三〇三
第二百四十節　住宅の平時関係……三〇四
第二百四十一節　住宅の都市関係……三〇五
第二百四十二節　住宅の農山漁村関係……三〇六
第二百四十三節　住宅の国際関係……三〇七
第二百四十四節　住宅の植民地関係……三〇八
第二百四十五節　住宅の戦時関係……三〇九
第二百四十六節　住宅の平時関係……三一〇
第二百四十七節　住宅の都市関係……三一一
第二百四十八節　住宅の農山漁村関係……三一二
第二百四十九節　住宅の国際関係……三一三
第二百五十節　住宅の植民地関係……三一四
第二百五十一節　住宅の戦時関係……三一五
第二百五十二節　住宅の平時関係……三一六
第二百五十三節　住宅の都市関係……三一七
第二百五十四節　住宅の農山漁村関係……三一八
第二百五十五節　住宅の国際関係……三一九
第二百五十六節　住宅の植民地関係……三二〇
第二百五十七節　住宅の戦時関係……三二一
第二百五十八節　住宅の平時関係……三二二
第二百五十九節　住宅の都市関係……三二三
第二百六十節　住宅の農山漁村関係……三二四
第二百六十一節　住宅の国際関係……三二五
第二百六十二節　住宅の植民地関係……三二六
第二百六十三節　住宅の戦時関係……三二七
第二百六十四節　住宅の平時関係……三二八
第二百六十五節　住宅の都市関係……三二九
第二百六十六節　住宅の農山漁村関係……三三〇
第二百六十七節　住宅の国際関係……三三一
第二百六十八節　住宅の植民地関係……三三二
第二百六十九節　住宅の戦時関係……三三三
第二百七十節　住宅の平時関係……三三四
第二百七十一節　住宅の都市関係……三三五
第二百七十二節　住宅の農山漁村関係……三三六
第二百七十三節　住宅の国際関係……三三七
第二百七十四節　住宅の植民地関係……三三八
第二百七十五節　住宅の戦時関係……三三九
第二百七十六節　住宅の平時関係……三四〇
第二百七十七節　住宅の都市関係……三四一
第二百七十八節　住宅の農山漁村関係……三四二
第二百七十九節　住宅の国際関係……三四三
第二百八十節　住宅の植民地関係……三四四
第二百八十一節　住宅の戦時関係……三四五
第二百八十二節　住宅の平時関係……三四六
第二百八十三節　住宅の都市関係……三四七
第二百八十四節　住宅の農山漁村関係……三四八
第二百八十五節　住宅の国際関係……三四九
第二百八十六節　住宅の植民地関係……三五〇
第二百八十七節　住宅の戦時関係……三五一
第二百八十八節　住宅の平時関係……三五二
第二百八十九節　住宅の都市関係……三五三
第二百九十節　住宅の農山漁村関係……三五四
第二百九十一節　住宅の国際関係……三五五
第二百九十二節　住宅の植民地関係……三五六
第二百九十三節　住宅の戦時関係……三五七
第二百九十四節　住宅の平時関係……三五八
第二百九十五節　住宅の都市関係……三五九
第二百九十六節　住宅の農山漁村関係……三六〇
第二百九十七節　住宅の国際関係……三六一
第二百九十八節　住宅の植民地関係……三六二
第二百九十九節　住宅の戦時関係……三六三
第三百節　住宅の平時関係……三六四
第三百一節　住宅の都市関係……三六五
第三百二節　住宅の農山漁村関係……三六六
第三百三節　住宅の国際関係……三六七
第三百四節　住宅の植民地関係……三六八
第三百五節　住宅の戦時関係……三六九
第三百六節　住宅の平時関係……三七〇
第三百七節　住宅の都市関係……三七一
第三百八節　住宅の農山漁村関係……三七二
第三百九節　住宅の国際関係……三七三
第三百十節　住宅の植民地関係……三七四
第三百十一節　住宅の戦時関係……三七五
第三百十二節　住宅の平時関係……三七六
第三百十三節　住宅の都市関係……三七七
第三百十四節　住宅の農山漁村関係……三七八
第三百十五節　住宅の国際関係……三七九
第三百十六節　住宅の植民地関係……三八〇
第三百十七節　住宅の戦時関係……三八一
第三百十八節　住宅の平時関係……三八二
第三百十九節　住宅の都市関係……三八三
第三百二十節　住宅の農山漁村関係……三八四
第三百二十一節　住宅の国際関係……三八五
第三百二十二節　住宅の植民地関係……三八六
第三百二十三節　住宅の戦時関係……三八七
第三百二十四節　住宅の平時関係……三八八
第三百二十五節　住宅の都市関係……三八九
第三百二十六節　住宅の農山漁村関係……三九〇
第三百二十七節　住宅の国際関係……三九一
第三百二十八節　住宅の植民地関係……三九二
第三百二十九節　住宅の戦時関係……三九三
第三百三十節　住宅の平時関係……三九四
第三百三十一節　住宅の都市関係……三九五
第三百三十二節　住宅の農山漁村関係……三九六
第三百三十三節　住宅の国際関係……三九七
第三百三十四節　住宅の植民地関係……三九八
第三百三十五節　住宅の戦時関係……三九九
第三百三十六節　住宅の平時関係……四〇〇
第三百三十七節　住宅の都市関係……四〇一
第三百三十八節　住宅の農山漁村関係……四〇二
第三百三十九節　住宅の国際関係……四〇三
第三百四十節　住宅の植民地関係……四〇四
第三百四十一節　住宅の戦時関係……四〇五
第三百四十二節　住宅の平時関係……四〇六
第三百四十三節　住宅の都市関係……四〇七
第三百四十四節　住宅の農山漁村関係……四〇八
第三百四十五節　住宅の国際関係……四〇九
第三百四十六節　住宅の植民地関係……四一〇
第三百四十七節　住宅の戦時関係……四一一
第三百四十八節　住宅の平時関係……四一二
第三百四十九節　住宅の都市関係……四一三
第三百五十節　住宅の農山漁村関係……四一四
第三百五十一節　住宅の国際関係……四一五
第三百五十二節　住宅の植民地関係……四一六
第三百五十三節　住宅の戦時関係……四一七
第三百五十四節　住宅の平時関係……四一八
第三百五十五節　住宅の都市関係……四一九
第三百五十六節　住宅の農山漁村関係……四二〇
第三百五十七節　住宅の国際関係……四二一
第三百五十八節　住宅の植民地関係……四二二
第三百五十九節　住宅の戦時関係……四二三
第三百六十節　住宅の平時関係……四二四
第三百六十一節　住宅の都市関係……四二五
第三百六十二節　住宅の農山漁村関係……四二六
第三百六十三節　住宅の国際関係……四二七
第三百六十四節　住宅の植民地関係……四二八
第三百六十五節　住宅の戦時関係……四二九
第三百六十六節　住宅の平時関係……四三〇
第三百六十七節　住宅の都市関係……四三一
第三百六十八節　住宅の農山漁村関係……四三二
第三百六十九節　住宅の国際関係……四三三
第三百七十節　住宅の植民地関係……四三四
第三百七十一節　住宅の戦時関係……四三五
第三百七十二節　住宅の平時関係……四三六
第三百七十三節　住宅の都市関係……四三七
第三百七十四節　住宅の農山漁村関係……四三八
第三百七十五節　住宅の国際関係……四三九
第三百七十六節　住宅の植民地関係……四四〇
第三百七十七節　住宅の戦時関係……四四一
第三百七十八節　住宅の平時関係……四四二
第三百七十九節　住宅の都市関係……四四三
第三百八十節　住宅の農山漁村関係……四四四
第三百八十一節　住宅の国際関係……四四五
第三百八十二節　住宅の植民地関係……四四六
第三百八十三節　住宅の戦時関係……四四七
第三百八十四節　住宅の平時関係……四四八
第三百八十五節　住宅の都市関係……四四九
第三百八十六節　住宅の農山漁村関係……四五〇
第三百八十七節　住宅の国際関係……四五一
第三百八十八節　住宅の植民地関係……四五二
第三百八十九節　住宅の戦時関係……四五三
第三百九十節　住宅の平時関係……四五四
第三百九十一節　住宅の都市関係……四五五
第三百九十二節　住宅の農山漁村関係……四五六
第三百九十三節　住宅の国際関係……四五七
第三百九十四節　住宅の植民地関係……四五八
第三百九十五節　住宅の戦時関係……四五九
第三百九十六節　住宅の平時関係……四六〇
第三百九十七節　住宅の都市関係……四六一
第三百九十八節　住宅の農山漁村関係……四六二
第三百九十九節　住宅の国際関係……四六三
第四百節　住宅の植民地関係……四六四
第四百一節　住宅の戦時関係……四六五
第四百二節　住宅の平時関係……四六六
第四百三節　住宅の都市関係……四六七
第四百四節　住宅の農山漁村関係……四六八
第四百五節　住宅の国際関係……四六九
第四百六節　住宅の植民地関係……四七〇
第四百七節　住宅の戦時関係……四七一
第四百八節　住宅の平時関係……四七二
第四百九節　住宅の都市関係……四七三
第四百十節　住宅の農山漁村関係……四七四
第四百十一節　住宅の国際関係……四七五
第四百十二節　住宅の植民地関係……四七六
第四百十三節　住宅の戦時関係……四七七
第四百十四節　住宅の平時関係……四七八
第四百十五節　住宅の都市関係……四七九
第四百十六節　住宅の農山漁村関係……四八〇
第四百十七節　住宅の国際関係……四八一
第四百十八節　住宅の植民地関係……四八二
第四百十九節　住宅の戦時関係……四八三
第四百二十節　住宅の平時関係……四八四
第四百二十一節　住宅の都市関係……四八五
第四百二十二節　住宅の農山漁村関係……四八六
第四百二十三節　住宅の国際関係……四八七
第四百二十四節　住宅の植民地関係……四八八
第四百二十五節　住宅の戦時関係……四八九
第四百二十六節　住宅の平時関係……四九〇
第四百二十七節　住宅の都市関係……四九一
第四百二十八節　住宅の農山漁村関係……四九二
第四百二十九節　住宅の国際関係……四九三
第四百三十節　住宅の植民地関係……四九四
第四百三十一節　住宅の戦時関係……四九五
第四百三十二節　住宅の平時関係……四九六
第四百三十三節　住宅の都市関係……四九七
第四百三十四節　住宅の農山漁村関係……四九八
第四百三十五節　住宅の国際関係……四九九
第四百三十六節　住宅の植民地関係……五〇〇
第四百三十七節　住宅の戦時関係……五〇一
第四百三十八節　住宅の平時関係……五〇二
第四百三十九節　住宅の都市関係……五〇三
第四百四十節　住宅の農山漁村関係……五〇四
第四百四十一節　住宅の国際関係……五〇五
第四百四十二節　住宅の植民地関係……五〇六
第四百四十三節　住宅の戦時関係……五〇七
第四百四十四節　住宅の平時関係……五〇八
第四百四十五節　住宅の都市関係……五〇九
第四百四十六節　住宅の農山漁村関係……五一〇
第四百四十七節　住宅の国際関係……五一一
第四百四十八節　住宅の植民地関係……五一二
第四百四十九節　住宅の戦時関係……五一三
第四百五十節　住宅の平時関係……五一四
第四百五十一節　住宅の都市関係……五一五
第四百五十二節　住宅の農山漁村関係……五一六
第四百五十三節　住宅の国際関係……五一七
第四百五十四節　住宅の植民地関係……五一八
第四百五十五節　住宅の戦時関係……五一九
第四百五十六節　住宅の平時関係……五二〇
第四百五十七節　住宅の都市関係……五二一
第四百五十八節　住宅の農山漁村関係……五二二
第四百五十九節　住宅の国際関係……五二三
第四百六十節　住宅の植民地関係……五二四
第四百六十一節　住宅の戦時関係……五二五
第四百六十二節　住宅の平時関係……五二六
第四百六十三節　住宅の都市関係……五二七
第四百六十四節　住宅の農山漁村関係……五二八
第四百六十五節　住宅の国際関係……五二九
第四百六十六節　住宅の植民地関係……五三〇
第四百六十七節　住宅の戦時関係……五三一
第四百六十八節　住宅の平時関係……五三二
第四百六十九節　住宅の都市関係……五三三
第四百七十節　住宅の農山漁村関係……五三四
第四百七十一節　住宅の国際関係……五三五
第四百七十二節　住宅の植民地関係……五三六
第四百七十三節　住宅の戦時関係……五三七
第四百七十四節　住宅の平時関係……五三八
第四百七十五節　住宅の都市関係……五三九
第四百七十六節　住宅の農山漁村関係……五四〇
第四百七十七節　住宅の国際関係……五四一
第四百七十八節　住宅の植民地関係……五四二
第四百七十九節　住宅の戦時関係……五四三
第四百八十節　住宅の平時関係……五四四
第四百八十一節　住宅の都市関係……五四五
第四百八十二節　住宅の農山漁村関係……五四六
第四百八十三節　住宅の国際関係……五四七
第四百八十四節　住宅の植民地関係……五四八
第四百八十五節　住宅の戦時関係……五四九
第四百八十六節　住宅の平時関係……五五〇
第四百八十七節　住宅の都市関係……五五一
第四百八十八節　住宅の農山漁村関係……五五二
第四百八十九節　住宅の国際関係……五五三
第四百九十節　住宅の植民地関係……五五四
第四百九十一節　住宅の戦時関係……五五五
第四百九十二節　住宅の平時関係……五五六
第四百九十三節　住宅の都市関係……五五七
第四百九十四節　住宅の農山漁村関係……五五八
第四百九十五節　住宅の国際関係……五五九
第四百九十六節　住宅の植民地関係……五六〇
第四百九十七節　住宅の戦時関係……五六一
第四百九十八節　住宅の平時関係……五六二
第四百九十九節　住宅の都市関係……五六三
第五百節　住宅の農山漁村関係……五六四
第五百一節　住宅の国際関係……五六五
第五百二節　住宅の植民地関係……五六六
第五百三節　住宅の戦時関係……五六七
第五百四節　住宅の平時関係……五六八
第五百五節　住宅の都市関係……五六九
第五百六節　住宅の農山漁村関係……五七〇
第五百七節　住宅の国際関係……五七一
第五百八節　住宅の植民地関係……五七二
第五百九節　住宅の戦時関係……五七三
第五百十節　住宅の平時関係……五七四
第五百十一節　住宅の都市関係……五七五
第五百十二節　住宅の農山漁村関係……五七六
第五百十三節　住宅の国際関係……五七七
第五百十四節　住宅の植民地関係……五七八
第五百十五節　住宅の戦時関係……五七九
第五百十六節　住宅の平時関係……五八〇
第五百十七節　住宅の都市関係……五八一
第五百十八節　住宅の農山漁村関係……五八二
第五百十九節　住宅の国際関係……五八三
第五百二十節　住宅の植民地関係……五八四
第五百二十一節　住宅の戦時関係……五八五
第五百二十二節　住宅の平時関係……五八六
第五百二十三節　住宅の都市関係……五八七
第五百二十四節　住宅の農山漁村関係……五八八
第五百二十五節　住宅の国際関係……五八九
第五百二十六節　住宅の植民地関係……五九〇
第五百二十七節　住宅の戦時関係……五九一
第五百二十八節　住宅の平時関係……五九二
第五百二十九節　住宅の都市関係……五九三
第五百三十節　住宅の農山漁村関係……五九四
第五百三十一節　住宅の国際関係……五九五
第五百三十二節　住宅の植民地関係……五九六
第五百三十三節　住宅の戦時関係……五九七
第五百三十四節　住宅の平時関係……五九八
第五百三十五節　住宅の都市関係……五九九
第五百三十六節　住宅の農山漁村関係……六〇〇
第五百三十七節　住宅の国際関係……六〇一
第五百三十八節　住宅の植民地関係……六〇二
第五百三十九節　住宅の戦時関係……六〇三
第五百四十節　住宅の平時関係……六〇四
第五百四十一節　住宅の都市関係……六〇五
第五百四十二節　住宅の農山漁村関係……六〇六
第五百四十三節　住宅の国際関係……六〇七
第五百四十四節　住宅の植民地関係……六〇八
第五百四十五節　住宅の戦時関係……六〇九
第五百四十六節　住宅の平時関係……六一〇
第五百四十七節　住宅の都市関係……六一一
第五百四十八節　住宅の農山漁村関係……六一二
第五百四十九節　住宅の国際関係……六一三
第五百五十節　住宅の植民地関係……六一四
第五百五十一節　住宅の戦時関係……六一五
第五百五十二節　住宅の平時関係……六一六
第五百五十三節　住宅の都市関係……六一七
第五百五十四節　住宅の農山漁村関係……六一八
第五百五十五節　住宅の国際関係……六一九
第五百五十六節　住宅の植民地関係……六二〇
第五百五十七節　住宅の戦時関係……六二一
第五百五十八節　住宅の平時関係……六二二
第五百五十九節　住宅の都市関係……六二三
第五百六十節　住宅の農山漁村関係……六二四
第五百六十一節　住宅の国際関係……六二五
第五百六十二節　住宅の植民地関係……六二六
第五百六十三節　住宅の戦時関係……六二七
第五百六十四節　住宅の平時関係……六二八
第五百六十五節　住宅の都市関係……六二九
第五百六十六節　住宅の農山漁村関係……六三〇
第五百六十七節　住宅の国際関係……六三一
第五百六十八節　住宅の植民地関係……六三二
第五百六十九節　住宅の戦時関係……六三三
第五百七十節　住宅の平時関係……六三四
第五百七十一節　住宅の都市関係……六三五
第五百七十二節　住宅の農山漁村関係……六三六
第五百七十三節　住宅の国際関係……六三七
第五百七十四節　住宅の植民地関係……六三八
第五百七十五節　住宅の戦時関係……六三九
第五百七十六節　住宅の平時関係……六四〇
第五百七十七節　住宅の都市関係……六四一
第五百七十八節　住宅の農山漁村関係……六四二
第五百七十九節　住宅の国際関係……六四三
第五百八十節　住宅の植民地関係……六四四
第五百八十一節　住宅の戦時関係……六四五
第五百八十二節　住宅の平時関係……六四六
第五百八十三節　住宅の都市関係……六四七
第五百八十四節　住宅の農山漁村関係……六四八
第五百八十五節　住宅の国際関係……六四九
第五百八十六節　住宅の植民地関係……六五〇
第五百八十七節　住宅の戦時関係……六五一
第五百八十八節　住宅の平時関係……六五二
第五百八十九節　住宅の都市関係……六五三
第五百九十節　住宅の農山漁村関係……六五四
第五百九十一節　住宅の国際関係……六五五
第五百九十二節　住宅の植民地関係……六五六
第五百九十三節　住宅の戦時関係……六五七
第五百九十四節　住宅の平時関係……六五八
第五百九十五節　住宅の都市関係……六五九
第五百九十六節　住宅の農山漁村関係……六六〇
第五百九十七節　住宅の国際関係……六六一
第五百九十八節　住宅の植民地関係……六六二
第五百九十九節　住宅の戦時関係……六六三
第六百節　住宅の平時関係……六六四
第六百一節　住宅の都市関係……六六五
第六百二節　住宅の農山漁村関係……六六六
第六百三節　住宅の国際関係……六六七
第六百四節　住宅の植民地関係……六六八
第六百五節　住宅の戦時関係……六六九
第六百六節　住宅の平時関係……六七〇
第六百七節　住宅の都市関係……六七一
第六百八節　住宅の農山漁村関係……六七二
第六百九節　住宅の国際関係……六七三
第六百十節　住宅の植民地関係……六七四
第六百十一節　住宅の戦時関係……六七五
第六百十二節　住宅の平時関係……六七六
第六百十三節　住宅の都市関係……六七七
第六百十四節　住宅の農山漁村関係……六七八
第六百十五節　住宅の国際関係……六七九
第六百十六節　住宅の植民地関係……六八〇
第六百十七節　住宅の戦時関係……六八一
第六百十八節　住宅の平時関係……六八二
第六百十九節　住宅の都市関係……六八三
第六百二十節　住宅の農山漁村関係……六八四
第六百二十一節　住宅の国際関係……六八五
第六百二十二節　住宅の植民地関係……六八六
第六百二十三節　住宅の戦時関係……六八七
第六百二十四節　住宅の平時関係……六八八
第六百二十五節　住宅の都市関係……六八九
第六百二十六節　住宅の農山漁村関係……六九〇
第六百二十七節　住宅の国際関係……六九一
第六百二十八節　住宅の植民地関係……六九二
第六百二十九節　住宅の戦時関係……六九三
第六百三十節　住宅の平時関係……六九四
第六百三十一節　住宅の都市関係……六九五
第六百三十二節　住宅の農山漁村関係……六九六
第六百三十三節　住宅の国際関係……六九七
第六百三十四節　住宅の植民地関係……六九八
第六百三十五節　住宅の戦時関係……六九九
第六百三十六節　住宅の平時関係……七〇〇
第六百三十七節　住宅の都市関係……七〇一
第六百三十八節　住宅の農山漁村関係……七〇二
第六百三十九節　住宅の国際関係……七〇三
第六百四十節　住宅の植民地関係……七〇四
第六百四十一節　住宅の戦時関係……七〇五
第六百四十二節　住宅の平時関係……七〇六
第六百四十三節　住宅の都市関係……七〇七
第六百四十四節　住宅の農山漁村関係……七〇八
第六百四十五節　住宅の国際関係……七〇九
第六百四十六節　住宅の植民地関係……七一〇
第六百四十七節　住宅の戦時関係……七一一
第六百四十八節　住宅の平時関係……七一二
第六百四十九節　住宅の都市関係……七一三
第六百五十節　住宅の農山漁村関係……七一四
第六百五十一節　住宅の国際関係……七一五
第六百五十二節　住宅の植民地関係……七一六
第六百五十三節　住宅の戦時関係……七一七
第六百五十四節　住宅の平時関係……七一八
第六百五十五節　住宅の都市関係……七一九
第六百五十六節　住宅の農山漁村関係……七二〇
第六百五十七節　住宅の国際関係……七二一
第六百五十八節　住宅の植民地関係……七二二
第六百五十九節　住宅の戦時関係……七二三
第六百六十節　住宅の平時関係……七二四
第六百六十一節　住宅の都市関係……七二五
第六百六十二節　住宅の農山漁村関係……七二六
第六百六十三節　住宅の国際関係……七二七
第六百六十四節　住宅の植民地関係……七二八
第六百六十五節　住宅の戦時関係……七二九
第六百六十六節　住宅の平時関係……七三〇
第六百六十七節　住宅の都市関係……七三一
第六百六十八節　住宅の農山漁村関係……七三二
第六百六十九節　住宅の国際関係……七三三
第六百七十節　住宅の植民地関係……七三四
第六百七十一節　住宅の戦時関係……七三五
第六百七十二節　住宅の平時関係……七三六
第六百七十三節　住宅の都市関係……七三七
第六百七十四節　住宅の農山漁村関係……七三八
第六百七十五節　住宅の国際関係……七三九
第六百七十六節　住宅の植民地関係……七四〇
第六百七十七節　住宅の戦時関係……七四一
第六百七十八節　住宅の平時関係……七四二
第六百七十九節　住宅の都市関係……七四三
第六百八十節　住宅の農山漁村関係……七四四
第六百八十一節　住宅の国際関係……七四五
第六百八十二節　住宅の植民地関係……七四六
第六百八十三節　住宅の戦時関係……七四七
第六百八十四節　住宅の平時関係……七四八
第六百八十五節　住宅の都市関係……七四九
第六百八十六節　住宅の農山漁村関係……七五〇
第六百八十七節　住宅の国際関係……七五一
第六百八十八節　住宅の植民地関係……七五二
第六百八十九節　住宅の戦時関係……七五三
第六百九十節　住宅の平時関係……七五四
第六百九十一節　住宅の都市関係……七五五
第六百九十二節　住宅の農山漁村関係……七五六
第六百九十三節　住宅の国際関係……七五七
第六百九十四節　住宅の植民地関係……七五八
第六百九十五節　住宅の戦時関係……七五九
第六百九十六節　住宅の平時関係……七六〇
第六百九十七節　住宅の都市関係……七六一
第六百九十八節　住宅の農山漁村関係……七六二
第六百九十九節　住宅の国際関係……七六三
第七百節　住宅の植民地関係……七六四
第七百一節　住宅の戦時関係……七六五
第七百二節　住宅の平時関係……七六六
第七百三節　住宅の都市関係……七六七
第七百四節　住宅の農山漁村関係……七六八
第七百五節　住宅の国際関係……七六九
第七百六節　住宅の植民地関係……七七〇
第七百七節　住宅の戦時関係……七七一
第七百八節　住宅の平時関係……七七二
第七百九節　住宅の都市関係……七七三
第七百十節　住宅の農山漁村関係……七七四
第七百十一節　住宅の国際関係……七七五
第七百十二節　住宅の植民地関係……七七六
第七百十三節　住宅の戦時関係……七七七
第七百十四節　住宅の平時関係……七七八
第七百十五節　住宅の都市関係……七七九
第七百十六節　住宅の農山漁村関係……七八〇
第七百十七節　住宅の国際関係……七八一
第七百十八節　住宅の植民地関係……七八二
第七百十九節　住宅の戦時関係……七八三
第七百二十節　住宅の平時関係……七八四
第七百二十一節　住宅の都市関係……七八五
第七百二十二節　住宅の農山漁村関係……七八六
第七百二十三節　住宅の国際関係……七八七
第七百二十四節　住宅の植民地関係……七八八
第七百二十五節　住宅の戦時関係……七八九
第七百二十六節　住宅の平時関係……七九〇
第七百二十七節　住宅の都市関係……七九一
第七百二十八節　住宅の農山漁村関係……七九二
第七百二十九節　住宅の国際関係……七九三
第七百三十節　住宅の植民地関係……七九四
第七百三十一節　住宅の戦時関係……七九五
第七百三十二節　住宅の平時関係……七九六
第七百三十三節　住宅の都市関係……七九七
第七百三十四節　住宅の農山漁村関係……七九八
第七百三十五節　住宅の国際関係……七九九
第七百三十六節　住宅の植民地関係……八〇〇
第七百三十七節　住宅の戦時関係……八〇一
第七百三十八節　住宅の平時関係……八〇二
第七百三十九節　住宅の都市関係……八〇三
第七百四十節　住宅の農山漁村関係……八〇四
第七百四十一節　住宅の国際関係……八〇五
第七百四十二節　住宅の植民地関係……八〇六
第七百四十三節　住宅の戦時関係……八〇七
第七百四十四節　住宅の平時関係……八〇八
第七百四十五節　住宅の都市関係……八〇九
第七百四十六節　住宅の農山漁村関係……八一〇
第七百四十七節　住宅の国際関係……八一一
第七百四十八節　住宅の植民地関係……八一二
第七百四十九節　住宅の戦時関係……八一三
第七百五十節　住宅の平時関係……八一四
第七百五十一節　住宅の都市関係……八一五
第七百五十二節　住宅の農山漁村関係……八一六
第七百五十三節　住宅の国際関係……八一七
第七百五十四節　住宅の植民地関係……八一八
第七百五十五節　住宅の戦時関係……八一九
第七百五十六節　住宅の平時関係……八二〇
第七

第一目　擧よ妻よ保健に目覺めよ
第二目　吾等の敵は性病と結核
第十八項　農村に於ける健民運動強化に關する件……七二七
第十九項　農村に於ける健民運動強化に關する件……七二八
第一目　葬儀費は公費で支給せよ
第二目　肺病を罹すゝ醫者樣
第二十項　農民の保健に關する件……七三三
第一目　農村婦人は早く老婆
第二十一項　健民運動の强化……七三四
第一目　醫者代と葬式費の借金
第二目　生活に理解を持たせる
第三目　醫者を侮辱する「開業醫」
第二十二項　議論を要しない玄米食……七三六
第二十三項　民族力增强の具體方策を促進するの件……七三七
第一目　閉却された國民體育論
第二十四項　「健民」に對する陸軍の所見……七三九
第一目　女子の海外進出氣運
第二目　鄕に入つては鄕に從
第二節　科學に關する事項……七四一
第一項　東亞共榮圈建設に特に風土性を重視すべき件……七四一
第一目　惡い事は二月二十八日だ
第二目　日本が先づ厠を改正せよ
第三目　會計年度も不便多い
第四目　每月一日を科學日とする
第二項　科學技術振興策の實行……七四五
第一目　良い事は一日も早く實行
第三項　「政府は大に實行して居ります」……七四五
第四項　健民教育を以て國民學校一般中等學校の
科學教育の中心目標とする事……七四六
第一目　恐るべき三つの缺陷
第二目　實生活を離れた教育
第三目　科學教育の缺陷
第四目　科學力に對する惡印象
第五項　科學に對する政府の所見……七四九
第一目　研究と國策との連絡
第三節　文化に關する事項……七五一
第一項　大東亞建設の一環としての藝術技術の保有の必要について……七五一
第一目　工藝技術者の保護策
第二項　國策創成の國策遂行に關する件……七五六
第三項　大東亞共榮圈の建設に於ける亞細亞民族協力運動の方法……七五七
第一目　歌舞伎は教育の一端
第二目　娛樂でなく社會教育だ
第四項　翼賛運動の一新體制としての文化職能的國民組織を整備するの案……七五七
第一目　一體文化とは何ぞや
第五項　各種文化團體に權威を持たせよ……七五九
第一目　文化の確立は優れた藝術から
第二目　娛樂でも社會教育でもない、藝術である
第三目　死藏文化財の總動員
第六項　政府の文化宣傳方針……七六三
第一目　各分野の整備的活動

第一編　協力會議の機構と運營

第一章　中央協力會議刷新要綱

第一節　刷新の趣旨

中央協力會議は國民總常會たるの趣旨を强調し萬民翼賛、臣道實踐の基本精神に基き上意下達下情上通を圖り、以て大政翼賛運動の徹底に協力するものとす。

第二節　協力會議の構成

中央協力會議員は右の趣旨に則り職域地域を通ずる各界各層より選定するものとす。

第三節　協力會議の運營

後記部門別會委員は會議員中より特に指名し、別に會議員にあらざるものを出席せしむる事あるべし。

イ、中央協力會議は總常會及部門別會の二種とす。

ロ、總常會及部門別會の議事は議長之を統裁す。

ハ、總常會の開催は年二回を原則とし、必要に應じ臨時總常會を開催す。

ニ、部門別會は必要に應じ之を開催す。

ホ、總常會及部門別會は總會及委員會に分つ。委員會は附託せられたる議題につき協議す。委員長及委員は議長之を指名す。

ヘ、中央協力會議運營委員會は從前の通りとす。

第二章　第三回中央協力會議總常會要綱

第一節　開催趣旨

大東亞戰爭は古今未曾有の規模を以て遂行せられつゝあり、その偉大なる戰果に對してはわれわれ一億國民唯々感激あるのみである。

萬邦をして各々其の所を得しめ億兆をして其の堵に安んぜしめんとする我が皇道の大施のゆくところ、米英蘭が過去數世紀にわたつてアジア全土にはりめぐらせる鐵鎖は今や悉く寸斷され、彼の虐げられし無辜の民族は皆く皇風に浴せんとしてゐる。

今こそ我らは益々皇道精神を振作しいよいよ統帥に安んぜしめんとする我が皇道の大施のゆくところ、米英蘭が過去數世紀にわたつてアジア全土と大東亞新秩序建設とに邁進し、米英等の軌跡なる思想謀略に對しては斷乎之を排撃しなければならない。

茲に總選擧を通じて擧國態勢は內外に顯示され、後國民組織の强化國防生活の徹底を圖り、一億一心不動の態勢を確立し以て大東亞戰爭の完遂と大東亞新秩序建設とに邁進し、米英等の軌跡なる思想謀略に對しては斷乎之を排撃しなければならない。

茲に總選擧を通じて擧國態勢は內外に顯示され、大政翼賛會また玆にその機能を刷新し、國民に基

き全國民運動を傘下に收め、障害を一新して翼賛臣道實踐の國民組織確立の推進中核體たるの實を一層發揮することゝなつた。

中央協力會議は過去一年半に亘り民意發揚の機能に任じ大政翼賛運動を推進し來つたのであるが、現下時局の飛躍的段階に對應してその機構運營を一層刷新し、擧げて大東亞戰爭完遂の國民的決意を固くし、國内態勢の整備を促進するため玆に別項重點に基き會議を開催せんとするものである。

第二節 會議重點

第一項 思想戰の强化

皇道精神の昂揚、大東亞共榮圏建設、米英帝國主義よりの被壓迫民族解放運動、アジア民族協力運動等の進展に伴ひ、國民一體となり世界新秩序樹立のための思想戰を强力に展開せんとす。

第二項 國民組織の確立

大政翼賛會の機構擴充に伴ひいよいよ大政翼賛運動の骨幹たる町内會、部落會、隣組、職域組織の整備、國民總動員態勢の確立を期し以て一層國民總力の實を擧げんとす。

第三項 長期戰完戰のための國防生活の徹底

大東亞戰學下の皇國民生活を益々實踐明朗にし、勤勞精神の昂揚と餘剩勞力の捻出、生活資材配給消費合理化の徹底、貯蓄運動、健民運動の强化等により長期戰完勝のための國防生活の徹底を計らんとす。

第三節 開催期並に會場

開催期 昭和十七年九月廿六日より九月廿九日迄

場 所 東京市麹町區丸ノ内三ノ一四 大東亞會館

第三回中央協力會議總常會運營方針

第三回中央協力會議總常會運營方針を次の如く定むるものとす。

第一節 總 會

第一項 總會に於ける發言はなるべく會議の重點に基いて行ふものとし、その詳細については委員會に於て之を協議するものとす。總會に於て直ちに處理するを可とするものある場合は議長は適宜之を統裁す。

第二項 總會は代表的議題につき會議員に於て先づ提案說明をなし、次で之に關聯して出來得る限り活潑なる意見を交換し、必要により一部門を終る毎に政府並に本部の總括的發言を行ふものとす。

第二節 委員會

第一項 委員會に附託する議題は總會に上程處理せる以外のものを整理して附託された議案は、更にその中に重點を設け、之を中心としてすべての問題に及び、實點的に具體策を定める。

第二項 委員會の結果を單なる經過報告たらしめず、綜合的に纒りまとめるため、可能なる限り委員會を午前八時より午後四時迄七時間にて打切り、午後四時より同五時迄委員長並に當該委員若干名及び本部關係局長等集りて委員會の結果を要約し、委員長報告作成の基礎を作る。

第三項 委員會に附託された議案は、更にその中に重點を設け、之を中心としてすべての問題に及び、實點的に具體策を定める。

第四項 委員會の結果を單なる經過報告たらしめず、綜合的に纒りまとめるため、可能なる限り委員會を午前八時より午後四時迄七時間にて打切り、午後四時より同五時迄委員長並に當該委員若干名及び本部關係局長等集りて委員會の結果を要約し、委員長報告作成の基礎を作る。

第五項 委員會には政府側の出席を求め、其の議事は委員長主宰の下に行ふ。

第四章 第三回中央協力會議總常會日程

◇第一日（九月二十六日）

開會式（國民儀禮） 午前九時

總會

開會 午前九時三十分

内閣總理大臣、大政翼賛會議長挨拶

議長挨拶

皇軍に對する感謝決議に關する事項

大政翼賛會狀況報告

陸軍大臣發言 午前十時十分―十時二五分

海軍大臣發言 同 十時二五分―十時四十分

外務大臣發言 同 十時四十分―十時五五分

議題協議

提案說明 同十時五五分―十二時

（晝休）

支那大臣發言 午後一時―一時十五分

内務大臣發言 同 一時十五分―一時三十分

司法大臣發言 同 一時三十分―一時四五分

遞信大臣發言 同 一時四五分―二時

情報局總裁發言 同 二時―二時十五分

議題協議

提案說明 同 二時二十分―五時

散會

◇第二日（二十七日）

再會 午前九時

企畫院總裁發言 同 九時十分―九時二五分

商工大臣發言 同 九時二五分―九時四十分

農林、拓務大臣發言

鐵道大臣發言

議題協議

提案說明 同 九時四十分―十時

（晝休）

議題協議 同 十時―十時十五分

提案說明

厚生大臣發言 午後一時―二時十分

大藏大臣發言 同 二時十分―二時三五分

議題協議 同 二時三五分―二時五十時

提案說明 同 三時―五時

散會

◇第三日（二十八日）

再會 午前八時

委員會 同 八時―午後四時三十分

散會 午後五時

◇第四日（二十九日）

再會總會 午前九時

第一委員長報告

政府並翼賛會本部發言

第二委員長報告

政府並翼賛會本部發言

第三委員長報告

政府並翼賛會本部發言

（晝休）

第四委員長報告

政府並翼賛會本部發言

第五委員長報告

政府並翼賛會本部發言

第六委員長報告

政府並翼賛會本部發言

議長統裁

議長挨拶

閉會式 午後四時

宮城遙拜（會場着席者にて行ふ）

一、敬禮（以下會場にて最敬）

二、國歌齊唱（一同）

三、祈念

四、議長挨拶

五、萬歳奉唱

六、敬禮

散會 午後六時

第二編　總　常　會

第五章　中央協力會議運營委員會規程

第一條　中央協力會議運營委員會ハ中央協力會議ノ　委　員
組織運營並ニ中央協力會議上提議案ノ整理及ビ中　會議員側
央協力會議ニ於テ議長ノ統裁セル議題ノ處理促進
ニ關スル事項ヲ掌ル

第二條　本委員會ノ委員長ハ中央協力會議長トシ、
副委員長ハ總務局長ヲ以テ之ニ充ツ
委員ハ各局長及ビ中央協力會議員若干名ヲ以テ之
ニ充ツ

第三條　本委員會ニ幹事ヲ置ク
幹事ハ各部長及副部長若干名ヲ以テ之ニ充ツ
幹事ハ本委員會運營ニ必要ナル諸調査原案作製等
ニ當ル

第四條　本委員會ニ連絡員ヲ置ク
連絡員ハ關係部局職員中ヨリ選任シ常時本委員會
ノ事務ニ從事セシム

運營委員氏名

委員長　安藤議長　　本部側

副委員長　小平總務局長

朝比奈策太郎　子爵
織田信恒
小畑忠良
久米正雄
鄉古潔
下中彌三郎
膳桂之助
田中長茂
挾間茂
廣瀨久忠
船田中
本位田祥男
松井春生
八角三郎
石黑鍊成局長
相川實體局長
永井東亞局長
鹿島調査局長
草間總裁秘書

開會式（午前九時十分）

（誓）

我等は畏みて　大御心を奉體し和衷協力以て
大政翼贊の臣道を完うせんことを誓ひまつる

（岡虎十郎氏朗讀）

國内結束の根源——

生死を共にする戰友の氣持

内閣總理大臣
大政翼贊會總裁　東條英機

挨拶

玆に第三回中央協力會議を開催するに當りまして、一言御挨拶を申上げます。

大東亞戰爭勃發以來玆に十一ケ月、廣大なる地域に亘りまして、御稜威の下克く偉大なる戰果を收めつつある忠勇無比なる海陸軍將兵の善謀勇戰に對しまして、皆さまと共に深甚なる敬意と謝意とを表しまするとと共に、護國の英靈となられました方々に對しまして、謹んで敬弔の誠を捧げ、併せてその遺族の方々に並に傷病將兵各位に對しまして、衷心より感謝と同情の意を表する次第であります。而してこの輝かしき戰果の蔭にあつて、あらゆる艱難を克服し、各々その職域を通じて、御奉公の誠を致され、前線銃後一體の實を擧げつつありまする國民諸君の拂まざる御努力に對しまして、萬腔の敬意と謝意とを拂つて已まざるものであります。

惟ふに、大東亞戰爭は建國三千年、國體の精華發揚として輝く帝國が、東亞安定に關しまして、隱忍に隱忍を重ねたる積年の努力が悉く水泡に歸せんとするに際し、己むに己まれず蹶然起つて米英の一切の障碍を破

碎せんとする世界未曾有の大戰爭であります。徹底的に米英を擊碎し、飽くまでも米英をして帝國の不拔の意志に屈服せしめて、多年に亘る禍根を芟除せざれば已まざる大戰爭であります。中途半端に終り去ることの出來ない大戰爭なのであります。而してこの大戰爭は、御稜威の下全世界を驚倒せしめたる帝國の一方的大戰勝によつて發足致したのでありまするが、この大戰果に呼應致しまして、國内にありましても、軍官民一體、眞に協心戮力の實を發揮しつつ、各方面に亘つて、飛躍的に國内戰時體制の整備を行つて參つたのであります。斯くして帝國は戰略的にも、政略的にも最も有利なる態勢を確立致しまして、驚くべき短期間に於て次の戰爭段階に對する準備を完成したのであります。

然しながら、米英は敗戰を重ねて前途正に暗澹たるものあるにも拘らず、彼等の經濟力、戰中その生產力に恃んで强靭にも喰ひ下り、戰捗にも反攻せんとする氣構へを示して居るのであります。蓋し、米英のこの氣勢たるや、決して輕視すべからざるものがあるのであります。即ち、米英兩國は生死の最後の關頭に立つて、その數百年來蓄積せる富と力とを傾け、我に戰ひを挑んで居るのであります。素より御稜威の下天佑神助の加護あり、盡忠無比の皇軍を推する帝國と戰しましては斷じてこれを恐るるものではないのでありまするが、一日と雖も油斷をすることは許されないのであります。結戰に於ける赫々たる大戰果は、最後の勝利我にありとの確信を愈々絕對不動のものと致したのでありまするが、今後眞に國民が渾然一體、力を合せてこそ、始めて最後の勝利を確保し得るものと私は信ずるのであります。

由來戰爭は意志と意志との戰ひであります。頑張り合ひの鬪ひであります。持久力の爭ひであります。總力戰たる近代戰爭に於て特に然りであります。隨ひまして、今後に於ける大東亞戰爭の樣相は文字通り各國がその興廢存亡を賭しての戰ひであり、最後の五分間迄頑張り通したものに、勝利の榮光は輝くのでありま

す。戰ひは正にこれからだと申しまする所以は、實に玆にあるのでありまして、一億國民が奮起し、而も飽くまで頑張りを必要とする、洵に今日より大なるはなしと申すべきであります。而して米英の頑張りは絕望の淵に臨むあがきであり、日本の頑張りは光明に滿てる建設の喜びであります。玆に日本と米英との間に本質的な相違があるのであります。今やわれわれの友人は、われわれの兄弟は、勇躍陸に、海に、また空に彈丸雨飛の間、熾烈なる戰鬪を續けて居るのであります。只今私が諸君の前でお話をしてゐるこの瞬間に於ても、幾多忠勇義烈の士が身を鴻毛の輕きに置いて、雄々しくも君國に殉じて居るのであります。これを思ひまする時、直接彈丸の中を潛らない銃後國民と雖も、熱き血潮の胸に高鳴るを覺え、愈々滅私奉公の誓ひを固くせざるを得ないのであります。昨年十二月八日恰も中央協力會議の當日、畏くも宣戰の大詔を拜し、一億國民が忘れんとして忘れ得ざる、あの感激の日より十ヶ月間、玆に再び相會して中央協力會議を開催することと相成つたのでありまするが、私は今や一億國民は更に思ひを新たにし、靜かに内に省み、今後一層の努力を傾注すべき時期であると信ずるものであります。即ち今日こそ、一億國民の一人々々が眞に祖國の運命を擔つて立つて居るのであるとの自覺を新たにして、苟くも各人の有する全智全能を剩す所なく、戰爭目的完遂に集中すべき時期である、と信ずるのであります。

斯くして陸海軍の水も漏らさぬ完璧の陣容その虛々實々を盡す至妙なる不斷の作戰に配するに、銃後官民の岩をも徹す鐵石の結束を以てする、是れ正に大東亞戰爭目的完遂上、平凡の如くにして而も最も根本的なる絕對要件であります。而してこの國内鐵石の結束あつてこそ初めて、戰力は倍加せられ、飛躍的なる生產擴充も可能となり、如何なる困難の克服も容易なのであります。この結束强化のため、私は機會のある每に

いろ〳〵と所信を披瀝致して參つたのでありますが、これを要するに、國内結束の根源はお互が苦樂を分つ親子兄弟の氣持になり、生死を共にする戰友の氣持になつて、この潤ひのある力強い氣持を實生活の中に如實に具現して行くことにありと信ずるのであります。ここに初めて絶對の信賴が生じ、沒我の協力が生れるのであります。流言蜚語も、第五列の策謀も施すに術なき鐵壁の團結が出來るのであります。政府に於きましてもこの振古未曾有の重大時局に當りまして、國内結束の見地より上意下達と共に、特に下情上通の必要を切實に感じて居るものでありまして、一度その核心に觸れ、その緊急性を認むるや、直に具體的の對策を講じて來て居るのであります。

抑々大政翼贊會設立の趣旨も此處にあるのでありまして、曩に大政翼贊會が國民運動の中核體として各種の國民運動團體をその傘下に收め、盛り上る國民の力によつて眞に強力なる國民運動の展開を圖りつつありますのも亦この趣旨に外ならないのであります。今次開催せられたる中央協力會議の主目標とする所も實に此處に存するのであります。今や、大政翼贊會の活動に期待すること、洵に大なるものがあるのでありますが、皆さまに於かれましては、その卓越せる識見と、豐富なる體驗とを以て、戰爭必勝、建設必成を期するため、國内結束の强化に關する具體的措置の檢討に會議の中心を置き、戰爭下國民の眞情を傳へ、以て大東亞戰爭完遂途上に於ける今次國民總常會の眞價を遺憾なく發揮せられんことを願つて已まない次第であります。聊か所信を披瀝致しまして、私の御挨拶を終りたいと存じます。

尙ほ私午前中この席に居りまして皆さまのお話を承るのが本意でありまするが、十時から樞密院の審議會がございますので、一應中席さしていたゞきます。（拍手）

會議の重點は——

戰時生活を徹底實現に向けて

安藤議長挨拶

本日より向ふ四日間、第三回中央協力會議總常會を開催せらるゝに當りまして、計らずも不肖私が議長として重き任務を擔ふことゝ相成りました。この事は私に取りましては眞に光榮至極に存ずる處でありますと同時に、他面自から顧みまして、この重要なる意義を有する會議の使命を果しますには、甚だその識見と體驗の共に乏しきを思ひ、心私かに恐縮致してゐる次第であります。

就きましては不束ながら、誠意を傾けてこの會議に披瀝展開せらるゝ國民の眞情熱意を傾聽致し、更に當總常會の各委員會の御審議を煩はし、また翼贊會關係の各事務當局、協力會議運營委員會は勿論、關係各官廳方面の御協力御誘掖に與りまして、出來る限り衆議統裁下情上通の適正を期し、これを通じまして政府と國民との間に益々緊密なる關係を釀し出し、これを强化致しますると共に、翼贊運動が眞に國民の中から築き上げられ、盛り上つて來る翼贊の新體制、臣道實踐の推進力となる機緣となり、紐帶となりまして、やがて翼贊運動の全面的飛躍發展に寄與せしめたく念願致して居る次第であります。何卒議員各位に於かれましても、右の次第を篤と御諒察下さいまして、議長の足らざる處を補ふて、本會議の目的を十分に達成し得まするやう、ここに議長就任の御挨拶を兼ね、豫め熱誠なる御協力を御願ひ申上げる次第であります。

次に會議の運營統裁に關しまして二三希望を申上げて置きたいと存じます。既に御承知の如く、去る五月十五日の閣議決定を以て、大政翼贊會の機能刷新に關する方針が明かにせられまして、これに伴ふ翼贊會の機構も改變せられ、人事その他におきましても更新を見たのであります。この事につきましては後刻後藤事務總長よりその概要を改めて御報告申上げる筈でありますから、玆にはこれを省略致しますが、これと關聯して中央協力會議の機構、議員の銓衡範圍並に人員の點につきましても新構想が加へられ、地域職域等に於て平素擬身實踐の衝にお當りになつて敢闘せられて居りまする有德熱誠の方々が多數參加せらるゝことゝ相成りましたので、今次の會議に於きましては自から國民の志氣を一層昂揚し、益々國民組織の確立を期すると共に、長期戰完勝のための戰時生活を徹底實現致すことに、會議の重點が集中せらるゝであらうといふことを確信し、且つ念願致す次第であります。

既に中央協力會議も通常及び臨時の總會を併せて四回の回數を重ね、この度は第五回目の總會であり、殊に最近翼贊會の組織擴充强化直後の事でもありまして、一船國民は申すに及ばず、遠く大東亞地域内各方面よりの關心も相當集中せられて居ることゝ存じます。又政府に於ても深き關心と期待を以て御誘掖を惜まれざるものと信じます。就ては、今日以後四日間、尙ほ殘餘相當酷しき折柄誠に御苦勞に存じますが、御奮發御努力下さるやう、重ねてお願ひ申上げる次第でございます。これを以て御挨拶を終ります。（拍手）

○

議長　議事日程に入るに先立ちまして玆に議長より皆さまにお諮り致したいと存じます。東亞の一角に支那事變が勃發致しまして以來征戰正に六年、昨年末には米國並に英國に對し、畏れ多くも宣戰の大詔を拜しまして、支那事變は遂に大東亞戰爭に大飛躍を遂げたのであります、いまや戰ひの及ぶ所北はアリューシャン群島より西ビルマ、南方赤道以南に及ぶ廣漠たる地域に、忠勇無比なる皇軍は御稜威の下、世界を驚歎せしむる大戰果を擧げ日夜大東亞戰爭にその歩武を進めつゝあるのであります。この大業遂行の途上において犧牲となられました英靈に對しまして謹しんで敬弔の誠を捧げますと共に、皇軍將兵の必死の御奮闘に對しまして第三回中央協力會議は一億國民の家族會議として、心からなる感謝の決議を行ひたいと存じます。願くは滿場拍手をもつて熱誠なる御贊成の意を表せられんことをお願ひ致します。

（拍手送る）

（皇軍に對する感謝決議）

大東亞戰爭開始せられて玆に十閲月皇軍將兵は、海に陸に米英の前進基地を擊碎し、東亞の大天地皇風に靡かざる所なく、日の丸の光を仰がざるの地なし。しかも重慶政權に對する膺懲の劍は、いよいよ光芒を加へ、北邊の守は、嚴として鐵桶の如し。これ實に、皇軍將兵各位が、萬死報國の軍神的精神を體得せる勇戰敢闘の賜にして、吾等國民の感激措く能はざる所なり。吾等は、この大戰果に依りて、敢て驕らず必勝不敗の信念をいよいよ强化し、戰爭完遂のために銃後協力の忠誠を致さんことを期す。玆に、謹んで異域の海に陸に空に護國の華と散りたる幾多の英靈に對し敬弔の誠を獻ぐると共に、大東亞の東西南北に於て、奮闘せられつゝある將兵各位に對し深甚なる感謝の意を表す。

（議長）就きましては甚だ僭越でございますが、私の手許に案文を用意致して居ります只今係りの者をして朗讀致させますから、お聽取りを願ひます。

（高木協力會議部長事務取扱）朗讀

（議長）只今決議文につきまして、御同意の方々は敬意を表します

長に御一任願ひたいと存じます。〔拍手起る〕

（議長）滿場一致可決になりました。有難うございました。御決議をいたゞきましたにつきましては、本日早速清書の出來次第會議員の代表の方によりまして陸海軍省に持參の上、御當局にお願ひ申しまして、それ〴〵現地へ傳達の手續を執つていたゞくことに致します。就きましては甚だ僭越でございますが、その代表者の氏名を議

ため御起立を願ひたう存じます。〔總員起立〕

（議長）滿場一致可決になりました。有難うございました。御決議をいたゞきましたにつきましては、本日早速清書の出來次第會議員の代表の方によりまして陸海軍省に持參の上、御當局にお願ひ申しまして、それ〴〵現地へ傳達の手續を執つていたゞくことに致します。就きましては甚だ僭越でございますが、その代表者の氏名を議

（議長）それでは一七六番堀江英二郎さん、同じく三〇番上田與一郎さんに陸軍省へお願ひ致します。尙ほ海軍省の方は三番青塚恒治さん、三一番上野芳松さんにお願ひ致します。

（議長）只今から大政翼賛會の狀況につきまして後藤事務總長より御說明を願ひます。

大政翼贊會事務報告

（後藤事務總長說明）本會活動の情況一般に關し、その概要を申し上げたいと存じます。大東亞戰爭勃發以來十ケ月、この間に於きまして御稜威の下、忠誠勇武なる皇軍將兵の善謀力戰は克く陸に、海に、赫々たる戰果を擧げて參りましたことは我等一億國民の齊しく感謝感激致す所でございます。然しながら、大東亞戰を勝ち拔き、米英の勢力を徹底的に驅逐し、大東亞諸民族をして洽く皇風に浴せしめまするが爲めには、われわれ國民は今日愈々臣道の實踐に精進致し、その總力を結集致しまして、必勝の國內體制の確立せねばならぬのであります。この必勝の國內體制の確立は、政府の施策と相俟つて、眞に盛り上る國民の熱誠により始めて期待し得らるゝのでありまして、今日ほど純正熾烈なる國民運動の要請せらるゝ秋はないと存ぜらるゝのであります。卽ち「萬民翼贊、一億一心、戰分泰公の國民組織を確立しその運用を圓滑ならしめ以て臣道實踐體制の實現を期する」といふ大政翼贊運動の推進に當る本會の任務は今日に於て寔に重且大なるものがあるのであります。

大政翼贊會の機能刷新

政府に於かれましてはこれに鑑みられて、去る五月十五日の閣議に於て大政翼贊會の機能刷新に關する重大なる決定を行はれたのでございまするが、その根本方針とせらるゝ所はこの時局に於て、政府は戰爭遂行のために、直接關係ある事務は强力にこれを實行せらるゝと共に、國民運動に屬するものと考へらるゝ事務並に運動の直接指導は出來得る限りこれを全國民の盛り上る力によつて强力に行はるゝことを期し、官に於ては必要なる指導をなすに止められ、これらの運動は本會に集大成せらるゝことと相成つたのであります。この問題に關しましては更に六月二十三日の閣議に於きまして具體案が決定致されましたが、右二回に亘る閣議決定の內容はこれを要約致しまするに、卽ち各種國民組織的の運動團體をそれ〴〵現狀に著しき變更を加へずして本會の傘下に收め、選擧刷新等の國民運動の事務及び推進は本會をしてこれに當らしめ、更に部落會町內會等に、その自治的機能を强化すると共に、本會の指導する組織となし、本會をしてこれが育成强化に當らしむる等でありまして、要するに本會をして愈々その本來の使命たる萬民翼贊、臣道實踐の國民組織確立の中核體たるの實を擧げしめんとするに在ると存ずるのであります。本會に於きましてはこれら閣議決定の方針に卽應致しまして、既に六月十日「大政翼贊會機能刷新基本方針」を決定致し、增大せる本會の任務の遂行に堪ふべき態勢を整ふることゝし、差し當り必要なる機構の刷新を行つたのであります が申すまでもなく、今回各官廳より委讓せられまする業務は何れも行政機能と脣齒輔車の關係にあるのでありまして、これが實施に當りましては政府並各官廳との連繫を緊密にするは勿論先般結成せられましたる翼贊政治會とも相提携致しまして、大政翼贊に邁進せんとするものであります。中央本部機構刷新の要點は、事務局に總務局以下の五局を設けまして、また中央協力會議並に調査會を刷新强化すると共に、關係諸團體の統制運營に當りますため新たに事務局に統制委員會を設置致したのであります。地方機構刷新に關しましては道府縣支部並に六大都市支部に新に事務局長を置き、又中央に準じて支部長直屬の地方統制委員會を設くると共に、部落會、町內會等に對する指導の徹底を圖るための措置を講じたのであります。尙ほ地方支部事務局の組織の充實は目下着々進行中であります。部落會町內會等の指導に關しましては本會はこれに對して行ふ指導を徹底するための措置と致しまして、新に部落會町內會等に世話役を隣保班に世話人を設け、部落會町內會等の常會を指導して大政翼贊運動の推進徹底を圖ると同時に、翼贊運動の眞髓が國民の最下部組織に透徹する仕組と相成つたのであります。

本會機構の刷新要點

以下本會機構刷新に關聯致しまする二、三の點につきまして更に申述べて見たいと存じます。新に設置致されました統制委員會に關しましては、その委員としては內閣及び關係各省の諸官、大政翼贊會各局長並に關係團體たる大日本翼贊壯年團、大日本興亞同盟、大日本產業報國會、農業報國聯盟、商業報國會、日本海運報國團、大日本青少年團、大日本婦人會の各團體の理事長又はこれに相當されます方々が本會總裁の委囑又は命令によりまして、本委員會は旣にその運營を開始致して居るのであります。

次に在來の調查委員會はこれを改組致しまして調查會となし、現實生活に卽する調查に主眼を置くと共に、特に翼贊政治會の政務調查會と常に緊密なる連繫を保ちまして、本會運動の目的達成に寄與すべきことを旨と致したのであります。調查會は調查項目別に專門の十委員會にこれを區分し、眞に調查の目的たる事項に關し專門的智識を有する權威者を委員に簡拔委囑致しまして、各委員會を通じ調查題目も決定、今や着々調查を進められ、必要なる實地調查も開始されんとして居る次第であります。

中央協力會議につきましては、議長からお話もございましたので多くを申上げません。このたびその機構運營を刷新致し、從來の各界代表のほか地方代表としまして道府縣六大都市代表者二名宛關つて居りましたのを各一名とし更に町村、町內會、部落會關係、地方職域關係等からも多數御參加を願ひまして、併せて二百二十二名の會議員を御願ひ致し、又會議運營についても出來得る限り工夫を加へ、この會議をして眞に國民總常會たるの趣旨に副はしむるやう努めたのであります。尙ほ本會事務局の活動につきましては、從來本會の遂行し來れる諸事業及び新に委讓せられたる諸運動の推進に鋭意努力致して參つて居りまするとと共に、この重大至極の時局に卽應すべく、更らに諸般の企畫を樹て愈々本會の使命遂行に邁進せんと致して居るのであります。

以上を以ちまして本會の情況に關する概要を申上げたのでありまするが、現下重大時局の要請に鑑みまする時、今こそ國民はその一人々々が眞に殉國の精神に徹底し、その總力を結集して御奉公の誠を致さなければならぬ秋でありまして、本會に課せられたる仕務は益々重且つ大なるものあるを感ずるのであります。われわれ中央本部に職を奉じまする者、寔に不敏不德ではございますが、唯々赤誠を盡して、その務めを果すべく日夜努力を致して居るのであります。何卒皆樣に於かれましても一層の御支援御協力を賜ひたいと存ずる次第でございます。これを以て私の報告を終ります。

（議長）陸軍大臣に代り陸軍次官より御發言を願ふことに致します。

戰力の急速增強下に

總反抗に出でんとする米英協同作戰

木村陸軍次官の戰況說明

陸軍大臣に代つて申上げます。玆に第三回中央協力會議を開催するに當りまして、帝國陸軍に關する事項につき申述べ得ますことは洵に欣幸とするところであります。

先づ南方における狀況でありますが、軍は現下收め得たる戰果を益〻擴大すべくこれが準備に遺憾なきを期すると共に、南方の開發を促進して大東亞戰爭完遂の目的達成に寄與すべく努力致して居ります。即ち海陸軍は緊密に協力し、眞に一體となりまして治安の恢復、重要國防資源の急速取得及び作戰軍の現地自活に重點を置き、着々經濟開發の歩を進めて居るのであります。占領地統治に當りましては極力在來の組織機構を利用すると共に、民族的慣行を尊重し、以て現地の實情に即する如く行政を實施することに努めて居ります。原住民に對しては恩威並行し、苟も小乘的愛撫に流れざる加く著意して指導して居りますが、彼等原住民は皇軍を絶對に信賴し喜んでわが施設工作に協力して居る狀況でありまして、治安の如きも概ね良好であります。

經濟開發に關しましては、本戰爭の本質に鑑み大いに努力して居ります。重要産業施設は一般に相當の破壞を受けて居りましたが軍の熱意と開發業者の逐次現地に到着せられると相俟つてその復舊は順調に進捗し、今年晩期して居りました重要物資は概ね取得し得る見込であります。物資の對日輸送は軍において極力援助し、軍はその徵傭船を全幅活用するに努め、以て一億國民の戰爭完遂の熱意に應ふるため涙ぐましき活動を續けつゝありますが、船腹の關係等より採つて以て直ちに生産力の擴充、國民生活の向上等に資し得ない部分があることを遺憾に存じます。

次に支那方面の狀況を申述べたいと存じます。先般浙贛作戰を實施し敵航空基地の覆滅と浙江、江西兩省の敵戰力の破摧並にこの方面よりする援蔣ルートを破壞致しましたることは今なほ御記憶に新たなことゝ存じます。重慶政權の戰力は大東亞戰開始以來、支那沿岸が完全にわが制壓下に歸したること及びビルマ・ルートの完全遮斷並びに屢次行はれたるわが作戰と不斷の肅清討伐の結果、低下の兆を認むるのでありますが、未だ尙ほ米英の支援を賴んで抗戰意志を捨てないのであります。隨つて、今後は一層南方作戰の成果を通して援蔣の禁絶、抗戰力の減殺を圖り、政戰兩略の手段を積極化し以て重慶政權の屈服を促進する考へであります。

また滿洲その他の北邊地方にあります部隊は各種困難なる環境に處しまして、一意その任務に邁進し、些かの緩隊なき北邊の守りを全うして居ります。更に帝國內にあります部隊も晝夜の別なく或は防衛に、或は教育に、或は訓練に、或は繁多なる後方の業務に當り、克く出征部隊をして後顧の憂ひなからしめて居るのであります。

隨つて考へますに、戰爭開始以來縷々たる戰果を收め得たのであります。射擊及び行軍等の軍事的訓練を振作し、以て體力、氣力の充實に一層眞劍なる力をはらはれたいのであります。

三、國民の防空意識　防空につきまして、大東亞戰爭開始以來の赫々たる戰果により、却つて國民の防空意識が低下せるやの憂がないでもありません。帝國陸海軍は日夜警備を嚴にして遺算なきを期して居る次第でありますが、航空戰の本質と敵性米國の航空大擴張の現狀に鑑み決して油斷はなりません。故に益〻訓練を强化し、施設を整備し、以て防空必勝の信念の下に、軍官民一體鐵石の防空陣を完成せられんことを切望致します。

四、軍需産業生産力　の增强擴充につきまして、敵國の狂奔的軍備擴充に對抗し克くこれを制せんがためには、國內軍需産業の生産力を益〻增强擴强擴充するの必要がありますることは玆に贅言するの要を認めないのであります。この事に關しましては官民共に非常なる努力を重ねられて居るのでありますが、遺憾ながらまだ〳〵所要の域に達しないのであります。今後一層の御努力をお願ひ致します。

五、防諜と敵性謀略　の破碎につきまして、戰爭の本格的長期化に伴ひまして米英兩國が益〻宣傳謀略等の秘密戰的策謀に力を注ぎ、特に經濟、思想等の部面に於ける活動を活潑ならしめ、わが戰爭の遂行を阻害せんとすることは明瞭でありますのみならず、共産分子の暗躍も亦看過し得ないものがあります。この際注意を倍蓰してこれが封殺を期せねばならぬと存じます。

六、軍人援護　軍人援護に關しましては各位の非常なる努力によりましてその成果見るべきものがあります。ために第一線將兵は後顧の憂なく、一意軍務に精進致して居る有樣でありまして誠に感謝に堪へません。今後共一層の御配意を得たいのであります。

今や大東亞戰爭は本格的に長期戰に移行せんとし、今後益〻積極的活動を展開して所期の目的を達しまするためには幾多の困難、障碍とましたが、大局的に見ればこれは米英蔣關の包圍圈を突破して帝國自存自衞の基礎を確立したといふに過ぎないのであります。即ち米濠の連絡は未た十分遮斷せられず、また英國より中南阿を經て西阿印度に向ふ戰略線も着々整備せられある狀況でありまして、米英の反擊企圖は漸く顯著ならんとして居るのであります。また米英兩國は益〻緊密一體化し、あらゆる困難を克服して國內體制の整備を圖り、その豐富なる物質力を恃んで戰力の急速增强に邁進し、その成るを俟つて總反攻に出でんとして居るものゝ如くでありますから、總理大臣の申された通り大東亞戰爭の本格的發展は正に今後に在るのであります。帝國陸軍と致しましては海軍との協同を一層緊密に致し、益〻團結を鞏固にし益〻軍の精强を圖り、樞軸國軍と相呼應し、以て積極的作戰を展開致しまして、敵國戰力の徹底的破摧に邁進せんことを期して居る次第であります。就ては戰爭遂行上の見地より若干意のある所を申上げ各位の積極的御協力を御願ひしたいと存じます。

一、國民意氣の昂揚　につきまして、第一線將兵は諸種の行動におきましても日夜懸念致して居りまするのは銃後の狀況であります。本年當初米不足の聲が傳はりまするや、將兵の心配は想像以上のものがありましたのでありまするが、全國民が戰時下あらゆる困難に堪へて戰に勝ち拔く意氣に燃え、一丸となつて雄々しく働く姿を如實に示すことが前線を精强に導くこの上なき贈物と存ずるのであります。

二、國民體位の向上　に付きまして、大規模なる長期戰を遂行致しますためには厖大なる兵力を要するのがありまするが、徵兵檢査の結果に徵しましても壯丁の體質逐次低下の兆があり、また出産狀況も所望の如くならざる憾みがあるのであります。入營壯丁のうち直ちに軍務に服し得ない者もありますので、軍部においては殊更積極的なる健兵對策を講じて居る實情であります。隨つて特に國軍の源泉ともいふべき青少年に對しましてはその體位の向上に努むるとともに、創術、

難もこれを克服せねばならんのであります。而して軍官民一致、國家總力の統合發揮こそは戰捷獲得の基礎條件であると信じますが故に、この點に關し一層の御努力と御協力とを切望して已まない次第であります。

終りに臨みまして開戰以來陣歿せられた英靈に對し衷心より哀悼の誠を捧げますると共に、その遺家族の方々並に戰傷病將兵に對しまして深く御同情を申上げます。また國民各位の終始かはらぬ熱烈なる御後援に對しましては唯々感激のほかなく、この機會におきまして厚く感謝の意を表する次第であります。（拍手）

（議長）次に海軍大臣に代つて海軍軍務局長より御發言をお願ひ致します。

最近に於ける米英の動向

海軍大臣挨拶

海軍大臣は本日ぜひこの席に出たい希望でありすしたが、萬已むを得ない用務のため出張致しましたので、私が代りまして海軍大臣の發言を披露致します。

大東亞戰爭開始以來陸海軍の赫々たる戰果は御承知の通りでありまして、わが作戰が所期の進行を見つゝありますことは誠に御同慶の至りであります。飜つて米英の動向について最近觀取せられます顯著なることは、彼等がその尨大なる資源と生産力を恃みとして極力頽勢の挽回に乘り出して來て居ることであります。この際わが國と致しましては斷じて既得の戰果に安ずることなく、又徒に敵の尨大軍備の外貌に畏怖することなく、國家の總力總機關を擧げて戰爭完遂の一途に結集し、必ず戰ひ拔く勝ち拔くために、擧國必死の努力を盡すべき重大なる時機にありと存ずるのであります。わが海軍と致しましては從來も左樣でありましたが、今後益々陸軍と緊密一體の協同を以て戰果の擴充に邁進し以て　上聖慮に對へ奉り、下全國民の期待に背かざらんことを深く期して居ります。

就てはこの際銃後一般に望む所と致しましては總力戰體制の强化擴充、一層に詳しく申しますと國民志氣の昂揚、資源の急速開發、生産力の增强、食糧の確保、海陸輸送力の增進といふが如きことが陸海軍の作戰と關聯して刻下の急務なるを痛感する次第であります。素よりこれらのことにつきましては豫て關係當局より强調せられ、それ〴〵對策も講ぜられて居るのでありますが、各位は地域職域各方面に於ける國民各層の代表的立場に居られ、從つて國民一般と密接不可分の接觸を有して居られまするが故に、私は各位の御指導が國民總力の發揮に重大なる關係あるを確信するものでありまして、今後一層の御努力を切に御願ひ致すものであります。

尙ほこの機會に於きまして國民各位が終始熱誠溢るゝ御後援を賜りましたことに對し、更に海軍の戰死者或は出征將兵に對し深甚なる御同情と御援助とを寄せられましたことに對して衷心よりお禮を申上げる次第であります。（拍手）

（議長）續いて谷外務大臣より御發言をお願ひすることに致します

眞劍味を加へて來た米國民

谷外務大臣世界情勢說明

大東亞戰爭下の緊張裡に大政翼贊會におかれまして全國常會大會と

も申すべき中央協力會議を開催せられまするに當りまして、一言御挨拶を述べる機會を與へられましたことは、私の光榮且つ欣快に堪へないところでございます。宣戰の大詔が渙發せられましてより既に十箇月、この間皇軍は御稜威の下未曾有の大戰果を擧げ、征旅の進むところ敵兵を見ざる有樣でありまして、眞に感激に堪へない次第でございます。畏くも大詔により示し給ひましたところに明かでありますから特に申上ぐるまでもありませんけれども、帝國が敢然矛を執つて起ちましたのは、實に米英及びこれに附和する敵性諸國の暴惡比類なき挑戰に遭ひ、自存自衞のため已むを得ざるに出でた次第でありまして、帝國と致しましては再び昨年十二月八日以前の戰慄すべき卑遜なる地位を繰返さないためには、この一戰はいかなる犧牲を拂はうとも、是が非でも戰ひ拔かねばならんのであります。正義は我れにあります。正義に刃向ふ敵はありません　米英の屈服は固より必至であります。同時に帝國には宿敵の擊壞と共に大東亞の建設といふ大使命が課せられてをりまして、この建設の使命を達せずしてはこの戰爭の目的を完遂することは出來ないのであります。いひ換へますれば、今次戰爭は戰爭即建設、建設即戰爭の性格を有する次第でありまして、從來の如き戰爭後の建設といふやうな時間的餘裕は許されないのであります。即ち自衞自存の戰ひはこの半面におきましてこの自衞自存を全うし得べき大東亞共榮圈確立の建設戰たると共に米英勢力の桎梏より大東亞諸民族を離脫せしむる解放戰でもあり、また同時に獨伊等との協力の關係におきましては更に世界新秩序達成のための戰爭でもあるのであります。併しながらかくの如き曠古の大業を成就するには、國民各自が不退轉の勇氣をもちまして職域奉公に邁進し、もつて國家の總力を擧げて聖戰完遂のために結集せねばならんことは勿論であります。この意味におきまして官廳において働く者も、野に出て耕す者も、商事に從事する者も、鑛山に働く者も、船舶を操縱する者も、將たまた家庭を守る女子も、その職域の何たるを問はず國民の各自がみな戰士であり、各自の職域は取りも直さず硝煙彈雨の戰場であります。一億一心、全國民が深く思ひをここに致し、全國民が鐵石の團結をもつて奮鬪致しますれば、忠勇無比なる將兵の奮戰と相俟ちまして、皇國の完勝は期して俟つべく、もつて聖慮に應へ奉るべしと確信する者であります。

戰爭の經過が我れに有利に進展致してゐることは既に御承知の通りでありますが、これに對し敵側の狀況を見まするに、慘敗相踵ぐ米英政府は相當焦慮の色を示し、開戰當初は專ら長期戰に望を囑し、兩三年後戰備の充實を俟つて總攻擊に轉ずる方針なりと宣傳致してをりましたが、最近は本年が戰爭の大勢を決する重大時機である、といふのは日本が大東亞殊に南方の建設に成功すれば手遲れになるといふ見解を抱くにいたり、次第々々に積極的なる戰爭指導方針に轉じつゝあるの樣樣でありまして、歐州においてはソ聯援助乃至第二戰線の構成、東亞におきましては濠洲、支那大陸における反攻基地の强化を焦りつゝ、その間執拗なる對日反撃を試みんとする形勢にあります。米英は樞軸側の共同作戰の威力の前に船腹難の狀況は頓に惡化し戰爭遂行上相當苦境に立ちまして、これが對策に腐心致してゐる體でありますが、兩國とも、戰意はなか〳〵衰へません。特に米國におきましては國民の戰爭に對する態度も漸次眞劍味を加へつゝあることは注意を要する次第であります。他方盟邦獨伊が太西洋及び北アフリカにおきまして赫々たる勝利を擧げると共に、その新秩序建設も尙ほ着々進行してをりますのは心强い限りであります。尙ほ帝國は過日建國十周年を迎へましたる隣邦滿洲國と一億一心の誼を益々厚くし、また國民政府とは同甘共苦の交りを益々深く致し、また泰、佛印等との提携關係も愈々緊密に赴きつゝありまして、北方ソ聯との關係も何ら變更なく依然として靜謐であります。即ち帝國を繞る國際情勢は有利に進展して

ねると申上げ得るのであります。

明二十七日は日獨伊三國條約締結の二周年記念日に當りますが、大東亞戰爭勃發致しまするや三國は直ちに共同戰爭完遂のため協定を締結し、一致團結相携へて目的の達成に邁進してをります。三國が總力を傾注して戰爭完遂並に新秩序建設に協力致しまするならば米英の撃滅乃至世界新秩序の建設の達成は火を睹るよりも明かであります。隨ひまして全國民は戰爭がいかに長期に亙りまするとも、これを完遂するの決心を固むると共に、建設の前途には尚ほ克服すべき幾多の障碍困難の存することを十分覺悟せねばなりません。而して國民が必勝の信念と不屈の決意とをもつて一億一心火の玉のやうになつて進軍致しまする時に、帝國の前途は洋々たるものがあることを信じて疑はない次第でございます。（拍手）

議長の會議運營方針說明

（議長）先刻來陸海軍兩大臣、總理、並に只今は外務大臣よりそれ〴〵御當局の鐵石の御決意と不動の御信念とを承りまして、私共は眞に意を强うする次第でございます。ここに議長から謹でで御禮の意を表します。

これより議案協議に入るに先立ちまして御報告を申上げます。今朝八時議長ほか三十三名の會議員の方々が皆樣の代表と致しまして宮城奉拜、竝に明治神宮及び靖國神社に參拜を致しました。時間の都合上豫め皆さん方にお諮りする遑を得ませなんだので、議長においてかく取計ひましたから御諒承をお願ひ致します。

この際議長代理を御指名申上げてお願ひを致して置きたいと存じます。農商井上三郎さんにお願ひ申上げます。（拍手）

議事日程に入ります前に、議案の分類、議事進行の順序、發言等につきまして二三議長より申上げて置きたいと存じます。會議員の方々から御提案に相成りました議案は總計百七十件でありまして、會議員總數の七割七分に相當致してをります。これらの議案はお手許の議案簿に御覽の通り、從前に比べまして著しく具體性を帶びたる議案が多く、何れも大東亞戰爭完遂の覺悟を固く織込まれた指導的內容を多分に含んでをりまることは、戰爭に對する一億國民の覺悟のほどを反映致してゐるものと存じ、洵に心强く感ずる次第でございます。これらの議案は概ねその內容によりまして議案簿にありまする通り六つの部類に大別致しました。卽ち第一は思想戰强化に關する事項、第二は戰時國民動員に關する事項、第三は生產擴充に關する事項、第四は戰時食糧增產に關する事項、第五は戰爭生活に關する事項、第六は民族力增强に關する事項、以上の六部門であります。尤も議案の中には仔細にこれを檢討致しますれば二三の部門にまたがる性質のものも多少ございまするが、過日中央協力會議運營委員會におきまして御檢討を願ひました結果、只今申述べたる如く分類を致したのでございます。議事進行の順序は大體議案の順序によりまするが、中には前後ところを代へたものもありますから豫め御承知をお願ひ致します。尙ほこの機會に御諒解を願ひたいと思ひまするが、家族會議の建前から申しますれば提案者全部の方に御發言を願ひ、また自由討議の餘地をも設けたいのは山々でございまするが、時間の餘裕がありませず、いきほひ御發言に相當の制約を我慢していたゞかねばなりません。この點先例の通り御諒承を願ひたいと存じます。尤も第三日目は六つの委員會に分れまして御審議を願ふ機會もありますので、御提案になりました方々は勿論、議案を御提出なさらない方々でも十分論議をお盡し下さいまして、決戰態勢下の國民常會としての成果を擧げられまするやう切にお願ひ致します。發言は主として時間の振當關係から、普通の

發言をお願ひする方と關聯發言をお願ひする方との二つに區分致しまして、普通發言は十分間以內、關聯發言は五分間以內と定めましたので、この點は會議全體の運營上已むを得ない事情なること篤と御諒解下さいまして、それ〴〵嚴守して下さるやう特にお願ひ申上げます。また前の發言者が一度述べられましたる理由とか說明事項などは力めて重複をお避け下さるやう、また議案簿に出てをりまする提案理由の說明書きの如きものも、何分短時間內の御發言でありまするから、豫め十分御考慮下さいまして、要點に觸れた箇所だけを時局的な觀點から打込んで御發言いたゞきたいと存じます。何分會議の日程が時間をギリ〳〵に切詰めて出來てをりますので、以上お願ひ申上げました時間を嚴守する點特に皆樣方のお互ひに御協力をお願ひ致します。また發言者は豫め議長におきまして各部門の議案について選定配合を致したものを中心と致しまして、逐次御發言を願ふことに致したいと存じますから、これまた便宜御諒承をお願ひ申上げます。

これより議事に入り御發言を願ひまするが、そのうちの皇道精神の昂揚に關しまして、第四號議案、百九十三番三井甲之助さんに御發言を願ひます。

第一章 思想戰强化に關する卷

第一節 神ながらの道實踐方法とその順序

三井甲之助氏說明　私の提案は神ながらの實踐方法とその順序ということについてであります。この問題について私はまだ十分に研究を遂げてゐるものではありませんけれども、私はいままで三年間村長をしてをりました。さうしてその結果この非常時局下において村民、村會、村吏員、また學校の職員等の心構へが何より大切である。さうでなければ効果が擧らないといふことをしみ〴〵と體驗致したのであります。實例を申上げますと、叙の公定價格が決りまして政府が買上を始めました時に、當時の市場の價格と買上の價格とは十二貫の叙一俵について五十錢乃至七十五錢くらゐの差があつたのであります。それでありますから初めのうちは洵にその供出が鈍くて困つたのであります。その時に私は、この戰爭の時であるからして、一人の子供でもお召しに預かれば御奉公に差出すのであるから、一俵について四十錢なり一圓なり獻納する心構へでやつたらよからう。かう申しましたところが、村民はみなそれを諒承致しまして、供出が相當に和やかに行くやうになつたのであります。さういふやうに思想の問題、心構への問題が吾々の臣道實踐の原理となるのがありまして、日本の國體の有難さをかういふことについてもしみ〴〵と感じた次第であります。而してこの神ながらの道と申しますものは、吾々がこの日本に生を享けたことを有難いと思ふその感情に基礎があるのであります。軍人に賜りました勅諭に「國に報ゆるの心」と仰せられたのもかういふ意味である。これが卽ち誠心である。かう感ずるのであります。

ところがヨーロッパから入つて參りました思想は、その心持に重きを置かずに知識に重きを置きまして、さうしてそれが今日の日本にも行はれてゐるのであります。人生といふものは對照をなし律動をなして進展致すのであります。それを人間の思想力を過信して論理的否定作用といふものを重く見て、論理を進めて行くのがいはゆる辨證法であります。否定して行くといふことは同時に破壞といふことになります。さうしてそれを交替するといふことになるのであります。それでありますから新しきものを建てるには舊を否定しなくてはならない。公に盡すのには私を否定しなくてはならない。かういふやうに考へますからここに大きな間違ひが起つて參るのであります。かやうに否定といふことは辨證法の中核をなしてゐるものでありますが、これはへ

ーゲルがゲーテの前にかつて告白しましたやうに、反抗心に基くものであるのであります。反抗するといふことはヨーロッパの知識を主にするところの思想の特色であります。それに對して神ながらの道は神の御意志に從ふ、服從するといふのでありますから、それがたいへんに違ふのであります。服從して行くのであります。辨證法的の考へ方が否定するのに對して、神ながらの道は肯定して、自然の動きに隨ふ。そこでこの天壤無窮の皇運を扶翼し奉るといふことになるのであります。吾々の肉體は死んでも、更に六度生れ變つて忠義を盡すといふ無窮の信念がここに生れて來るのである。かう思ふのであります。

第一項　神ながらの道は敷島の道

それで時間の關係上詳しく申上げられませんが、かういふ問題を取扱ふのは非常に困難でありますが、有難いことには歷代の皇室におかれましては歌をお詠みになりまして御製を示されてゐるのでありますから、その御製に隨ひますと神ながらの道は直ちに行ふことが出來るのであります。いまのやうなヨーロッパから入つて來ましたところの反抗的否定的の精神にうち克つためには、御製を拜誦して神ながらの道を修めるといふことが必要である。かういふやうに思ふのであります。明治天皇の御製を拜誦致します。

いとまあらばふみわけて見よ千早ぶる神代ながらの敷島の道

ふむことのなどかたからむ早くより神のひらきし敷島の道

敷島の道は神代ながらの道であつて、神の開きし道であると仰せられてゐるのでありますから、敷島の道は即ち神ながらの道である。さうして敷島の道を修めるといふことは、前に申しました日本の國民と生れたことを有難いと思ふその心持に根據を置くのであります。

いにしへの姿のまゝにあらためぬ神のやしろぞたふとかりける

わが國は神のするなり神祭る昔のてぶり忘るなよゆめ

開くべき道はひらきて神つ代の國のすがたを忘れざらなむ

これらの御製に拜しますやうに、開くべき道は開いて新しい道をとり入れるにも、やはりかみつ代の國の姿、或は神を祭る昔のてぶりを忘れてはななないと仰せられる。これが神ながらの道であると思ふのであります。それ故に國民儀禮を行ふに當りましても、その祈念の言葉は吾々の祖先が三千年前から使つてをりましたところの大和言葉をもつて致すのがよいと思ふのであります。もう時間がございませんからこの神の言葉、大和言葉につきましては申上げることを省略致しますが、たゞ最後に

ことのはのまことのみちを月花のもてあそびとは思はざらなむ

といふ御製に拜誦致しますやうに、「ことのはのみち」は誠の道であつて、政治の上にも軍事の上にもまた經濟の上においても、これを指導すべきところの誠の道である。この「ことのはのみち」は即ち日本の「ことのはのみち」である。辨證法といふものはヨーロッパのことのはのみちであります。さうしてヨーロッパのことのはのみちとしての辨證法の最後の行詰りが、マルクス、レーニンの思想であると思ひます。それらについて申述べる時間がありませんが、その誤謬に明らかであるやうに西洋の辨證法といふものは必ず行詰るものであると思ふのであります。これをもつて私は終ります。（拍手）

（議長）續いて第三號議案、六十三番片平七太郎さんにお願ひ致します。

第二節　日本精神の昂揚とその具體策

（片平七太郎氏說明）私の提案は日本精神の昂揚とその具體策であります。今日の大非常時に直面しまして、たゞいかにしてこれを最高度に具現するかが當面の急務であり、必勝態勢整備の要件であると存じます。即ち人を通し、家を通し、村を通し、國を通し、世界を通して實踐せんとするもので、甚だ廣範な事柄であります。卑近なところを、而もその一端を申す次第でありまして、恰も書物の目次を讀むやうなことになりますが、內容は何卒御賢察を賜るほかはありません。先づ第一に實踐の基礎は人であります。逐條的に申します。一、皇道に基く宗教信念の確立、これがためには當然なことではありますが、宗教家の奮起を促す所以でありまして、現狀を以てしては到底默視し得ぬところであります。次に人體は生命を中心とする一元一體の最高有機體であることが確認せられなければなりません。當然のことでありますが、實際となるとさうは行つてをらんのであります。さうしてこれに基くところの保健策を講ずべきであります。このためにはこれと同一觀念に基いてゐるところの日本古醫道の復活といふことが出て參ります。即ち權田直助翁の皇朝醫學、吉益東洞によつて代表せられた古醫法等の研究でありまして、現行の醫療觀念とは全く反對であります。たとへば治病におきましても、病ひには身體の不均齊即ち不和を治すといふ觀念でありまして、隨つて症狀即療法、或は萬病一毒を唱へましたこの見地からしますと、治療豫防一體であります。學理のことは別問題にしましても、日本的信念より當然のことと信ずるのであります。隨つて分析的の西洋醫學に對しては根本的な再檢討を要し、人口問題、體位向上問題の基礎たらしめ、進んでは我が國の新文化建設の源たるべきものであると信じます。次は知行合一の教育でありますす。端的に申しますると、學校と社會との優等者を同一たらしめようといふことであります。教育の必要なること申すまではもございませんが、實踐から遠ざかつてゐることほど無駄はないのであります。次には日本の氣候、風土、傳統に適せる衣食住、即ち土地と生活との一體化、これがわが國の和の生活であります。古來續けて來た生活であります。このうちに西洋式の生活がとり入れられて、而もなんら補正策がないといふことは放置出來ないことであります。次は二宮尊徳の一元一體論を中心とする實踐道の普及であります。彼は實に土の中より立上れる日本精神の權化であり、その實踐哲學は世界無比であります。一萬卷の遺稿はその實踐記錄であり、單なる農民道ではありません。今日ほどその教理を高唱するの必要なときはないと思ひます。全國に報德社がありますけれども、普及力は限定されて居ります。どうか實貸會において大きくこれをとり入れられたいと思ひます。次は儒學における陽明學の推奬であります。これによりまして知行合一、物心一如の實踐思想を昂揚し、或はわが國における陽明學の最高峰的存在である大鹽中齋の哲學等を一段と世に紹介され、生彩を放たしむべきものであると思ふのであります。次は人物登用は專ら實力を尊重して、獨學者進出の途を開き、教育の施設もさることながらこれら人士を世に推奬するの策を講せられたいのであります。すべて資格認定の必要等ある時には國家が直接之を行ひまして、單に學校卒

業のための特典等は撤廢される方が學問をする意義があるのであります。資格を得るために學問をし學校に入るのではなくして、自己をみがき實力を養ふために學校に入るので、その結果資格が生ずるといふのでなければなりません。

次は家における實踐であります。これは家長を中心とする一家一體の家族制度を强化し、家族をしてすべて家長の統制に服せしめなければなりません。これがためには家長としての敎養策を國家自身がとり擧げて方策を講じていただきたい。翼贊會及び常會がこれにあたり、家長の時代認識がその子弟より劣つてゐるといふやうなことでは、到底このことは期待できないのであります。而してわが家族國家の基たらしめ、また一方似て非なるところの家族個人主義に陷らしめないやうにすべきでありまして、當局においては最も國土に適してゐるところの建築樣式であるとか生活の樣式の基準となるものを示されたいと思ひます。また或る範圍の世襲財産制といふやうなことも考究さるべきであると思ひます。

第一項　村の一圓融合計畫書

次は村における實踐であります。この「村」は市町村の謂であります。村は一番代表的形態でありますから村としたのであります。氏神を中心としてその村に卽するところの村是を定め、一村一家の體制を整備するのであります。卽ち經濟生活、文化生活各部門の有機的一體化でありまして、私は昨年村長に就任すると同時に、村の一圓融合計畫書といふものをつくりまして、これの實現に邁進して參りました。ところが僅か一年にしてその效果甚だ多く、舊來の政黨的對立や村民の氣風まで一變するほどでありまして、今日各種團體の統合等この見地より遠かに實現せられんことを切望致す次第であります。同時にその精神を養成することが肝要で、むしろこの方が先決問題と存ずるのであります。

四番目は國における實踐、今日高度國防國家建設に邁進してゐるときでありまして、これの基底として村以下の實踐を强化指導致しまして、皇道に基く政治力、經濟力、文化力を躍進せしめ、もつて世界の指導國家たらしむべきであります。

次は世界における實踐、日本精神は卽ち世界精神であります。また宇宙の大法に則りたる一元一體、生々化育、古今東西に一貫する眞理でありますれば、これによつてのみ世界の新秩序の建設をなし得、皇道の宣布、八紘一宇の大理想を顯現し得られるのでありまして、各民族をしてその所を得せしむることが出來るといふ固き信念を持つてゐる次第であります。

（山崎靖純氏）關聯して……只今の發言者の御意見に關聯して、多少私の感想を述べさせていただきたいのですが……

（議長）暫くお待ちを願ひたいのです。只今お二方に御發言をお願ひ致しましたが、以上の關聯發言と致しまして、第八號議案百六番下中彌三郎さんに御發言をお許し致します。

第三節　興亞祭日の制定と執行

（下中彌三郎氏說明）私の提案は興亞祭日の制定並にその執行についてといふのであります。皇大軍の征く所まつろはぬ敵はありません。しかしながら大戰の前途は尙ほ容易ではありません。この際皇國國體の眞姿を顯現し、神武必勝の信念を破邪顯正の國民的氣魄とをまして强行して行かねばなりません。それにつきまして大詔奉戴の十二月八日を國家的祝祭日と定め、その第一回を來る十二月八日より盛大に擧行致し、あの感激、世界歷史を一日にして一變せしめたあの日の感激を新たにし、一億總進軍の決意をいよ〳〵鞏固に致したいと思ふのであります。從來何々日、何々週間といふやうなことがあります

が、これは外國流であります。皇國日本におきましては行事として、中心は祭りであります。慶び事にも願ひ事にも祭りを中心としての行事が行はれて參つてをります。また祭りを迎へるためによく働く。祭りには村を擧げて賑かに遊び、祭りが終れば新たな氣分でまた働くといふ習慣になつてをります。この國ぶりの祭りをこの記念すべき大詔奉戴日において全國民的規模において行ひました祭りの前一箇月なり或は二週間なりをこの祭りを迎へるための努力日と致しまして、たとへば皇軍があの華々しき戰果を擧げるために、一月、二月、或は長い間に亙つて月月火水木金金といふやうな大努力を續けられました、それを偲んで祭りを迎へるために吾々は働く、普段よりもうんと努力するといふやうな形に致しますれば、生產擴充に資するところ甚だもつて大であると思ふのであります。またこの祭りには必ず祓ひが伴ひます。吾々が日常惡いと思ふやうなことはこの日においてみな改めるやうに、闇の物資配給の如きもこの祭りを機會に絕滅するやうに運動を起すこともでき得ると思ふのであります。また行詰つてゐるいろ〳〵の個人的團體的摩擦の如きも、この興亞祭のその日においてすべて解消和解融和するといふやうな方法も考へられると思ふのであります。この興亞祭は全日本の內外地津々浦々に亙つて行はれまするは勿論でありまするが、御稜威の光り輝きわたりたるところ、皇軍、皇民の到るところ、悉く共榮圈內全體に亙つてこれを行ひたいと思ふのであります。その土地の住民をも參加させ、賑かに、樣々に、催し物などもその住民が共に祭りの盛儀にうたれるやうに、祭りを機緣として心から親しみ、心からまつろぎ合ふやうに致したいと思ふのであります。祭りの方法は社前または廣場を用ゐて、神祇院定むる所の方式によつて嚴肅にこれを執行ふ、尙ほその日一日何もかもうち忘れて催し物にうち興じ、一切の鬱氣をここに祓ひ去るといふやうに致したいと思ふのであります。仔細のことは大政翼贊會若しくは大日本興亞同盟が主

となつて計畫を立てられ、東京でならば東京府市、地方でならば地方の市町村がこれに參加して行ふやうにし、更に各々の家、團體、思ひ〳〵の工夫を凝らして參加するやうに致したいと思ふのであります。以上要點だけを申上げました。ひとへに御採擇の上直ちに實施をいたくやうにお願ひ致します。（拍手）

（議長）何れの御趣旨も至極ご尤もと存じます。その具體的方法等につきましては、尙ほ御審議をお願ひしたいと存じてをります。次に皇道精神の昂揚中、國民の思想を善導し健全化するものと致しまして、本山久平さんに御發言をお願ひ致します。

第四節　正直なものに馬鹿を見せるな

（本山久平氏說明）私は新潟縣の本山久平といふ者であります。十一月の末既に降雪を見、五月に雪崩があつたといふやうな深山幽谷に住んでゐる百姓親爺であります。題名は正直者に馬鹿を見せぬ方途を講ずることといふのであります。私がこの題を掲げて所懷の一端を申上げたいと存じます理由は、現下大東亞戰爭遂行中最も必要なことは國家の命令方策が普天の下率土の濱到らざる隈なく、賤が伏屋の柚人も磯に火を焚く蜑人も、大詔の大御心を奉體して聖戰完遂の大目的に向つて、互ひに手を取合ひ步調を一にして勇往邁進するの一事にありと存じます。このときに方り一人の謗見をする者も列を離れる者 許されぬのであります。高等敎育を受けた人は、矛盾のあるのが人生であるとか、非難、批評は進步の基だといふやうなことをいはれますが、さやうなのんきなことは今日許さるべき時期ではありません。然るに今日世の一部には、部鄙の別なく、政府の方策を承知しつゝも尙ほ闇取引を平然として行ひ、貯蓄の加入、公債の引受を澁り、或はこつちの方が有利であるといふやうなことをいつて利の方に誘つたり、甚だしきは前線將士各位の御勞苦を思はず、泥に塗れつゝ勞力不

足を軟きながら婦人も老人も食糧増産に汗水たらしてゐるのを後眼に綾羅錦繍を身に纏ひ、温泉に遊山に享楽を貪り、永遠の國民的生命、民族の興廃をうち忘れてゐる者のあるのは、洵に殘念に堪へぬのであります。私は昭和十年故郷に退耕以来一意部落の世話役を勤め、不敏ながら駑馬に鞭うつて上は首相より下は村長の命にいたるまで、何とかして區内に誤りなく徹底せしめ、諸人の心からなる理解と協力とを得たいと日夜念願してゐる者であります。然るに近來どうも正直にしてゐると馬鹿を見る、狡くしてゐた方がとくだといはんばかりの様子が仄見えることは、國家のため由々しき一大事だと存ずる次第であります。固より今日においては正邪善惡の標準は一にそのこと自身が國家の目的に合致するや否やによつて定まるべきものであつて、個人の利害と得失によつて云爲すべき問題ではないと信じますが、この面白くない様子の見えるに至つた近い原因としては、法令が著しく繁多を加へ、しかもその改廃はげしくして一令未だ普からざるに後令出づといふ狀態に加ふるに、政府の官吏首腦部の更迭短時間に屢〻行はれ、ために狡猾利を見るに敏なるの輩雑音をこの間に交へて良民を惑はしその結束を妨ぐるにありと思ひます。併しながらこれらの近因は淺いのでありまして、他方は深く禍根を藏し、太平の安きになれ、個人を重んじ國家を輕んじ、己れあるを知つて大君の尊さを忘れ、名教を迂なりとして、金錢の實あるを貴び、人格者を斥けて金持を敬ひ、仁義を斥けて利を貴び、洋夷の辟論に心醉して國體觀念の薄らいだ結果にほかならぬと存ずるのであります。速かに一切の禍根を除去して十分國民のすべてが國家に御奉公出來、本當に順應協力する者が働き甲斐のあるやうに、政府並に翼賛會本部におきましてその方途を講ぜられんことを切望する次第であります。

第一項　正直に出來ぬ原因は何？

いまその對策について愚見の一端を申しますれば、先づ第一國體觀念の徹底であります。正直に國策に從ふことの出來ぬ原因はどこにあるか。私心私慾に囚はれるからであります。人も物も金もすべて大君に捧げまつり、その職域において皇運を扶翼し奉るといふ精神は、戰ひの場に出づる者もうちにある者も變らないと思ひます。今日この場合この精神の昂揚こそ最大急務ではないかと存じます。つら〳〵思ひまするに君子の德は風なりと古人も仰せられました。言葉よりも實行にあります。私は東條總理大臣が度々のお諭しをラヂオ新聞等で拜聽し、また實踐躬行、自ら陣頭に立つて指導激勵せられるのを拜聞して、涙なくしていふことできないほど感激に堪へざる一人であります。希くは國家の有司百官或は勳功、學識、財産等において社會の上位にゐられる各位が悉くかくの如く率先垂範の實を草深い田舍に閉ぢ籠められてゐる草莽の微臣に示し給はらんことを切に〳〵念願する者であります。私らも驥尾に附して息のある限り奮闘します。次は經濟違反取締の強化と社會的制裁であります。經濟違反の不心得者が減じないばかりか益々惡質に赴くの一事は慨嘆に堪へぬものがあります。對策と致しまして愚見は、法規を改め、違反者には罰金よりむしろ體刑を課し、惡質犯罪者の骨髓まで泌み込んだ利慾一點ばりの精神を脫却せしめるのも一つの方法でないかと思ひます。次は知識階級の錬成であります。批評論難多くして實行に拙なるはこの頃の人々の常であります。よろしく官民の別なく悉く錬成もつて知行一如の妙を悟らしめ、皇國精神を磨かしむべきものであると思ひます。次は法令改廃の周知方法であります。戰時中でありますからこの希望は無理かも知れませんが、度々の改正は民をして當局に對する信賴を失はしめます。私は常にこの點において苦しんでゐる者であります。結局面白くないことが出來ます。よつて改廃に當つては愼重にせられること、なるべく簡明適切、平易なる文章を用ひられんことを望みます。要するに精神が第一であります。われらはこの大詔をわれらの向ふべき最大の指針として仰ぎ奉つて、凡百の施設悉くこれが實現を期して突進して行つたならば、この大戰爭の目的が完遂されるのではないかと存じます。時間の關係上大いに急ぎましたので甚だ失禮致しました。（拍手）

（議長）次は後藤直太さんに御發言をお願ひ致します。

第五節　被徵用者の錬成に關し

（後藤直太氏說明）私の提案は被徵用者の錬成に關する問題であります。大東亞戰爭完勝のためには固より御稜威の下皇軍將兵の勇戰奮闘に俟たなければならんのでありますが、一面戰爭の長期化と共に國内における戰爭資材の生産力擴充が焦眉の急たることもまた論を俟たないところであります。政府におかれましては夙にこの點に留意せられ、曩に國民徵用令を發令せられ、國家目的遂行上最も必要とする部門に必要なる勞働力の集中を期せられたのであります。國民またこの點に對して逐次認識を深めつゝあるのでありますが、多數の被徵用者のうちには勤ともすればこの點に認識を缺き事業主側の訓育訓戒にも拘らず、往々にして勤勞を厭ひ或は逃避を企つるやうな者もあるのであります。而も現在事業主側に許されてをります出勤停止、減給或は譴責等の方法のみを以てしては到底的確なる効果を擧げ得ない現狀にあるのでありまして、これらの諸點に關しては速かに何らかの處置を講ずる必要があるものと考ふる次第であります。

その方法の一と致しまして、被徵用者に對する勤勞精神の喚起であります。

第一項　徵用は應召にも比すべし

徵用は應召にも比ぶべき大東亞戰爭必勝のため必要不可缺の手段であるのでありまして、被徵用者及びその家族に對しては應召者並にその家族に對すると同樣、地元各隣組、軍事援護團體などより慰え労謝と激勵の言葉を贈つていたゞいて、本人の士氣を鼓舞すると共に本人の名譽ある國家的責務を自覺せしむるの一助としたいと思ふのであります。次に被徵用者に對する事業主側の訓育でありますが、各事業主として被徵用者に對して行ふべき技術教育以外の訓育方法に對しては、或る一定の標準となるべきものを示されて、義務的にこれが實行を要求し、被徵用者の勤勞精神を昂揚せしむるやうに致したいと思ふのであります。次に特別錬成所の設置でありますが、被徵用者にしていかにしても勤勞の國家的意義を解せず、或は勤勞精神の弛緩せる者に對しては、かゝる者のある場合工場内における他の善良なる勤勞者に對し惡影響を及ぼすのでありますから、これらの者は特別訓練所と申すべき場所にこれを收容し、最も嚴格にしてしかも溫情ある特別訓練を實施して根本的に更生をはかり得るやうな官設或は公設の强力な施設を地區的に設置せられるやうお願ひを致したいと思ふのであります。終り（拍手）

（議長）次に只今の關聯發言と致しまして、平川松太郎さんに御發言をお願ひ致します。

第六節　國民徵用令により徵用せられたる青年思想惡化矯正の件

（平川松太郎氏說明）近頃一部の青年の思想が浮華に流れ、剛健を失するやうな傾きがあります。現に警視廳その他の警察署において多數の青少年は檢擧せられてゐるといふ事實もあるのであります。洵に國家のために遺憾に存ずる次第でございます。特に私はその青年中國民徵用令によつて徵發せられたるところの青年に對しまして申上げて見たいと思ふのであります。先づ彼等が不平不滿に思つてをりますこ

との一つは、徴用の方法が非常に不公平である。一例を申上げてみますならば、同じ町村におきまして同じ條件を持つてゐる甲と乙とがあつて、甲は徴用せられ乙は徴用を免れてゐる。さうしてこの免れたる者は勢力ある、若くは富貴なる家の子弟でありまして、徴用せられたる者は貧困の子弟であつたといふやうな事實があるのであります。また一つは、一旦徴用せられまして勞務に服する場合に於て、徴用令によつて勞務に服する者と、普通に雇はれて勞務に服する者との間において、その待遇の上に非常な差違がある。ひとり待遇のみならず、その仕事の上におきましても非常に差違があるといふこの點に對するところの不平もかなりあるのでございます。さういふ不平不滿がつもりまして遂に自暴自棄となり、正式に缺勤屆を出して會社工場を休み、休んだ結果は金に窮する其結果は或は萬引を行ひ、或は他人を脅迫して金を奪る。かういふことになるのであります。さうしてまた一面におきましては、徴用令によつて徴發せられたところの青年が、急に懐ろが暖かくなつて、これがために悪いところに出入をする。その結果金が足りなくなつて不正なる行爲を働く。この思想が段々中等學校の生徒にまで波及するといふやうな傾向があるのであります。その一例を擧げて見ますと、或る中等學校の生徒が本屋に行つて萬引を働いた。平素かういふやうな行爲をする生徒ぢやありませんから、先生が不思議に思つてこれを調べましたところが、それは自分の友達がいろ〳〵な會社工場に勤務してゐる。さういふやうな友達が金に窮してその生徒に金の提出を強要する。いはゆる脅喝であります。それでやむを得ず金に窮して本屋に行つて本を萬引した。かういふやうな實例も現にあるのであります。かういふ思想が段々中等學校の生徒にまで影響するといふやうな狀況もあるのでございますから、特にこの點については御留意を願ひたいと存ずるのでございます。

第一項　公平に徴用する事が第一

對策と致しましては私まだ不幸にしていい對策も持つてゐないのでありますが、私の考へてゐるところを二三申上げて見ますならば、先づ第一に國民徴用令によつて徴用せられるところの被徴用者をなるべく公平に徴用して貰ふ。一町村内位において、甲乙同じ條件であるならば同じやうに徴用して貰ふといふことが一つ。また一つは雇主側にお願ひしなければならんことでありますが、徴用令以外によつて雇つた子弟も徴用令によつて雇つた子弟も——無論一方は熟練を要求しませうし、一方は熟練を問ひません、さういふやうな關係もあるでありませうが、成るべく待遇を同じやうに、而もその宛てがふべき仕事も成るべく同じやうな仕事を宛てがつて貰ひたい。さうして或る工場では非常に待遇が悪いといふことを聞いてをります。夜業をさせて儲かり握り飯二つ提供しただけであるといふやうな話も聞いてゐるのであります。なるべく待遇の點も出來るだけ改善して貰ひたいと思ふのであります。またもう一つは先程の提案者も御説明になりましたが、ひとり勞力提供の方面にのみ限定せずして、精神修養の方面にも力を入れられたいことを希望するのでございます。かういふやうな方法をもちましてこの青年の思想改善の一端に供し度いと考へるのであります。簡單でありますがこれをもつて提案理由の説明と致します。

（議長）以上の諸發言に對しまして、更に山崎靖純さんに御發言をお願ひします。

第七節　政治經濟を一體とする國民的生活體系の完成について

（山崎靖純氏登壇）先程來の御發言は私悉く御同感に存じてゐるのであります。就中私がこの席において申上げたいと思ひますことは、三井さんと片平さんとそれから下中さんの御發言に關してであります が、殊に片平さんが申してをられまするやうに、徒らに空魂なる抽象論をもつて精神を論ずることを慶さねばならない、かう仰つしやいますことには私は非常に共鳴する者であります。殊に私は最近支那から歸つて參りまして、現地住民に對して吾々のこの態度が特に必要であることを痛感する者であります。片平さんの御説明は非常に御熱心にかういふ問題について考へていらつしやることを示されてゐるのであります。

第一項　新生活運動の展開

それを一言で申せば、新生活運動の展開といふことになるのではないかと思ひます。私共の人生觀、世界觀、祖先から傳承してゐるところの精神を新しい時代にあてはめて吾々の生活運動にいかに展開させればいいのか。こういふ生活運動がまた凝集して一つの政治運動、政治體系に展開して行くのではなからうか。新しい政治生活といふものはさういふ生活運動となるのではなからうかと思ふのであります。それで是非ともここに片平さんが申されましたやうなことを更に〳〵幾多の專門家が檢討されて、新しい生活運動を展開していたゞきたいと思ふのでありまするが、殊にこの席上には大東亞省と御關係のある青木國務大臣もおいでになりますので、是非とも聽いていたゞきたいと思ひますことは、大東亞の現地において吾々日本國民が先づ率先して新しい生活態度を示すべきであるといふことであります。御承知の通り最近國民政府の汪首席は「同甘共苦」といふことを申してをられますが汪首席がさやうな言葉をいつてをられるその根柢には非常に深刻な意味が含まれてゐると私は現地を見て親しく感じた次第であります、現地における日本國民のうちには、率先して吾々の精神を表現する、模範を示す、さういふ態度に出てゐる者が、遺憾ながら少いのであります。同甘共苦どころではない。私共は指導國民であるが故に、吾々の態度に先づ先んじて患へ後れて樂しむといふ態度がなければならない。それが動もすれば缺けてゐる、缺けてゐるどころか同甘共苦の水準にまで行つてゐない。さういふことが非常に多い。吾々の今日の世界觀、歴史觀といふものにおいてまだ〳〵遙かに遲れてゐる大東亞の他の住民に對し、この吾々の生活態度を抜きにしてこれを知らしめることは不可能なのであります。いかに思想工作の何のといつてもそれは駄目であります。思想戰、思想工作といふことは實踐以外にない。少くとも實踐が第一位に來なければならない。よく私は例に引くのでありますが、レ・ミゼラブルといふ小説の中に、あのジャン・バルジヤンが腹をへらしてとある大僧正を訪れた時の話があります。その時に大僧正は一言の説教をするではなく、たゞ銀のナイフとフォークで温かい食事を與へ、柔かいベットの上に寢かして彼を歸したのであります。そのことが彼の後半生を神に仕へる者たらしめたのであります。こういふ態度がなければ、いくら精神だの何だのといつても駄目であります。どうか大東亞の各地域における現地日本人に新しい生活運動を及ぼさしていたゞきたい。さうして廣くはこの大政翼賛會の組織の中にさういふものを入れていたゞきたいかう思ふのであります

第二項　象徴すべき「大東亞の旗」

それからもう一つ、これは蛇足として下中さんのお言葉に共鳴して置きたいのでありますが、興亞祭非常に結構であります、さうしてこれは單に日本ばかりでなく大東亞の各獨立國家においても行はしむべきものであると思ひます。大東亞内の獨立國家といふのは、私共の信

念によれば固より自由主義的な十九世紀的な對立國家の意味ではなく、大東亞的全體に協力するその一環としての獨立國家といふ意味でなければならないと思ひまするが故に、興亞祭を共通に行ふといふことは非常に結構でありますが、同時に何かさういふ場合にさういふことを象徴すべき大東亞の旗、それ〴〵の旗と同時に大東亞の旗といふものを拵へて、日本國旗と大東亞の旗とを交へてその日を祝ふ、泰國は泰の旗と交へてその日を祝ふ、滿洲、支那、或はやがて獨立すべきビルマ或はフィリッピン等においても、さういふやうな一つの形式をつくることによつて大東亞的意識を高める、自分らは獨立國でありながらしかも大東亞共榮圈の有機的一環をなすものであるといふ意識を高めるやうな訓練が望ましいと私は思ふのであります。甚だ簡單ながら感想を申上げました。

（議長）長時間に亙りましてそれ〴〵熱誠有益なる御意見を承りまして時間も大分經ちましたから、以上で皇道精神昂揚に關するものを一應打切りと致しまして、休憩に入ります。午後は正一時より再開致したいと存じます。

（議長）（午後一時開議）只今より午前に引續きまして開會致しますこれより橋田文部大臣閣下の御發言をお願ひ致します。

現下の文教目標

皇國民を錬成し指導的國民たれ

橋田文部大臣演說

現下重大なる時局に際しまして第三回中央協力會議の開會せられましたこの機會を以ちまして、文教上當面の諸問題に關し概要を述べて御高見に資したいと存ずるのであります。

大東亞戰爭勃發以來御稜威の下忠勇なる皇軍は、善謀力戰、世界史上未だ曾てその比類なき赫々たる大戰果を收めまして、早くも大東亞建設の亘歩が着々と進められつつありますことは、國民の齊しく感激措く能はざる所であります。

大東亞建設の大業完遂に向つては諸種の方途が講ぜられ、着々その實施を見つつあるのでありまするが、その根柢に培ふものは實に教育でありまして、吾々の時代に端を發し、これを翼賛し奉るの光榮を擔ひましたこの學業は、吾々の次ぎ次ぎの後繼者をして誤ることなく翼賛し奉らしめなければならないのであります。斯くて「皇國民」の錬成といふことが、現下我邦文教當面の目標でありますが、我國に於ては學問、思想、政治、國防、經濟、產業等、凡ゆるものが國體の本義に淵源し、またこれに歸一すべきものでありますから、この趣旨に基きまして皇國の歷史的使命を深く自覺し、挺身して大業を翼賛し奉り、東亞諸民族の指導的國民たるに恥ぢざる後繼者を育成しなければならないと存ずるのであります。茲に內閣に設置されました大東亞建設審議會は、大東亞建設に關する文教政策を審議されまして、皇國民の教育錬成の基本方針としまして「國體の本義に則り、教育に關する勅語を奉體し、皇國民としての自覺に徹し、肇國の大精神に基く大東亞建設の道義的使命を體得せしめ、大東亞に於ける指導的國民たるの資格を錬成することを根本義とする」ことを明かにするものでありまして、これが具現に關聯しまして各般の文教方策確立について答申が成つて居るのでありまして、政府はこの答申の趣旨を十分に尊重致しまして、皇國民教育錬成の諸方策具現に鋭意邁進致しつゝあるのであります。以下若干當面の重大方策に關しまして御報告を申上げ各位の御協力を乞ふ次第であります。

大東亞戰爭が肇國の理想に淵源するものでありますことは申すまでもありませぬ。隨つて國體の本義を明かにし、肇國の精神を國民生活の全領域に於て體現せしむることが、今次征戰の目的を達成する爲に根源的に要請されるのであります。これがためには國體の本義に徹し、皇國臣民としての生命の根源は我國歷史と傳統とにあることを體得して、確固たる皇國史觀を、更に進んで國體の本義、肇國の精神に則る世界觀、卽ち日本世界觀を把握體得することが必要なのであります。これが爲め文教の問題と致しまして學問、思想の根源を明かにし國體の本義に基く日本諸學の樹立、振興を圖る爲、益々これが助長の方策を講ずることが取上げられて居るものであります。また文部省に於きましてはこの趣旨に基きまして國史概說、大東亞史の編纂に着手し、着々事業の進捗を見つつありますが、更に今後御歷代詔勅の衍義を謹解し奉り、古事記、日本書記その他古典についてその衍義を編纂し、更に昌んなる大御代を象徴すべき大規模なる國史編纂を畫策しまして、皇國の歷史的使命の透徹せる識得の根基を明かにしたいと思ふのであります。玆に國體の本義を顯明してこれを國民生活に透徹せしめまして益々執拗にして激烈險惡なる敵の思想戰謀略の如きは、これを破碎して國民思想を不拔に培ふべきであると考へるのであります。

國民學校制は錬成目標

昨年實施されました國民學校制は實に「皇國民の錬成」を目標とするものでありますが、前述の趣旨よりしましてこれは我邦教育の全般を通じて一貫せしむべきものであると考へるのであります。實施以來各方面の協力に依りまして次第に其の成果を擧げつつありますことは御同慶に堪へない所であります。國民學校教育が國民の基礎教育としまして重大なる意義のありますことは改めて申すまでもないのでありま

す。實に國民學校教育は我國教育の重點のある所であるといはなければならないのでありまして、その振興に向つて十分力を致さなければならぬのであります。而して教育振興の根本が師道の昂揚にあることは、是亦言を俟たざる所であります。その方途は種々の方面から考慮されなければなりませぬが、從來往々見られます如く、自己の子弟の教育を任せながら學校の教師を輕んずるものがあるのであります。斯の如きは國民學校教育を根柢から破壞するものであると考へるのであります。教育者を尊重し、教師をして教育の信念に燃え、自尊の心を盛んならしむることは教育振興に向つて極めて大切なことであります。

斯くして國民學校は單にその所在の鄕里の兒童に向つての教育の場所たるに止まらず、その鄕黨の精神の根源故鄕となつて始めて國民教育の意義を完くするものであります。これに向つては各位の格別なる御協力を期待する次第であります。いふまでもなく教育の振興に向つては、教育者にその人を得ることを要諦とするのでありまして、國民學校制度の運營を全うせんが爲には、國民學校と一體不離の關係にある師範教育制度の刷新は最も急を要する所であります。これに向つて過般師範學校改善の要綱が閣議に於て決定されましたことは既に御承知の通りであります。卽ち昭和十八年度より師範學校を道府縣より移管して官立とし、同時にその程度を專門學校に高めまして、眞に優秀なる人材をこれに招致し、國家の手に於て皇國の道の修練を旨とし、我が國教學の本義の徹底を期し、皇國の使命を體得して、克く皇國民錬成の重責に任ずべき人物の錬成を期しまして、目下銳意これが準備を進めつつあるのであります。師道の昂揚に向つて師範教育が重大なる意義あるものであることも亦いふまでもない所でありまして、師範教育の充實振興は教育界の風尙を刷新する上に極めて大なる效果あることを信ずるのであります。國民學校の教師に人材を得る爲には、一

面その待遇の改善についても考慮されなければなりませぬ。これにつきましては閣議に於て新師範學校制度實施に關聯しまして、國民學校教職員の待遇について必要なる改善を行ふべきことを決定して居りまして、その具體的措置に關しましては鋭意準備を進めつつあるのであります。

次に去る八月三日の閣議に於きまして時局の要請に即應して中等學校、高等學校高等科及び大學豫科の修業年限の短縮を、明十八年度より實施する旨の決定を見ましたことは既に御承知の通りであります。右決定の眼目は教育の全般に亙る劃期的なる刷新充實の斷行、これと不離一體の關係に於て、修業年限短縮の實現及學術文化の高度の進展の具顯といふ三點にあるのであります。學校教育を簡素にしましてその充實を圖り、學徒として修學する期間を短縮し、實務に獻身奉行するの期を早からしめんとするの努力は、既に從來から機會ある毎に檢討され、實行上に於きましても幾多の工夫が凝らされて居る國家不斷の要請であつたのでありますが、大東亞戰爭の完遂、大東亞建設の實行に伴ひまして愈々切實なる問題となりまして今回の決定を見たのであります。今回の決定は教育の全面的刷新充實に依つて皇國民錬成を完からしむることを目標とするものでありまして、その實現の方策を確立することと相俟ちまして修業年限短縮を可能ならしめんとするものであります。これが爲には教材を刷新すると共に、教員の養成等、教授力の充實とその確保、また教育諸施設の整備、竝に教育資材の確保、高等學校等に於ける調育施設の充實等について、鋭意諸般の準備を進捗せしめつつあるのであります。

優秀な技術員の確保

今次の征戰を完遂し大東亞建設を指導すべき我が國學術文化の進展こそは、大東亞建設の將來を決すべき重大なる使命を擔ふべきものであります。これに向つては既に政府に於ては科學の奬勵、日本諸學の振興、技術の向上に力めつつあるのでありますが、更に大學院の如き高度の學術研究制度の劃期的整備擴張を行ひまして優秀なる研究員を確保し、また研究後繼者を國家に於て養成するの方途を講じ、また外國の學術、文獻の飜譯を計畫的に行ふ等の施設を實現する爲に鋭意審中であります。

近時青年學徒の風尙は頓に緊急を加へまして思想に於て、行動に於て頗る堅實となりまして、青年學徒の意義と感激とを旺んならしめて居ります事は洵に慶びに堪へない所であります。殊に學校教練を强化し、學校報國隊を組織して要務動員に具へ、國防に關する各種の訓練を擴充强化することに向つて格別の努力が拂はれ、また近時勤勞作業の精神が克く理解昂揚され、青年學徒が重要なる國策的要務に從事して目覺ましく活躍して居りまして、學徒體育の上に着々と效果を擧しつつあります。學徒の體育につきましても大日本學徒體育振興會が設置されまして、從來體育運動に於て見られたる諸種の情弊を除去し學徒體育運動をその本然の面目に復歸せしめんとして居るのであります。これ等に關しましては各位の深甚なる御協力を期待せねばならぬのであります。また時局下國民保健の問題が考慮されなければならぬ今日、青年の結核問題に深き關心が拂はれなければならないのでありまして、政府は青少年學徒竝に學校教職員の衞生、養護について遺憾なき施設を實施せんと期して居るものであります。

青年學校教育に關しましては先年男子青年學校の義務制實施以來着々とその整備を見つつあるのでありますが、青年學校は他の學校と違ひまして學業の時間は比較的僅少でありますが、平素青年が從事しつつある實務につきまして錬磨せしめ、相補完せしめて青年教育の目的を完からしめんとするものでありますが、これが爲には青年學校教師

にその人を得ることが殊に肝要でありまして、政府は近き將來に於て青年學校教員養成施設の刷新を圖らんとして着々その準備を進めつつある所であります。

最後に大東亞諸民族の化育の方策に關しましては、皇國の精神たる八紘爲宇の大義に則り、大東亞諸民族をして各々その分に應じ、その所を得せしむるを以て本旨とすべきであります。

これが爲には皇國を核心とする大東亞建設の持つ意義を明徹徹底せしめ、大東亞建設の完遂が大東亞諸民族共同の責任に於てなさるべきを十分に自覺せしめますと共に、從來大東亞諸民族の間に存する歐米優越の觀念及び米英的世界觀を斷乎排除しまして、皇道を宣揚しまして日本世界觀を滲透せしめなければならないと存ずるのであります。凡て性急なる劃一的施策は嚴に戒めなければならないのであります。皇國民の卒先垂範に依りまして、日常生活を通じ不斷に化育の實を擧ぐることが肝要であると考へるのであります。斯くして我國文化の本質を宣揚し、各民族をして日本文化を根柢とする文化的提携を强固にすることが大切でありまして、今後益々日本文化の創設發展に向つて施策に遺憾なからんことを期して居る次第であります。

以上文教當面の目的につきまして少しくその概要を御報告申上げ、各位の格別なる御協力を希望する次第であります。（拍手）

（議長）次に湯澤內務大臣の御發言をお願ひ致したいと思ひます。

長期戰を勝ち拔く要素は
國民の昂揚されたる士氣にあり

湯淺內務大臣演說

鼓に第三回中央協力會議總常會の開催せらるるに際しまして、親しく所懷の一端を申述ぶる機會を得ましたことは私の甚だ欣快とする所であります。

長くも　天皇陛下に於かせられましては銃後の民草の上に深き　大御心を垂れさせ給ひ、先般戰時下に於ける國內一般の狀況、殊に國民總努力の實相を觀察せしめらるる思召から、全國各地に侍從を御差遣遊ばされましたるところ、國民が戰時下克く時局の重大性を認識し、各〻その職域に於きまして日夜精勵致しつつあります實狀を聽召され、八月十日東條內閣總理大臣に對し　長くも國民の精勵を御滿足に思召され、今後とも更に一層努力するやうにとの御旨の優渥なる御言葉を賜りましたる由拜承致しまして深く感激致したのであります。次いで同十五日小官より侍從御差遣に關し國民が非常なる感激を擧しましたる狀況、竝にその後に於ける職域精勵の模樣等を具さに奏上致しましたる所、重ねて有難きお言葉を賜りました。銃後國民の上に注がせ給ふ叡慮の程を拜しまして、唯々恐懼感激の外はないのであります。一億國民は感奮興起、相携へ、相率ゐて意〻奉公の誠を効し、聖旨に應へ奉らんことを期せねばならないと考ふる次第であります。

大東亞戰爭勃發以來擧げられましたる諸々たる戰果に依りまして、今や東亞の天地、殆く敵勢力の蠢動する餘地すらあるを許さざるに至りました。帝國の大東亞建設といふ崇高なる理想が着々その實現の步を進めつつありますことは、國民として洵に心强き限りであり、日夜戰を續けられる將兵の勞苦に對しましては、哀心感激感謝に堪へない次第であります。併しながら全地球の半ばを蔽ふ太平洋、印度洋を含む大東亞の廣大なる地域に亙りまして、現に活潑なる大作戰が一瞬一

刻の緩みもなく續けられてゐるのでありまして、戰の究極の目的たる米英の徹底的打倒を達成致しまするが爲には、極めて長期に亘る戰爭の繼續を覺悟せねばならないのであります。卽ち我が戰捷が不動のものであればあるだけ、敵は焦慮に焦慮を重ね益々軍備を擴張し、反擊の準備に日夜怠りないのであります。隨つてこれに對處する國民は愈〻不屈不撓の決意と揺ぎなき結束を固め、南方の建設と相俟つて、銃後生産力の擴充と國民生活安定の爲に協心戮力、以て不敗の態勢を確立せねばならないと考へるのであります。

加之長期戰を勝ち抜く國內の構への根本要素は國民の昂揚されたる士氣に在ります。國家の爲には悅んで困苦を迎へ、進んで艱難に當る信念に在ると深く信ずるのであります。言ひ換へますれば長期戰に處する國內態勢の根本は、國民が惟神の大道を顯揚して背私向公の鐵石心を養め、敬神崇祖の國風を振作して至誠盡忠の傳統に立ち、確乎不拔なる國民精神の基礎の上に國運の隆昌を期するにあります。乃ち結集せられましたる翼贊政治力、刷新せられたる翼贊運動に依つて强化せられたる國內態勢に脈々たる國民的團結の血を盛り、隆々たる皇國民不退の氣魄を漲らしめることであります。これこそ有難き聖代に生を享くる我等臣民の信念であり。光榮ある任務であります。

空襲に見る獻身的活動

銃後國民の士氣が大東亞戰爭下極めて昂つて居りまする點は、去る四月米機の本土空襲の際に於ける國民の獻身的活動にも明かにこれを見出し得るのでありまして、敵機の來襲が却つて防空に對する國民の熱意と關心とを愛くする所以となつたのであります。今後豫想せらるべき空襲の如何なる事態にも完全に對處し得べき方途としては、素より施設の充實も極めて必要でありますが、國民の防空必勝の信念が正に總ての根本を爲すものでありますから、玆にも國民の精神的團結こそ皇國の礎であると深く感ずる次第であります。

戰爭目的完遂の爲に南方の建設と相俟つて、國內の總力を結集しまするが爲に、國家各般の需要を官民各員の精勵倍加と、事務處理の簡易敏速とに依りまして達成し、且つ國の意圖する所を國民の一人々々に徹底し眞に納得せしめまることは、政府の深く念とする所であります。これが爲め曩に政府は行政簡素化の大方針を決し、着々實行に移さんとして居るのでありますが、國民生活と關係深き地方行政の上に於きましても廳府縣の行政機構に徹底的刷新を行ひ、行政の敏活にして强力なる運營を期する所存でございます。また地方行政の現狀と趨向とに鑑み、本年七月より各府縣に地方事務所を開設し、現地行政の敏速、適切なる處理を期して居りますことは諸君の既に御承知のことであります。事ある毎にその機能の發揮を見て居りますことは悅に堪へない所であります。更に進んで、國の意圖する所を深く浸透徹底せしめ、國民生活の確保安定を圖りますが爲に、部落會、町內會等を通じて大政翼贊運動を、國民の一人々々の身近かに感ぜしめまする方途を講じたのでありますから、戰時各般の行政と國民生活の諸機能とは、正に渾然融合されることとなつたのであります。これを要するに地方行政當面の要務は、銃後戰力の培養、强化に積極的に協力寄與するに在りと信ずる次第であります。

時局愈々重大なるの秋、それ〴〵の職域に在つて翼贊精神の昂揚に率先勵精せられつつありまする所の各位の繪賞せらるる御使命は極めて重大であります。何卒政府の意の在る所を十分御汲取り下さいまして、愈々國內態勢强化に格段の御奉公あらんことを切望して私の御挨拶を終ります。

（議長）次に岩村司法大臣に御發言をお願ひ致します。

末端配給機構に見る 全面的に憂慮の惡取引

岩村司法大臣說明

所管事項に關しまして所懷の一端を申述ぶる機會を得ましたことは、私の最も欣幸とする所でございます。いろ〳〵申上げたいことがございますが、時間に制限もありますので、本日は經濟事犯のこと、司法保護事業に關すること、行政簡素化に關すること、大體この三點を中心にして私の考へてゐるところを申上げ、またお願ひを致したいと存じます。

大東亞戰爭勃發以來、大御稜威の下皇軍將兵の勇戰奮鬪と銃後國民の熱誠努力とによりまして、史上未だその比を見ざる赫々たる戰果を擧げつつありまることは、洵に感激に堪へません。併しながら資源の豐富を恃み長期持久戰を企圖して居りまする米英を徹底的に擊摧し、以て東亞永遠の平和を確立せんが爲には前途猶未だ遼遠なりと謂はなければなりません。而して聖戰の究極目的達成の爲には、國內治安の確保こそは絕對不可缺の要件でありますから、司法部に於きましてもこの點に全力を傾注致して居るのであります。申すまでもないことでありますが、これを人體に譬へても、手足が如何に强くても精神が薄弱であれば立派な仕事は出來ぬのであります。要するに肉體で言へば身體の秩序といふことが非常に大切であるのであります。一國についてもそれと同樣であつて、一國の平和、治安が保てなければ大きな仕事は出來ないのであります。そこで司法部に於ても國內治安の確保といふ點について全力を傾注して居るのであります。最近の犯罪狀況を一管窺しまするに、幸ひにして聖戰下國民の自覺と緊張とによりまして、國內情勢は概ね平靜を示し、犯罪の總件數に於て減少の傾向を辿りつつあることは御同慶に堪へないのであります。併しながら更に仔細に檢討致しまするに、犯罪の種類によつては未だ遽かに樂觀を許さざるものがあるのであります。特にこの機會に各位の御留意を煩はしたいのは經濟事犯の實情であります。

大東亞戰爭開始後の經濟犯罪の概況を見まするに、經濟犯罪減少せざるのみか寧ろ增加の傾向にあるといふことが出來るのであります。統制經濟が施行せられて既に四年有餘を經過し、官民共に漸くこれに習熟したると大東亞戰爭開始による國民の緊張とにより、經濟犯罪は減少するものと期待せられてゐたのでありますが、右の如き傾向を示しつつあることは、洵に遺憾に存するのであります。而して經濟犯罪を內容的に見まするに、生活必需品就中食料品の部面に於ける違反が最も多いことは既に各位の了知せらるる所であると存じます。殊に食料品の末端配給機構に於て、品質の低下量目の不足、抱合せ、賣惜み、情實販賣等いはゆる灰色取引といふものが全面的に行はれて居りますことは、國民の生活上からは勿論、思想上から申しましても大いに憂慮すべき事柄でありまして、官民一致協力してこれが防遏に萬全の策を講じなければならないと存するのであります。

惡質化する經濟事犯

經濟犯罪の質の方面より見ましても、漸次惡質化の傾向にありまして、尙ほ未だ法令を無視し種々の奸策を弄し、專ら私利私慾の爲め違反を敢へてする者の續出してゐることは、洵に寒心に堪へざる次第で

あります。斯かる現狀より致しまして、全國民一致協力して經濟事犯即ち闇取引を絶滅すべき必要あることを痛感するのであります。

これが對策と致しましては、行政方面の措置として多々考慮すべき點であることは勿論でありますが、他面また取締の方面に於きましても惡質犯を斷乎として處罰し、以て一罰百戒の實を擧げるのも一つの最も有效な對策であると考へます。曩に昭和十六年三月國家總動員法並に輸出入品等に關する臨時措置に關する法律が改正せらるるに當りまして、經濟犯罪に對する罰則が非常に强化せられましたこと、また本年三月非常時立法と致しまして、戰時刑事特別法及び裁判所構成法戰時特例といふ法律が施行せられまして、經濟犯罪についても從前の三審制度であつたのを二審制度と致しまして、惡質なる經濟犯罪を徹底的に檢擧し、これを迅速に裁判し得るの態勢が整へられて居るのであります。併しながら如何に法制を準備し、その違反者を嚴罰しましても、經濟事犯の絶滅はそれのみを以てしては到底その目的を達することは出來ないのでありまして、これに加ふるに全國民の御協力があつて初めて達成されるのであります。

協力の根本は遵法精神

而してその御協力の根本は何であるかと申せば、法を尊ぶの精神、即ち遵法精神にあると思ふのであります。凡そ遵法と申しますことは、單に法令に違背せずとの消極的な意義を有するに止まるものではないのでありまして、透徹せる國體觀に立脚し大御心を體し「まこと」を以て　天皇に歸一し奉る臣道實踐の大本であると思ひます。殊に經濟統制法令に於て遵法精神の確立昂揚が絶對的に要請されるのであります。我が國の經濟は支那事變發生以來急速に自由經濟より統制經濟に進展したのでありますが、從來の自由取引の殘滓を拂拭することは容易でない爲に、統制法令に順應してこれを遵守して行く爲には經濟界の人々に取つては相當の努力を必要とすると存ずるのであります。この爲に常に遵法精神を昂揚して經濟上の國策に協力することが必要とせらるるのであります。從來この點について御協力を賜りつゝあるのは感謝に堪へざる所でありますが、今後共この點について格段の御配慮をお願ひ致したいのであります。

次に司法保護事業のことについて一言致したいと存じます。最近特に重要なる問題の一つとして少年保護の問題があります。戰時下に於きまして多數の青少年が或は工場、作業場などへ動員せられ或はその他の事情によりまして生活環境に激變を來す結果、青少年の犯罪乃至不良行爲が近時漸增の趨勢にありますことは憂慮に堪へない所であります。これ等の青少年につきましては、十八歲未滿の者は少年審判所に於て保護處分を加へ得ることとなつて居りますので、少年審判所に於ては關係機關を督勵するのみならず、工場、作業場、學校などゝ緊密なる連絡を執り、本人の心身の狀況及び境遇の許す限り强力なる錬成を加へて、これを將來有爲の皇國民たらしむることに努めて居るのでございます。また思想犯保護に關しましては、長期戰下に於ては思想犯の輔導は特に重要の度を加へて參るのでありますから、一方に非轉向者にして再犯の虞顯著なるものに對しましては、豫防拘禁を實施すると共に他方に於て保護觀察所をして保護觀察の充實徹底を期せしめて居ります。

右の少年及び思想犯を除く一般の釋放者に對しましては、これをその儘に放任する時は貴重なる勞働力を遊休狀態に置くこととなる虞もあり、再犯の危險を存續せしむることともなるのでありますから、これに適切なる指導を加へまして職域奉公の臣道を實踐せしめ、現下に於ける生産力擴充と治安確保との要請に卽應せしめることに致して居ります。これに關しては全國の民間篤志家に司法保護委員として御協

力を願つて居るのでありまして、この中にもお願ひしてゐる方々がおいでにならうと思ひますが、統職その他の問題につきまして、眞に保護の效果を收むる爲には、國民各層の心からなる御協力を希望致す次第であります。

最後に行政簡素化に伴ふ區裁判所の事務停止及び調停の問題について一言申述べてお願ひ致したいと思ひます。司法省に於て行政簡素化に伴ひ裁判所の判檢事及び裁判所書記の定員を減少することになりましたので、これが實施の方法と致しまして來る十月一日より地方裁判所の支部八十七箇所のうち八箇所を廢止することに致し、三十七箇所につきましてはその取扱事務の範圍を縮小し、且つ全國區裁判所二百八十三箇所のうち百一箇の裁判事務を停止しましてこれを附近の區裁判所をして取扱はしめることに致しましたことは、本月十二日の官報に於て各位既に御承知のことと存じます。曩に第七十九回帝國議會の協贊を經て民事に關する法律を改正し、戰時に卽應する手續の簡易化を圖つたのでありますが、今回更に以上の措置を執るに至つたのは、大東亞戰爭の戰局の進展に伴ひまして、皇軍占領地域内の司法經營の爲に多數の職員を進發せしめんが爲であり、國策の遂行上眞に已むを得ざるに出でたものであります。

登記事務は舊來の通り

今回の措置を執るに際しまして、政府と致しまして特に留意しました諸點を申上げて各位の御諒解を得たいと存じます。申すまでもないことでありますが、地方裁判所支部の廢止及び權限縮小並に區裁判所の事務停止の箇所を選定するに際しましては、從來の取扱事件數の僅少にしてこれに代つて事務を取扱ふべき裁判所が比較的近距離にあり一般に不便を及ぼすことの少いものを選定した次第であります。

次に區裁判事務の取扱はこれを停止致しましても、登記事務のみは依然當該裁判所に於て取扱ふことに致し、登記所たる區裁判所出張所の廢止は一切これを避けることに致しました。裁判事務の取扱を停止致しました區裁判所百一箇所のうち五十八箇所に於ては依然調停事務を取扱ふこととし、能ふ限り一般の不便を匡救することに努めたのであります。

誠實な債務者に貢獻

この調停制度と申しますことについて、御承知のこととは存じますが一言申上げます。この調停制度は大正十一年に制定されました借地借家調停法に端を發するものでありまして、その後小作調停、商事調停、金錢債務臨時調停、鑛害調停、人事調停の諸制度が相次いで實施され、更に本年三月二十一日戰時民事特別法により戰時特別調停の實施があり、玆に民事全般に亘りまして調停制度の確立を見た次第であります。申すまでもなく調停主任判事と民間の調停委員とを以て構成して居ります調停委員會に於て紛爭解決の斡旋をなし、適切妥當なる解決條件を示して當事者の互讓協和を求め、以て紛爭の解決を期する制度でありまして、當初に於きましては一部に多少反對の空氣もございましたが、社會一般には頗る好感を持たれ、大體滿足すべき成果を擧げて居るのであります。就中金錢債務臨時調停の如きは、昭和七年に實施されて以來本年六月三十日までの十年間に實に五十四萬六千六十六件といふ多數に上り、調停成立の金錢債務額は約一億四千萬圓の巨額に達し、誠實なる債務者の負債整理に相當の貢獻をして居るのであります。又事變後昭和十四年七月實施の人事調停も本年六月三十日までの滿三箇年間に約二萬件を數へ、これ亦家族親族間の紛爭解決に相當の效果を擧げて居ります。この人事調停には軍人遺家族間の紛爭

事件も多少包含致して居りまして、これが法律的に適切妥當な解決を見出して居るわけであります。本年實施の戰時特別調停は、實施以來日尙ほ淺きに拘らず六月三十日までの約三箇月間に既に二千五百件に垂として居ります。

以上申上げました如く、司法部と致しましては國策遂行に寄與する爲め職員の減員並に機構の縮小を斷行致しましたが、他面時局下幾多の司法事務は愈々その重要性を加へ來りますので、部下職員一同その最善を竭し、司法事務の適正迅速なる處理に努め、以て時局の要請に應へんことを期して居るのであります。併しながらこの事たるや各位を初めとし全國民擧つての御協力を得るにあらざれば到底所期の目的を達し得ざるものでありますから、今後共何卒各位の格段なる御支援を希つて已まない次第であります。以上を以て私の御挨拶を終ります。

（拍手）

（議長）次に寺島遞信大臣に御發言をお願ひ致します。

輸送力を劃期的に

計畫量の增大は急務中の急務

寺島遞信大臣說明

私はこの機會に於きまして遞信省所管事項のうち、戰時下最も重要なる關係を有しまする二、三の點について御說明申上げまして、皆樣方の御協力をお願ひ致したいと存ずるのであります。

大東亞戰爭を勝ち拔く爲に船腹の增强、輸送力の確保が如何に重要であるかは改めてこゝに申上げるまでもない所であります。船腹の增强につきましては、新船の建造に重點を置いて居りまして、重要物資の輸送に最も適した能率的な標準型の船舶を造ることと致しまして、計畫的にその必要量を建造せしめ、いはゆる計畫造船を實施致して居るのであります。この計畫造船の實行を確實にする爲に、造船統制會や產業設備營團等の機能を活用してその順調なる進捗を圖つて居るのであります。尙ほ造船用鋼材の需給狀況に鑑みまして、木造船の建造に力を注いで參り、船腹の增加を圖ると同時に一方外國船の傭上げ、拿捕船の活用、沈沒船の引揚利用等につきましても亦能ふ限りの努力を拂つて參つて居ります。

船腹の增强と並んで重要なことは、現存船腹を國家の要求する所に從ひまして、最も能率よく働かすことであります。この目的を以ちまして、本年四月戰時海運管理令に基きまして、總噸數百噸以上の汽船百五十噸以上の機帆船は御用船その他特殊のものを除き全部これを國家が徵用して、船舶運營會をして政府の樹立致しました輸送計畫通り一元的に且つ能率的に運航せしむることと致したのであります。而して船舶の運航能率を高めまする爲には、港灣の荷役能率を高めなければなりませんし、また船舶の港に於ける碇泊日數を短縮することが肝要であります。この點に鑑みまして主要な港の荷役業者を港毎に一つに纏めまして、荷役の設備、勞務、資材の相互融通によりまして、荷役能率の綜合的向上を企圖致して居るのであります。

ところで現在海上輸送の實績はどうかと申しますれば、戰時下避け難いいろ〳〵な困難なる事情の下でありますが、本年度上半期の實績は大體計畫量を輸送して居るのでありまして、石炭だけについてこれを見ますれば、その實績は現時の物動計畫通りの成績を擧げて居るのであります。併しこれは計畫量だけは運んだといふのでありまして、この計畫といふものは非常に切詰めたものであります。生產力の擴充にもまた國民生活の必需品にも將又征戰の完遂と大東亞の建設の爲に海上輸送力を向上しなければならぬ。これが先決問題である。隨つて

今や一にも船、二にも船と言はれてゐる時代でありますので、是非共劃期的に輸送力を增强致しまして計畫量そのものを增大して行くことが急務中の急務と存ずるのであります。

次には船を動かす船員の問題でありますが、計畫造船の進捗に對應して多數の優良なる船員が必要であります。政府に於きましては、高等商船學校の新設その他船員の教育養成施設の整備强化を圖りますと共に、一方これまで各船會社の手で別々に船員の募集を致して居りましたのを船舶運營會をして纏めてこれに當らしめ、海事思想の普及と相俟つて海上要員の充實に努めて居るのであります。これは獨り船員の充實問題だけではなく、計畫造船の實施に致しましても、運航能率の向上に致しましても、一般國民が海上輸送の重要性を十分に認識して、海事の振興に積極的協力を寄せられることが所期の目的を達しまする必須の條件であると思ふのであります。特にこの際皆樣方の御協力を切望して止まないのであります。

協力を望む電力の節約

次に電氣の問題に付きまして申上げます。生產力擴充に伴ひまして電力の需要は逐年增加を致して參り、新規の電源の擴充に付きましては水力發電の開發に重きを置き、且つ資材勞力及びその他の現狀と照し合せまして色々の方策を講じて居ります。例へば、湖水の積極的な利用、河水を一層無駄なく利用致します爲の溪流の取入れ、或は堰堤の嵩上げ等、僅少の資材勞力を以ちまして、而も急速に發電力を增加せしめることに力を注いで居る次第であります。この場合皆樣の特別なるお骨折をお願ひ致したいのであります。新規電源の能率的開發と共に、既存の電力施設を最高度に働かせる爲に、更に發送電の管理及び配電の統合を實施致しましたことは御承知の通りでありますが、膨

脹して止まない需要を萬遺なく滿たすといふことは不可能でありますので、極力不急の消費を節約致しまして必要なる方面に對する供給を確保致さなければならんのであります。

尙ほ本年の下期に於ける電力需給の大體の見透しを申上げますれば、御承知のやうに本年は七月、八月に掛けまして晴天續きでありまして、水力の發電量が著しく減退致したのでありまするが、電力の供給を新たに制限せずに通し得ましたことは、全く火力發電を總動員致しまして、この冬の爲に備へて居りましたその貯藏炭を焚きましてこれを無事に過した爲めであります。併しこの冬の渴水期に備へて電力の消費規制を行ひましても、本年は尙且つ多量の石炭を調達致さなければならんのであります。斯樣な次第でありますから、電力の消費規制に付きましては聖戰完遂に缺くべからざる重要なる國家資源の愛護の見地から最も眞劍に、一ワットの電力でも無駄にせず、國家が必要とする方面の供給に支障を來さないやう國民一般の御協力を切望する次第であります。

次に國民貯蓄の有力なる實行機關でありまする郵便貯金は本日に於きましてその總口數一億二千萬に垂んと致して居ります。この數字は全國民の人口よりも多いといふ、卽ち一人の人にして二口以上の貯蓄をなさつて居る人があることを示すものであります。又その貯蓄總額は本日を以ちまして百十四億圓を越したのであります。郵便貯金の本年の貯蓄增加目標は三十二億圓でありまするが、既に十六億を越して居る成績であります。併しこれを以て未だ安んずることは出來ないのであります。簡易生命保險、郵便年金の奬勵並に郵便局に於ける國債或は彈丸切手の賣捌等に付ては、豫てから皆樣方の御配慮を得まして引續き順調なる成績を收めて居りますことは洵に感謝に堪へない次第であります。申すまでもなく今日の國民貯蓄は國民生活の安定といふ見地ばかりではなく、長期戰を戰ひ拔く爲め絕對必要な國民の義務で

あります。これが奬勵には一段の拍車を加へる必要がありますので、どうしても、民間團體、殊に隣保班等の積極的御協力を一層必要と致す次第であります。斯様な點を國民の十分なる御理解と御協力に依りまして、今後武力戰のみならず經濟戰に於ても敵米英に斷じて打勝たなければならんのであります。

以上申述べました事項の外に、遞信行政と致しましては陸海軍の航空と密接なる關係を有する民間航空の振興に關することや、國家國民の活動に必要缺くべからざる皆さんお馴染の郵便電信電話、或は又國家の耳目として、文思想戰の有力なる武器として大切であります無線電信電話、放送施設等重要なる事項を持つて居ります。國民生活に接觸する部面も亦極めて廣く且つ深いのであります。或はこの通信の仕事に直接從事する人に最も親切にやれといふことを第一に申して居ります。この通信の仕事は謂はば國の神經系統であるのであります。その機能の正確、敏速、健全であることが何よりも强く要求せられるのであります。この爲には常に通信施設の整備擴充を圖ることが必要でありまして、政府と致しましてはこの點に付きまして出來る限りの努力を拂ひまして、國防上その他今日に於ける重要通信に支障なからしむるやう努めて居る次第であります。一方南方占領地域の大部分には既に通信の途が開かれて居りますことは御承知の通りであります。更に最近に一般郵便の交換も出來るやうに致して參るのであります。併しながら國家の活動の旺盛と共に通信量は益々增加を致して居りますので、自然國民の一般には不便を忍んで戴かなければならん場合があるのであります。その邊の事情を御理解せられまして國民一般はこの際不急の通信は差控へることに致しまして、この通信事業が圓滿に完全に使命を果し得まする樣一段の御協力が願ひたいと存するのであります。

以上を以ちまして私の發言を終ります。

（議長）　次に情報局總裁代理奥村情報局次長に御發言を願ひます。

明後年の秋を期して

組織的な全面的對日攻撃の米國

奥村情報局次長の力說

谷總裁が御出席のことになつて居りましたが、外務大臣としての御用務の爲にお差支が出來ましたので、不肖私敢てここに代つて發言を致す次第であります。何卒悪しからず御諒承をお願ひ致します。

情報局は國內輿論の指導啓發の任に當りますると共に、對外宣傳、特に對敵國宣傳の重大なる任務に軈掌致して居る次第であります。隨て敵國の動行やその國內情勢の推移には不斷の注意を怠らんものであります。先刻東條內閣總理大臣は、この大東亞戰爭はその究極の目的達成まで斷じて鉾を收めず、中途半端の妥協は絕對にあり得ない。米英の東洋制覇の野望を粉碎するまで戰ひ續けなければならんといふことに付いて、改めてその所信を開陳せられたのであります。斯の如く米英の野望を撃滅し、大東亞の建設をなし遂げるまで戰はねばならんといふことは、この戰爭が長期戰であり、又持久戰であることを雄辯に物語つて居るものであります。この大東亞戰爭が長期戰、持久戰であるといふことは總理大臣の決心並に政府の決意、國民の覺悟と而して戰爭の性質から勿論結論せられることでありまするが、同樣なことは敵國の事情と敵國政府指導者の決意により又同樣なる結論を得るのであります。敵國の情報を蒐集致して居る者と致しまして、私は此處にお集りの皆樣に主　して開戰後に於ける米國の動向、特に戰爭指導の進展狀況に付きまして御紹介申上げ、又聊か所感の一端を申述べて各位の御參考に供したいと存するのであります。否滿堂各位の憂國の赤誠に懇へて倶に共にこの戰爭を戰ひ抜くといふ念願であります。暫くの間御淸聽をお願ひ致します。

支那事變の眞の敵は、東洋制覇の野望を逞しうせんとする米英であるといふことは夙に御承知のところでありながらも、事態を平和の裡に解決せしめられんとする宏大無邊なる　大御心によりまして、所謂日米交涉が開始せられたのであります。併しながら彼は毫も交讓の精神なく、徒らに時局の解決を遲延せしめるばかりでありました。東條內閣が來栖大使を派遣して提案せしめた三箇條の交涉原則は、實に帝國が國家としての權威と獨立とを完うし得る爲めの最後の條件であつたことは御承知の通りであります。卽ちこの期に及んでも、衷心アジアの平和を希ふが故にこそ讓るべからざるを讓つて、帝國は米國に最後の反省の機會を與へたのであります。生死存亡の關頭に立ちながらも、尙ほ避くべからざるを避けんが爲に最後まで必死の努力を致したのであります。然るに米國はこれが爲め却て帝國の實力を過少評價し、帝國の誠意を却て日本に戰ふ力なく、戰ふ決意なしとの判斷の下に、毫もその態度を改めざるばかりでなく、却て益々武力的、經濟的脅威を增大して帝國を屈服せしめんと致しましたことは、これ亦各位の御承知の通りであります。

この間米國は熱病にうなされたやうに主戰論、開戰論で塗りつぶされて居つたのであります。太平洋艦隊司令長官キンメルの如きは、交涉決裂の直前に斯う言つて居るのであります。「日本を屈服せしむるには經濟封鎖のみで十分だが、若し武力戰となつても大砲の唯一撃のみで事足りる」といふやうな無責任極まる放言を敢てして居つたのであります。このキンメルはルーズヴェルトが海軍次官をしてゐた時、彼の副官を致して居つたのでありまして、ルーズヴェルトとその思想に於て、その主義に於て全く同じで、ルーズヴェルトの大のお氣に入りであつたのであります。開戰直前米海軍部內にその人ありと謳はれた穩健なる提督リチャードソンを退けて敢て太平洋艦隊司令長官になつた人であります。又上院議長の要職にある者までで「開戰となつても米國艦隊は三箇月以內に日本海軍を撃滅し得る」などと公開の席で暴言を吐いて居つたのであります。又タイ國に駐在して居りました米國の公使グラントは日本の實力を過少評價して次のやうな言明をワシントンで發表致したのであります。それを玆に御紹介申上げます。

「若しも日本人が眞に戰爭を欲して居るならば、今こそ彼等に戰爭をしかける時である。余は米國がその有する優勢なる海空軍力を以て僅か數箇月にして日本を粉碎し得ることを信ずる。併し余は日本がアジア戰爭といふ結果を招來せしむるが如き實際的軍事行動を兪起するとは信じない。我々は日本の息の根を止めてしまふまでこれを壓迫せねばならぬ」

と彼は絕叫して居つたのであります。恐らく日本に居りましたグルー大使同樣であらうと私は想像するのであります。

十一月二十六日、米國はこれまでの交涉經過を俄かにかなぐり捨てて、日本が國家の面目と權威に掛けて絕對に忍ぶべからざる暴戾なる最後回答を突付けて參りました。玆に於てか東亞安定に關する帝國積年の努力は遂に悉く水泡に歸せんとし、帝國の存立亦正に危殆に瀕しました爲め、帝國は三千年の歷史と傳統とを守るべく、斷然起つて一切の障礙を破碎すべく、長くも御聖斷が下つたのであります。

斯くて神州日本の正義の刄は拔き放たれ、忽ちにしてハワイ眞珠灣の爆撃となり、マレー半島への敵前上陸となり、太平洋上東西一萬キロ、南北八千キロの雄渾壯絕なる作戰が切つて落されたのであります。赫々たる戰果は世界戰史にその例を見ず、國威は宇內に嫌然と輝いたのであります。

眞珠灣を銘記せよ

開戰劈頭帝國海軍の奇襲に遭つて大敗を喫した米國は、自らの不用意を棚に上げて日本は信義を破つて米國を不意打ちにしたと說明し、これによつて對日敵愾心を煽らんとし、ルーズヴェルトを初め陸海軍、政府首腦部は必死の宣傳に努めると共に、戰爭意識の昂揚を圖つたのであります。その爲め考案せられたのが「眞珠灣を銘記せよ」といふ標語でありまして、眞珠灣を不意打ちした敵を打ち倒す爲め米國は戰はねばならん。卽ち「眞珠灣を銘記せよ」といふ標語をば掲げ民まして、ラジオは固よりのこと、電車と言はず、汽車と言はず、悉くこの標語で一杯になつたのであります。先日我々の同胞千四百餘名が逓る〳〵アフリカ南端のロレンソマルケスより日本の淺間丸、コンテヴェルデ號に乘つて横濱に歸つて來たことは御承知の通りであります。この千四百餘名の內、外交官、新聞記者は必ずしもさうでありませんでしたが、三井、三菱の支店長を初め一般商人、居留民、學生その他は言語に絶する暴戻なる非人道的取扱を受けたのであります。卽ち乘船に際してこれらの我が同胞を四ん這ひにして身體檢査を行ひ、その妻子の爲に持つて居る唯一つの時計、ペンシルまで取上げるといふ暴擧を敢てしたのであります。出版物に付ては實に言語に絶して居ります。我が情報局は情報官を飛行機で逓る〳〵昭南島まで派遣して、淺間丸とコンテヴェルデ號に乘つて來た我が同胞より米國が作意的に寄越した新聞雜誌その他を情報局に提供して戴いたのであります。私はその出版物の中に書いてある「眞珠灣を銘記せよ」といふ言葉を見て、如何に彼等が眞珠灣を銘記せよ、といふ標語に徹してゐるかを知つたのであります。この標語は當分の內米國民の間に效果がありました。

併し戰局の進展と共に獨り眞珠灣のみならず、各地に於て敗戰相つぎ、一方米國民の戰爭の爲に蒙る犧牲、不便も漸く國民生活の各分野に浸潤し深刻化して參りました。隨て斯樣な子供欺しの標語ではこの大戰爭の意義を說明することが不可能となり、そこに開戰當初に於ける米國戰爭指導の行詰りがあつた譯であります。又一方日本の眞珠灣奇襲作戰の成功は、決して日本の不信によるものでなく、寧ろ米國海軍の迂濶と怠慢にあつたことは、米國政府必死の隱蔽にも拘らず、全米國民の間に暴露するに至つたのであります。卽ち開戰直前日本をやつつけるには唯一擊と叫んだ彼キンメル提督の率ゐる太平洋艦隊は、帝國海軍の唯一擊により潰滅し去つたのであります。而してこの一擊の爲に、彼は階級二つを下げられて遂に更迭となり、更にその責任が追究され査問に附されましたが、このキンメル提督の査問委員會の判決によりまして、米國政府は十一月二十六日に日本への最後回答を申し送ると共に、戰爭必至との結論の下に、スターク海軍作戰部長をして、在ハワイのキンメル太平洋艦隊司令長官に對し開戰命令を發せしめて居つた事實が判明したのであります。これによりまして流石の米國民も、「眞珠灣を銘記せよ」といふ標語こそ、實は米海軍の職務怠慢のごまかし以外の何物でもないといふことが漸次暴露したのであります。

斯くて開戰數箇月は相踵ぐ敗戰と急激なる戰時體制への切替によりまして、國民は政府への不平不滿を續けて居りまして、當初は瞻分泥亂をしたのであります。一つの例を引いて見ましても、あの三千萬臺といふ多數の自動車を持つアメリカに於きまして、タンカーの增加その他の原因によりましてワシントン、ニューヨーク方面にガソリンが運べないことから、千二百萬臺の自動車が倉庫に入るといふ實情になつたのであります。これら米國の政治、經濟、社會その他の不便不自由は我々の想像に絶するものがあつたのであります。而して又砂糖の

規制——砂糖は從來東洋からその三分の二を輸入して居つたのでありますが、それが日本に占據せられた彼等の不自由は想像に難くないのであります。ゴム又然りであります。ニューヨークタイムスの新聞をニューヨークの驛に運ぶのに今馬車で運んで居るのであります。以てこれを十分察し得るのでありますが、玆に我々が注意しなければならんことは、開戰當初に於ける混亂はいづれの國に於てもその例を見るのでありまして、我が國に於ても支那事變前後に於て統制經濟が行はれた時分混亂といふか、不平はあつたのであります。併しこの不平混亂も亦政府と國民の一致協力によりまして或る程度制し得ることは我々もその實例を持つて居る譯であります。故に今米國では戰爭で困つて居る、混亂して居るといふやうなことをその儘今日の段階に於て信ずる譯には參らないであります。斯樣な不平不滿の狀態が米國の政府並に國民の間に續けられますならば、今次の大戰の前途も或は容易であつたかも知れません。

米國の戰爭指導方針

併し開戰以來十箇月に垂んとする今日に於きましては、米國の戰爭指導もその面目を全く一新致して居るのであります。我々は冷靜に敵米國の動向を凝視せねばなりません。戰に勝たんとすれば、己を知ると共に敵を知らねばならんのであります。今日の米國は開戰當初の混亂から漸く立直り、官民協力して戰爭完遂へ邁進して居ることを忘れてならんのであります。特に政府當局の輿論指導と宣傳目標と、而して戰爭指導そのものが次第に整備されて來たことを見遁してはならないのであります。又米國民の抗戰意思も漸次强固になりつつあることを認めざるを得ないのであります。簡單にヤンキー論でこれを片付けることは今や絶對に許されないのであります。

米國政府は、今日では、今次の世界大戰の世界史的意義を完全に認識致しまして、今やこれを思想と思想、世界觀と世界觀との血戰であるとし、旺んに自由主義、卽ち民主主義と國際主義の擁護に血道をあげて居るのであります。而して世界三十箇國勿論その中には小さい名ばかりの國もありますが、この世界三十ヶ國を携げて、これを列ねて自由主義擁護の人類の同盟なりと呼んで居るのであります。米國は今や、その豐富なる物質力は全面的にこれを動員しまして、ルーズヴェルトが最近握つた產業獨裁權のもとに、或は自國の軍需品製造に、或はイギリス、ソヴキエトロシア、その他聯合國の援助物資の生產に、世界民主主義の兵器廠なりとして縱橫の活動を續けて居るのであります。米國が一九四四年、卽ち明後年の秋を期しまして、組織的、全面的な對日攻擊に着手するといふことは皆樣御存知かと思ひますが、周到なる計畫のもとに生產を擴充し、軍備を增强し、訓練を强化しつゝありますことは吾々の特に注目すべき事實であります。今や米國に於きましては何人もこの日米戰爭が短時日に終熄するなどといふ考へは、一人も持つて居らないのであります。ルーズヴェルトはこの戰ひを米國の「生存に關する戰爭」と規定して、官民協力して愈〻本格的にこの大東亞戰爭に取組んだのであります。最近米國が北アリューシヤン群島と、南のソロモン群島とに、同時に占領地奪還の反擊を策しましたのも決して偶然ではないのでありまして、吾々はこれを無言の教訓として今日想ひ出さねばならぬのであります。

大東京の模型で猛練訓

更に私はこの機會に於きましてこの國民常會を藉りまして玆に、重大であるとはいへませぬが、新しい御注意を願ひたい事實を一つ御發表申上げたいと存ずるのであります。米國が日本の空襲を企圖して居

ることはいふまでもありませぬ。四月十八日の東京空襲は殊にその感を深うするのでありますが、その一つの現れとして皆さんの御參考に申上げたいことは、米國は最近、正確に申上げれば六月でありますが、米國の西南部、テキサスの大草原の中に東京の模型を造つて、これが爆撃を練習致して居るのであります。これは模型と申しましても小さなものではなく、東京と同じ位の大きさのその儘の模型を造つて、盛んに朝から晩まで陸軍機がこれの爆撃練習に血道をあげてゐる事實を玆に御發表申上げたいのであります。以て如何に米國が日本空襲に眞劍であるかといふことがお分りになると存ずるのであります。東京には空襲はない。日本には防空の必要はないなどといふ言が、如何に非常識であり、如何に骨稽であり、如何に輕卒であるかを御諒解願ひたいと存ずるのであります。

以上のやうな狀態にありますので、吾々は玆にはつきりと今次戰爭の世界史的意義、米國戰爭指導の本質的變化、米國民抗戰意識の熾烈化について正しく認識しなければならぬ、眞に、喰ふか喰はれるかの、生死を賭しての血戰であります。

要するに、今次大戰の本質に鑑みましても、また敵米英側の決意と態勢に徵しましても、大東亞戰爭は長期戰であり、持久戰でありまず。相踵ぐ敗戰に依りまして米國民にはもう戰意がなくなつてゐるだらうなどと考へる人が、若し一人でも日本國民の中にあるならば、恐るべき認識不足といはねばならぬのであります。世界の歷史を轉換し人類の運命を決定する戰爭であればあるだけ、この戰爭は一年や二年の戰果でその勝敗を決定することは出來ないのであります。その規模構想、隨つてその犧牲に於て、今次の大戰は人類の曾て經驗せざる大戰爭であることを覺悟せねばならぬのであります。

最近英國の皇帝代理として印度に參り、印度獨立運動を鎭撫して居りましたグロスター皇弟は、印度民衆に今次大戰の重大性を告げて斯ういつて居ります。

「地球上の何人もこの戰を避けんとし、また傍觀者であることは許されない。今次の戰は如何なる意味に於ても世界戰爭である。男も、女も、子供も、何等かの意味に於てこの戰の影響を感ぜずに生活し得るものはない。まだ生れざる人々でさへその影響を受けるであらう」

といはれて居るのであります。洵によく今次大戰の性質を說き得て居るといふべきであります。日獨伊と米英と何れが世界の指導者となるかといふ、全く天下分け目の戰爭であります。米英がその支配と侵略とを恣にした舊秩序の世界を崩壞せしめて、日獨伊の世界觀に依る眞の世界秩序の建設が成るか否か、生死關頭の戰であります。眞の世界を建設するや否やの血みどろの戰ひが、今吾々の双肩にかゝつて居るのであります。

日本國民は今こそその本領を發揮し、決死の戰を戰ひ拔かねばならぬのであります。況んや相手は何といつても世界の二大强國であります。先程御紹介申上げましたやうに、不拔の戰意を以てこの戰爭を戰ひ拔かんとして居るのであります。戰ひの前途は正に是からであることを想ひ出さねばならぬのであります。開戰以來の輝かしい戰果、吾々の同胞、皇軍將兵の命を拾てて突擊し、また爆擊するその皇軍將兵の命を的にした努力に依りまして、世界戰爭の目覺ましい輝かしい戰果を擧げましたが、この戰果に依つて吾々日本人は、父祖三千年來何人も經驗せざる、世界人類多しと雖も未だ何人も經驗せざる愉快さを感じたのであります。この輝かしい戰果に幻惑されて、戰ひはもう終るであらうとか、戰爭の峠は既に見えたなどと、輕々に前途を樂觀するが如きは斷じて許されない所であると思ふのであります。斯樣な言動を公開の席でなくても語る者が、若し一人でもあるとすれば、それこそ思想謀略に依るものと私は斷言せざるを得ないのであります。吾々は今次戰爭の長期持久性をよく認識して、十年でも二十年でも、吾々の死ぬるまで戰ひぬく壯烈なる決意のもとに、大に戰爭意識を昂揚し、生産を擴充し、增産に勵み、職域に奉公し、以て國民としての本分を盡さねばならぬと私は確信するのであります。今や國民のあらゆる行動、生活の一切は大東亞戰爭の完遂といふ一點に集中せられなければならぬのであります。一億國民は、今次大戰は紛ふ方もなく、皇國の自存自衞の爲め、豫然起つて一切の障礙を破碎するの外なきなりとの　大御心により御聖斷が下されたことを、夢にも忘れず、粉骨碎身、東亞の禍根を芟除して帝國の光榮を永久に保全せんとの　大御心に應へ奉らなければならぬと思ふのであります。

終りに臨みまして情報局は現下時局の段階に鑑み、また戰局の前途に思ひを致しまして、輿論指導の方針と國民啓發の目標を新にし、一層活潑なる愛國心の昂揚に努力する決心であります。また大政翼贊會と緊密なる連絡の下に、適切なる國民運動を漸次展開しようと念願して居るのであります。何卒全國の指導者である各位の一層の御協力、御支援を賜はらんことを切望して御挨拶に代へる次第であります。

（議長）先刻來四大臣より何れも現下樞要なる國務に關しまして懇切なる御說明を蒙り、また只今奧村次長より詳細に亙り、熱誠を以て米國の動向に關してお話を承り、また吾々に傳へられたる所を傾聽致しました。私共現在の國內の情勢に鑑み更に敵狀を詳しく洞察致しまして益々、今次の協力會議を通じまして、大政翼贊運動の根柢ついた力、基礎を培養し、發展せしめなければならぬといふことを、只今議長の心に深く考へて居る次第であります。議員の諸君に於かれましても御同感のことと存じます。玆に私共、四大臣並に情報局次長に對し、深く感謝の意を表する次第であります。（拍手）これより議事に入ります。引續き教育の刷新充實に付きまして先づ教育制度に關するものと致しまして富塚清さんに御發言を願ひます

第二章　教育に關する卷

第一節　健民教育を以て國民學校一般中等學校の科學教育の中心目標とする事

（富塚清氏說明）先刻來政府當局の御說明に依りまして私共は血みどろの持久戰を戰ひ拔かねばならぬといふ覺悟を彌が上に固くしたのであります。これを勝拔く爲には午前の會議に於て各位が述べられた如く、國民精神の昂揚が第一であることは言を俟ちませぬが、更に進みまして國民の心身健康の向上、並に科學知識乃至は科學精神の普及向上等もこれに劣らない重要事項であると思つて居るのであります。一方はいふまでもなく國民活動の精力の源として、また一方は武器の精銳化の源としてであります。何れが大切であるかといふことは申せませぬが、少くもその目下の差迫り加減は寧ろ前者にあるのではないかと考へられるのであります。併し後者と雖も小康に安閑とすべきでなく、もつと〳〵吾々は二年後、三年後には次第に重要性を加へると豫測するのが安全であると、密に考へて居るのであります。今や双方の問題の解決に向つて國民は當局の指導の下に、國民總てが鋭意努力して居ることとは察せらるるのでありますが、御承知の通り何分にも資材についても、それに當る人材についても手持の如き餘裕はなく、相當窮屈な狀況にあるのでありまして、心ある人は快く協力したく思つて居ります。特に後者につきましては、最近中學と、高等學校に於ける學習年限を各一年短縮するといふことが深刻に響きまして、この條件の下に質の低下を來さないやうに、否な寧ろ向上を圖れといふのが御要請であるやうに考へます。是は一見洵に酷なやうな御要求であ

るやうでありまして、中には向上どころかせいく〳〵或る程度喰止めが出來る程度であるといふ、悲觀的な見解も世間にはないではないのであります。自信のある方針が立たないといふ見解が世間に滿ちて居るといつてもよいのは甚だ遺憾に存ずるのであります。これについては何かよい方策はないか。例へば科學教育について申しますならば、徹底した重點主義の採用といふことが、どなたの頭にも浮ぶであらうと思ふのであります。但しこの重點主義といふことについては、從來とてもこれが見られないわけではなかつたのであります。教科書にあるのを全部やれといふのではない適當にやれば、適當に取捨撰擇すればよいといふのであつたのであります。併し從來の教育者の多くは、大體一生涯着られる衣裳を持たしてやるといふ、嫁入道具式の知識を身につけてやることに汲々とし、世間も亦これを認めて居つたのであります。この考へ方をどうしてもこの際清算しなくちやならぬと思ふのでありますが、從來の教育者に一轉してこれをやれといふことはこれは無理であります。

第一項　健兵問題を教育に指令

そこで私はこの重點主義を目標として、第一に擧げました今日の焦眉の急である健民問題を採上げるやうに指令して戴きたいと申上げるわけであります。かうすると一擧に二つの問題の解決に科學教育者が協力出來ると思ふのであります。

抑〻今日の健民上の缺陷は何に由來したかといふと、資材や量の問題もありますが、國民一般の科學知識、特に生活に關する知識の不足及び實踐が、一向に行はれて居らないことが、重要なる原因を爲して居ると思ふのであります。その禍根は深いのでありますが、一方教育者にもその責任がないとはいへない。併しこれまでは誰もそれを追及しなかつたので、それをいゝことにして今でもそれを見逃つてノホホンとして居れないこともないが、それでは甚だ責任が濟まないやうな氣がするのであります。この國家の重大時機に、科學教育者亦擧身協力すべきではないかと存じまして、從來私の考へて居る所を玆に出した次第であります。道は近きにあるのでありましていつ役に立つか分らないいはゆる文化人の教養に必要なものといはれるやうなものを清算し、さつき申したことに專心すればよいのであります。文化人の教養といへば名は非常に美しいのでありますが、今までの實績によつて見ますと、事に臨んで單に決斷を弱めるといふことにしか役立たないやうな、ガラクタ知識が高いばかりであります。而もその上にこれが國民の體力低下、卽ち肺病、近眼、神經衰弱といふものを澤山造つてゐたやうに私は思ふのであります。これを續けますならばそれこそ徒らに外國の謀略に踊つてゐるやうなものだと考へざるを得ない。でありますからこれはどうしてもこれを清算して國家重要の教育に當るべきであらうと思ふのであります。たゞ併しながらこの重點主義による時は、知識の幅のみならず、深さを減じはしないかといふ懸念があるかも知れませぬが、それは大體に於て杞憂であります。事實は全くさうではないのでありまして、要するに目標は健民の一つでありますが、その追及の途上に於きましては、殆ど凡ゆる學に觸れなければならない。動物、植物、物理、化學、數學と、各種の測定、工作等の如きものも皆これで習はれるのであります。寒暖計の溫度測定一つでもなか〳〵むづかしい。それならば別々にやつても、目標がはつきりして居ればいいぢやないか。はつきりした一つの目標を持つといふことは、教育上最も必要なことであります。皆な目標の一點を焦點として行けば、それが幹で、それに枝の關係で總てが結びついて行く。さうすると幅は多少狹くなりましても、そのものに對する訓練、實踐がよくなります。しかも亦實踐でありますから、そこに撞着があればその

撞着も取れる。また吾々の意思に結びついて行きますから德性が涵養されるわけであります。從來の不消化は自發、愛好が足らないからでありますが、この重點主義に依るなればこれが除けるのであります。でありますから幅は狹いやうでありますけれども實は探究力、つまり自分から進んでやるといふ傾向、學を愛する心等が身に着くところ少くないのであります。應用がきくのであります。國民學校、中等學校の卒業者に向つて從來のやうな雜多な知識は要らない。この重點主義に依りますと、健康と、善惡の判斷、勤勞の習慣、勤勉の習慣がつき直ぐに役立つことに於てもこの方がよいのであります。

要するに現代の時局に於きましては、從來のやうな雜多な知識は、帶に短かし襷に長しか、老婆の見たてた嫁入道具式のものでありまして決して國民はそんな教育はやりたがらないのであります。でありますからさうしたわけでこの重點主義は一石二鳥となりますので、そこで私はこの案を提出した次第であります。

（議長）次は十五號議案、百三十番

第二節　教權の確立と師道の昂揚に關する件

第一項　教育者の質と心構へ

（田村清三郎氏說明）提案の理由を御說明申上げます。今回政府に於かれましては大東亞戰爭の完遂と大東亞建設の國家的要請に依りまして、學制の改革を斷行し、教育を簡素化して教育內容の刷新、充實を企圖せられて居りますが、修業年限短縮に直接關係を持ちます吾々中等學校に職を奉ずるものは、萬難を排し、あらゆる創意と工風を凝して、是が改革の目的達成に邁進すべき決意を固く致して居る次第であります。

併し教育の振興は一に教權の確立と師道の昂揚に待つべきは申すまでもございませぬ。而して教權の確立も師道の昂揚も、歸する所教育者が眞に尊嚴なる國體の本義に徹し、八紘爲宇の道義的使命を體得して「皇國の教育者」「大東亞の指導者」たるの高邁なる識見と、洞達なる氣宇を以て、教育實踐に挺身致すにありと信じます。要するに教育者その人にあると信ずるのであります。隨つて教育を簡素化し、以て教育內容の刷新、充實を圖り、學術文化の高度的發達を期する爲には、何よりも先づ教育者その人を得ること、教育者の心構へを革新することが絕對に必要であり、根本的急務であると信ずるのであります。以下これが對策について二三卑見を申上げて見たいと存じます。

第一は教育者の養成に關することであります。今日我國の教育は大東亞建設の經綸を具現すべき指導的人材の育成を根本義と致して居ります。隨つてこれが育成の重責に任ずる教育者の養成に關しましては、深遠雄渾なる構想の下に劃期的改革施設を斷行して戴きたいと存じます。たとへば中等學校教員の養成機關と致しましては、恰も海軍兵學校、陸軍士官學校、土浦航空隊等の如く宏大なる規模と組織に於て而も全國にたゞ一箇所の練成道場を設立して戴きたいと存じます。更にこれに短期の練成所を附設致しまして、現職教員の練成を行ふほか、官公私立大學、專門學校等の卒業生にして教員を志願する者は總て必ずこの練成所に入所せしめ、一定期間皇國の教育者たるの資質の練成を施したる後初めて正規の教員たるの資格を付與するやうに致したいと存じます。專門學校以上の教員の養成に關しましても亦同樣であります。國民學校教員の養成に關しましては、新令師範學校制により略〻以上の目的が達せられることと存じます。

第二は教員の待遇に關することであります。教員の待遇に關しましては、國民學校より青年學校、中等學校の教員を國家の官吏とし、同

時にその待遇を物質的精神的共に他の文武官同様に取扱ひ、特にその諸給與は國庫支辨となし、時勢に適應するやう適正を期して戴きたい。殊に府縣によつて行はれる差別待遇を一切是正して戴きたいと存じます。斯くすることによつて國家が眞に教育尊重の實を示すことなり、社會の教育者に對する通念態度もまた自ら是正せられ、一方教員に於ては眞に皇國の教育者たるの自覺を深め、新たなる決意と感激を持つて教育率公の途に邁進致すことと信じます。尚ほ國の官吏として教員の服制を全國的に制定して戴きたいと存じます。

第三は教員の人事行政に關することであります。教員の人事行政につきましては、一元的に文部省に於て掌握統制し教育力の充實を圖つて戴きたいと存じます。この問題は中等學校に於ては特にその實現を要望して居るところでございまして、教員不足の今日中等學校の人事行政は全く無統制の狀態にあると申してもよからうと思ひます。たとへば府縣の視學官及び各校長が缺員補充の爲め有利な條件を以て他府縣の教員を勸誘致します。勸誘された教員は心が動き腰が浮きます。さうして後任を物色します。その後任はまたその後任をといふ風に次々と他縣に波及して參ります。併し結局一人も轉任が出來ない場合が多くないかと思はれるのであります。さなきだに教員不足の今日斯かる教員の浮腰狀態が教育力の低下に意く拍車をかけることとなり、洵に憂慮に堪へないものがあります。この問題は今回の中等學校の年限短縮に伴ふ生徒の資質學力の低下防止に關する對策と致しましても、十分考慮致すべき重大な問題と存じます。以上。

（議長）　如上の御發言に對する關聯發言と致しまして、小野俊一さんに御發言をお願ひ致します。

第三節　國民學校に實踐道場的或は一大家塾的な素質をもたせる

（小野俊一氏說明）　私の提案は國民學校に實踐道場的或はまた一大家塾的な素質を持たせたいといふ題名の下に、鄕黨の師父的人材を簡拔して國民學校に名譽校長或はまた名譽顧問を置く制度を設くることを議題の重點と致してゐるわけでありまして、その簡單なる說明は印刷物に記載の如くであります。併しながら私にとつて大切なのは、この題目や重點よりも寧ろ本提案の根本をなす所の精神を皆樣にお汲取りを願ひ、それを何等かの形に於て現實に生かして戴くことにあるのであります。

先づ第一に總ての前提として申上げたいことは、國民學校教育の思ひ切つた尊重と申すことであります。そんなことは固より分り切つてゐると申されるかも知れませんが、併し今日の國民學校は若し少しく誇張して申上げますならば、既に殆んど赤信號が出てゐる現狀にあるといふことについて、爲政者も識者もまだ〳〵大いに御認識が不十分であり、不徹底であるといふことを私は敢へて卒直に指摘致したいのであります。國家として教學の極めて大切なることは今更申上げるまでもありませんが、國民學校の義務教育を受くる者約一千二百萬人のうちその八割五分までは、それだけで卒業と同時に正規の學校教育を打切りと致しまして、直ちにそれ〴〵の職域奉公に從ふものであることを思ひ、更にまた今後極めて長期に亙るべき大東亞戰爭の將來に鑑みますならば、初等學校教育の重大性はいはゆる上級學校教育のそれに較べて斷然遙か上位にあるべきものなのであります。口では成程どなたでも初等教育は大切だ〳〵と言はれますが、今日と雖も依然として重點を上の方に置く錯覺的な考へや政策が橫行し、總ての教學の根本である所の初等教育の方は多年不當に輕い扱ひを受けて來て居ります結果、遂に今日では殆んで赤信號を出してゐる始末だと思ふのであります。

第一項　初等教育の躓行的改革

初等教育に劃期的な革新を加へられて、小學校を今日の國民學校制度に改められた文部御當局の御英斷と御熱意とに對しましては多大の敬意を表する者でありますが、制度だけは一朝にして改變せられたけれども、多年の宿弊の結果としてこれを運用する陣營の實質的內容といふ點に於ては、未だ甚だしい躓行狀態にあるのであります。先生の不足その甚だしい補給難、教育關係以外の雜用の過重更に師範學校入學志望者の質の低下その他〳〵、實情は洵に憂慮すべき大勢にあるのであります。さうしてそれ等は皆世間一般が實際に初等教育を正當に重要視してゐない爲に起つて來た現象なのであります。子供の身體を取扱ふ醫療の方で申しましても、小兒科のお醫者といふものは高が子供相手のお役目だから、中等學校程度の小兒科學校とでもいふべき所の卒業生だけにこれを限つて置いて、大學出身者とか或は博士、大家とかいふやうなものは一切その方に向はず、また小兒科の醫者は一生上級學校や研究所などに行くにも及ばないといふやうな暴論は固より最初から世の中に行はれても居りませず、立派な第一流の大先生が大人以上の注意を以て赤ん坊までを手掛けて居られるのであります。然るに初等教育の方になるとこの暴論にも等しきことが今も平氣で現に行はれつゝあるのであります。同じ教育畑に於きましても、軍部の方面では幼年學校生徒や少年兵を扱ふ教官は、一生階級が低い儘に止まる人達で十分だといふやうな理窟は決して實行されて居るわけではないのであります。後の士官學校や陸軍大學の教官或は兵學校や海軍大學の教官、他日大將、大臣、大提督たるべき人々までが或る時期の間年少後輩の爲に心身の訓育錬成にその魂を打込んで教育に從事されて居るのであります。斯かる有效適切なる制度に不幸にして逆行して居りますが爲に、如何に看板だけを書き替へましても、初等教育の方は大東亞戰下今日その實務益〻重大なるにも拘らず、却つて日に〳〵弱體化の心配が起つてゐるやうな次第と考へるのであります。私共はこの好ましからざる大勢を速かに挽回して、先づ何よりも初等教育を充實刷新せんが爲に、政府御當局としてもせめて十日か二十日間位の戰費に相當する位の額を來年度には豫算として追加的に御審議願ふことが必要であると考へる者であります。さうして私は只今の田村さんの御意見にも全面的に贊意を表する者でありますが、併しそれに先立つて起死回生的な注射方策として、豫算なしでも直ぐに出來る所の方法を卽刻に講ずる必要があると考へた次第であります。この十八號議案の如きも實はその意味に於て御考慮を願つてゐるわけでございます、

第二項　天降りでない名譽校長を

提案の要旨は學區制度とか或は全村教育のことにまで聯關致して居りますが、これを要するに誠心誠意職域奉公せられつゝある所の國民學校々長や先生方に對して幾分でもその荷を輕くして差上げる爲にといふことでありますので、天降り的な任命は嚴禁でありますし、且つ眞に適任者であると信じ得る鄕黨の師父たるに足るべき人々を學校側から申請して參つた場合のみに限りましてこれを當局に於て漸次に御認可になるといふやうにし、名前は何でも宜しいのでありますが、名譽校長或は名譽顧問、囑託などといふやうな制度を次第に廣く國民學校に實施して戴きたいと思ふのであります。（終り）

（議長）　只今の小野さんの御發言は、國民學校の教育を重要視し向上せしめんとすることに非常な熱意を持つた御說明でありまして、その根本の精神とされてゐる所は議員の方々もよくお聽取りになつたことと存じますが、只今の御說明の中に今日の國民學校には多く赤信號が揭げられてゐるといふお言葉があつたやうに拜聽致しまし

た。若しこのお言葉に誤解があるといけないと思いますから、尚ほ一言その意味を御明確に御説明を願ひたいと存じます。

（小野俊一氏）お耳障りになるやうな言葉を使ひまして甚だ恐縮に存じるわけでありますが、つまりこの儘ではなか〳〵大變だといふ意味のエス・オー・エスと申しますか、危險信號が上つてゐるやうに私共は觀察致してゐると斯ういふ意味でございます。絲と赤の信號をさういふ危急の際に使ふやうに考へまして、左樣な辭句を使つたわけでありますが、お耳障りでございましたら適當に御修正置き願きたいと考へます。

（議長）前途に對して杞憂を抱くといふお心持であると存じます。

諒承致しました。

次に青年學校教育の充實强化を圖るものとして第十九號議案、二百二十番和田信二さんに御發言をお願ひ致します。

第四節　青年學校教育の刷新强化に關して

（和田信二氏說明）青年學校の教育刷新强化に關する點について御說明を申上げます。青年學校の教育は政府の指導宜しきを得まして劃期的な進歩を見るに至りましたが、全國的には未だ不十分だと思ひます。第一線に勇戰奮鬪赫々たる戰果を擧げつゝある勇士もまた銃後に汗みづくに活動する産業戰士の大部分も青年であります。また大東亞戰爭の完遂と建設といふ大事業も亦青年によつてなさるゝと思ひます時、如何に青年の教育が重大であるか、今更こゝに喋々を要しない所であります。然るに青年學校の現狀を見るに、その九割が國民學校に併設され、校長もまた兼務であります。その設備内容等も甚だ不備である。これで果してこの重大な教育がなし遂げられるや否や洵に寒心に堪へないのであります。翻つて農村の現狀を見るに全く都市とは反對な現象があります。

第一項　勞せず食はんとする傾向

卽ち都市では野菜の不足から如何なる空地空間でもこれを利用してこれが自給に努めつゝありますが、農村では勞力の不足、賃銀の騰貴米價安などのため勢ひ耕作地を減じ或は小作地を返上し、勤勞精神は低下し、一般に勞せずして生活しようといふやうな傾向も見えるのでありまして、これは實に由々しき問題だと思ひます。その他國債の消化、國民貯蓄の增强、物品の配給統制等國策遂行上にもいろ〳〵た寒心すべきことがあると存じます。

私の學校では創立以來青年學校が農村文化の中心となり、食糧の增産に、時局の認識に、國民貯蓄の增强に、國土防衞に、將又部落常會指導等時局卽應の教育に挺身協力して來ましたが、殊に食糧增産上有難く感じますことは、私の發見致しました陸稻の新品種蓬原糯が二回の獻上と二回の天覽を賜ひ、畏くも宮中吹上御苑御親栽の光榮に浴しました。また昨年畏くも高松宮殿下が御成り遊ばしまして、親しく實習地等を御覽遊ばされまして、有難き御下問を賜はり洵に恐懼感激に堪へない所であります。今こそ青年學校が中心となつて町村民の時局認識を深め、一億一心眞に總力を發揮してこの重大時局を克服し、一日も速かに高度國防國家體制を整ふべき秋であります。先般大政翼贊會に於かれまして國民錬成要綱を決定御發表になりました。實に我が意を得たりで、今日程國民錬成の緊迫せるを痛感することはありません。國民錬成の實際に當りましては、幹部級の錬成は國縣郡などの上級團體に於て行はれますが、町村民大衆の錬成までには到底及ばないのであります。仍て町村民の錬成は青年學校に於て分擔實施するのが最も效果があります。

私は大正十年より今日まで三十三箇年間實施致しました。昭和十年には文部省よりの奬勵賞三百三圓と農場收入とにより四十八坪の寮を建て、これに耕地二町一反歩を附屬せしめ、牛馬二頭と養豚、養鷄、養兎、養蠶などを營み自給自足の經濟を立て、生徒四名、職員一名が一週間交代に宿泊し、勤勞を通して全校生徒を修練して居ります。

第二項　町村民を教育する心掛け

またほかに學校裁縫室を修養道場として施設し、ここに於て男女青年は勿論婦人部落會員など絶えず修練し、開始以來既に男子青年二十三箇年、女子青年十三箇年、婦人十箇年、部落會員八箇年の長きに及びその成績は極めて顯著であります。また村會議員も學校内に一室を設け議員自ら先づ修練して居ります。青年學校の教育もここまで行つて初めて眞に徹底した教育が出來ると平素體驗しつゝありますのでこの問題を提出したのであります。兎に角青年學校が農村文化の中心となり、單に生徒のみの教育に滿足せず、進んで町村民全部を教育するといふ立場にあつて戰時下最も緊迫せる國民錬成の重任をも果すべく青年學校の刷新强化を圖らなければなりません。それが爲には速かに萬難を排して獨立青年學校の建設と專任校長の設置を强行されんことを切にお願ひすると共に、その青年學校は國民錬成道場としての使命を果す如く設備内容の充實を圖られんことを特にお願ひする次第であります。

次に農村では年々女子の數が增し、青年學校の入學者數も男子より女子が增す傾向があります。錢後は婦人の手に任せられる部面が多くなり、國防の一部も女が分擔しなければならぬ。男子は昭和十四年義務制が實施せられて以來就學出席とも非常に向上致しましたが、女子は男子の半ばしか就學しないといふ現狀であります。將來國民の母たるべき女子の責任の重大性に鑑み、昭和十八年度から男子同樣に女子青年に對する義務制の實施を斷行して、この重要なる女子青年教育の振興を圖られんことを要望する次第であります。

次に青年學校教員の資質向上の件であります。青年學校の振興も要は人の問題であります。師範學校は愈〳〵專門學校程度に昇格致します。青年學校教員養成所も同樣に專門學校程度に昇格し、また特に女子教員養成に努め、優良教員の獲得を圖られんことをお願ひする次第であります。

次に都市に於ける青年學校の充實强化の件でありますが、壯丁檢査の實績によりますと、都市方面より歸鄕受檢する壯丁が農村在住の壯丁に比して一般に思想は惡化し、體位は低下し而も花柳病や呼吸器病に浸された者が多く、町村の名譽を失墜してゐる實情であります。都市に於ける青年學校の教育は大變難事ではありますが、併しこれは確かに都市青年教育の缺陷であると思ひます。仍て都市青年學校の充實强化並に私立青年學校、小商店、工場、郵便局、鐵道關係方面の勤勞青年實務青年の教育訓練の充實强化を圖られんことを要望致します。

最後に軍部、文部一體の指導を更に强化致したい。國民學校を卒へて中等學校に進む者は一割五分で、青年學校には八割五分が來ます。中等學校を卒へた者は更に高等專門學校、大學へ進み、青年學校卒業生は直ちに銃一線に行きます。私の學校では昭和十二年度卒業生五十一名中四十八名、昭和十三年度は六十七名中六十一名が陸海軍現役兵また應召により大東亞戰爭に參加してゐる實情であります。戰時下に於ては青年學校は中等學校以上に實務が重いと思ひます。然るに青年學校に於て現在最も困つてゐる問題は、優秀なる教練科の指導員が少いことであります。この際教授奉務でもよい現役下士官以上の者を配屬せしめ、皇國民の錬成に邁進したいと思ひます。

要するに青年が奮起すればその町村は必ず振興します。青年を教育する青年學校が充實すれば、必ず町村が振興します。青年指導に當つては指導

者が常に苦難の先に立ち、率先垂範師弟同行の實踐者でなければなりません。我が校は獨立以來既に十五年この間毎朝職員が未明に起き、生徒の出校前、庭、便所、校舍の掃除を終へ清淨なる環境に於て青年教育に從事せんと努力して居ります。創立以來掃除の當番もなく自發的に生徒が競つてやつて居ります。指導者の實踐には言はずして青年も町村民も皆瞭いて來ます。指導の要諦は口でなく、理窟でなく實踐のほかなしと存じます。

以上を以て說明を終ります。御淸聽を煩はしまして有難うございました

（議長） この邊で約十分間休憩致したいと存じます。三時三十五分に再開致します。

（議長）（午後三時三十五分開議）それでは只今より再開致します。今朝開會に當りまして申上げました通り、成べく議案を御提出になりました多數の議員の方々に總會に於て御發言を願ひたいと存じまして順序その他を定めて居ります關係上、他の皆樣方の活潑なる御討論をこの席上でお願ひすることが出來ませんのを頗る遺憾に存じまするが、その邊重ねて篤くと御諒承願つて置きます。明後日の委員會に於きましては、どうか本日並に明日を通じて御發言の內容その他をよく御聽取下さいまして、他の問題と併せて十分活潑なる御論議を重ねてお願ひ致す次第であります。尙ほ今朝議長よりお願ひ致して置きました發言の時間は大變皆さんがこれをお守り下さいまして、會議が豫定の如く進捗して參りましたことを深く御禮申上げます。

これより議事に入ります。男女青年學校の編成に關しまして第二十二號議案、二番の阿刀田令造さんに御發言をお願ひ致します。

第五節　大東亞戰爭完遂のため特に青年學徒關係組織の確立强化について

（阿刀田令造氏說明） 國民組織の確立が私の議題の重點でありま

す。議題名は、大東亞戰爭完遂のため特に青年學徒關係組織の確立强化を圖るの件といふのであります。戰時下老若を問はず、何人も戰時要員と見られ、左樣心得て然るべき次第でありますが、今日の場合天下何人も除外例なく青年に多くの期待を掛けて居ると思ふのであります。青年も亦この期待を當然のことと思ひ「**大君のへにこそ死なめ**」と期して居るのであります。斯かる場合教育關係各層として、特に自己把握內の青年學徒の關係に屬する組織の整備を急とし考ふべきであると思ふのであります。卽ち學校青年の關係に屬する組織の整備は直ちに教育關係總動員の確立强化を孕むものであると信じますので、總て地方青年と一如となるの端を作り、壯年老年の層には我等も亦永遠の青年ぞの實感を喚り、一億一心の國民的信念の涵養に資すること大なるものがあると信ずるのであります。一言にして言ふと、青年力を一億一心の精神的礎石として見立てるやうに、その青年力を國としての正しき枠の中に流し込まんとする工夫の提唱であります。

序でに申上げます。私共國民は青少年學徒に賜りました優渥なる勅語を奉戴し、これを生命として學徒生活を奉行して居る青年を敬ひ、彼等に國家的關心、時局に對する熱意、これを無表情、無表現に皮相の支配を受けず、見落さんやうに取上げ、青年を徒らに未熟未經驗者として蔑視する風を改めねばならないと思ふのであります。青年は許すべきもの、許さるべきものとしてこれを過し、青年を御信賴遊ばされる大御心に副ひ奉るやうにしなければならぬと思ふのであります。

第一項　青年は一億一心の礎石

ここは飽までも青年を一億一心の礎石と見立てて行く指導を致さなければならないと思ふのであります。從來までのところでは世の中に出て働く、社會國家の活動奉仕の教皇主義でよかつた。素質、才幹、

力量を學校內に於て講ぜられる教育方法に限つて錬磨向上せしめて何の妨げもなかつた。ところが今はさうはいかない。學校に居る間でも社會國家の要望、詰り戰時教育環境の期待を四恩——四恩とは君恩、父母恩、一般人恩、天地の恩でありますが、この四恩の立場に於て感謝感激を以て卒直に受納し、學生生徒相應の社會國家貢獻に當らしめ、否この教育事情の下に實貧心を涵養する。詳言すれば目前に展開し來る場面を卽是道場と感得なし、戰時要員として、皇國民としての素質を向上せしむることとせねばならないのであります。兵營生活にせよ、警防、防空作業にせよ、農村に於ける增產計畫援助の如き、教育の外延として取扱はるべきものでなく、內包的關係なのであります。卽ち今日の教育は斯うなつて居ります。教育の機機をここに見つけ、自我の目醒めに伴ふ積極性、純眞性の徹底涵養にこれ努め皇道精神を樹立せしむる爲め、鍛錬第一修養的文武一如の教育手段によつて居るのであります。教育の方法の變化からでも青年學徒關係の組織が整備せられることを要するのであります。

その對策を簡單に申上げます。第一、凡そ學校青年層は農村作業、防空作業等に挺身協力し、學徒青年層と同樣に啓發提携し、相共に一如觀を向上し、以て全國青年一如體の確立を圖ること二、高等學校程度の學徒の教育生活に自立精神を昂揚せしめ、以て東亞青年の氣魄を振作せしむる爲め益〻師弟同行の組織を强化擴充すること、教育を單に鞏をするのだと考へ、基本條件を設け學生生徒に臨む、それが思惑通りに行はれた時、直ちにこれを以て教育成功とする場合、獨斷專行になれずに大事を處理せしむる上に不便がある。詰り斯うしたのを他立的だといふのであります。ここに鍛錬の手段に掛けて青年性に纏綿交絡してゐる青年性の美質をむしばむ毒素的性質、個人主義、自由主義的傾向、自惚放縱の風を吹き飛ばし、ここに基本的條件を生み出し己の作れる條件に身命賭けて服するやう心性を開發すること、これを自立的精神と呼ぶのであります。教育者は學生生徒の中に飛込み揉れて見よう。俺は立派に乘り潰すぞと叫び、落馬しながら血みどろになりてやる底の鍛錬を手段とする教育のことを自立と呼ぶ師弟同行の教育といふのであります。これをなす爲には全寮主義を勵行して校長の指揮下に置く自立的指導の確立、學徒青年の一如化を圖らなければなりません。三、海洋から學ぶ隨順、生成發展の諸德の認識と海洋問題の現實性から全國青年各層、特に學徒の海上鍛錬奬勵を擴充すること、これは各海洋班の一如化であります。その次に第四として、

第二項　占領地域に學徒を派遣

在來の興亞青年勤勞報國隊派遣といふのがあります。これは各學校から數名出して居りますけれども、この方法に替へて、これも學校長の教育意圖によつて行ふべきであると思ふのであります。高等學校程度以上の學校若干を一年以內の期間に於て皇軍占領地域に命令移動せしめ、現地について身を以て魂の教育を行ふと共に新生命觀を把握せしめ、一擧にして日本文化宣揚の使命をも達成せしめ得るやう教育の組織化を圖るのであります。これは青年教育に從事して居る者の熱意としてお聽取りを願ひます。在外間はその期間だけ作業を延期し、在外に賴るなき者は他校に委託して置く。この實施に付ては周密な考へを要することは無論のことであります。五、斯くて以上の教育對象指導の齊一化並に教育の一段の重要性とを深く睨合せますと、在來の各種教育會はこれを發展的に解消する方がよいと思ふのであります。而して教育各層の一體化を圖りまして强靱活力ある新教育會を速かに結成し、教育翼贊運動の骨幹たらしむることがよいと思ふのであります。これが教育界の下意を上通する唯一の方法であると私は信じて居るのであります。

（議長） 次は第二十八號議案、百五十番中西タキノさんに御發言を

お願ひ致します。

第六節　國防生活にと女性教養

（中西タキノ氏說明）　御指名によりまして私は自分の小さい體驗と自分の實際に行ひました事柄を基礎と致しまして、女性に對する教養が大東亞建設確立の上に大なる影響のあることを申上げて見たいと思ふのであります。燒野の雉子夜の鶴、子を思ふ親心といふことがございます。本當の母親であるが故に自分の身命を擲つて、燒け死ぬことも忘れて子を救ふ。これが本當の日本の國のお母さんではございますまいか。大きな事柄にぶつつかりまして身の振り方に困つて、自分の立場を何としようといふやうな刹那の場合に思出されるものが母の姿ではございますまいか。戰場に於ける勇士が今はの際にお母樣といふ言葉を出してこの世を去られるといふことを聞きます時に、私は女性に生れた有難さがどこまでも體全身に傳はるのであります。さうした母の傳統は誰によつて作られたことでございませうか。何千年間日本女性の家族制度、子は親を思ひ、親は子を思ひ、祖先を大切にし、お國を大切にと言はれたその愛情、深い女性としての犧牲的精神、母の愛、女の愛、この女の愛の潤ひによりまして繋がれて來たのが今日の日本ではございますまいか。これを覺えて居る方がどれ程ありませうか。實際自分の使命がどこにあつて、自分達はどうして勤かなければならないかといふことを知つて、この自己の使命の爲に働いて居る女性はどの位でございませうか。これを思ひました時に私は腹の下から汗が流れるのであります。斯うした大切なる女子としては三つの大きな使命があることを知らないだらうと思ひます。夫に仕へては夫の性質を辨へ、夫の職業を辨へ、さうして夫の仕事のお手傳ひの爲に、家の仕事の爲に又防空も全部仕遂げて、夫をして外に出て憂へなからしむるやうにするのが妻の仕事ではございますまいか。又一家に於て嫁は姑を愛し姑は嫁を思ひ、孫を育くんで敎へ導くのが主婦でなければなりません。一家の經濟も、物資を取引するのも全部主婦の勤めではございますまいか。その主婦の勤めを本當に知つて勤めて居る者が何人ございませう。そのことを考へまして私はこの議案を提出した次第であります。

第一項　私の夫は理解がありました

玆に男性の御再考を願ひますと申上げてありますが、この御再考といふのは、女子がこれ程の大役を持ち、男子論を持つて居るものを何と御覽になつておいでになるのでありませうか。人格をお認めになつて、社會の立場を明かになすつてゐらつしやつて下さいませうか。子供の前で、お前は女だから女だてらにとお小言を言はれる立派な政治家も、大臣におなりになる方もみんな女の手で育つて居りまして、その子をいつくしんで物にするのであります。その女性を頭からまうしてお叱りになつて、なんで良い子が出來ませう。なんで母としての勤めが出來ませうか。私の夫は始終留守ではありましたが、理解がありまして、何時も子供達に、

「お前達はお母樣の恩を思へ、お母さんはなかなかお父さんどころではないよ。お腹に居る時から心懸けて育ててくれた。小さい子供を育てることに身を忘れて、心一杯に育ててくれた。本當にお前達は健康に育つのだ。健康な者は心も健康だ。これから先の精神の健康は母によつて作られるのだから、よくお母さんの言ふことを聽かなければなりません」

と、夫は出掛けには何時も子供にさう言つて聽かせます。そのお蔭で私は子供を育てること男子六名、女子一名育て上げましたが、病氣一つする者もなく、優しくお父さん、お母さんと言つてくれました。これを考へました時に女子は床の置物でございません。鋏ではございません。大切な自分の生命の延長、自分の家庭の延長、國家の國本を作るべき重大なる責任を持ち、潜んだ力のあるものと思召し下さいまして、女子の立場を御認識願ひたいのであります。さう致しまして女子も亦生んだ子供に對して、若も惡い所がありましたならば、自分達の心の底に惡い所があるから子供に惡い所があるのだ。どうかしてこの子供をよく育て上げなければならぬ。これが私共の責任だと考へなければならぬ。斯ういふことを思ひました時に、母親の修養は全く子供の教育の爲でございます。母の努力は子供の將來の爲でございます。だからしてこの女子としての大きな使命を果す爲に是非とも女子としての修養が必要でございます。さう考へまして建てましたのが私共の花嫁女學校でございます。ところがこの花嫁寮を建てましたがどうも理解が立派にございませぬ。女學校があり、中等學校があり、師範學校があつて、女にもそれ〴〵敎養の機關があるのでございますけれども、女學校を出て何をするか、私共の心根をなか〳〵諒解して下さる方はないそこをよく十分お說き申上げて、さういふものぢやない。娘といふものは、家庭の敎育は大人になるまでの修養の時期と見なければならない。健康は小さい時分、お乳から普通食に移るまでの間に惡かつたら、一生涯取返しのつかない所の健康を害する。また精神もその時が大切である。先程奥村先生からお話もございましたが、お腹に居る時からの心と仰つしやいましたがその通りでございます。母が姙娠中の心持がどれだけ子供に影響致しませう。さういふことを考へますとその母の健康精神は、共にお腹に居る所の子供の健康、精神であります。つきましてはその敎育を致しましてそれこそ初めて女性としてのお務めが出來るのでございます。

第二項　私の心に反し都會へ〳〵

私はさう思ひましていろ〳〵な母としての務を敎へましたが、私の心に反しその子供は都會へ、都會へと行つてしまつて田舍に働くのを

蜂ふ。勞力の少ない華やかな生活に集まつてしまふ。私はこれでは私がこの學校を建てた價値が何處にあるだらう。何でもこれは田圃でも開墾し、埋立をして働き場所を作らなければならぬ。大地に親しむ女を造らなければ、本當に土を踏みしめて立つ子供は生れない。私が先に立つて、眞黒になつて、生徒と共に鍬鍬を把り、草を取り稻を作る、牛も飼へば馬も追ふ、さうして働かなければ、肥桶を自ら嬉いで働かなければ駄目だ。さうだ、私は學校の母である。先生が眞面目でなくて何で眞面目な子供が出來よう。私は學校の母だ。決して家の中ばかりでは駄目だ。生徒を育てるには私がモンペを穿いて鍬鍬を把つてかからなければ駄目だと思ひまして、凡そ七八反の開墾を致しまして、生徒と共に米を作り、麥を作り、馬鈴薯を作りまして食糧の自給を致して居ります。その間に育兒の事も敎へ、家事のことを敎へます。寮所に立ちましても決して今までのやうなことではいけない。理科は何で學校で稽古したんだ。御飯が沸騰點に達してもそのまゝにして置くといふやうなことでは、榮養を捨て、時間を無駄にして、薪を無駄にするではありませんか、洗濯するのに沃度加里を使つて洗濯するのには、何度の濃度ですれば垢が早くとれるか。纖維と纖維との間に入つた垢は斯うして取らなければ駄目だといふことを實際に敎へる。また生産をせよ、增産々々といふのも、一つは生む、一つは成す成すといふ方に於ては、諸らんものを生かして使ふ、また節約して使ふ。これが增産である。また土地の隅の方まで堀つて、これを耕す、さうして物をうまく拵へる、これが增産である。同じ增産でもいろ〳〵な道理があるといふことを自ら示し、自ら敎へる。小麥にしてもさうして作つた物に對しては興味を持たせるやうに、畑から出來ます小麥から朝鮮の飴が取れるのだ、馬鈴薯の屑から片栗が取れるのだと自ら率先して飴を造り片栗粉を造ることを敎へる。さうして之を家庭に備へつける。また野菜の屑は壺に入れて置けば必ず女の心懸一つで

肥料も造ることが出來る。この頃のやうに肥料の不足の時代には人工肥料は剩つたもので造ることが出來るのだ。剩つたものを壺の中に入れてメタン瓦斯を造り、それを田圃の中に入れゝば米がよく出來るとも角女は何も彼も愛を持たなければ駄目だ。土にも、野菜にも、愛を以て手にかけて育てなければ育たない。何にも彼にも愛を持てば自然と愛が出ませう。どうぞ自然と親しんで愛を生んで行かなければ本當のものでないと私は思ひまして、さうして若い娘を指導して居るのでございます。

どうぞ私のお願ひ致しますことは、今の社會の女性を見ますと、美しい着物を着ましてさうして樂な方へ廻る、さうした虚榮に憧憬がれまして、綺麗な着物を着る爲に働きをしたり、親がそれについたりして修養の時期に修養を怠り勝でございます。こんなことを續けて行きましたならば十年後にはどんな國民になつてしまひませうか、斯ういふことを思ふ時、國家の危さが腋の下から湧き出る汗と共にひや〳〵するのでございます。どうぞ御反省下さいまして、今生れつつあります所の青少年、殊に女子といふものは大切なる所の鳳紀、風俗に至るまで、全部女子から生み出すものが澤山あります。男子の方が地位を失墜し、或は罪に陷るといふやうなことも、女子の手によつてすることが多々ございますことを御承知でございませう。どうぞ女子をして强よくその使命を果す反省した女性にお育て願へるやうにお願ひ申上げまして、さうして私のこの說明に代へたいと思ふのでございます。

尙ほ私は今のお母さんが既に間違つて居る所が澤山ございます。お母さんの美しい所には必ず心持の美しい子供が出來、お母さんの信念のある所には必ず信念のある子供が出來ます。不良な子供は愛と信念のある母の手からは生れないと信じて居ります。どうぞその點について、ここに皆いてあることを一々肝しくは申上げませぬ。たゞ要點として堅實な、土を踏みしめた女性、大東亞の女性に相應はしい所の女性の教育に邁進せられんことをお願ひ申上げて今日の說明に代へます。

（議長）洵にお心の籠つたお話を承りましてお禮を申上げます。次は國民の動員態勢に關するもの、就中防空問題に關しまして第四十八號議案、五十九番の河村恭輔議員に御發言をお願ひ致します。

第三章　動員態勢に關する卷

第一節　長期戰に對し民防空體制を强化し防空戰力を昂揚して必勝を期す

（河村恭輔氏說明）先程奥村情報局次長からテキサス洲に於けるアメリカの訓練の狀況を拜聽致し、また本年九月一日の軍當局の空襲判斷に關する意見を新聞紙上に拜見致しましたが、是等の狀況に鑑みまして我が國民が現在如何なる防空精神を持つて居るか、殊に上層階級に至るに從つてこの防空精神、或は防空の意義について關心が薄いのではないか、隨つて今日の我國に於ける防空態勢等の制度等について、改善を施すべき必要がないかといふやうなことにつきまして、自ら研究致しまして玆に揭げました議案を提出した次第であります。

今後この戰爭が持久戰、長期戰となつて居ることは極めて明瞭な問題でありまして、この機會に於て何が國防上最も大なる缺點であり、弱點であるかといふことを考へます時に、私は我國の國土防衛、防空にありといふ位に感じて居る次第であります。いふまでもなく我が國民は一朝有事の際に於きましては、身命を捧げて　天皇に歸一し奉り、國家に殉ずるの精神に燃えて居ることはいふまでもありませんが現代の殊に進歩したる兵器を以て外國に對して、國民を保護するといふことは、極めて重大なる問題であると信ずるのであります。去る四月十八日のアメリカ飛行機の空襲は全く小規模の空襲に過ぎないけれども、隨つて防空は極めて、簡單、容易であつたのでありますけれども、その際我國の被害は、これをドイツやイギリスに比較しますと頗る大であつたのであります。我が陸軍に於ては既に防衛司令部を設置せられまして全軍の防空を强化せられ、しかも　東久邇大將宮殿下が司令官とせられて全國の防空を統一せられ、また本日新聞紙上に發表されました所に依りますと準防空召集規定といふものを發令せられまして、十月一日より實施せらるるといふことであります。これに對しまして吾々民防空は果してどうか、私は民防空の眞面目を發揮せしめ聖戰を完遂するが爲には、第一に防空組織體制を强化、一元化すること、第二に民防空の教育、訓練を促進し、第三には防空制度の完全を圖ることにありと信ずるものであります。この三通りの要求は逐次進行しつゝありまして、十六年十一月二十五日には防空法の改正に依りまして、その根本法律の面目は一新せられたのであります。併しながらこれが實行機關、或はその組織及び運營方面につきまして、これを下部の一人として觀察致します時に、まだ〳〵極めて貧弱なる狀態にあることは疑ふ餘地はないと思ふのであります。故にその整備如何は、國の興廢に關する一大要素となるのであります。民防空と雖も一つの戰鬪手段でありますから、この組織を一元化し、いざといふ場合極めて神速機敏の戰鬪が出來なければならぬし、絶對持久の防禦戰鬪でありますから、準備、訓練、配備及施設が十分でなければならぬと思ふのであります。

そこで私はその對策と致しまして、どうしても內閣直屬か、或は內務大臣の直屬と致しまして、防空院、或は防衛院といふやうなものを設置致しまして、恰も軍の防衛總司令部に對應すべき機關の設置が必要であると思ひます。而して外廓團體の强化、充實に依る所の一元體制の確立を見ることが適當であると信ずるのであります。現在の防空隣保班は、警防團、警察、消防、市區町村、町內會、部落會、その他

これに類似した命令等を受けまして、この制度は極めて煩雜多岐であります。殊に最近に於きましては各種の行政事務が山積致しまして、多數の命令が參りまして隣組は洵に忙がしい。そこでこれは防空訓練の指標は警察系統に一元化致しまして、隣組長の外に防空群長といふものを別に置き、これを警察に隷屬せしめて消防隊の下にこれを使ふといふことに致す必要があると思ふのであります。

次に防空訓練の徹底を期します爲には防空學校を增設致しまして、さうして防空に關する指導者を養成して教育訓練を徹底する必要があると思ふのであります。學校の練成方法としては或は國民學校に防空訓練を練成課目とし、進んではこれを神宮競技に加へるといふやうなことに致しますれば、非常にその效果があるであらうといふ風に感じて居るのであります。

次は資材の增配、各機關の機械化を計り、施設及び器材の整備、充實、檢定制度の確立、その他防空勤務者の給與、待遇の改善といふやうなことについても、十分留意あらんことをお願ひするのであります。

これを要するに防空問題は結局自治精神に依つてその施設を行ひまして、訓練と實行とは軍隊的の命令系統とし、神速機敏の動作が出來るやうにすることが必要でありまして、警察にその權限を與へまして准軍式に行ふやうな方向に改善するやうに、一層の御努力あらんことをお願ひ致す次第であります。

（議長）次に國民組織の確立に關する議案に入ります先づ地域基盤組織の强化に關しまして第三十一號議案、百四十九番の中山發郎さんに御發言をお願ひ致します。大分豫定の時間が逐次延びますので御留意を願ひます。

第四章　基盤組織に關する卷

第一節　農村總進軍部隊長出現

運動の展開を要望す

（中山發郎氏說明）　私は山口縣の一角極くささやかなる一農山漁村の村長でございます。私の生れた土地でもなくまた育つた土地でもない在住すること僅かに半年ならずして村長に推されまして、今その第七年目を勤めさせて戴いて居ります。私の體驗を通しまして心持の一端を述べさせて戴きます。

私は曾て農林省關係の役人を三十箇年間勤め、その爲に田舍に居りましては人目に立つ位階を戴いて居るのでございます。田舍の人となりまして偉さうな顏をして居ります時に、これは丁度冬のことでございます。農村の貧しい家の青年が自分の家の人手の足りないのに拘らず勇躍として、喜々として入退營さるゝ姿を見たのでございます。私も日本男兒と致しまして、自分がたゞの一日でもこれ等青年諸君のやうな心持で生活したことがあつたであらうかといふことを考へて見たのでございます。私の三十箇年間の役人生活は、たゞ役人といふ職業を比較的忠實に勤めただけでございまして、私の念頭には實はお恥かしい話でありますが、國家といつたやうなことを考へて仕事を執つたことは一日もなかつたことに氣がついたのでございます。私はこの點を非常に恥かしく感じました。偶〻村で或る事情の下に村長が容易に決まりませず、結局まだ在住半年にならない私が村長に推されたのでございますが、私は喜んで立上らせて戴いたのでございます。自分も日本男兒としてせめて半年でも一年でも國家に奉仕したい。斯ういつたやうな氣持で全く無經驗な身を以ちまして素裸になつて立上つたのでございます。爾來今日まで六年六箇月間毎月村内の各部落に一回以上必ず參りまして、その部落の常會を通しまして私の心持、私の信念、私のその日その覺悟とでもいつたやうなことを村民の皆樣に聞いて戴きまして御批判を願ひ、御共鳴を願つたのでございます。さう致しますと、一年も經たない間に久しい間村内にございました相剋とか摩擦とかいふものは殆んど消えてしまつたのでございます。そこへ恰度支那事變が勃發したわけでございます。私が村民の皆樣に私の心持を打明けて居りましたことは、恰度國民精神運動で唱へられて居りましたことと殆んど一致したのでございます。隨つて國民精神總動員運動は私の村の村民諸君は相當に眞劍に受容れられたのでございます狹い見聞の範圍ではありますが、日本にあの精動運動が起りました時に、心の奥底からこれではいかんと言つて立直らんとせられたお方が相當にあつたことと私は信ずるのでございます。

第一項　新體制の曉の鐘が鳴る

やがて新體制の曉の鐘が高らかに鳴り響くこととなつて參つたのでございます。部落の常會は生れます。部落の實權を持つて居りました區長、農事實行組合長といふやうなものは勇退を强ひられる時が參り、新たに部落會長が生れまして部落常會を操られるやうなことに相成つたのであります。我が農村の下部の組織はこれで略〻整つたやうに私は考へたのでございます。ところへ本年の春は我が農村の議員の改選がございまして、それに對して翼贊會は翼贊選擧の運動を起されまして、内容實質は兎もあれ形の上では農村の翼贊議會が誕生致したわけでございます。

斯うなつて參りますと、次に來るべきものは當然農村の中心をなし農村の指導の全責任を擔つて居ります村長の勇退でなければならぬと私は考へるのでございます。私は或る事情の下に近時他の農山村の實情を相當よく存じて居るのでありますが、翼贊運動のお蔭を以ちまして、農村の村民諸君は張切つて居られます。農村部隊は張切つて居りますが、悲しいかなその進軍を指揮するに足る力强き部隊長が殆んど何處にも居られないのでございます。農村に課せられた任務は現下彌が上にも重くなつて參りました。農村の立て直しには團體統合をやるがいゝ。斯ういふ風にいろ〳〵論議されてゐるやうでございますが、假に如何なる形で團體統合がされたと致しましても、現狀を以てしては農村にはこれをこなし得るだけの人物がないのでございまして、どうしても農村には强力な部隊長を必要とするのであります。農村にこの强力なる部隊長を作るといふことが我が翼贊會に課せられた農村に於ける最も重大なる任務だと私は考へるのであります。

ではどうすれば宜いかと申しますと、私の體驗を以て見まするならば、部落常會といふものは指導の如何によりましてこれを力强いものに導くことは容易いのでありまして、部落常會を强力にさせるのでございます。それには農村の翼贊運動の關係者が農村の各部落へ飛込みまして、部落の皆樣に今の農村を立直すべき必要のあることをよく理解させることから出發しなければならぬと考へます。これが片方で相當徹底致しますその時に、中央より古き時代の機構によつて選ばれた農村の村長は一同退場して貰ひ、さうして新しい翼贊の機構によつて選び直して戴く。斯ういふ風な運動を中央で出して戴きますならば、それと呼應致しまして我が農村の推進員、壯年團の活動が始まらなければならぬと考へるのでございます。これ等の活動によりましても、農村にはなか〳〵村民の信頼を一身に擔ふといつたやうな人物は得難いのでございますが、私は考へます。そんなに立派な人物でなくても、素裸になつて本當に農村の前途を憂ふる、とでもいつたやうな方が出て來さへすれば、そのお方を翼贊精神で以て補强致しまして、これを立派な部隊長に育て上げるといふ責任が翼贊會の同志に殘されて居るやうに考へるのでございます。斯ういふことを致しますと、町村會との間に摩擦が起りはしないかといふことになりますが、これは運動宜しきを得ればそんなことは更にないと私は考へます。兎に角今や農村の本當の立直しをやるべき時機が來たと考へるのであります。即ち農村はこの部隊長を中心とし、部隊長と一身同體となつて部隊長を家長と仰ぎ、一大家族といふことになつて來なければ本當の日本の農村とは言へないと私は考へるのであります。斯ういふ風に翼贊會が農村を御指導になりましたならば、食糧增産運動などは易々たるものだと考へます。

（議長）　中山さんに一寸申上げます。時間が十五分過ぎて居りますから……

（中山發郎氏）　また配給の問題に致しましても、斯ういつた强力なものが出來ますならば、今までよりは假令物資は少くございましても立派に滑らかに配給出來まして農村民に滿足を得させるやうな方途が必ずあると私は考へるのでございます。時間を過ぎまして恐縮でございます。中途でございますが、以上申上げます。

（議長）　豐富なる御意見のやうでございますが、時間を御割愛願ひましたので、委員會に於て十分に御議論の程をお願ひ致します。關聯發言と致しまして第五十一號議案、九十九番の佐藤順一さんに御發言をお願ひ致します。

第二節　銃後第一線の部隊長として

町村長に對する檢討と對策

（佐藤順一氏說明）　私の提案は銃後第一線の部隊長としての町村長に對する檢討と對策といふのでありますが、只今の御發言と相當關聯してゐることが多いやうに思ひます。町村長に對していろ〳〵お說も

ありますが、從前の町村並に町村長といふものの性格と大東亞戰爭下の今日の町村並に町村長の性格とは非常に差違がなければならぬと考へる者であります。私共は從前村の産業を開發し、文化を進め、經濟的更生を企圖し住みよき村の建設を目指して來たのでありますが、今日ではそれは寧ろ第二義的であつて、第一義としては總ての町村民をして聖戰目的を透徹せしめ、これが爲に政府の要請せられる國策即ち食糧や木炭の增產から、貯蓄の勵行、公債の消化、消費規正への隨順軍需資材の供出、軍事保護の强化等あらゆる國策を實踐せしむることが町村長の任務でなければなりませぬ。これ即ち銃後第一線の部隊長である所以と私は確信致します。之が爲に町村長としての適格條件は飽くまで銃後第一線の部隊長であるといふ確信を持つて起たなければならないと同時に、町村民の總意の向ふ所を指導して聖戰完遂の一點に集結せしめ、而して進んで國策を實行せしめようといふ强い指導力のある者でなければ今日の町村長は勤まらないのであります。斯様な町村長が全國に擔つた暁には銃後は必ず安全を確保すべきものと信ずるのであります。

第一項　本職を拋つて邁進せよ

併しながら斯様な町村長を悉くの町村に求めることはこれ亦容易なことではありません。こゝに問題がある。故に出來れば絕對的適格者を擧げ、然らざればその町村に於て比較的適格者――周圍から見た時には比較的適格者であるが、その町村に於ては第一の適格者を物色して、これを今までの選擧法によらず推薦法によつて監督官廳が立會つた上にこれを推薦する。推薦せられたる者は徵用されたるものとして自分の本職を拋つて町村長の職に邁進するといふことでなければならない。從來の町村長は名譽職であるといふ考へ方では銃後第一線の部隊長は勤まりません。飽くまで町村長に專念する者を物色しなければならないのであります。併しそれと同時に相當の報酬を與へなければならない。現在眞面目にやつてゐる町村長は殆ど晝夜兼行でやつて居ります。而して與へられる報酬は月俸五十圓です。これは私の附近の平均でありますが、恐らく全國の平均でも五十圓でありませう。而して精神的待遇はどうかといふと、縣の役人の如き、お前等は月俸五、六十圓だから判任官の二三等に相當すると云ふし、奏任待遇の如き考へは許されてゐない。少くとも國民學校の校長が奏任待遇であるならば、痩せても枯れても一町村の部隊長である町村長を餘り虐待してゐるやうに感じますので、この點は政府に於かれても改善策を考へて戴きたいのであります。

それから町村內第一等の人物を用ひましても、これは比較的な言葉であつて、實際千差萬別でありますから、これに或る程度の認識を與へて町村長の使命を果させるべく國家は宜しく國の機關を以て町村長の錬成の機關を設け、さうして一定の期間國費を以て町村長の錬成をさせて欲しいのであります。併し尙ほそれでも町村長に指導力の徹底した者を必ずしも集めることは出來ませんから、私は町村參與といふやうなものを作りたいと思ひます。つまり現在の町村會議員の半分位の人數にして、各種團體の主腦者や國民學校長、分會長或は壯年團長等によつて參與といふものを組織し、これが町村長を中心として一丸となり、さうして企畫部であり、指導部であり、實踐部であるといふものに拵へ上げまして、國策の遂行、町村政の運營の執行機關として行くべきだと思ひますのでこの參與の制度を提唱致す者であります。

（議長）次に第三十七號議案、三十四番の枝松五六さんに御發言を願ひます。

第三節　部落會その他常會の强化

（枝松五六氏說明）私の提出議案は大政翼贊運動を育成强化する爲の實踐組織である常會の運營を徹底强化し、以て長期戰完勝の爲の國防生活を徹底し時艱を克服したい熱情の發露からであります。

思ふに戰時下幾多の重要產業が繰廣げられましても、若し國民に時局の認識十分ならず、これを受ける心構へが出來てゐなければ、これが國民に滲透せず況してや實踐遲々として進まず、非常時國難を突破することが出來ないかも知れません。されば如何にして國民にこの心構へを作るかといふ問題ですが、それは下部組織の整備と國民の錬成の問題に歸著すべきものと信じます。問題は國家國政を論ずるといふ大きな問題でなく、何等の華やかさもない小さい問題のやうでありますが、如上の意味よりまた翼贊運動の實踐たるべきものでありまして、これなくしては如何に國家國政を論じましても實績を擧げることは出來ないので、實は重大問題でもあり、また戰時下國策の遂行上一日も疎かには出來ない問題であると考へるのであります。就てはこれに對する私の考へて居ります點を五つ六つ申上げたいと存じます。

その一つは一應現下の部落會、町內會、隣保班の常會を振返つて見る必要があることであります。凡そ反省なくしては進歩も發展もありません。一歩も二歩も前進したいと考へるのであります。大體未だ指導理念に徹しない爲に徒らに形式に囚はれたり、また常會は我がものと考へてこそ役に立つのでありますが、やらされるといつたやうな觀念が拔け切らなかつたり、甚だしきに至つては不平や不滿のはけ場のやうに思つたり、また配給品の分配に終始したりして、常會の眞の目的に副はない向が少くないと思ひます。これでは徒らに勞して效なく況してや長期戰完勝といふ重大な役割は果せないのでありまして、折角政府でも內務省訓令まで出して力瘤を入れて居られるので、是非これが運營を徹底强化しなければならぬと思ふのであります。

第一項　苦勞した我村の常會

私が村のことを言つて洵に烏滸がましいことでありますが、敎化村となつて六箇年間苦勞をして常會の運營をして來たお蔭で、過日廣島縣の風水害應急作業に於きまして、我が村も相當の被害があつたにも拘らず、何れの町村よりも速かに應急作業を終り、更に村民を引連れて隣接町村へ援助に參りましたが、その場所での作業振りにしても確かに他町村のそれよりも遙つた所があると援助を受けた町村長が非常に感心して居りました。これを考へる時、常會によつて人心敎化の出來たことを痛快に思つてゐると共に、常會の必要さをしみ〴〵感するのであります。

その二は指導者の錬成であります。どうも指導者の指導の理念が乏しく、隨つて何等の理想も計畫もないものが相當あるやうであります。それでは折角の常會が價値の薄いものとなつて、常會へ出ても大したことはない。だからと云つて出ねば工合が悪いといふのでほんのお役目的に女中や子供を出すといふやうなことになり、甚だしいのは常會を厄がるやうな向もないでもありません。それは結局指導力の不足の結果であつて、どうしても指導者の錬成をやらなければ常會の目的を達することは至難であります。本部でも、縣支部でも十分この點御承知で努力されてゐることでありますが、實際には掛聲程にはなく、各町村に行つて見れば頗る不徹底なやうであります。そこで本部や縣支部では多忙の爲め直接下部組織の指導者錬成までやられることは行き屆かないのが當然と思ひますから、各町村或は各種團體が自ら進んで出來得る限りこれが錬成をやるやう仕向けて戴きたいと思ひます。私の村などでは既に常會を六年も續けて居りますが、やはりその必要を感じまして每年部落會長八名、班長四十三名その他指導に當る者の錬成をやつて居りますし、また私も部の敎育會長の職を汚して居

ります關係上、國民學校や青年學校の教職員とかまたは一般町村民のこの種の錬成をやつて縣支部からも應援して貰ひ、相當見るべきものがあります。

その三は、活動機構を整備することであります。常會での申合事項は實踐に移さなければ何等の價値もありません、又傳達事項にしても戰時下相當多くなつて來て居るので、部落會長、町內會長、班長等の任務も極めて複雜化し背負ひ切れないと思ふのであります。そこらを考へて十分活動出來るやうな機構を作つて置かなければならんと思ふのであります。例へば傳達事項、配給品の配給などは當番制にするとか、又申合せによつてやる。出征軍人の家族や遺族の家業援助にしても、豫め常會でちやんと係りを決めて、その作業の勞力不足の程度とか、作業の反別とか、又作業の日時等をよく調査して掛れば何等の支障もなく、やる方も受ける方も氣持よく奉仕作業を終了することが出來ると思ふのであります。兎も角實踐活動の出來るやうな仕組をして置かなければ實績は擧らないと思ひます。

その四は、各種團體の集會統制であります。戰時下各種の會合が隨分增加して居るやうでありますが、餘り多い爲に身の入つた會が出來ないのではないかと思ふのであります。折角常會があるので、例へば部落會、町內會、隣保班の常會は、職域別、團體別の常會ではなくとも出來る限り他の會を常會へ統合してやつたならば結構と思ふのであります。私共の村でも農事實行組合が各種の團體の會などを殆ど併せてやつて居りますが、別に組合長や團體長が常會役員でなくとも圓滑に運營して居ります。

その五は、世話役、世話人の問題であります。

（議長）議長から一寸申上げます。どうぞ時間をよく御遵守願ひまして、詳細は委員會でお話下さるやうにお願ひ致します。

（枝松五六氏）失禮致しました。それでは委員會に讓ります。

（議長）次は行政機構の刷新運營に關するものと致しまして、第四十九號議案、百十二番勝桂之助さんに御發言をお願ひ致します。

第五章　行政機構に關する卷

第一節　總動員態勢確立の前提條件としての地方行政機構改革

（勝桂之助氏說明）私は國民總動員體制の確立、又進んでは新しい東亞經綸の根本體制を作る前提條件としましてどうしても現在の所謂府縣といふやうな單位の一つの行政區域並に自治團體の區域はこの際これを廢止致しまして、更にもつて廣範圍の道と申しますか或は州と申しますか、さういふ行政區劃並に自治團體の區劃を定めることが最も適當だと考へて居ります。そのことに付ての說明を聊かさして戴きたいと考へます。唯この問題は、實は私一個の私見といふよりも、實は政治經濟の新體制問題が一兩年前から朝野で喧しく論ぜられました際に團體方面に於きまして色々研究され、或はさういふ風に傾いて居るのではないかと信ぜられる筋もありますので、左樣な方面から私が聞知致した分もあるといふことを御諒承願ひたいのであります。失禮ですが、一寸例を申上げて見たいと思ひます

實は職業問題の大變うるさかつた時に、九州の或る炭坑でこんな問題が起きました。と申しますのは、その炭坑の職工社宅が偶々二つの縣に跨つて居つた。丁度その區域の眞中に縣堺が跨つて居る爲に、片方の半分は米の配給が一合何勺、二合何勺といふやうな僅かの配給しかなく而も外米だ。ところが片方の半分は一人當り老若一人平均三合宛の米を貰ひまして、而も內地米のおいしいものを食べて居る。これは當時已むを得ないことではありますけれども、それが爲に子供が食

糧の不足を歎く。殊にその當時は皆樣も御承知であられたと思ひますが、可なり有名な熟練職工が自分の一家に充分食糧を喰べさせることが出來ない爲に、十年、二十年の勤續を棒に振つて自分の鄕里に歸つたといふやうな時であります。こんなことが國民總動員體制を作る上に子供の頭に、大人の頭に惡い影響を與へないで濟みませうか。一方に建設的な總動員體制を作りながら、一方に於てなんだかこれを壞して行くやうな感がないではないのであります。最近に於きましても、東京で日曜日、祭日になりますと、ハンドバック、リュックサック、或は風呂敷を持ちまして近縣の千葉、茨城方面に散步なんかに出掛けて行く人間が三十萬人もあるといふことであります。又この冬は東京市には薪がなくなる。瓦斯のない家はどうして冬を過すかといふことを心配されて居るさうであります。ところが炭礦地には炭も澤山ありますが、中々流れて來ない。或る人は殊によるとこの冬は、東京市では大事な水源涵養の多摩の山の木も、貯水池の周圍の大事な働きをする木まで伐らなければ過せないのではないかと心配して居る人があるといふことであります。併しながら、これは色々原因もあるでありませうが、所謂縣ブロックが斯ういふ情勢を作つて居るといふことは餘り多くの言葉を要しないと思ふのであります。こんな例は澤山あります。今の例は唯一つの縣や、一つの市や町の小さい問題ではありません。職工の問題にしても、資材の問題にしても數府縣に跨る問題であります。ところがこれが各府縣に跨つて居る爲に急ぐべき生產擴充が遲れて居るのであります。斯ういふことを考へて見ますと、吾々は大いに考へて見なければならんのではないかと思ひます。勿論このことに付ては內務當局を初め各縣當局が非常に御努力下さいまして、最近では連絡協議會が組織せられまして斯ういふ問題が樣々研究されて居る。その御努力は吾々は實に感謝の外はありません。併しながら今一時的にそれがよくならうとも、當今の現代の時勢に合はないものならば次々に斯ういふ問題が起きて參るのであります。

第一項　これ皆ブロックの弊害

例へば既に過去の問題でありますが、過去に於て電力の開發にしても、一つの河を繞つて澤山の府縣が跨つて居つた爲に開發されるのが開發されずに、今日こんな態になつて居るといふことが電氣業者から言はれて居るのであります。幸ひ今日電力問題は外の方から解決されて居りますが、それは別として、府縣といふ狹いブロックの爲に起る問題が次々に繰返し繰返し起る。これは當局の御熱心な彌縫策ももう間に合はない時が來ると思ふのであります。といふのは、今の府縣制は明治初年に作られたものでありますが、考へて見ればこれは日本が六十餘洲と言はれた時に出來たものであります。多少變つて居るかも知れませんが、この六十餘洲は今から千三百年前、大化の改新の際、漢字が日本に輸入された時分に、漢字名を二字づつ付けた時に生じたものでありますが、その時と今と大して變りがない。地方行政の根本觀念が千三百年間變つて居らないといふことは實に不思議に思ふのであります。これを吾々は直して行かなければなりません。それが爲には色々の案もありませうけれども、この際思ひ切つてこの府縣といふやうな小さな壺の中に入つて居るやうなものでなく、もう少し大きな構想の下に地方行政を考へなければ、先程も承りましたやうに、アメリカが潛水艦や飛行機によつて日本に押寄せて來るといふやうな時代に、こんな小さな府縣ブロックで惱んで居つては堪りません。一方に於て國民の總動員體制を作りながら、一方に於てこれを壞して行くやうなことがあつてはならん。吾々は我が海軍があの働きをなしたやうに、吾々の力で何時でも一發必中、無駄彈丸があつてはならない。行政の簡素化問題に付ては政府が非常に心配になられて居りますが、併しながら吾々はもう拔本的な策を考へなければならん時が來て居る。

といふのは吾々はもう今までの社會の色々なことを考へてはいけない。吾々は大東亞經綸の指導者になつて居る事項もあらうと存するのであります。就きましては委員會等に於きまして政府側の意見も篤と御聽取になり、出來るだけこれが實行せられることに向つて協力會議としての内容に一歩を進められんことを希望致します。關聯發言と致しまして第五十號議案、百六十四番林樹三郎さんに御發言を願ひます。

第二節　町村行政區域の再建

（林樹三郎氏說明）私が提案致したいことは町村行政區域の再建問題であります。私本提案に對しまして、全國で最も多數を占める四百戸内外の町村の實情に照して申上げたいと存じます。

事變勃發以來町村の擔當する面は非常に擴大されて參つて居るのでありますが、果してこれら弱小町村が時局の要望に副ふだけの活動機能を備へて居るかは大なる疑問であると存ずるのであります。行政機關は固より、教育に産業に、各の機關が町村の强弱に拘らず完全にそれ〳〵の機能が發揮せられてこそ全國自治體の翼贊體制が確立せられ、國内政治の全面的刷新が行はれるのでありますが、現在の如き四百戸内外の町村では一人の吏員の增員ですら財政的に、且又小區域であるが故に適當なる人物を得ることは困難であると云つた現狀であります。況してやその他の團體に於ても同樣、活動力のある人、又は指導者の地位に就かしむる者は容易に求められないのでありまして、各團體とも陣容を整へて、それ〳〵の機能を十分に發揮することは甚だ至難でありますから、町村によつて非常な優劣を生じて居るのであります。町村農會の例を引いても、時局下食糧增産等の事業は固より、戰時下その活動部面は非常に增大し、その任務たるや洵に重大化して居るのでありますが、果して弱小町村の農會がこの重大使命の遂行が出來得る陣容を整へて、完全に事業の消化が出來て居るかどうかを考へます時に、甚だ遺憾ながらその回答には大いに躊躇を要する次第であります。曩に改正されました森林組合法による組合も、各町村にこれが實施を見るのでありますが、これとて弱小町村ではその機構を整備して完全に事業を進めますことは容易ではないと存ずるのであります。時局下寸時も忽せに出來ない青年教育の振興問題も、町村の强弱を問はず獨立青年學校に再編成し、錬成の萬全を期せねばならないと思ふ者でありまするが、小町村では財的に許されないばかりでなく、小區域なるが故に青年生徒も四五十名以下と云つた狀態でありますから、獨立校と致しましても果して豫期の成果を擧げ得るか否かは疑問であるのであります。故に問題の解決はこれら町村の廢置分合によつて自治體の財政の强化と、町村區域の擴張によつて區域内の青年生徒の增加を圖る外はないと信ずるのであります。

第一項　强權を以て斷行せよ

斯樣な意味合から致しましても自治の機能の强化を圖り、戰時態勢下にある町村行政が全國劃一的に同歩調を以て時局に即應出來る所謂自治體の翼贊體制を確立することが最も肝要だと信ずる者であります。これには町村の廢置分合によつて町村間の自治機能に餘りに懸隔のない自治體を構成することが肝要だと思ふのであります。從來この種の計畫には地方の抜き難い傳統に重きを置いて考へられたやうでありますが、現在では部落會、町内會等が法制化されんとまでも進んで來て居るのでありますし、町村の廢置分合もこれを單位として自治體を構成致しましたならば、地方の傳統、風習を傷ける等の杞憂は自然に解消されるのであります。仍てこの際全面的に町村區域の再檢討を行ひ、眞に自治體としての翼贊體制が築き上げられるやうに町内會、部落會の聯合體、即ち强力なる町村を再建する必要を感ずる者であります。

（議長）次に各種團體の組織に關するものとして第五十三號議案、六十九番議員の柏山さんに御發言をお願ひ致します。

第七章　各種團體に關する卷

第一節　町村長に良き人を得ると共に各種團體の統合其他について

（柏山八郎治氏說明）私は我が國が何處までも大東亞戰を勝ち抜く爲には、先づ全國の町村が必勝の態勢を整へなければならないと考へるのであります。而して先づ何よりも町村に於きまして最も優れたる良き町村長を求め、良き町村政治をなし、必勝態勢を確立する時であると確信する者であります。良き町村長を得ましたならば自らその徳

望と識見によつてその町村内の各種團體を統合するに至ることは明かであります。併しながら遺憾ながら現在の狀況は斯く申しまする私共を初めと致しまして、未だ全く良き町村長のみを得て居るといふ譯には參らんのであります。中には情實、因緣、或は野心を滿さんが爲に手段を選ばぬ方途によつて町村長になつて居る者もありまして、必ずしも町村内一流の人物ばかりが町村長になつて居るといふ譯にはいかんのであります。

そこで全國總ての町村長を良き町村長とするにはどうするか。さうして又良き町村長を得た場合にその町村の態勢を如何にするかといふ二つに分けて考へられると思ふのであります。先づ町村長が無競爭で、極めて滑かに滿場一致で選擧される場合には斷然その流れに任して然るべきものであると考へます。斯かる時に萬一上級官廳が彼此れ干渉を加へるといふことは私は不可であると考へます。

第一項　町村長は内閣の名前で

併し然らざる場合、卽ち、相當の候補者があり、或は競爭が起りはしないかといふやうな場合には、買收であるとか或はその他の策動の餘地なからしむる爲に、町村會に於て町村長の候補者少くとも三名位選ばすのであります。無論三名には甲乙ないのでありまして、その三名の中から事情をよく知つて居る府縣知事が新しく出來た地方事務所なり警察署なりを通して公平に人物の考査をして、又町村内の輿望を十分調査致しまして、さうして町村内第一流の最適任者を内閣の名前に於て任命するやうにすれば、町村長は眞劍にやつて、長くも　陛下の赤子を大權によつて預つて治めて居るといふ大自覺の下に、非常に熱意を持つて居るから、自ら政治に熱も加はり氣品も高まり立派な村長が出來上ると思ふのであります。

尙ほ曩に申上げました無競爭の場合と雖も一應斯うした形式を踏んで戴きたいのであります。さうして無競爭の村長にしても、又數人の候補者があつた場合と雖も、府縣知事が内偵した結果、眞實第一の人物でないといふ歷然たる理由がある場合、再選擧を命じてもよい。或はその他の適法を用ひてもよいと考へるのであります。さうしてその町村長の選擧の經過に於きましては、府縣當局は十分なる指導を行つてやらなければならんと思ふのであります。今日既に衆議院議員の選擧に於きましても推薦制度を以て致されまして、政府も或は府縣も突込んだ指導をされて相當な成績を擧げられて居ることを傳へられて居るのであります。然るに國家消長の基本を掌る町村長の選擧に對し政府或は府縣が無關心でよいといふことは絕對ないと私は確信する者であります。固よりこの際政略的乃至官僚的、或は壓迫干涉は極力愼むべきことは申すまでもないことであります。斯くして良き村長を得た場合に町村内の各種團體、卽ち農會、産業組合、畜産組合などの最高の指導力をこの良き村長に附與すべきだと考へるのであります。それで各種團體長を參任してもよし、若しはこれに類した制度を拵へて、町村長が自分の町村内の産業その他の指導方針に關與して、苟も町村長がこの非常時局下計畫經濟の喧しい時に、自分の町村内の重要産業諸團體の計畫なり方針を何も知らんといふやうなことの絕對ないやうにしなければならんと思ふのであります。町村長は町村の柱であります所謂陣頭指導をする氣魄なり、識見なり、德望がなければならんと思ふのであります。

ここで一寸申添へさせて戴きますが、私が申しますのは無論町村行政單位のことでありまして、郡以上の區域に付きましては自ら別な考へを持つて居ります。例へば私の縣、卽ち岡山縣に於きましては、畜産に關して縣、郡單位に畜産組合の組織がありまするが、町村單位には殆どその組織を見て居りません。町村農會が彼此れ世話をして、何

等支障なく相當の畜産成績を擧げて居ります。卽ち郡以上の區域には農會なり、産業組合なり

その他の農業團體が統合の上適當の機關、卽ち廓といふか、相當指導性を有する機關が出來て然るべしと思ふのでありますが、町村の行政單位に限り網對に私のこの意見に間違ひないといふ確信を持つて居る者であります。事實は雄辯であります。我が岡山縣では數年來經濟更生村を指定してその成績を見るに、町村長が農會その他の産業諸團體に兼務するか、關與して居る町村は成績が良好であります。然らざる町村は概ね成績不良といふ結果を見て居るのであります。事實程强いものはないのであります。無論町村長が産業組合や農會長を兼ねて居つたから成績がよかつたと見るのは當らないと思ひます。町村長が優れた町村長であるが故に、各種團體と關聯するに至つてゐたのだと見る方が妥當ではないかと考へます。これ卽ち先づ町村長に良き人を得て、然る後産業諸團體の統合指導力を與へよといふことを私が提案した所以であります。これ卽ち刻下緊要な行政簡素化事務の敏捷化とも深い關聯を持つものだと考へます。斯くして眞に町村必勝態勢を確立し長期戰に備へ、大東亞戰を勝ち拔くべきだと愚考して本案を提出した次第であります。これに關聯して申述べたいことは數々持つて居りますが私の言外の言をお含み取り下さいまして、私のこの提案が上通御採擇されて實現されんことを祈つて止まない次第であります。

（議長）次に五十七號議案、五十八番の川西實三さんに御發言を願ひます。

第二節　婦人翼贊體制の一元化徹底について

（川西實三氏說明）時間が過ぎて居るので、私自身に與へられて居る時間を十分殘いて提案理由を說明申上げることを非常に私は心苦しく思ひます。そのやうに私の提案は極めて簡單でありますから、皆樣方に文章は下手でありますが、お讀み殘けば御諒解が付くと思ひますので、一々御說明申上げることを敢て省略致します。唯一言だけ付加へて申上げさせて戴きたいと存じますことは、眞劍そのものに國民全部が生活そのものを以て總力戰を戰はなければならん現下の時局に於て、婦人を中心とするところの大日本婦人會に携はる私が、多くの切實な實際生活の問題が山積して居る中に、唯一つだけ提案することを許された問題として、斯の如き機構に關する問題を取上げた理由を申上げたいのであります。

それは幸ひにして今回の協力會議に於きましては數名の御婦人の委員が御列席になつて居ります。私は婦人の實生活に卽する大切な問題は多分この御婦人の方々が受持つてやつて下さるだらうと期待して居りました。果せるかな中西タケノさんからも亦その他の方からもそれ〴〵適切なる問題が御提案になつて居りますので私はその點に付ては安心したのでありますたゞ私自身がこの婦人會の問題に携はるやうになりましてから、機構の問題それ自身如何にも簡單で實生活に疎いやうでありまするが、實はこれが本當に整つて居なけれ實生活に卽するところの總力戰を國民が氣持よく納得して、喜んで、勇んで御奉公を致し、この總力戰を戰ふには少からざる支障があるといふことを實感した爲めであります。この方針は既に政府に於て明白に決定された問題であります。然しながら決定されたそのものが實は徹底して居ないのであります。これが徹底は私共婦人會に携つて居る者だけが幾ら努めましても出來にくい問題であります。又國民の道義心だけに愬へても中々解決付きにくい問題であります。この問題に付きましては政府も大政翼贊會も國民が心から働き易いやうにお膳立てをすべき責任を持つて居る當局の一層の御指導、御鞭撻、御努力がなければ出來ない問題であります爲に、この問題を出しましたやうな次第であります。

（議長）御趣旨は洵に結構と存じます。翼贊會としては十分努力致したい心持でございます。

これを以ちまして本日の會議を終るに當りまして、今朝滿場一致

で可決せられました皇軍に對する感謝決議を陸海軍兩省にお屆けを願ひました代表の方から簡單に御報告を願ひたいと思ひます。先づ陸軍省においでになりました堀江さんにお願ひ致します。

（堀江芳二郎氏）　總會開會の勞頗、滿場一致御決議になりました無敵陸軍への感謝の決議文は、議長さんの御指名に與りました上田與一郎さんと不肖堀江の兩名が奉賀會の安田部長さん、鈴木副部長さんの御案内によりまして午後二時三十分陸軍省に出頭、陸軍次官殿に差上げましたところ、次官殿より、國民總常會たる中央協力會議より感謝狀を頂戴致し感謝に堪へず、早速全軍に傳達致されるやう御禮の御言葉を戴きました。右御報告致します。（拍手）

（議長）　次に海軍省へ御足勞を願ひました三番の青塚さんにお願ひ致します。

（青塚恒治氏）　御委任を受けまして三十一番上野芳松さんと同道仕しまして海軍省に伺ひましたところ、折惡しく大臣閣下が御不在の爲に、先任副官に御目に掛りまして無敵海軍に對する感謝の決議文を差上げました。尙ほその上に現地各隊に然るべく御傳達方をお願ひ申上げて參つた次第であります。右御報告申上げます。（拍手）

（議長）　以上を以ちまして本日の會議は閉會と致します。洵に御苦勞でございました。明日は午前九時に時間を正確に開會致したいと存じます。どうか宜しくお願ひ致します。（午後五時三十八分散會）

（議長）　（第二日午前九時開議）　只今より開會致します。本日の日程に入ります前に議長として皆樣にお諮り致したいと存じます。本日の日は恰も帝國がドイツ、イタリー兩國との間に三國同盟を締結致しましてから滿二年の記念日に相當致して居ります。三國同盟の締結は今更申上げるまでもなく、明治大正以來殊に滿洲事變以後、國內的にも將又國際的にも種々の矛盾に惱んで參りました米英依存の惡緣、惡思想を排除致しまして、大東亞と歐洲との地域に於て各々その地域に於ける當該民族の共存共榮の實を擧げるに足るべき新秩序を建設致し、これを維持せんとすることを根本義と致しまして、政治的、經濟的、軍事的の相互扶助を盟約したるものでありまして、その當時最多くも詔書を下し賜はりたる次第であります。今や皇國は米英舊秩序の重壓を見事大東亞の陸に海に空に打碎いたのであります。又盟邦獨伊兩國は或は北アフリカ、コーカサス戰線に於て或は又地中海、大西洋の各方面に於て赫々たる戰果を擧げつつありまして、大東亞に於ける皇國の又歐洲に於ける獨伊のそれ〳〵指導的地位は共に嚴として備はり、殊に帝國海軍の一部は大西洋に進出致し、ドイツ海軍の一部は又インド洋に進出し、三國同盟の一要目たる樞軸間相互協力の實を擧げ世界新秩序建設は全世界を風靡するの概を以ちまして着々發展しつゝあるのであります。會〻この中央協力會議の總常會開催中に於てこの意義ある記念日を迎へましたので、益〻樞軸國間の盟約を鞏固ならしめ、三國の國民的協力を一層昂揚する目的を以ちまして、中央協力會議の名に於てドイツ、イタリー兩國に私共の決意の程を傳へることは現下の時局に於て洵に意義あることと存じます。就きましてはこの趣旨に基く決議を行ひ、これを獨伊兩國に送達する方法を講じたいと思ひます。よつて御贊成の方は拍手を以てお應へを願ひたいと存じます。

（拍手起る）

（議長）　滿場一致の御贊成を得ましたから直ちに起草委員を設けて決議文の起草をお願ひ致したいと存じます。尙ほ委員は議長の指名に御一任願ひたいと存じます（拍手）それでは私より委員の方を御指名申上げます。

委員長十三番井上三郎さん、委員十六番今牧嘉雄さん、六十八番川西龍三さん、六十番神尾茂さん、百六番下中彌三郎さん、百十番鈴木重康さん、百十五番田中德積さん、百八十一番松本重治さん、十八番今井栖慶さん、六十二番河邊恒次さん、九十四番小林義道さん、百二十二番高山久藏

さん、百五十二番中牟田長六さん、百七十四番富士井末吉さん、百八十四番眞榮城守行さん

只今御指名致しました方々にお願ひ申上げます。委員の方々はこれより直ちに議長室に御參集をお願ひ申上げます。只今より鈴木企畫院總裁より御發言をお願ひ致します。

非常速度の變革は

諸事悉くこれ創意工夫にあり

鈴木企畫院總裁の對戰說示

この意義あるお集りの席上に於きまして私の所信の一端を披瀝する機會を與へられましたことを光榮に存ずる次第であります。御案內の如く日本の現在直面致して居ります事態は眞に振古未曾有の重大事態であると存ずるのであります。昨日以來總理初め各大臣からいろ〳〵とお話がございました。結局するところ日本の總力をこの戰爭完遂に集中する、かういふことに要約されると思ふのであります。今日まで歩んで參りました跡を振返つて見ますと、我が國の最初に立てられたところの戰爭の指導の理念は殆ど完全に遂行されて居るのであります。これから先はこの確立致したところの基礎の上にわれ〳〵の努力を集中致しまして、益々活潑に、より速かにこの戰爭の結末を求める。こういふことにあると思ふのであります。

そこで私はお話を致す前に一應申上げて見たいのは、さうして御理解を得たいと存ずることは、國家の總力を擧げての戰ひである。而して日本の現在の國家の歩みはどういふことになつて居るかといふことであります。それは卽ち總力を發揮する國家の力といふものは申すまでもないろ〳〵の複雜多岐なる要素から構成されて、これが戰力化されて參るのであるが、その諸々のものを最も效率的に、さうして戰力化して行くといふことの爲にどうしても國家は一つの計畫の上にその歩みを進めなければならない。卽ち從來の國際社會に於ける如き、殊に人間の生活の基礎をなして居つたところの國際經濟に於けるが如く、恰も世界が一つの單位であつたが如き狀態とは全然異なる歩みを國家は致すのであります。我が國家の行動は總て國家の持つて居る一定の計畫の下に行はれる。その計畫は何を樞軸として生れて來るかといふと、戰爭指導の上から如何に戰ひ拔くかといふ問題、統帥部との嚴密なる連繫の下にこの戰爭の方針が確立され、その方針を貫徹する爲に國家の歩みは如何になければならぬか、人間の上に、物の上に如何にこの力を發揮して行くかといふ問題であります。この問題が計畫的に取上げられて進んで行くのであります。隨つてわれ〳〵の努力もその計畫の遂行を目的とし、その計畫された範圍に於ての活動を致して參るのであります。このことは更に吾々に何を要求するかといふことを考へて見ると、結局するところ從來の姿と非常に變つた歩みをするといふことからして、それは悉く創意であり工夫であるのであります。卽ち一つのものが非常な速度を以て變革して行くといふ時代に於ては諸事悉く創意工夫、こゝに力が生れて來るのであります。

傳統には創造は生れない

古來戰爭の歷史を繙いて見ますと、勝敗の問題は屢つてこの創意と工夫の力にあるのであります。これを最も端的に例を擧げて見ますならば、飛行機にしても每日々々非常に變つて居る。この飛行機の速度に於て、上昇速度に於て、その武裝に於て、その創意工夫が何れが進んで居るかといふ問題になるのであります。その創意工夫を生むとこ

ろの原動力はどういふところにあるかと内省して見ますと、昨日總理の申されたこの戰爭に勝つ爲めの國民の意思力、この戰爭に勝たんとする熱意、こういふことが限りなき創造を生み、工夫を生む、さうして國家の力を益〻發展して行く、ところがその方面に徹せず、ものをやるのに從來の傳統のみを重んじ、自分の歩んで來た小さな經驗のみにこだはる、かういふことになつて來るとなかく〳〵この創造は生れない。のみならずこゝに不平が起り不滿が勃發する。戰爭は申すまでもなく非常な消耗を伴ふのであります。この消耗に堪へて而もその消耗を補塡し、さうして更により良き、より大きな力を生んで行くといふことは並〻ならぬ工夫努力を要するのであります。今日我が國の戰時體制下に於ける諸計畫を摘んで申しますと、御案内の如く物資動員の計畫がある。この計畫を遂行して行く爲にこゝに各般の計畫が生れて來る。また人の問題、これを最も總力を發揮する如く御發動を願ふ爲に國民の動員の計畫が確立される。その他ありとあらゆるものが悉く計畫化されて參るのであります。そこでこの計畫化して居る所謂狙ひどころはどこにあるかといふと、結局第一は人の問題であります。殊にこの戰爭が一刻も速かにその目的を達するといふことは古來戰爭の哲理であります。併しながら實際にその速かにといふ觀念の問題に至つては非常に距離があるのであります。戰爭の性格相手の國の狀態、こういふものを考へて見ますと可なりの長い期間に亙つてこの戰を戰ひ拔かなければならぬ。こういふことになつて來る。さうなつて來ますとこゝに人間の問題が起る、この人の問題は人間の精神力、只今申した創意、工夫を生むところの精神の問題叡智の問題、更にその人間の持つ勞働力の問題、要するに人間の力の問題が起つて來るのであります。こゝに政府は人口の問題、隨つて國民保健の問題——この保健の問題は現在は先般閣議に於て決定致した結核の撲滅阻止といふ健民運動に努力を集中せんとして居るのであります。第二は叡智の問題として文教の方面に非常な力を致さんとして居るのであります。さうして質の良い健康なる國民を多〻益〻こゝに持つといふことは、この大業を完成する上に於て根本的な問題であるのであります。

良き「物」を効率的に使ふ

第三は物の問題、これは申すまでもなく非常なる消耗を補塡する、のみならずその質に於ても敵に優るものを持つ、單に物の量の問題から論じて來るならば、古來國家の盛衰といふものは明かである、現在の戰ひにしてもアメリカの持つて居る物の量、その生産力、さういふものに比較すれば我が國の持つて居る生産力は比較にならんのであります。併しながらこの比較にならないところのものを以て敢へて勝利の確信を持つといふのには、その勝利の確信を持つところの幾多の原因がこゝにあるのであります。それを單なる物に於ける大小の問題に拘らずこの勝利の信念といふ問題を取扱つて見ますと、問題は良き物と、さうしてその良き物を效率的に使ふといふことに私は歸着すると思ふのであります。敵が百機の飛行機を以て戰ひを挑む時には十機を以てこれを倒す。敵が千人を使ふ時に我は百人を以てこれに當る、こういふこと以外に途はないと思ふ。これは作戰に於てはそれに向つて叡智が向けられる。又さういふことが可能なやうに軍が訓練されて居るのであります。國民亦さういふ氣持に於て働いて居る。昨日來お話があつたかも知れませんが、アメリカの鐵の生産力は八千萬トンである。この八千萬トンに對してどれだけが我が國に向けられて來るかといふことを判斷して、我が國の持つて居るところの鐵の量を以て如何にしてこれに打勝つか、こういふ問題になる。さういふ譯でわれ〳〵の持つて居る生産力といふものが單にその量の問題にあらず、その質の上にまたその效率の發揮の上に非常なる努力を拂はねばならぬと存

するのであります。こゝに於て各種の事業に從事されるところの者の能率の問題、これが非常に重大である、その能率の問題を解決して行く上に於てはこれに關聯して勞務の問題、工場の合理化問題とか色々の問題が發生して來るのであります。それはそれ〴〵の環境なりそれ〴〵の職場なりでさういふことを考へられて、その局に當る方々のそれ〴〵の創意工夫に俟たなければならんと確信致すのであります。

詰り最初に申上げるやうに創意と工夫の戰ひであるのでありますから、こゝに從來のものを一應放擲して實體を把握する、即ち現在自分の持つて居る職場は何であるか、自分の持つて居るものは何であるかそれで一應ひを致しますのは國家の動きが計畫的になつて居る。計畫的の歩みを國家は致して居る。この計畫を適正ならしめ、その計畫の遂行を活潑に致すのにはどうしてもその實體といふものが明かにならねばならぬ。また實體が明かにならねば創意と工夫は生れぬのであります。

死の瞬間が創意工夫の場面

戰場に於ける光景を想像致して見ますと、最も創意工夫が活潑に現はれ、さうして魂が全的に動くものは戰の瞬間であると思ふ。死に直面して居る場面が最も創意工夫が現れる。作戰致すにしても戰鬪致すにしても一定の計畫がある。併しながらこの計畫が決して計畫通りに行くものではない。飛行機を使はうと思つても天候の關係から使へない。大砲を何時何分に持つて行つてやらうと思つても一つの橋が落ちれば持つて行けない、こういふ有ゆる困難に逢着するのであります。その困難を克服して勝利の關頭に持つて行くといふことは一に創意と工夫であります。その創意と工夫が活潑に行はれるといふことはその場面に直面して實體を明かにして居る。詰り何時何分までに大砲を持つて行かうと決心したのに橋が落ちたといふところの事態を明かにするから、これを突破するところの工夫が出て來るのであります。計畫性を持つて來たところの國家の歩みに於ては國民の生活の實體、これが計畫の部面に明かになつて來なければならない。過去に於ては自由主義である。物が足りなければ他所から買つて來る。買ふ金がなければ人から借金する。他人に賴つて物が出來た、今日はさういふことは絶對に出來ない自分自らの力に總てのものを維持しなければならん。

自力の認識が先決條件

そこで自分の力がどれだけあるかといふことを認識することが先決條件であります。政府としてはこの實體の把握に有ゆる努力を傾注して居るのでありますが、實際にその局に當り食糧の生産なり工場の生産なり、凡そ國家の力を構成して居る諸々の部面に御活躍になつて居る方々はこの政府の計畫を誤りなからしめる爲め是非その實體を明かに御視察願ひたい。さうしてこの實體の上に適正なる計畫を立ててこれを遂行する。併しながら先程戰場に於ける光景を申しましたが、これを大にしては國家全體の戰爭に於ても同樣である。この計畫を立てることは同じである、併しながらこの計畫の基礎なるものは非常に複雜である。小は一機帆船の問題から大は工場に於ける何百萬トンの鐵の生産、或は何千萬トンの石炭の生産、更に國民生活の部面から見れば幼兒の牛乳の問題、主婦の問題、國民學校に於ける兒童の榮養の問題、有ゆる問題が要素となつて組立てられて居るのでありますから、それ等の要素が戰爭の各段階に於ては戰場に於ける障碍と同樣に幾多の障碍がこゝに橫はるのであります。例へば輸送計畫を立てる。その

計畫は輸送力何千萬トンといふ上に立つ、併しながら御案内の如く日本の周圍は海を以て圍まれて居る。それに潜水艦が横行する。或る場合に於ては船が沈む。沈んだ場合には直ちにこれに對する計畫の補整をしなければならぬ。從來の慣行から行けば四年なり五年を見透して計畫を立て、その計畫を本として進んで行く、足りなければ借金をする。日本の内部に於て借金が出來なければ外國で借金をする。こういふ計畫であつたのであります。併し今日は總て自らの力の上に立たなければならぬ、而も戰鬪に於けるが如くこの計畫の遂行に當つては幾多の障碍が伴ふ。敵のみならず天候の障碍も來る。先達も颱風が參りますと食鹽の一定部分といふものは水に流される、その流された食鹽を補塡して國民生活に不安なからしめるといふことになつて來ます と、この食鹽を何處からか持つて來なければならん。持つて來れば從來の輸送計畫の上に變更を來さなければならない。こういふ結果になつて來るのであります。要するに國家が計畫的な歩みを致して居るといふことからして、從來の吾々の生活とは非常に異なつた歩みを吾々自身の生活の上になさなければならん。こういふ狀態にあるのであります。

戰時生活の確立は絶對的

それから先程一寸申しました國民生活の問題でありますが、これに付ては戰爭の長期戰を考へまして、絶對に戰時生活の確立とその確保が必要である。戰時生活の確立といふことは戰爭が要求する國民の生活狀態戰爭に相應しい吾々の生活であるのであります。その生活の確立確保といふことに付ては絶對に政府は責任を負ふてこれを遂行せんと致して居るのであります。今年度から既に御案内の通り生活必需品の物動計畫を別に確定致すことに致したのであります。さう致しまして大は米穀食糧の問題から小に小兒の牛乳の問題、醫藥品の問題、これ等の一切の問題に亘つてこの長期戰を戰ひ抜くに必要なる人口政策の遂行が期せられ、而も物的生産をなし得るに必要 る國民の生活、こういふことの出來得べき方途を講じたのであります。併しながらこれ等の政府のなすところは結局計畫であり指導である。これを實行するものは總て國民であるのであります。どうぞ現在の國家の歩みといふものは左樣な事態であるといふことを御了解戴きまして、眞に有ゆる分野に於ける創意と工夫に依る我が國力の增進に御協力下さらんことをお願ひ致す次第であります。（拍手）

（議長）　續いて岸商工大臣に御發言をお願ひ致します。

困難な客觀的情勢を克服して增産へ進め

岸商工大臣の方針說示

この度第三回中央協力會議總常會が開催せられるに當りまして、この際所懷の一端を申上げる機會を與へられましたことは私の最も欣快と致すところであります。

大東亞戰爭は御稜威の下に於きまして忠勇無比なる皇軍將兵の御活躍に依りまして赫々たる大戰果が擧げられ、今や大東亞共榮圈建設の雄大なる基礎が着々固められつゝありますことは私共の洵に感激に堪へないところであります。併しながら戰爭は今や明瞭に長期戰たる樣相を示すに至りまして、最終の勝利を獲得致します爲には今後尙ほ幾多の困難を克服せなければならないと考へるのであります。產業經濟の部面に於ては特に今後の施策運營がその宜しきを得るや否やは直ちにこの戰爭の運命を決するものと考へるのであります。これが爲には

更に一段の工夫と努力を必要とすると考へます。

私が申上げるまでもなく近代戰に於ては一國の產業經濟に關する施策運營が作戰の重要なる支柱となりますことは言ふを俟たないのであります。戰爭が長期化するに從ひましてその重要性は一層加重されるのであります。今や作戰に並行致して急速に經濟建設を必要と致しますことが我が產業經濟に課せられましたところの絶對の要請と相成つて居るのであります。この重大なる使命を遺憾なく遂行するが爲には、產業經濟の有ゆる分野に於て眞の總力戰體制といふものが確立強化せられねばならないと考へます。即ち產業經濟に活動をなす一人々々がその職場に於て身を挺して經濟建設に邁進しなければならないのであります。即ち今日に於きまして戰爭遂行に直接必要とされるところの軍需品並に戰時下に於ける國民生活の確保に必要なる生活必需品物資、この兩者の必要量を生產し、これを增產するといふ事柄が何よりも大事なのでありまして、政府の經濟產業に關する施策もこの戰力の增强と國民生活の確保、こういふ二大眼目に向つて必要物資の增產を確保するといふことに向けられて居る譯であります。而してこの目的を眞に達するが爲には產業經濟に從事して居る人々否國民全體がこの事態を十分に認識し、この目標を各〻その職域に於て實現するといふ强い信念の下に絶えず努力して參らなければならないと考へるのであります。以下特に商工大臣と致しまして關係の深い二三の項目に付きまして皆さんの心からなる御協力をお願ひ申上げたいといふ意味に於て聊か申上げて見たいと存じます。

第一は物動計畫及び生產力擴充計畫の問題であります。この兩計畫は我が國戰時經濟の中核を成すところの計畫でありまして、この兩者が完全にその目的を達するや否やといふことが要するに先程申した必要物資の增產を確保出來るか否かといふことに相成るのであります。一面に於てはこの戰爭の擴大と共に厖大なる戰爭遂行上の物資を必要とするまた一面に於ては戰時下に相應しい國民生活を確保する爲に必要なる生產物資を確保して行く、この二點に中心を置いて物動計畫及び生產力擴充計畫は立てられて居るのであります。

各條件はだん〳〵と窮屈

現下の情勢に於てこの生產力の增强といふ事柄が私共の關與致し居ります產業行政の中核を成すものでありまして、而も戰爭の進行と共にこれ等必需物資の增產を確保するに付ての各條件はだん〳〵窮屈となり、困難を加へて來ることも亦已むを得ないのであります。隨つて吾々はこの各般の事業が增產を促進して行くことの上に於きまして困難さを加へて來るやうな事情の下に於て、この困難な客觀的情勢を一々克服してさうして增產の實を擧げて參らなければならぬのであります。それが爲には先刻も企畫院總裁より縷〻お話がありましたところの產業人の發刺たる創意工夫といふものが發揚されなければならぬのであります。我が國の經濟は多年英米依存の狀況の下に發達して參りまして、この大東亞戰爭を完遂し大東亞共榮圈を確立するといふ爲には吾々の自力で以て自給の基礎の下に國防經濟を建設しなければならない。これを考へて見ますと今までよりも更に〳〵各人の創意工夫の點に於て、またこれに關する努力の點に於て一段の精進を續けて參らなければならないのであります。

これに關聯して各種の統制に關する機構及びその運營の問題でありますが、支那事變發生以來漸次吾々の周圍に於ては統制が强化されて參つて居るのであります。生產部面に於ても配給部面に於ても消費の部面に於ても統制は日々に强化されて參つて居ります。而もこれ等の統制はいふまでもなく戰爭に必要な物資の增產確保、戰時下に於ける國民生活の確保といふ目標を達するが爲に行つて居るのであります。

然らばこの各種の統制が現實の問題として今申上げた目的を十分に達成するやうな方向に運營されて居るかどうかといふ點を仔細に考へて見ますと、更に私共は幾多の改善を要し幾多の工夫を要する點があると考へます、併しながらこれ等の工夫改善は産業經濟に携つて居る者は勿論、國民全體がその眞の趣旨を了解して、これに心から協力するといふ心掛がありや否やに依つて決まる問題である。國民が眞にこれ等の統制の意義を認識し、これを一人々々がその實現の爲に協力するといふ熱意がなければ如何なる統制と雖もその目的が十分貫徹出來ないのであります。例へば價格政策にしても、低物價政策を堅持しなければならぬ。その爲に必要な物價の公定をする。然るに國民が若しもその公定價格を守らなければならないといふ熱意を缺き、これを守るといふ努力をして行かないといふことになると、各種の闇取引が横行し、それが爲に物價の根柢が崩されて行く、物價の根柢が崩されて行くといふことになると國家が計畫して居るところの必要な物資を必要な量だけ生産を確保することが出來ない。又必要な部面に必要な物資を配給することが出來ない。戰力の增强も戰時國民生活の確保もかくの如き狀態では到底これを實現することが出來ないのであります。隨つて統制の運用に付きましては國民全體が各〻の職場に於てこれに協力するといふ體制が整へられなければならぬのであります。今日重要産業の部面に於て統制會の制度が設けられ、この統制會を中心として必要なる物資の增産を確保する。また增産を確保するに必要なる有ゆる統制を實行するといふことになつて居りますが、この統制會の運用に付きましてもこれを組織して居る人々またこれを指導して居る人々のみならず國民全體、産業界はいふに及ばず國民全體がその趣旨を理解しこれに協力するといふことがなければ十分所期の效果を擧げることは出來ないのであります。

中小商工業の再編成

最後に中小商工業の再編成の問題であります。この問題は申すまでもなく色々な理由から起つて參つた問題でありますけれども、この大東亞戰爭勃發以來極めてこの問題ははつきりした性格を持つことになつて居ります。即ち日本の産業經濟を眞に戰を勝ち抜く爲めの必要なる戰時經濟、國防經濟體制に編成して行く上に於きまして、有ゆる點、工業といはず中小商工業といはず大事業といはず、中小事業といはず、この目的の爲に編成替をなさなければならないのでありますが、特に中小商工業の部面に於きましては一面に於てこれ等の業態に從事して居る人々が取扱つて居る物資がだん〳〵窮屈になつて行く、この窮屈な物資を而も必要な部面に適正に配給し、又國民生活の基礎となるやうな物資を窮屈な原料の下に最も合理的に生産して行くといふが爲には、從來の商工業をその儘の形では到底これが實行出來ない。又一面に於ては國家は有ゆる力を總動員して行かなければならないのでありますが、この爲に多數の人も必要であります。また設備物資も有ゆるものをこの目的に總動員しなければならない、隨つて中小商工業の部面に於ては合理的に必要なる物資を配給し生産するが爲には今までの如く多數の人の多數の設備企業等を用ひずして、有效に合理的にこれをなさしめねばならぬといふ事情にありますが故に、吾々は國の各種の部面から人手の上に於ては省き得る部面があれば一人でも省いて國家が緊要とする部面に總動員しなければならない。一つの物資と雖も無駄な消費を省いて戰力の增强に集中しなければならない。この必要目的を達するが爲には吾々は我が國の中小商工業の現狀に鑑みましてこれが編成替をして參らなければならないといふことがはつきり致して居るのであります。併しながらこの問題を完遂するこ

とは非常な困難を伴ふ。編成替の結果從來の職業から離れて新たな職場に御奉公しなければならない人々の苦衷はいふまでもないが、またこれを受入れる方面に於ても色々な困難がある。或は住宅の問題であるとか運輸の關係であるとか色々な問題がありまして、これは唯々その當面の事業に關係して居る人々だけではなく、産業界全體、また國民全體がこの問題の眞意義を理解してこれに協力するにあらざればこの目的が達せられないのであります。何れにしましても吾々が戰を勝抜くが爲にこの前古未曾有の重大時局、而も吾々に課されたところの重大使命を達成するが爲には、國民全體が眞にこの時局の重大さといふものを認識して、各〻の職場に於て、この職場を通じて一人々々が第一線の將兵と同じ氣持で力を協せて行くことが何よりも必要であるのであります。今日の産業經濟政策全般から見まして何れも國民の心からなる協力なき時は實現出來ないのであります。どうか皆さんに於きましても以上二三申述べました事柄に付きましては現下私共の關係して居る部面に於て最も重要とされる問題でありますので、これ等の政策が圓滑に遂行出來ますやうに格段の御協力を切望致す次第であります。（拍手）

（議長）　續いて井野農林大臣食拓務大臣に御發言をお願ひ致します

政府丈けでは料理し得ない 一に國民諸君の協力を望む

井野農林兼拓務大臣の所見

大東亞戰爭下に於ける農林政策は益〻重要性を加へて參りまして、有ゆる農村問題或は食糧問題として國民生活並に生産力擴充の上に極めて密接なる重大な關係を有して居りますが爲に、これが施策の適正なりや否やは作戰の上に於ても非常な影響を齎す問題であります。故に農林當局としましても鋭意これ等諸般の問題の解決に努力を致して居りますが、何分にも問題が廣汎である爲に、未だ盡さざる點のありますことも遺憾として居ります。併し結局これ等の問題は政府だけではなか〳〵出來ないのでありまして、やはり政府と國民とがぴつたり氣持を合せてこの戰時下の重大時局を認識して進んで參らなければこの達成は相當の困難性を持つて居るのであります。隨つて政府としてもこれ等の問題に對しては端的に政府の氣持を皆さんに申上げて、皆さんを通じて國民によくこの氣持を知らしめ、また國民は政府を信じて政府に協力する氣持を以て進んで參るやうにして貰ひたい。さういふ關係からこゝに農林關係の四五の問題を採上げて所見を申上げて見たいと思ひます。

主要食糧の海外依存は不可

第一は大東亞戰爭の進展につれまして、大東亞共榮圈確立の基礎がはつきり致して參りました。隨つて南方に於ける諸物資といふものは我が勢力下に於て近き將來に確保出來るといふ目安がはつきりして參りました爲に、世間に於ては農村に於ける農業方面に付て適地適作主義即ち南で出來るものはどん〳〵南で作つたら宜いぢやないかといふ議論が盛んに行はれつつあります。これが爲に日本内地の農村に於ては、日本の農村が將來どうなるのかといふ心配をして居られる向きがあるのであります。これに對しては政府としても屢〻議會に於てまた新聞ラヂオ等を通じてその所信を申上げて居りますが、結局今日主要

食糧の問題に付ては海を距てたところに依存することは絶對に不可である、殊に今後米英の作戰といふものはゲリラ戰術を以て必ず船舶等に付て攻撃を加へて參るのでありますから、主要食糧に付ては日滿を通じて自給自足するといふこの原則は政府としてはつきり立つて居るのであります。殊に我が農業は單に食糧の生産場として重大な使命を持つて居るばかりでなく、今後大和民族の發展の上に於て、日本精神の涵養上極めて重要なる意義を持つて居るのでありますから、先般大東亞審議會に於ても農林人口の維持保有といふ問題が大きく取扱はれて參つて居ります。政府と致しましても今後は日滿を通じて農村に一定の人口を保有せしめなければならぬといふはつきりした方針を示して居るのであります。かゝる意味に於て食糧の自給自足上、また大和民族涵養地としての農村を我が國に於て確立するに付ては、政府としては有ゆる方面からこれか維持發展の施策を講じて參る積りであります。隨つて農村の人々は如何に南に於て豐富なる物資ありと雖も、これが爲にその生産力の增强を弛めることなく、益〻食糧增産に付ては邁進して戴きたいのであります。政府としては今日農村で作られるところの主要食糧に付てはどれだけお作り下さつても、米麥に付ては政府が買上げるし、また甘藷、馬鈴薯に付ては統制會社に於て買つてしまふのでありますから、安心してこの生産に從事して戴きたいこの氣持をよく農村の方々にお傳へを願ひたいのであります。

恒久的食糧自給計畫の必要

第二は本年度に於ける食糧事情並に將來の見透しの問題であります。本食糧年度は米に付ては昨年の五千五百萬石といふ不良な年を迎へたのであります。本來であれば五千五百萬石といふ作柄は凶作でありまするから、若しもこの儘で放つて置いたならば本年は恐らく米價の大暴騰、食糧の偏在を惹起することと存するのでありますが、今日農村方面に於ては農民がよく時局を認識して、その產米の供出に付て極力努力を致し、また消費者方面に於かれましてもよく消費規制に付て協力して戴き、政府亦これが施策に付て萬全を期しましたが爲に、本米作年度に於ては主要食糧に於て窮屈はありましたが、不安なく經過しつゝある、今後も經過し得る見透しを持つて居るのであります。殊にその間に於て或は生產力擴充方面、青少年方面に對しましても、これは陸海軍の異常な御協力に依りまして增配まで致して參つたのであります。既に本米穀年度もあと二月を殘すだけでありまして、この現在の狀態から參りますと外米も順調に輸入されて居りますし、麥も穫れましたし、新米も買上げの時期に入つて參りましたから、本米作年度に於ては食糧に聊かの不安なきを確信致して居るのであります。今後の事情に付きましては、本年は當初より天候は比較的順調に進んで參りましたので作柄も良好と認められます。唯先般の颱風等に依りまして多少の減收はございますが、全般的に通じていへば內地は大體平年以上の作柄は得られると考へて居りますが、併し今後の食糧問題といふものは單に日本內地だけの食糧問題を解決したのみでは不十分である。大東亞共榮圈內に於ける食糧問題に付て、日本は指導的立場に於て考慮を加へて行かなければならないのであります。今年の作柄等に付ても外地は旱害等に依つて相當減收は免れません。又南支方面或は北支方面も水害その他に依つて相當農作物は減收があります。大東亞共榮圈內を賄つて參りますには我が國民としても本年多少作が良いといふことに氣を許すことなく、依然として大東亞戰爭下に於ける戰時生活を認識して政府の施策に御協力願ひたいのであります。併し今後單に每年々々の作柄如何に依つて食糧に付て或は樂觀し或は悲觀するといふ狀態では遺憾でありますから、政府に於ても恒久的な食糧自給計畫を立てまして、先程申した日滿を通じての食糧自給對策といふものを立つて居ります。隨つて今後外米その他食糧は補給的な食物として考慮を加へ、主要食糧は日滿を通じて自給自足して行くといふ方針で進んで參りたいと考へて居るのであります。

三地方を中心に供給圈計畫

第三は生鮮食料品の問題でをります。今日或は魚が足らない、野菜が不足して居るといふので、或は魚屋の前、八百屋の前で行列して居る、これを解消したいといふことは國民の間でも相當强い氣持で叫ばれて居る事實は私共よく認識して居るのであります。何とかしてこれを直したいと政府も色々苦心致して居りますが、何分にも魚に付きましてはその資材等に於て、或は重油の如き戰前の五分の一といふ程度になつて居る、これは有ゆる作戰その他の生產力擴充の關係から已むを得ざる處置でさうなつて居りきす、その爲に生產も半減して居るといふ狀態である、また野菜等に付ても肥料その他勞力の關係、昨年來の天候の關係から不足を告げて居ります。所謂供給方面が相當に減つて參りましたのも、一面に於て消費が增大して參りましたので、こゝに需給の均衡上色々な窮屈な部面を現出して居るでありのますが、政府としては配給方面も大事であるけれども、何としても生產を殖やすことが一番大切である、餘りに配給方面に是正の囚はれ過ぎると兎角生產增加を疎かに致す虞れがありますので、主眼點を生產增强に置きまして、魚の如きも重油その他增配に付て、これも陸海軍にお願ひをし、その御協力を得て四月以來相當の增配を致しつつありまして、魚介類の生產も近頃に於ては本年の春に比べれば相當殖えつつある實情にあります。野菜に付きましてもその輸送方面に付てはガソリンの增配を行ひこれが適正を期して居るのでありますが、併しこれ等の問題は、唯色々政府に於て上の方で根本的なことをやつて居りましただけではなか〳〵目鼻が付きませんので、農林省としてもこれは大きな問題としては先づ都會が一番大きな問題でありますので、差當り京濱地方と中京地方と京阪地方とこの三地方を試みに中心としまして、野菜、魚介類、肉、卵等の供給圈を考へて見たらどうかといふことを考へて居るのであります。隨つて最近これ等の地方の市の當局者、府縣の當局者、並に農林省その他關係省の方々に集つて戴きまして、生鮮食料の需給協議會といふものを開催して具體的な方法を研究する、さうして必要ならば相當思切つた施策も講じて、大都會に於けるこれ等の生鮮食料品の不足に付て、これが供給增の對策を一面に於て講ずると共に配給方面に付てももつと色々やる手段が殘されて居るやうに考へて居ります。その點に付ても十分協議を致しまして具體策を立て、それを府縣或は市の協力を得て迅速に實行して參りたいと考へて居ります。來月初旬にこの協議會を催す計畫で着々準備して居ります。政府としてもこの問題に付ては何とかして解決致したいと目下折角苦心を致して居る次第であります。又食糧問題に付ては單にこの穀粉質食料品たる米麥の問題だけでなく、蛋白質の食糧、今申上げた魚、肉等も大切でありますが、また一面植物性蛋白質としての味噌醬油等の問題も重大であります。本年はこれ等の原料は主として滿洲大豆に仰いだのでありますが、昨年はこれも作柄が良くありませんでしたので、本年餘り十分なる供給を得られなかつたのでありますが、併し輸送等の關係に於ても軍當局の非常なる御協力に依つて最近は本年の豫定數量の移入は大體得つゝあるのであります。來年はどうなるかと申しますれば、本年の滿洲の大豆作は比較的今までは良好なやうであります。それで滿洲に於ても我が國に大豆を供給することは一番大切であるといふ氣持を以ちまして、本年或は價格の引上等に付ても考慮し、相當增產に付て協力して居られます。これが供給增に付て或る程度の目安が立ちつつあります。又內地に於ける大豆の生產も昨年は非常な

不作でありましたが、本年は平作近くまで行くと考へて居りますので、彼此勘案致しますれば明年度の味噌醤油等の供給に付ては本年より相當增加し得る見込を持つて居ります。これ等も食料問題の重要問題として私共はその供給增に付て有ゆる努力を致す積りであります。

第四に木材と木炭の問題であります。木材に付きましては御承知の通り年々軍需材及び生産力擴充材の增産、それに造船用、金屬回收等に依る補强材、有ゆる方面から木材の需要は非常に殖えて參りました。隨つてこれが供給に付きましては色々努力して居りますが、從來一千萬石の外材輸入があつたのが殆どないといふ狀態であるし、殊に木材增産に付てはこれを伐り過ぎるといふことになると治山治水の上から大きな影響を及ぼしますので、今日施業案の許す限度に於て極力これが增産に努力して居ります。唯世間では木材統制會社が出來た爲に、生産に蹉跌を來し、供給不足を招くといふ話があるのでありますが、今日供給の不足して居る木材に於て增加する事業に重點配給を致す時には、從來のやうに無統制であつては到底それが出來ないのでありますから、何としても重點配給をする爲にはやはり强度の統制を加へて參りませんと必要なところに必要なものが流れない、こういふ狀態でありますので先般木材統制法を制定したのであります。この運營に付きましても政府としては世間の色々な非難なり要望を十分に考慮に入れつつ運營致して居ります。本年度に於ける木材の生産も大體豫期通りの生産を擧げて居ると思ひます。併しこの間に於て或はその末端機構の木材の素材生産者の個人企業を認めない爲に、非常な生産力の減退があるといふ意見に對して、吾々も色々檢討しました結果、これは或る程度個人企業を許して行かなければいかんと考へまして、先般各府縣に於てこれが許可を致すことに致したのであります。併しこれに對してその期限が明年の四月まで一箇年間の期限がついて居るから業者は安心してその事業に從事出來ないといふ意見もあり、吾々も尤もと考へましたので、この期限に付ても明年四月限りといふことを止めて、當分はこれを許す方針の下に最近府縣廳にその趣旨の徹底方を通牒致した次第であります。隨つて木材統制に對する個人企業を認めないといふいろ〳〵の御非難もこの點に於て十分緩和されたと私共は存じます。而も生産を擧げて行く上に於て目下統制會社も極力努力して居りますから、必ず御非難のやうな事態は發生しないと私共は信じて居ります。

木炭に於てはこの一、二年來各生産部面に於ける努力に依つて相當量出て居りましたが、今年に入りましてから勞力の不足、資材の不足等から相當の減産が豫想されました。これでは本年冬は大變だと考へましたので、政府としても生活必需品の增配、資材の增供、又價格等に付て奬勵金を出しまして目下これが增産を督勵して居ります。先月以來政府のこれ等の意思がはつきり致しましたので、生産縣に於ても非常な熱心さを以て增産の方向に進んで居ります。隨つてこの勢ひを以て致しますれば本年冬も家庭用木炭に於てさしたる不便もなく經過し得ると考へて居る次第であります。

以上のやうに政府として有ゆる方面から、國民生活の問題、或は農村の問題、生産力擴充の問題に付ては努力を致して居りますが、何分にも政府だけでは迚もこの大きな問題を料理し切れない色々な部面がございますので、何卒國民諸君に於かれましてもよくこの政府の苦心と努力を買つて戴いて、政府を信じて協力して戴くやう皆さんを通じて御指導を願ひたいと存ずるのであります。この他に或は農業團體統合の問題、農村保險の問題等色々ございますが、これ等は委員會等に於てよく皆さんの御意見も伺ひ、當局の意思も申上げたいと考へて居ります。（拍手）

（議長）續いて八田鐵道大臣に御發言をお願ひ致します。

「鐵道に對する理解は鐵道に親しみを持たせる事」

八田鐵道大臣の方針說明

鐵道省の所管事項に付てお話を申上げる機會を得ましたことは私の最も欣幸とするところであります。本年は恰も我が國に鐵道が開通致しまして以來丁度七十年に相成るのであります。卽ち新橋横濱間の鐵道約二十四キロが明治五年に開通致しまして、長くも　明治天皇の御親臨を仰ぎまして開通式が擧行せられたのでありますが、大正二年以來その日を以ちまして鐵道に於てはこれを鐵道記念日と致して居りますが、來る十月十四日が丁度その開通式の日から滿七十年に相成るのであります。爾來國運の進展に伴ひまして今や我が國の鐵道は開通式に於て賜はりました御勅語の中に仰せられました通り全國に蔓布致しまして、今日では內地のみで國有鐵道が凡そ一萬八千キロメートル これが私設地方鐵道等を合せますと約二萬七千キロメートルに相成る次第であります。その間鐵道の交通は勿論文化事業の上に貢獻致しましたことは申すまでもないところであります。今や大東亞戰爭が御稜威の下皇軍將兵の擧身力闘に依りまして赫々たる戰果が擧げられて居りますが、これに伴ひまして共榮圈建設の爲には色々の施策が講ぜられねばならない。又講ぜられて居るのでありますが、その基本政策の一つと致しまして共榮圈內の全交通運輸を整備することは極めて重要なる問題であります。それが爲には先づ何を措きましても我が國內の陸上交通施設その他を十分に整備しまして、これを完全に運營し、初めて他の地域の陸運に對してもその整備發達に協力し得るものと存ずるのであります。

國內最近の輸送の情勢は御承知の通り、非常な繁忙を極めて居ります、旅客にしても貨物にしてもその輸送量は支那事變の發生當時と今日と比べまして正に二倍以上に達して居るのであります。尤もこの急激なる增加は實際世間の要望致して居りますところの輸送力に對しては可なり抑制を加へて居るのであります。若し左樣な抑制を加へませんければ遙かにこの數字を超過して居るものと信じて居るのであります。この輸送繁劇の原因としては、申すまでもなく從來通りの年々の自然增加といふこともありますが、現在の戰時下に於ける軍事關係の輸送は申すまでもなく、生産力擴充の進展に伴ひ、殊に統制經濟の關係から致しまして、また大陸交通關係等から致しまして、國內物資の移動、人員の往來がこれまで昔から吾々が經驗致しましたる形とは大分違つた形に於て鐵道輸送の上に現れて居るのでありまして、卽ちその數量と共に質もまた大いに變化致して居るといふことを認められるのであります。また近頃船舶或は自動車に依つて輸送されて居りましたものが、船腹の關係或はまた燃料規制の關係から致しまして自然已むなく鐵道に轉化して參つたものが相當多いのであります。殊に大東亞戰爭開始以來先程來お話のありました如き重要物資であります石炭、鑛石或は米、肥料等の嵩高品が大方鐵道の方面に船から移つて居るやうな次第であります。その結果陸上輸送の負擔は益々加重を加へて居ります。隨ひまして陸上能率の向上といふことは海上輸送の向上と相俟ちまして極めて輕重の問題となつて居るのであります。輸送が圓滑に行はれるかどうかといふことは、戰時下に於て重要なる生産力擴充或は國民の最小限度の生活の上に忽ちその影響を齎すことは申すまでもないことであります。特に計畫經濟の下而も戰時下に於きましては、資材原料等の關係、また隨所に貯藏品が許されない現狀に於ては鐵道輸送の上に於きますところの僅かなる緩急が直ちに極めて敏感

に生産能率の上に或はまた國民の日常生活の上に影響して來るのでありまして、殊に生鮮食料品といふやうなものに付きましては最も今日苦心を致して居る次第であります。また重要産業のそれ〴〵の事業場に朝夕通勤されるところの工員その他の人々の輸送に付きましても目下非常に心配致して最善を盡して居るのであります。隨ひまして輸送計畫の樹立に當りましては豫め物動計畫その他配給計畫等の國家諸般の計畫と緊密なる相互連繫を取つて立てられるものではありますけれども、實際に當りましてはその時々に相當調整を要することはお察し下さる通りであります。隨ひましてその實施に當りまして大陸輸送機關が相互に緊密なる連繫を保ちつつ、而も國家諸計畫の實現にぴつたりと合ひますやう、日々調整しつつその運行の完璧なるを期して居る次第であります。これが爲に御承知の通り本年五月鐵道輸送協議會が設けられて居るのであります。卽ち生産配給部門に關係のある各産業統制會或はこれに準ずるところの團體、また關係各官廳の方々の協力の下に所謂輸送を擔當する者と輸送を要求する者との間に相互にその時々の實情をよく了解致しまして、輸送計畫と生産配給計畫と常に調整しながら適確なる實行を講じて居る次第でございます。斯様に致しまして鐵道省と致しましては一方輸送需要の現實の增大に對處致しまして、必要缺くべからざる車輛の增備、最小限度の線路その他の設備に改良を加へまして、積極的に輸送施設の擴充に努力致して居りますと共に、他方人員資材が何としても十分でありませんところのこの戰時下に於きましては、何よりも先づ現在持つて居るところの施設を如何にすればその能率をより高度に擧げ得るかといふことに付きまして出來る限りの努力を致して居る現狀でございます。一言にしてこれを申しますれば、今日車輛その他各般の施設は既に相當高度と思はれる程度にまで活用して居るやうな現狀であります。

慣れた規則を全面的に改正

斯様な次第で昨年十一月國家總動員法に基く陸運統制令を改正强化致しまして、或はまた鐵道省と致しましては永年慣れ來つたところの鐵道運輸規程等も全面的に改正を致しまして、本年四日一日より實施致したやうな次第でございます。尙ほ今後も事情の推移に伴ひまして一層統制の强化せられることは察せられるところであります。自然旅客に付きましても貨物に付きましてもこれが輸送上、又取扱上既にこれまでも色々な制限を加へて居りまして、その結果國民各位に對しましては日常交通上多大の不便と苦痛を忍んで戴いて居るのでありますが、今後もこの點に付きましては十分御協力を願ひたいと存ずるのであります。以上の如き輸送の必要でありまする點を御諒察の上、今日各方面で御盡力になつて居ります交通道德の實踐或は交通訓練の躬行等に付きまして御列席の各位に於かれましては一層御激勵を賜はり、國策上喫緊の輸送に付きまして少しでも圓滑に參りますやうに一段の御盡力を重ねてお願ひする次第であります。

尙ほ國有鐵道輸送施設に付て少しく申述べますれば、昭和十三年度に始まつたところの輸送力擴充四箇年計畫といふものがございましたが、實はその計畫通りには參つて居らんのであります。今日では時局の現實の要請に卽應致しまして、總て計畫を重點的に致し、主要なる幹線、重要なる資源開發線或は主要なる貨物操車場、臨港線或は輸送上計畫上の隘路に當ります諸點を專ら應急的にこれを補强致して、集中的に施設を致して居るのであります。車輛の如きも客車を避けて貨車機關車に重點を置いて居るのでありまして、これ等の點に付ては詳細申述べる時間がありませんので唯概略だけ申上げて置きます。

尙ほこの際申上げたい一、二のことがございますのでお聽取願ひた

いと存じます。關門隧道は昭和十一年七月開鑿に着手致しまして、時局下その重要なることを認めまして昨年來これが工事を急ぎまして本年六月に完成し、七月一日より貨物輸送を開始して居るやうな次第であります。遠からず旅客列車の輸送も開始ずる豫定であります。これは所謂第一期の隧道工事でありますが、只今第二期のもう一つの隧道を鋭意工事中でありまして、十九年にはこれが開通を見ると考へるのであります。これが開通に依りまして關門一帶に於けるところの從來の輸送は非常に强化されたのであります卽ち貨物輸送に付て申しますと、關門間に於ては從來約四時間を費したのでありますが、今日約十八分を以て通過することが出來るやうになつたのであります。輸送上の隘路を改善致しまして西日本一帶の交通がこゝに根本的に强化されたと申して差支へないと思ひます。

また東京下關間の新幹線は御承知の通り廣軌の複線でありまして、これは長距離の貨物運轉及び旅客高速度列車の集中運轉を目的と致して居るのでありまして、既にその一部に着手致して居ります。唯物資等の關係から致しまして只今の計畫は十五箇年計畫とし、昭和二十九年度を目安と致して居りますが、今後事情の許す限りこれが完成期を繰上げまして、また一部事情の許すところから開通致して參りたいと考へて居る次第であります。

自動車發達に資する計畫

尙ほ自動車輸送の問題、小運送の問題に付いて簡單に申上げたいと思ひます。自動車運輸事業は燃料の消費規制或は車輛部分品等の資材の關係から致しまして、今日經營の點から見ましても或は輸送力の上から申しましても極めて困難なる事情にあるのであります。或は地方に依りましては全面的に自動車の輸送力を減退致しまして、或る部分では不均衡なる狀況を示して居るやうな次第であります。これ等の事柄は元來綜合的に行はれて居るところの國內に於ける全輸送計畫の樹立に當りまして非常な支障を及ぼしますので、どう致しても自動車の輸送力を現在必要なる程度に强化致しまして、併せて將來の自動車の發達に資するといふことが極めて必要であると考へるのであります。これが爲に現在小さく企業が分れて居りますものを相當程度にこれを整備して、最も現在の施設を有效に使ふことが極めて必要なる要請であります。卽ち今日ございます自動車交通事業法に基く組合を强化活用致しまして、一方事業の統合整備を行ひまして、以て戰時下の輸送に必要な最小限度の輸送を遂行致したいと考へて居る次第であります。

この中で旅客自動車運輸事業の統合に付ては過日基本方針を決定致しまして、各道府縣に於て目下事業の讓渡或は會社の合併等が進んで居るのでございます。また貨物自動車事業に付きましては鐵道小運送との關係をよく考慮致しまして、目下愼重に研究を致して居ります。成案を得次第速かに實行に移りたいと考へて居る次第であります。

鐵道小運送制度の整備に付ては、御承知の通り我が國陸上交通の動脈たる國有鐵道の輸送を圓滑に致す爲には小運送卽ち鐵道の前後の輸送が圓滑に行はれなければこの輸送は完全に參りませんので、この觀點に立ちまして是に國策會社であります日本通運株式會社に於て六大都市その他全國の主要都市に於ける小運送業を統合致しまして、一元的經營の下に鐵道と協力して戰時下の輸送力を確保して居るやうな次第であります。

最後に申上げたいことは、由來我が國の地勢その他諸種の事由に依りまして鐵道の線路は兎角氣象の影響を受け易い狀態にあるのであります。これ等の原因に依りまして起る被害の輕減乃至徹底的防止といふことに付きましては從來もこれが防備施設に付て改善の方法を講じ

て参つたのでありますが、往々にして今日尚ほこれが絶滅を期することが出來ませんことは洵に遺憾に存ずるのであります。これに關聯致しまして治山治水の問題は洵に重要なることと考へるのであります。平生に於きましてこれ等の問題に付て地方官民の御協力を受けて居りますことは非常に多いのでありますが、どうぞ現在この輸送の問題が極めて痛切になつて居ります際に、今後ともこれ等の點に付て一段の御援助をお願ひ致す次第であります。

物と人には親切が第一

尚ほ私は常に部内に申して居るのでありますが、輸送を圓滑に致さんが爲にはどうしても世間の協力を得なければならん。それが爲には世間に鐵道の事情を理解して戴かなければならぬ。理解して戴く爲にはどうしても鐵道に親しみを持つて貰はなければならん。親しみを持つて貰ふ爲には鐵道に從事する者がこちらから親切に物及び人を取扱はねばならん。こういふことを強調して居るのであります。この親切の心持に依りまして自然と世間に於て鐵道を理解して下さる。鐵道の現況を理解して戴くことになりますればこゝに初めて圓滑なる運營が行はれることゝ信ずるのであります。而してこの圓滑なる鐵道の運營は今日の施設及び人員の少い場合に於て直ちに戰爭遂行力の增强となるのでありまして、これが爲めの唯一の方策であると信じて居るのであります。鐵道の仕事程日に多數の人に接し澤山な物を取扱ふ業務はないのでありまして、この點に付ても十分に親切の心と手を伸ばさなければなりません。而してこれは交通道德の問題だけではなく、更に進んでその多くの物、多くの人から生まれるところの世間一般の大きな道德に重大な關係を持つてゐるのであります。これは戰時下に於て吾々の最も必要とするところのものであると私は申して居るのであります。斯樣な意味に於て吾々鐵道に關係致して居ります者は微力ながらこれ等の點に付きましては努力致して居る次第であります。併しながら時局下この人的、物的資源の貴重なる時に當りまして、尚ほ今日鐵道自體の責任に屬する運轉事故、或は輸送上に於ける事故等を絶滅することが出來ないことは洵に遺憾に存する次第であります。今後一層相戒め銳意努力致す積りであります。御列席の各位に於かれましても今日運輸機關の負擔が極めて加重されて居るといふ實情を御諒察下さいまして、輸送の圓滑にこの上とも一段の御協力を賜はらんことをこの機會に切望致しまして私のお話を終りたいと存じます。（拍手）

（議長）　この機會に先刻來御發言をお願ひ致しました各大臣に對し私より一言御禮を申上げたいと存じます。先刻來種々重要なる部門に關しまして各大臣のお話を拜聽致し、如何に政府が苦心努力を拂はれて居るかを拜承し、また各閣僚が結束、固き信念を以て着々計畫御實行をお進めになつて居ることを承知致しまして、洵に意を强うする次第であります。就中この總常會を通じまして、國民の更に一段の協力奮起を希望せられました御趣意に對しましては、私共は益々感動、覺悟を固くする次第であります。

從來我が國民の中には、我が陸海軍の華々しき戰果を聞くこと多くして、しかも敵國の實劍、吾に抗せんとする現狀を知ることは、寧ろ足らざる憾みがある爲に、安きを希ふ人情の常と致しまして、國民の一部には兎もすれば敵國に對しても亦我が政策に對しても共に漫然現狀を以て事足れりとするが如き、やゝ消極的受動の緣ひがないでもなかつたといふことは、昨日來熱心なる議員各位の御發言の中にも伺はれるところと存じます。幸ひに昨日より本日に及び、各大臣なり、情報局次長の御熱誠なるお話を承り、言外に私共は深く感銘するところある次第でありまして、益々國民と共に現狀に創意工夫を凝らし、國力の增强に向ひまして、政府と協力一體、上下の理解を深め、この戰爭完遂に一層邁進致したいと存じます。

明日は委員會を開くことに相成つて居りますので、政府に於かれましても何卒この委員會に於きまして、更に〳〵上下の關係に理解と信賴を深めて、唯漫然國民がその生活を送るといふことのないやうに、一層のお力添へを併せて希ふ次第であります。終り。（拍手）

（議長）　これより昨日に引續きまして議題の協議に入ります。戰時下高度の經濟性を發揮すべき生產擴充の遂行に關する件として、第六十五號議案二十一番石原廣一郎さんに御發言をお願ひ致します。御發言の前に豫め一應重ねてお願ひを申上げて置きます。昨日は御發言が稍〻多く時間を經過致しましたので、豫定の御發言者にも御中止をお願ひしなければならんやうな次第に相成り、全體の時間をも延長致しましたので、努めて時間に御留意下さるやう重ねてお願ひ申上げて置きます。

第七章　生產擴充に關する卷

第一節　長期戰に對應する基本產業の增產計畫

（石原廣一郎氏說明）　大東亞戰の現在の姿を眺めまして、この前途は中々容易ならざるものがあることは昨日情報局次長のお話にあつた通りであります。私は今試みにこれを劍道の立場から申して見ますならば、今日まで十ケ月間に確かに大きな戰果を得たのでありますけれども漸くにして一太刀打つたに過ぎないのであります。この戰果は大きな手傷を敵に與へたと雖も、まだ急所を打つて居らん。お面、お小手、お胴をやつて居らんと申して差支へない。これは第二、第三の太刀を打ち込まなければならない時であります。この秋に於て國民は大きな覺悟をしなければならん。吾々は劍道の上に於て先輩から教へられて居ります。敵を侮つてはならん、常に捨身でなければならんと言はれて居るのであります。こゝに於て現在日本の姿はこの教へに副ふて居るかどうかといふと、些か意見を申すのでありますが、先づ試みに一、二の例を申上げて見ますならば、支那事變始まつて以來、既に五年に及ぶのでありますけれども、依然として國內に闇取引が行はれて居る。さうして五年後の今日、昨日も司法大臣が言はれた如く惡質の闇取引が行はれて居る。吾々家庭の人の言葉を聞く時に、闇取引の罪にかかつた人はかういふことを言つて居る。「お前かゝつたか、俺も引つかゝつた」と言ふ。最近この犯罪は選擧違反程度にしか心得られて居らん姿に置かれて居るといふことは、これは實に日本人の眞の姿といひ得られるでありませうか、また物の場面からこれを眺めて見ましても、この頃八百屋さんの店先に、或は又魚屋さんの軒先に婦人の方々が行列して居る姿、あれによらなければ物が得らないのであるか、又戰爭の前途は非常に遼遠であるにも拘らず、今や家庭內の機器を出さなければ、この備へが出來ないのであるが、また一方に於きまして物の資源、人力の資源が非常に不足を來してゐると言はれてゐる。これもまた斯くの如く、日本に不足を來してゐるのでありませうか、若しこれが眞の日本の姿ならといふならば、併しながら私をして言はしめるならば、こゝまで日本は物に行き詰まつて居らん。また勞働資源も行き詰つて居らんのではないか、態々行き詰るやうにしてゐるのではないかと見るのであります。

第一項　五年經つて尚ほこの姿

私は最近某造船所に參りまして講演を終つて夜十時頃造船所の傍を通つて來ました時に、全く田舍を通るが如き姿でありました。その時に所長が傍に居られたので、今日は私の講演の爲に休業されて居るのかと聞きましたところが、……。私は先程來企畫院總裁が日本

の國情と敵の姿を眺めて、この生産力の關係が敵アメリカの生産力の偉大さに比較して、日本が之に備へるには質と效率と、さうして創意と工夫に俟たなければならんと言はれた、これは尤もな話である。斯くあらねばならんのであります。これに皆が協力しなければならんのでありますが、併しながら私は過去五ヶ年の姿を見ます時に、政府が努力せられて居るにも拘らず、實際の姿がかやうになつて居る。私は兵器關係に觸れることは避けますが、また創造と工夫の餘地を民間に與へられて居るかといへば餘り與へられて居ないやうな形に流れつゝあるのであります。私はかく見ます時に五年經つてこの姿である。またとへば最近になつて防諜といふことが問題になつて、この防諜といふことが盛んに唱へられて居りますけれども、五年經つて尙ほ防諜を叫ばなければならんのであるか、これが眞の日本の姿かと言はなければならんのであります。要するに政府當局は眞に努力をされて居りますが、實際の姿はこれに反する形で進みつゝある。これは何が原因して居るか、これは言ふまでもなくこの理想は良かつた、併しながら運營の根本に於て大きな缺陷があつたと言はなければならん點が多々あるのであります。たとへて申すならば統制々々といつて盛んに計畫經濟を論じて居りますけれども、この統制經濟、……。たとへばこの頃勤勞奉仕を唱へられて居る。併しながら曾て日本には勤勞奉仕がなかつたか、日本には立派に勤勞奉仕もありました。日本人は本當に金錢では働かなかつた筈であります。各家庭の實際を眺めて見ても、農村に於て農村の子弟は學校から歸ると、親の仕事を手傳ふ、これは默々として勤勞奉仕をして居る。商賣人の家を眺めて見ても、商店の息子は親父の仕事を手助けして居る。これは眞に默々として勤勞奉仕をして居るのである。然るに今日の勤勞奉仕は行列をして多數の旗を立てゝ、俺は勤勞奉仕をして居ると言つて居る。あれが日本人の眞の姿であるかと言はなければならん。又過去に於て執られて來た統制經濟の物動經濟の跡を眺めて見ても、過去數年前に執つたところの爲替金融政策のあの統制は根本に誤りがあつたと思ふ。また低物價政策を見ても、その根本に於て大きな誤りがあつた。低物價政策は良かつた。さうならなければならないといふ聲は實に平時に於て言はれることであります。原料を安くして大衆に安い物資を供給するといふ手配をした。併しながら今は戰爭中である、物が絕對必要である以上、少くとも製品の上から押へなければならん。原料は或る程度價格を緩めて置かなければ出ないのが當然であります。

第二項　地下資源に走らぬ道理

更にまたこの生産計畫の上に於て軍需工場で兵器を造らなければならんとしてこれに邁進する。ところが肝腎の兵器を造る爲の製鐵所はどうしたか、原料の地下資源をどうしたか、また戰爭に絕對に必要である食糧關係、米の生産はどうしたか、言ひ換へれば屋根だけ作つて土臺を疎かにして居つた姿ではないか、これが如何に今日物の供給を少くした大きな原因になつて居るか、その結果私は昭和十三年の當時を考へました時に、……現はれて居たでありませうか、たとへば地下資源關係に於てこの地下資源、物資の價格は如何であつたかと申しますと、支那事變一年前に比較して銅の如きは一割しか値上げして居らん。然るにこの銅を以て造り鐵を以つて造つた物は……。人情として地下資源の方に走らないで、皆加工工業の方に走るのは當然のことであります。その結果今日まで日本國内に出來上つた軍需工場、加工工場の數といふものは非常に擴大されて居るが、肝腎の基礎産業である、……。これに伴ふて居るか、遂にこの地下資源の方は私はこゝに於て……

（議長）石原さんに一寸御注意申上げます。既に時間が十八分になりました。

第三項　最大急務は基本産業

（石原廣一郎氏）それで私は皆さんの御手許に提案致しました如くに、兎に角これは何處に缺陷があつたか、最早さういふことをいろ〳〵こゝで理窟を述べて、一々揚足を取り、批判を試みる時ではないと思ふ。今や將に東京に空襲を蒙むるかも知れんといふやうな場面に打つかつて居るのでありまして、議論の餘地はない、悪いところは悪いでどし〳〵英斷を以て直して行かねばならん時であります。最早議論の餘地はないのであります。併しまた今日までの政府當局の執つて來た措置そのものを見ましても、幾多の缺陷はあつたにしても、この人達も眞にこれがお國の爲であると信じてやつたことで、決して惡意でやつたのではないのであります。それですから悪いといふことに氣が付いたならば、一つこの際ザックバランにこれではいけない。これはかう行かうではないかと協力して來る。かうなれば私は一億の日本國民は擧つて之に共鳴すると思ひます。だから役人は決して面目に捉はれてはならんといふことを强調して置きたいのであります。

こゝに於きまして私の提案致しましたことについて詳しく説明する時間を持ちませんが、……。この非常時は救はれ、軍備もまた十分に充實出來る。さうして國民の能率は上がると思ふ。かくして大東亞戰に備へるところの基本産業の一大擴充を圖つて戴くことが急務中の急務なると申上げる次第であります。（拍手）

（議長）只今熱心なる御發言の御意圖は諒とするところでありますが、批判に急にして、承つたことを全體綜合すると、國民の今日までの熱誠努力といふものが誤解を生ぜしめる虞れあるやに存じます。何かお考へがあれば御發言をお願ひ致します。

（石原廣一郎氏）この儘で參りますといふと、今のやうな杞憂の姿に陷りはしないかといふことを懸念致す次第であります。

（議長）御杞憂であるといふ風に承知して宜しうございますか。

（石原廣一郎氏）宜しうございます。

（議長）諒承致しました。關聯發言と致しまして第六十六號議案、二十六番稻荷田稻助さんに御發言をお願ひ致します。

第二節　石炭增産對策の要望

（稻荷田稻助氏說明）私は石炭採掘に從事して居る者でございますので、この提案を致したのであります。現在石炭採掘業者は一般の業者と同じくいづれも征戰完遂の爲に各自職域奉公の誠を致し、政府の要望せられる增産に一意努力致して居りますが、我が國の炭礦は北海道樺太を除いては概ね老境に入つた炭礦でありますので思ふ存分增産することが出來ません。併しながら過去三、四年は政府の御要望と又その保護に依つて相當の增産を致しましたけれども、今後これ以上力强く增産を期待することは相當の困難が伴ふやうに思はれます。併しながら征戰に勝ち抜く爲には何としても增産に對し一層の努力を拂はれなくてはならないと思ひます。殊にこの度の征戰は長期戰に至ること必定と致しますれば、隨つて石炭增産もうんと腰を据えて確實なる根柢ある技術的基礎の下に計畫されて、永續する增産を企圖せねばならんものと思ひます。これは私が申すまでもなく御當局に於かれて御計畫のことと思ひます、どんな仕事でも職域奉公をなし、お役に立つ爲には、重要なる要素は人と資材であります。この二つの要求が繰返し叫ばれて居りまして、當局ではこの點に最も御苦心されたる御斡旋を戴きまして、相當の增産が出來て參りましたけれども、過ぐる四月以降はその不足が著しくなりました爲に、增産は愚か現狀維持が困難な狀態であります。この時局下でこれではどうも相濟まぬ次第と思ひますけれども、如何ともすることが出來ません。當局の特別の保護と

御支援に依つて出炭をして居りまして、これ以上更に御願ひするのは餘りに頼り過ぎる感もありますけれども、諸事統制下の今日事情御認識を賜りまして、差當り次の二、三の希望の點について特に御配慮をお願ひ致す次第であります。

第一項　特異性を認むる考慮

即ち勞働力確保に付ては石炭礦業の作業環境より見て身體思想共に健全なる勞務者を要するのでありますが、これにはどうしても我が國の農村に於て練成されたところの青壯年を中心勞力として維持することを要するのであります。政府御當局はいつもこの點に於て精密工業にのみ偏せず、石炭礦業をも一層重視せられんことを望むのであります。また坑内作業は所謂重勞働で極めて苦しい作業であるのみならず、地下作業といふ特異性を認めて味噌醤油鹽等必要量だけは配給して戴くやうに又タオル、作業シヤツ、作業ズボン、石鹸等の必需量は十分配給して戴くやうに願ひたいものであります。現在はこれ等の配給は四〇パーセント乃至七五パーセントの不足量であります。また勞務者の永續しないことが增産に障碍のあることは勿論でありますが、出來るだけ快的の住宅を與へ家庭生活の慰安を與へることを要します。この住宅建設に付て土地と建築資材が必要なのでありますが、いづれも現狀では入手難で住宅建設は殆ど出來ない狀態であります。これ等に總て便宜を與へられんことを希望するのであります。それから技術者の養成確保のことでありますが、近年各種の工業が飛躍的發展を遂げたのに伴ひまして、この苦難なる石炭礦業界に志す技術者が漸次減少しつゝあることは洵に由々しき大事であります。石炭坑は年月を經るに從ひ作業場は深度を增し、且つ遠くなりますから、それだけ作業が困難になります。この困難を克服する爲には遂行力の强い熱心勇敢なる優秀な技術者に俟つより外はありません。いづれの事業も同樣でありますが、特に石炭礦業には就業員を指導するに十分な精神的にも體力的にも勝れた技術者を要する次第でありますから、優秀なる技術者を養成し、石炭礦業に向はしむるやうに指導せられんことを望むのであります。

次に礦害賠償法規の改正の問題でありますが、石炭礦業に附隨する礦害に付ては被害者は申すまでもなく業者も極めて遺憾とするところでありますが、往々にして事件が惡化し生産を阻害する場合があります。現行法規は被害者保護について規定してありますけれども鑛業主が積極的に現狀回復をなさんとする場合及び被害者が徒らに鑛害の現狀に便乘受益せんとする場合に付て、適切なる規定を設けられんことをお願ひ致したいのであります。

（議長）次に第六十一號議案、五十四番岡野清豪さんにお願ひ致します。

第三節　軍需生産增強、生活必需品確保の爲の行政機構整備

（岡野清豪氏說明）過般大東亞省設置のことが發表せられまして、來る十月一日から愈〳〵その實現を見、玆に外大東亞に對する大經綸を布き行はるべき體制が完備することになりましたので、國民一同洵に喜んで居る次第であります。それに呼應致しまして內には總力戰體制は愈〳〵整備してこの長期戰に萬全の備へを致しますることは戰時下の最も急務となすところと存ずるのであります。今この問題を主として物資調達を中心とした經濟的方面から觀察を致しますならば、總力戰體制と申しますることは要するに軍需生産の擴充と國民生活の安定確保との二者に歸すると存ずるのであります。これは先刻企畫院總裁、商工大臣の御發言の趣旨と全く合致して居るものと存じます。そこで

私は今日の我が國の生産部門をこの二つの目的に從つて二大別する。之を管掌すべきそれ〳〵の獨立の最高行政機關を設けられたいといふのが、私の提案でございます。

先づ軍需生産に關係のある行政を整理統合して新たに軍需省といふ一省を設け、大東亞戰爭遂行に必要なる一切の軍需生産を專ら管掌することに致したい。また一方これに對しまして民需省を設け國民の生活必需物資の生産を確保し、併せてこの配給消費に當る一切を管掌して以て國民生活の安定を圖り、國民各自が安心して自分々々の持場に於て完全に職域奉公が出來るやうにすることが最も必要だと思ふのであります。

支那事變以來我が國は國防國家として官民協力征戰遂行に努力して來たのでありますが、殊に昨年の十二月八日以降の大東亞戰以來、戰時緊急の需要に對しまして、質に於ても從來とは大いに趣きを異にした大增産を短時日の間に强行しなければならん狀態なのであります。然るにこの統制致しまするところの官廳の制度が自由主義經濟その儘の分省制度でありまする爲に、各方面に種々の不都合を生じ、或は二元的に或は三元的に行政監督に惱まされ、場合に依つては唯一つの認可を得る爲に右に行き左を尋ね往再數十日を費して、その爲に肝腎の生産そのものも阻害されるといふ事態も往々見受けられる狀態であります。かくの如きは生産增强を以て國策に協力すべく燃ゆる如き熱意を有する生産業者に取つて洵に遺憾この上もないことであります。且つまた單一の軍需省が出來て生産統制が一元的に出來ますならば重點主義を更に徹底して、最も必要なるものから生産の順位を決定し、戰時生産の能率を最高度に發揮し得ると考へるのであります。

第一項　「軍需省」で一元化を圖れ

尙ほ只今申しました軍需省のことに付きましては、外國に於ても既にその例を見るのでありまして、ドイツに於きましても私の申しますのとは聊か趣きを異にして居りますけれども、軍需大臣といふのが一昨年の三月に任命せられて居ります。このドイツの軍需大臣は軍需生産に關する必要な一切の命令を發する全權を有して居ります。また軍民を通じまして一切の軍需生産の機關は、この軍需大臣の一元的指揮に服することになつて居ります。このことがあのドイツ軍の赫々たる勝利の裏面に於て如何に貢獻するところが大きかつたかは蓋し想像以上のものがあらうと考へるのであります。我が國に於きましても今若し以上申しましたやうに軍需省民需省の二つの省が劃然として區別して設けられますならば、物價政策の如きも必ずしも總ての物價を劃一に見る必要はないのでありまして、それ〳〵の目的に隨つて他の一面に惡影響を及ぼすことを避けながら、最も適切な方法を取り得ると信じます。即ち軍需省關係に於きましては總て生産の增强を以て唯一最大の目標となし、必ずしも一般物價の動向に拘泥することなく、獨自の立場に立つて物價の調整を行ひ、戰爭に必要な物資はたゞ只管に增産の一途にわき目もふらず邁進すべきものであると考へます。たとへば今日鐵や石炭はいくらあつてもこれで宜いといふことはありますまい。しかも物價政策の運用如何によつて、生産條件が或る程度惠まれて居ないものでも、これを尙ほ總動員することが出來ませうし、優秀な條件を具へたものには、またそれに報ゆるの途も考へられるわけであります。さうすれば殆ど一律に近い公定價格で縛られることにより自然に製品の品位を下落せしめ、優秀品を好んで殺し去るに等しいやうな事態も避け得られると存じます。しかもこれ等の價格を適當に調整致しまするも物價全體の惡循環を阻止致します限り、必ずしも國民生活全體に惡影響を及ぼすものとは考へられません、そこで一方民需省の管轄に屬すべき物資即ち生活必需物資に關しましては生産配給消費を全面的に統制して、國民生活の安定を確保し、一面不急不要品の

生産を抑へまして、この方面には低物價政策を飽くまで堅持致し、少くとも一定程度の國民生活は何としても保證されることに全幅の努力を拂つて戴きたいのであります。それには政府と翼贊會とが共同し、戰時國民生活の標準と社會的にも科學的にも最も妥當とする點に打ち立てられ、それに基いて民需省が國民生活に必要なりとする物資の確保保證に萬全の御努力を願ひたいと存ずるのであります。

以上が私の提案の大體の要旨でありますが、更に軍需省民需省は必ずその支廳を本邦の重要産業地帶、たとへば、大阪名古屋、福岡などに設置されまして、その主務者には少くとも次官級以上の人物を以てこれに當てられ、出來得る限り多くの權限を委讓して大抵の行政事務はこゝで決裁されるやうに圖られたいのであります。經濟統制が進展致しますと同時に地方人士が頻繁に上京しなければならんやうになりまして、時間と勞力とを空費し、事務の澁滯と運營の不便とを來しますことは洵に想像以上のものがあるのでありますが、この點に特に十分の考慮を願ひまして、萬一本案の實行に日時を要するに致しましても、取敢へず經濟關係諸省の支廳を大阪のやうな大都會に設置せられますことは先づ以て應急の措置としてお考へを願はなければならんと存じます。甚だ簡單でございますが、之を以て私の提案の說明を終ります。

（議長）六十八號議案百六十三番番井孝吉さんにお願ひ致します。

第四節　貿易業者としての職域奉公に就いて

（番井孝吉氏說明）我が神奈川縣の貿易商社は最近の商工省調査によりますと、その數三百三十餘、從業員は六千餘名、輸出商品の加工又は製造を業とするもの概略一萬五千以上、之に從業衣食するもの十數萬に上つて居りますが、今回の整備統合により貿易商として殘留するもの百に充たず、從業員一千餘名、また貿易に關聯したる業を營む者の數も從つて大激減を來したのであります。しかもこの四分の一乃至五分の一に減少した業者も決して華々しき活動は致して居りません否、極めて少數の一部を除いては全く閉店休業の狀態であります。これは主として依存したる英米市場の閉鎖によることは勿論でありますが、業者としても之に代るべき圓域に、佛印、泰に市場を求めて必死の努力を拂つて居りますものの現今種々の制限があり、市場もまた狹隘で所期の效果は擧げ得ないのであります。また假にこれ等市場の介入に成功致したと申しましても整備殘留商社の全部を動員するに足る仕事の量のないことは申すまでもありません。

第一項　餘儀ない貿易業者の冬眠

凡百の部門に人員を要する今日、此處に數百數千の人々が冬眠を餘儀なくされて居ると申すことは、國家の一大損失たるのみならず、社會政策の上から見ましても「流れざる水は腐る」と申します。今これ等冬眠狀態にある未稼動人員を如何に活用し、如何に國家有用の方面に流用するかを說くに先立つて、橫濱貿易業者の特質について一言させて頂きたいと思ひます。抑々我が橫濱貿易業者は從來殆んど歐米市場に依存したるが爲め、當該市場の性質に順應し、他列强との商戰に打ち勝つが爲には、常にその取扱ふ商品を研究し、或は獨創的に考察し、或は從來のものに改善を加へて作出する等獨自性ある商品の供給を旨としたる關係上、貿易業者は製造業者と直接的に利害を共にし、または自ら工場を所有經營する等、一面工業者でもあり、また製造兼輸出業者であつたと謂ひ得らるゝのであります。

故にかゝる貴重なる經驗と創意を有する業者の力を十二分に發揮せしめ、職域奉公の實を擧げしめんが爲には、これ等貿易業者をして總動員の態勢に置かねばなりません。古へは「野に遺賢あらしむる勿れ」と申しましたが、今は之を「働かざるものあるべからず」と改めねばなりません。物資交流に深き體驗を有する貿易業者を今政府の意圖せらるゝ南方物資交流の下部組織に編入せらるゝことは、最良の策と信じます。

現に南方物資交流に大企業者のみを指定せらるゝとの聲を聞きますが、由來大は小を兼ねると申しますものの、又長轡馬牘に及ばずとも申します。大企業者に資本と機構があれば中小業者に鍛錬せられた頭腦と技術があります。この兩者を統御し併用するところに適材適所の妙味あり、殊に纖維製品、雜貨等の日用品に對しては後者の活用に俟つところ至大なるものありと信じて疑ひません。先程鈴木企畫院總裁は創意と工夫を高調せられました。特に當局の深甚なる御考慮を希望する次第であります。

吾々は長期戰を覺悟し、敵の屈服するまでは何處までも、いつまでも戰ひ拔かねばなりません。故に現地住民にも最少限度の生活必需品を低價に且つ圓滑に配給し、彼等をして永く戰ひに倦ましめず、皇化の恩惠に浴せしめ、我が完勝の爲めに進んで協力せしむる方途を講ずべきであります。

こゝに於てか貿易業者を起用し南方占領地域の集貨配給機構に參加せしめ、以てその有する貴重なる經驗創意、創案力を十二分に發揮せしめ、或はより經濟的要素を有する商品を考案せしめ、或は比較的重要ならざる原材料、又は共榮圈內に過剩とせらるゝ資材を現地それ〴〵の特長を活かして有效、適切に使用したる商品を創案し、適正なる價格を以て配給し、共榮圈內の生活を潤ほす指南車たらしむるこそ適材を適所に置くものと信ずるものであります。更にまた潤り橫濱の貿易業者のみとは申しませんが、貿易業者は一面工場人である點を活用し、適材を拔擢して占領地域に於ける敵產中、中小商工業の管理並に雜品工業の運營に當らせて頂きたい。これには二つの觀點から論ずることが出來ます。

第二項　現地指導は貿易者の手で

先づ第一に船腹の緩和、第二に現地住民の指導と申すことであります。共榮圈內に於て輸入すべき物資は非常に澤山ありますが、輸送する船腹少なきが爲めに圓滑なる交流が望まれません。而も尙ほ現地に不足する必需資材はこの少なき船腹に依存する外なく、益々船腹不足に拍車をかける次第であります。故に現地補給を增加すれば增加する程、輸送力の緩和を來すは自明の理であります。少なくとも現地に於ける生活必需品の現地製造こそ喫緊事であると信じます。

また住民指導の上に於きましても、從來北支、中南支に見る宣撫工作の一例の如く、物資の無償給與、施設の無償給付といふ行き方では住民を馴れしめて反省、自覺の觀念から遠ざかり、進んで我が方と協力せんとする精神が生ぜず、却つて之を減却する恐れがあると考へます。然るが故に先づ以つて現地に於ては無職の遊民をなくする。職なきものには職を與へて、自分自身で生活が出來るやうにしてやる。斯くの如くして始めて働く事に興味も出て來るし、自尊心も湧いて參ります。この職を與へられ、生活に不安を感ぜぬといふことになれば、そこに自發的に協力の精神が生れて參るのは自然の數であると申さねばなりません。こゝに於てか現地に於ける雜品工業の開發は、彼等に職を與へ、生活を向上せしめ、自發的に我が方へ進んで協力するといふ精神を醸發する捷徑なりと信ずるものであります。かゝる意味合に於て優秀にして經驗ある貿易業者をこの方面に起用するこそ、最能率的に所期の效果を擧げ得る所以と存じます。

併しながら現地を見ずしては總て議論も机上の設計圖に等しいと申さねばなりません。是非共優秀なる貿易業者を拔擢して現地に送り、その經驗技術を十二分に發揮せしめ、現地に於ては集貨配給機構に參加し、或は敵産中小工業の處理に當り、或は立案建言し、その善きものは取つて直ちに實行に移されるやうにするとか、またその間に得たる知識を以て內地産業の指導に任ぜしむるとするならば、蓋し偉大なる效果を期待し得ると信じます。

最後に近來「共甘同苦」ということを承りますが、國民政府と致しましては、極めて適切なる表現なりと存じますが、これを共榮圈內全部の住民に對して適用するとするならば、その精神はどこまでも把持するも、現地住民にかく感ぜしめる手段に至りましては大いに考慮を拂はねばならんと存ずるのであります。或る方は共榮圈の建設とは潤ひであると申しましたが、大いに共鳴する點なきにしもあらずで、現住民をして身、日本治下にあればこそ、この戰時中にも拘らず物資も比較的潤澤であり、生活も安定であり、生命財産も保護されて居るということを知らしめ、知らず識らず我が治政に絶對の信賴を抱かしめることこそ、先決問題と存ずるものであります。

これが爲には遊休狀態にある貿易業者を總動員し、大小その能力に應じて集貨に配給に、敵産の管理運用に、或は雜品工業の運營に當らしめ、その有する力量を十二分に發揮せしめ、この千載一遇の時代に生れ合せた光榮を思ひ、その經驗、特長を生かし職域奉公に滅私挺身の機會を得せしめられんことを切望して止まぬものでございます。

（議長）次は第七十四號議案、百七十七番前田房之助さんにお願ひ致します。

第五節　勞務者對策の整備充實

（前田房之助氏說明）私は勞務對策の整備充實について申上げたいと存じます。今日生産遂行上最も惱みとなつて居ります問題は勞務であらうと思ひます。如何に苦勞して資金が調達され、物資の獲得が出來ましても勞務がこれに伴はなければ生産が計畫通りに遂行し得ざることは申すまでもないのであります。こゝに於て政府は國民動勞の充實發揚を期せんが爲に、昭和十五年十一月八日動勞新體制確立要綱を發表されまして、爾來鋭意その具體化に努力されつゝありますることに對し、その誠意については私は敬意を表するものであります。併しながら今日の段階に於きましてはいまだ到底その完璧を期し得たと申すことは出來ないのであります。今次大東亞戰爭は前線に武力の戰ひがあると共に、銃後に生産力の戰ひがあるのであります。隨つて銃後にも勝利の鍵があるのであります。前線銃後を通じて勝利を得まするが爲には國家生産力の增强に國家國民總力を集中昂揚致しまして、勞務の充足、勞働能率の向上を期することが現下焦眉の急務であることは申上げるまでもないのであります。勞務の充足、勞働能力の增强を期しまするには、全國民をして勤勞の國民的責任竝に勤勞の榮譽を心より自覺せしめて、國民皆勞を全部實行することが最も必要であると思ふのであります。

第一項　癈頹的氣分の一掃が先決

今や國家の興廢を決します秋に、如何なる資產階級如何なる指導階級と雖もたとへ一人たりとも無爲に遊ぶ國民は斷じてあつてはならんのであります。卽ち家庭生活に於ける下女下男の如き屋僧人は更に徹底的に整理を致し、カフェー、待合、料理屋の如き享樂的業態を統合刷新を致し、健全なる娛樂施設を增設し、以て頽廢的氣分を一掃致しまして國防生活の徹底を圖り國民皆勞の實を期することによつて、始めて勤勞精神は擴充致し昂揚し自ら全國民の精神的結束の强化も期待することが出來ると思ひます。隨つて產業報國運動の如きは今後國民皆勞を目標として展開すべきものであらうかと思ふのであります。殊に勞務の配置を適正化致しまして女子勤勞動員を速かに實行すべきであります。重役の陣頭指揮は洵に時宜の措置でありますけれども、如何に形が備はつても心之に添はざれば何等の效果もないのであります。重役たる者は須らく身を以て範を示し、眞に家族的情を以て勤勞者を遇し、單に事業場に於てのみならず、家庭內に於きましても苦樂を共にする心構けがなければ陣頭指揮の如きは一種の口頭禪に終るのみならず、却つて弊害すら生ずる處れがあるのであります。

次に勞働能力增强の爲には何よりも生活必需物資を確保することが必要であらうと思ひます。それが爲には昨日も勝君の仰せられた通りに府縣經濟ブロックと申すやうなことがあつてはならんのであります。さうして府縣當事者と事業場の實任者とがよく懇談協力致しまして各事業場の實情に卽したる配給をなすことによつて生活必需品物資の確保が出來やうと思ふのであります。かくの如くにして勞働力の保持も出來るのであります。

更に勞務管理に當りましては常に市民生活竝に家庭生活との緊密化を圖りまして、情操の涵養に特に意を用ひて明日の朗かなる勤勞を樂しむる爲に新しき構想を廻らしまして、不良工の出來ることをば未然に防止することが必要であらうと考へて居るのであります。殊に自由勞働者の統制、國民徵用制の確立は刻下焦眉の要務であらうと考へて居ります。政府に於かれましては速かに適當なる措置を執られんことを要望致します。

政府は今回勤勞顯功章を制定せられましたことは洵に結構でありますが、勤勞の榮譽を國家的に表彰する爲に、更に進んで特に生產增强に寄與致しましたる者に對しましては、勤勞者と雖も紋動の道を拓き且つ普く精勤者に對しましてはそれ〴〵表彰するの方策をも講ずることが出來ると思ふのであります。隨つて產業報國運動の如きは今後國民皆勞を目標として展開すべきものであらうかと思ふのであります。殊に勞務の配置を適正化致しまして女子勤勞動員を速かに實行すべきであります。重役の陣頭指揮は洵に時宜の措置でありますけれども、如何に形が備はつても心之に添はざれば何等の效果もないのであります。重役たる者は須らく身を以て範を示し、眞に家族的情を以て勤勞者を遇し、單に事業場に於てのみならず、家庭內に於きましても苦樂を共にする心構けがなければ陣頭指揮の如きは一種の口頭禪に終るのみならず、却つて弊害すら生ずる處れがあるのであります。

次に勞働能力增强の爲には何よりも生活必需物資を確保することが必要であらうと思ひます。それが爲には昨日も勝君の仰せられた通りに府縣經濟ブロックと申すやうなことがあつてはならんのであります。さうして府縣當事者と事業場の實任者とがよく懇談協力致しまして各事業場の實情に卽したる配給をなすことによつて生活必需品物資の確保が出來やうと思ふのであります。かくの如くにして勞働力の保持も出來るのであります。

更に勞務管理に當りましては常に市民生活竝に家庭生活との緊密化を圖りまして、情操の涵養に特に意を用ひて明日の朗かなる勤勞を樂しむる爲に新しき構想を廻らしまして、不良工の出來ることをば未然に防止することが必要であらうと考へて居るのであります。殊に自由勞働者の統制、國民徵用制の確立は刻下焦眉の要務であらうと考へて居ります。政府に於かれましては速かに適當なる措置を執られんことを要望致します。

政府は今回勤勞顯功章を制定せられましたことは洵に結構でありますが、勤勞の榮譽を國家的に表彰する爲に、更に進んで特に生產增强に寄與致しましたる者に對しましては、勤勞者と雖も紋動の道を拓き且つ普く精勤者に對しましてはそれ〴〵表彰するの方策をも講ずるなど、新しき工夫の下に國家褒獎制度を確立せられんことを希望致すものであります。

私はこの場合最後に勞働行政の刷新に關聯致して一言申上げて見たいと存じます。現下我が國の勤勞體制を始め經濟體制、官界體制、政治體制等はいづれも遺憾ながらいまだ戰爭準備時代の域を脫して居らんやうな感じが致すのであります。大東亞戰爭勃發によつて國家の運命を決すべき非常時局に處しまするには、戰時體制でなければならん。然るにいまだ戰時體制でない憾みがありますから、更にこれの建直しを致さなければならんと思ふのであります。勞働行政について見ますると、保健厚生は固より國家百年の大計の爲に絕對必要な要件でありますから、一日も忽せにすることは出來ないのでありますが、勞務の充足、勞働能率の增强もまた喫緊の要務なるに拘りませず、產業とか生產と液交涉であり、何等直接關係のなき厚生省に於てこれを取扱つて居るということは如何なものでありませうか、卽ち保健厚生は從來通り內務省に於て取扱ひ勞働問題は戰時中は後に申しまする戰時生產省に於て取扱ふことが宜いではないかと考へて居るのであります。

第二項　統制會はモウ不適當だ

また經濟體制について見ましても統制會の如きは私はこれは支那事變の時代はあの形で宜かつたのでありませうが、今日既に經濟新體制確立の時に於きましても私は議員俱樂部の政務調査の擔任者と致しまして、この種經濟新體制の確立には、私共の意見を多く採り入れられるやうに努力致しました。隨つて當時私共は統制會にも贊成を致したのでありますけれども、併しながら今日のやうな非常時局には遺憾ながら統制會は適當なる機構ではないと考へて居るのであります。生產遂行の爲には政府より生產者にもつと直截簡明に生產の出來るやうな

方途を講じなければならんと思ひます。今日は軍需工場の建物さへ一々政府の許可を取らなければやれない、左様なことで生産は遂行出來るものではありません。優秀なる重役を軍需工業に据ゑまして、さうして出來得る限りその人の創意と工夫によつて、生産擴充の途を拓かねばならんと考へて居るのであります。私は統制會につきましても政府の御考慮を願つて置きたいと思ひます。

（議長）時間が經過致しますからどうか御留意を願ひます。

第三項　内閣は戰時中据置きの事

（前田房之助氏）それから内閣制度について見ましても平和時代の制度をその儘踏襲致して居るのであります。今日は戰爭の完遂、生産の遂行、戰時國民生活に重點を置きまして戰時内閣制度を確立致さねばなりません。即ち内閣總理大臣の權限を强化致しまして、苟も戰爭中は斷じて内閣の更迭を見るやうなことがあつてはならんと考へて居るのであります。しかして國家總動員の要務である生産の擴充、戰時國民生活に關する行政事務が各省に分散致しまして、その運營を阻害しつゝある事實に鑑み新たに戰時生産省或は戰時國民生活省、是は假稱であります。かやうな者を設け少數閣員制を採り迅速果敢に國務を處理すべきものではないかと考へます。この點は大體に於て岡野君と同樣の考へを持つて居りますから、詳細は述べることを省きます。

かくの如く動勞體制をはじめ總ての體制が眞に戰時化し、全國民の精神的結束は强化し、全國民の動勞精神も昂揚し、國民動勞も充實發揚し、生産も完遂致しまして、こゝに初めて吾々は長期戰完勝を期し得るものと確信して居るものであります。私が今申上げたことは恐らく國民識者の要望なりと確信致しまして、敢て申上げた次第であります。希くは諸君の御賛成をお願ひ致します。（拍手）

（議長）次は第七十八號議案、百四十番中村豐君

第六節　熟練鑛夫の緊急足充

（中村豐氏說明）私は常盤炭田中の福島縣の入山炭礦の中村豐であります。親子三代炭礦暮しのものであります。只今より炭礦熟練坑夫の緊急充足について申上げます。内地炭礦の坑内採炭場は段々と地下の深さを增して參りまして途中の坑道は益々長くなり地下水、地熱は加はり生産條件は次第に惡くなる傾向にあります。隨つて從來の出炭を維持して行くだけでも勞務者を自然增加して參らねばならんのでありますが、增産を完遂する爲には更により多數の勞務者の增加を圖らねばなりません。さうしてまた增産を意氣込むところの鑛夫諸君の勞苦も並大抵のものではなくなつて居ります。曾つて支那事變の進展と共に地上産業の輕易なる勞務に於てすら勞務者不足を呻つ狀態でありましてまして や炭坑の底の重筋肉勞務である採炭夫を志望する者は剛健質朴なる農山村から來るところの季節坑夫以外は極めて僅少になつてしまつたのであります。こゝに於て已むを得ず朝鮮人勞務者を官斡旋を以て集團移入し、また國民動勞協力令による動勞報國隊の協力によりまして、辛じて最低限の勞務者數を維持して、大東亞戰下當然忍ぶべき凡ゆる困難を忍んで各炭礦共眞に全山一致地熱と闘ひ炭壁に挑みかゝる頑張り精神を鼓くまで昂揚して一面細心に創意工夫を凝らして採炭技術を改善し、勞務管理を刷新して不熟練礦夫の訓練に努め、石炭增産の國家的要請に應へるべく努力し來つて居るのであります。然るに朝鮮人勞務者は出稼期間滿二ケ年でありまして、漸く熟練に至りますと滿期歸鮮してしまひます。動勞報國隊は三十日乃至四十日の短期に轉換致しまして熟練家の對象とは斷じてなり難いのでありまして、この點洵に閉口して居ります。本來地下作業は保安上の關係からいつて特殊の熟練技術を要するのでありまして、今日中々に增産にならん根本的の理由はやはり精神上、技能上、勞務編成の中樞體であります内地熟練礦夫の必要なる基本數が不足して居る爲めであります。若しこの狀態が長く續いたならば、所期の如き增産も出來ず、石炭不足を生じまして生産擴充の前途は相當憂慮せらるゝものがあると思ふのであります。

第一項　季節工の動員が最急務

こゝに於て私の提言申上げたいことは生産擴充の戰線に於て現在の原動力たる石炭部隊をして强大なる楔となし、機甲部隊となし、生産戰線を果斷突破する一大作戰を展開すべきであると思ふ。隨つて石炭部隊の編成の基本たる熟練礦夫の緊急重點的充足を斷行することであります。これが爲には關係諸法令の改嚴發展は固よりこゝに强烈なる政治力を結集すべきものと信じます。隨て對策要領と致しましては先づ熟練礦夫に養成すべき基本要員を急速に擴充して、しかしてこれ等を炭礦に定着せしめる、諸方策を遺憾なく實施すべきことは勿論でありますが、最も緊急對策としては現在多數農山村に在郷する經驗礦夫を臨時動員して炭坑に入れることであります。即ち對策第一として只今申上げたる在郷礦夫、之は每年冬期の農閑期に或は夏期の小閑期にこれを利用して炭礦に出稼ぎして採炭報國の傍ら一年分の肥料代を稼いで歸鄕される洵に剛健質朴なる季節礦夫の諸君であります。精神、體力、技能等、只今礦山に居ります者と比べて同等以上に優秀なる熟練在鄕礦夫の諸君であります。これ等は關東、關西、中部地方には少ないやうでありますが、全國の大部分の農山村に多數分布して居ります。多少密度の相違はありましてもこの中から平均一ケ町村より一人の礦夫を官の力を以て、縣、町村長、農會長、部落會長に於て動員せられまして、當分炭礦に固定させたと致しますならば、石炭の增産は劃期的なものがあらうと信じます。

たゞこゝに問題となりますことは申すまでもなく現下の急務たる食糧增産に對して重大なる影響を與へはしないかといふことでありますが、これに對して先づ考ふべきことは在鄕礦夫を必ず單身赴任せしめ、その家族は居村に殘置することであります。且つ農業期に於きましては本人を一時歸鄕せしむることは勿論のこと、これ等の家庭には進んで炭礦または炭礦の所在地から農業勤勞奉公隊を派遣することによりまして、影響を僅少に止めることが出來ると存じます。在鄕礦夫の動員などと極めて突飛なことを申上げるやうでありますが、食糧增産と共に現下喫緊根本的なる條件である石炭の緊急增産の爲には唯一の殘されたる方策でありますが故に思切つて提案した次第であります。

また農村に於かれても石炭二トンが硫安肥料一トンを供給出來るといふことを考慮に入れられたいと思ひます。斯くの如く農民魂と礦夫魂を結合して共に相携へて國家に貢獻する方策に邁進したいと思ふのであります。

尙ほこれに續いて農産物統制令の一部改正を要することを附加へて申上げて置きます。時間も參りましたので對策第二以下につきましては省略を致しまして委員會に於て申上げます。これは基本的な條件であるのであります。尙ほ對策を通じまして要は壹したと思ひますが、危險を冒して炭壁に挑む剛志滿々たる礦夫を慰めて益々志氣を旺盛ならしめ、石炭の劃期的增産、延いて生産の擴充を完遂したい一念であります。終り。（拍手）

（議長）御體驗に基くところの貴重の御意見と伺ひました。恐らくは政府に於かれても諸般の新體制その他勞務の問題等も決して現狀を以て完璧なりと考へて居らるゝ方は一人もないと存じます。昨日來大臣の御發言によりましても十分窺へるところであります。どうか建設の目的を以て政府とよく協力案議を盡されまするやう、希望する次第でございます。（拍手）

次に第百三十九號議案、百九十二番宮田武太郎さんにお願ひ致します。

第七節　船員の社會的處遇について

（宮田武太郎氏說明）支那事變勃發以來殊に昨年末大東亞戰爭に當りまして、我が忠烈なる皇軍將士が御稜威の下、實に史上、曾つて見ざる大戰果を擧げられたことは洵に感激に堪へないところであります、これと共に我が商船船員が軍と共に或は上陸作戰に、或は軍隊軍需品の輸送に日夜奮闘致して居りますことは吾々國民の見逃してはならない事實であります。過去に於ける日清日露の兩戰役に於きましては所謂御用船といふものの仕事は洵に簡單なるものであつたのであります。然るに今回の大東亞戰爭に於きましては空には飛行機が飛び海中には潛水艦があるのであります。しかして今日の戰爭は御承知の通り至るところ上陸作戰であります。隨つてこれに從事致して居ります る商船・運送船は全く敵の砲彈の下に或は飛行機の攻撃の下に凡ゆる危險を冒して奮闘して居るのであります。この點につきましては商船と雖も軍艦と同樣の働きを致して居るのであります。

また御用船にあらざる船と雖も、今日は徴用船と致しまして、船員を船と共に國家に徴用せられまして、産業生産に必要なる物資、國民生活に缺くべからざる必需物資の輸送に從事致して居るのであります。しかも是等の船と雖も海上に於きましては凡ゆる危險に曝らされて居るのであります。船は港を出まするや飛行機或は潛水艦の襲撃の爲に、船員は夜の目も寢ずに働いて居るのであります。實によく勤めて居るのであります。かくの如き船員の貴重なる働きに對して國家竝に國民が果してこれを承知致して居るや否や、試みに見ますならば、船員の留守宅を守つて居る家族に對して各町内會に於きましても何等の慰安も致して居らないのであります。

また上述のやうな軍隊同樣の働きをなして居りまするが爲に、既に澤山の貴い犧牲者も出して御ります。私はこの點につきまして詳しく申上げる時間を持ちませんが、非常に多くの犧牲者を出して居りますが、かかる遺家族に對して法は特別の保護を加へて居るでありませうか、軍人に對しましてはそれ〴〵軍事保護の機關がありまして、相當の國民的援護を與へて居りますが、軍人と同じやうな立場にあるこれ等の船員に對しましては一顧も與へられて居らんと申しましても過言ではないと思ふのであります。

またそれ以上に遺憾に堪へぬ事は社會に最も感化力を持つて居ります演劇映畫等に於きまして恰も船員を蔑視するが如き場面を屢〻公開されて居るのであります。洵に遺憾千萬だと思ふのであります。昨日も遞信大臣がこの席でお述べになりましたやうに、今日は計畫造船で船を澤山にお造りになつて居ります。併しながら船だけでは駄目でありまして、この船を動かす船員を如何にするかといふことについて、百方手を盡して船員の補充に當つて居るのでありますが、遺憾ながら只今のところでは必要なだけの、船員が集まらないのであります。高級船員に於きましても高等商船學校を出て船舶の乘組員となつた者はその子弟を商船學校に入れる者はないのであります。それは何故であるか、その勞苦に對して國家社會が報ゐて居らん證左であると思ふのであります。

第二項　國家的榮譽を與へよ

今回の戰爭は輸送戰と申してよい位で、この輸送の如何が勝敗を決するといつても過言ではないのでありますが、この大事な輸送に從事する大切な海員に對しまして、國民全體の海事思想が洵にいまだ幼稚な爲、その重要性を認識して居らん。かくの如き重大任務を負ふものに對して洵に無關心であるやうに見へるのは、私は甚だ殘念に思ふのであります。左樣な狀態でありますから、何卒この海員の勞苦に對しまして政府は宜しく國家的の榮譽を以てこれを表彰せられんことを希望するものであります。

昨年遞信大臣が顯功章といふものをお作りになりましたが、これも洵に結構ですが、私はそれだけでは滿足出來ない、海員はもう少し重要なものであると考へて居りますので、もつと雄大な企を以て國家が表彰されんことを望みます。

また大政翼賛會に於かれましても或は町内會隣組等の下部組織を通じてこの同情すべき海員の留守宅に對して慰問を致し、或は特にこの度の戰爭の爲に犧牲になられた船員の遺家族に對していろ〳〵の手段を講じて慰問扶助をやつて戴きたいと思ふのであります。またこの海事思想の普及といふことが今日最も喫緊の問題であると信じますから、今後國家の凡ゆる機關を通じて、この海事思想の普及を致し、同時に國民學校生徒の如きは船員に對する慰問といふやうなことに相當力を盡されるやうにやつて戴きたいと思ふのであります。時間がありませんので、詳しいことは後で委員會に於て申上げますが、大體の私の提案の趣旨だけを申上げまして、皆さんの御賛同を得たいと思ふ次第であります。（拍手）

（議長）今回の如き戰爭の狀態に於きまして、船員諸君が危險の中に挺身御努力になつて居ることは洵に前古未曾有であると存じます。政府に於かれても勿論種々御配慮になつて居ることと信じますが、國民の側に於きましても海上に勤務する人のことは吾々の日常生活と環境を異にする爲に兎角配慮が怠り勝ちになると存じます。かゝるところにも官民互ひに提携協力致しまして十分なことは出來ませんでも、せめて陸上に居ります銃後の國民がこれ等の人に對する感謝の心持を何等かの方法によつて表示して行きたいと考へる次第であります。かゝることもまた官民お互ひに長短相補ふ途でもありますので、どうか皆さん方に於かれましても、この具體的の御檢討をお願ひ致します。

これを以ちまして午前の會議を打切ります。午後は時間が少し短うございますが正一時に開會致したいと存じますそれでは休憩致します

（議長）（第二日午後一時零分開議）引續き開會致します。今朝委員の方に御審議をお願ひ致しました三國同盟に關する決議文案につきましてお諮り致したいと存じます。井上委員長閣下からお報告を願ひます。

（井上起草委員長）御指名によりまして委員會を開きまして、此に一つの案を得ましたので只今からその案を朗讀致したいと存じます。

日獨伊三國同盟締結二周年決議

吾等日本國民、大東亞戰爭を戰ふこと十閲月、大御稜威のもと赫々の大戰勝裡に、大政翼賛會第三回中央協力會議を開き、玆に光輝ある日獨伊三國同盟締結の二周年記念日を迎ふ、今や三國同盟の目的たる世界新秩序の建設は着々進展し、吾等、東に滿洲國、中華民國、泰國等同甘共苦の盟邦相携へ、萬邦をして各その

處を得しむる大理想を大東亞の新天地に實現し、獨伊兩盟邦亦西に締盟諸國相率ゐ新歐洲の建設に燦たる成果を收めあり、而も吾等三國共同の敵米英は世界各處に擊破せられ、曾て彼等が橫行濶歩せし七つの海五つの大陸は、今や變じて、その轉落の舞臺と化す。かゝる新情勢に應じ、印度はじめ各地の諸民族亦勃然起たんとす、戰ひの勝利と建設の完成とは歷史の吾等に命するところたり。されど、曠古の大業は今日漸くその緒に就きたるのみ、成否は懸つて今後にあり、前途遼遠にして多難なるまた言を俟たず、大東亞戰爭勃發以來日獨伊三國は夙に對米英戰爭完遂協定、並に新軍事協定を締結して一致協力の實を擧げ來れり。今日同盟締結二周年の佳日に當り、吾等日本國民は締盟の固きを益々固うし、以て共同目的の達成を期するとともに、誓つて皇謨を翼贊し奉らむことを、こゝに嚴肅に決議す。

昭和十七年九月二十七日

大政翼贊會第二回中央協力會議

（議長）委員において御檢討を煩しましたる只今の決議文案に御賛同の方は、甚た恐入りますが、御起立、御拍手を願ひます。（總員起立拍手）

（議長）滿場一致の御賛成を得ました。就きましては決議文は外務省並に情報局にお屆けを願ひ、外務省より獨伊兩國に御傳達をお願ひ致します。その御盡力を外務省その他へお願ひする方を本部より御指名願ひますから御聽取を願ひます。

（本部員）外務省へ高山久藏さん、中牟田辰六さん、內閣情報局へ今井桁樓さん、眞榮城守行さん。

（議長）なほ日比谷公會堂に於きまして、大政翼賛會、日獨伊親善協會、東京府市共同主催の下に日獨伊三國條約締結記念大會が開催されてをりますので、その席上へも會議員代表の方をお願ひ致しまして、決議案の朗讀をお願ひ致したいと存じます。その御盡力を、日比谷公會堂の方へ十三番の井上三郎さん、百七十四番の富士井來吉さん、百八十一番の松本重治さんの三人のお方にお願ひを致したいと存じます。御承認をお願ひ致します。（拍手）代表の方は直ちに御出發をお願ひ致します。

次に議事に入ります。第九十號議案、二十三番磯田菊次郎さんに御發言をお願ひ致します。

第八章　轉廢業に關する卷

第一節　小賣業整備と轉廢業の圓滑なる促進策

（磯田菊次郎氏說明）提案の理由は省略を致します。直ちに對策に入ります。對策の第一、小賣業整備は既に第一次整備の要旨が發表されまして、目下進行中でありますが、これに引續きまして、今後全業務につきまして、第二にはこれ〳〵、第三にはこれ〳〵、また整備しないものはこれ〳〵と、遠かに御發表を願ひたいのであります。その理由の一と致しましては、來發表業者が非常に不安の立場におかれてゐるからであります。またこれらの業者は漸次經營困難に陷りつゝあるのでありまするが、さればとて自發的に廢業を致したのでは、國家の轉廢業者に對する恩惠が滿されない制度になつてをりますので、已むを得ず仕事を續けてゐるのが多いのであります。かういふ者の中には、今日一日を願みまして、自分はこの赫々たる大東亞建設の大業に國民として義勇奉公し、天業翼賛の榮を擔つてゐるかと反省してみまして、まことに生きがひのない日常であるといふことに、口惜し涙を流してゐるのであります。國家の中堅階級と目されてをりまするこの階層を、思想的にみまして、かういふやうな空氣、不安定の狀態に放任しておくといふことは、由々しき大事であると存するのであります。更にかゝる未組織と經營困難の狀態は、ともすれば闇の溫床となり、情實發生となるのであります。これが絕滅のためには、無論業者の精神陶冶を必要としまするが、一面機構の整備が極めて有效な手段であることを强調したいのであります。

第二の理由としては、小賣業には、轉業をする業種がすいぶん多いのであります。そこで轉業の整備は結局全業種に亙つて同時に整備しなければやり難いのであります。今や第一次だけでは、勞務の統一といふ目的を達しにくい狀態であります。よくない環境から蟬脫させることが出來ましたならば、殘つた配給業者は我こそは國家の必要とする眞の配給機構として、明朗闊達なる皇國商人としての職域において大東亞建設の大業に邁進すると思ふのであります。

對策第二項と致しましては、小賣業整備には、もつと官廳の積極的な强い指導をやつて貰ひたいことを望むのであります。第一次整備におきましては、官廳はたゞ業種を示されるばかりで、各々業種に對する整備の率といふものを示されておらないのでありますが、これは是非とも官廳の方で整備の率を示めされたい、これを受けまして、業者個々が具體的に店の改廢を實施することになりますと、まことにうまく參ると信ずるのであります。整理の率につきましては、無論愼重にお考へを願はなければなりませんが、それ程神經質に考へなくとも、店の風采もあり、こゝは中小業者の特性によりまして、隅々に彈力性をもつてうまく行くことと信ずるのであります。

第三として、轉業をして出て行く人には、殘つてゐるものよりもいろ〳〵な待遇をよくするといふことを大方針としなければなりません。さうしてこの方面の對策の主流をなすものは、更生金庫制度と共助金であります。更生金庫の方は極く最近に小賣業に對する新しい買上評價の基準が定りましたので、從來行はれました非難はこれで解消すると期待致してをります。一方共助金と申しますのは、實績その他の補助として、組合を通じて三百圓出すのでありますが、出すまでに若干の期間かあるのであります。これらをうまくやられて、さうして渡すといふためには、商業組合が中心となるのでありますが、商業組合法は速に改正を致しまして、當然加入といふことにして貰はなけれ

ばなりません。また組合が配給機構となることが必須の條件であります。かくなりましても、業者側からの共助金は最小限度に止むる必要はないのであります。無論業者間におきまして、共助金を得ることは當然であつて、美しいことでありますけれども、許容の財源には關聯性がないのであります。即ち今後におきまする取扱物資の減少や、配給機構の單純化によつて、手數料の壓縮は當然の覺ひとするのでありますから、果していつまで手數料が認められるか、斯の如き物價の大方針から見て問題であります。隨ひましてこれらは轉廢業者の不安を殘すものであります。

第一項　三倍の生活費を得度い

そこで結局これは國が主として共助金を出すといふことでなければならんと思ひます。私の案では、單に農業をなし得る人には三百圓で結構であります。農業をして國家の必要とする方面の事業に働く者には、その三倍、約數百圓以内を三箇年に亘つて生活費として支給して貰ひたい、この支給方法が私案でありますが、これは要するに、政府の指定する事業者を通じてこれをするといふ仕組に致すのであります。かく致しますと、轉業者は先づ〳〵生活の安定を得まして、その生活を漸次に基準生活に適用するやうに工夫して參ります。また自分の技能を磨きまして、漸次昇給を受けまして、一月でも早く國からの共助金を辭退するといふことにしなければ相成りまもん。一方屈入れる事業者として、彼等の支給に最高賃銀を與へるといふことは、苦痛でもありませうけれども、また從來の工員との不均衡から不平も出で參ることもありませうが、この案の大きな牧穫は何處にあるかと申しますと、政府が事業場を指定することによりまして、この職場に働くといふことが、お國のためになるといふことがはつきり致しますと、

第二節　轉廢業者の轉業を合理的ならしむる一方策

（加藤完治氏說明）轉廢業者の問題については、提案の理由は書いておきましたから、要點だけを申しておきますと、一方においては、商工大臣がいはれましたやうに、中小商工業者の再編成によつて、これから勞力のあまる人が出來るといふことは、これは間違ひないのであります。そこでまた先程からいろ〳〵お話を伺ひますと、或は政府の方においても、處により勞力が非常に足らないといふことがあるのであります。殊に農業方面で申せば、一番勞力の點について困つてをりますのは北海道だと思ひます。內地の農村においては、耕地面積が少いために、勞力を補給しなければ仕事が出來ないといふことについては、相當考慮する餘地があります。しかし北海道においては、一戶當り平均四十段近くになつてをりますけれども、處によつては十町步以上をやつてゐる。この間私見て參りましたところによりますと、六十町近くの農場を持つて、澤山の牛や馬を飼ひ、夫婦でたゞ呆然としてゐるといふやうなところもないではないのであります。でありますから北海道の如きはどうしても勞力の補給をしなければならない、一方に不足があり、一方に過剩するといふことが確にありますから、そこに創意工夫、創意意思を結晶するといふことに行かなければならんと思ひます。それについていろ〳〵考へてをつたのでありますが、何しろ中小商工業者の所謂要轉廢業者といふものは、今お話のありました通り、なか〳〵むづかしく、年齡の相違もあり、職業も違ひます、家庭の事情もあり、體力も違ひます。さうかといつてこれらの人々を再編成する以上は、これはどうしてもおくべき場所におくやうに考へなければならない、非常にむづかしい問題でありますけれども、そこに創意工夫を要するのであります。たゞ田圃にやるわけにいかない、練成々々といつても、無闇に馳足をやらしたり、體操をやらしたりするわけにいかない、妻子もあります。子供も大勢ありまして簡單にいきません。

第一項　田舍の土地を解放してやる

そこで私の考へでは、具體案としましては、田舍に適當な土地がありますから、何處でも七八萬町步の地面がありまして、そのうちの一萬町步あたりは解放してやる、さういふ人々のために解放する道も必ずあると思ふのであります。さういふ處に簡易な家を造り、日光の當りのよい、通風のよい處に儘の地面を與へ、政府において、或は翼贊會でもよいのでありますが、農具とか種子とか肥料を供給し、それに指導者もつけて、これらの人々に自家用の野菜でも作らせるやうにしたならば、決して出來ないことはないと思ふのであります。なほ北海道の如きところにおきましては、一年くらゐは農家に入つて、農業を營みたいといふ人もすいぶんあると思ふのでありますから、さういふ人を少し練成致しまして、それらのところで役に立つ人にして、猫の手もほしいところでありますから、規律を重んずる人にして送りこむといふことにすれば、すぐ生產は增して來るのであります。十月、十一月もすぐ眼の前にある、時いた稻も刈らないといふことになりますと、生產は上らないのである。どうかさういふやうなことを十分に檢討をして、實行をするやうにしていただきたいと考へます。終り。

（議長）同じく關聯發言として、第七七號議案、生產擴充の爲剩餘勞力の活用に付、淺岡信三郎さんにお願ひ致します。

第二節　生擴剩餘勞力の活用

（淺岡信三郎氏說明）私は、人的資源の缺乏を叫ばれてをりまする今日に當りまして、僅かなるものでも殘つてゐる勞力を活用して、生產力の擴充若くは作業にこれを充當するといふ必要を感じまして、この案を提出した次第であります。

中小商工業者の整備に當りまして、商業者の生活は賃銀統制令、また會社經理統制令によりまして、或る期間は各種の工夫對策を以て滿されてをりまするが、その結果業をなしてをつた家族が主人の轉業によつて遊んでゐるといふやうな狀態があるのであります。ところがその家族の勞働力の活用については何等具體策が示されてをらないのであります。また半商半農といふものが相當多數にあるのでありまして、その農家はいはゆる五反百姓といふて、農林省に示されてゐる一町步以上の耕作に從事する純農家ではないのでありまして、それらの殘つてゐる勞力を如何にすべきかといふ問題であります。これまで家家的に年寄も妻も子供も一緒に仕事をしてをつたものが、全く遊ぶやうなことにもなり、或は重輕工業の方に出て行つて働けばよいといふが、老人の如きは働くことが出來ない、子持の婦人はさういふところ

に行つて働くことが出來ない狀態であります。隨つてそれらのために、國家的に授産所または作業所を設備しまして、その勞力をもつて仕事をさせる、或は器具、機械を貸與して、家庭において作業に從事せしむる、また農家の方は、或る期間はかなり忙しくても、農閑期においては、半農式のものは多く他の方の仕事に出て參りまするが、その家族がまた遊ぶことになる、それらには今全部引上げてゐる藁等を配給して、藁工業をなさしてもよろしいのである、とにかく始終その勞力を利用するといふ方に御考究を仰ぎたいと存ずる次第であります。終り。（拍手）

（議長）轉廢業の問題は、まことに目下重要なる問題の一つであると存じます。殊に戰爭が長期に亘るといふ時、轉業の方々に、一方においては出來るだけ將來の見込が立ち得まして、その業に勵しまれるやうに致しますると同時に、國家の要請する方向にその力を用ひることに意を用ひなければならんといふことは申すまでもございません。その問題は一般の國民からも、また官界の方々からも、冷かなる言葉冷かなる業をもつてこれを過ることなく、厚き同情を注いで、この國家の要請と個人の要望を調節して行くやうに、出來るだけ圓貨會と致しましても、具體的な方法を試みたいと存ずるのでございます。どうか皆さん方においても今回の協力會議において出來るだけ衆智を集めて御檢討をお願ひ致します。

次に戰時下の食糧增産を擔當しておられまする方々から、農民道の昂揚を圖るものとして、第九一號議案百八十三番松田喜一さんにお願ひ致します。

第九章　戰時食糧增産と農民道の昂揚

第一節　中流以上の農家に健實なる後繼者養成の特殊學校設置

（松田喜一氏說明）私は二三年來さゝやかなる私設農民道場を經營してゐるものであります。實は昨日から感激で一ぱいで、何か身に叶ふ限りの御奉公を致したいとひそかに感じてゐる者であります。

聖戰下私共農民の責任を考へますると、ます〳〵重大なるものがあります。そしてその責務を果すためには、先づ何よりも健全なる農民を養はなければなりませんと思ひます。然るに甚だ憂ふべきことには私共の調査では、農村の中堅であるべき中流以上の農家は大體五十年以內で亡んで行くやうであります。明治維新から七十五年になりますが、七十五年も續いて榮えてゐる農業は極めて稀のやうであります。然らば何故中流以上の農家が亡ぶのであるか、これは反對に七十年も百年も續いて榮えてゐる農家を調べてみれば分ると思ひます。私共の調査では舊家と稱すほど長く榮えてゐる農家には二つの要素を具有されてゐるやうであります。その一つは積善の家であります。その二つは生產の家であります。左に積善右に生產、この二つさへ絕やさなかつたならば、決して亡びないのであります。ところが悲しむべきことには、中流以上の農家は、積善はとにかくとして、子孫が勞働力を失ひまして、早晩百姓をやめるやうなことにとかくなりがちであります。この中流以上の農家が勞働力を失ふ大きな理由の一つは、上級學校に進むためでありますが、こゝが大變むづかしいところでありまして、實は今日は農家たりとも、中流以上のものは、家の格に對しても上級學校にその子弟を進めないわけにはゆかないのであります。誰某の子供が何處學校まで卒業したから、うちの子供もどの學校までやらにやならんといふやうな地方の實際の事情になつてゐるのでございます。然るにかくして上級學校に進みまするると、勞働力を失ひ、勞働

をとらないやうになるし（拍手）さればといつて上級學校にやらないわけにはいかんし、實際今日中流以上の眞面目な百姓で子弟を持つ者は、この點には相當迷ふてをります、惱んでをります。（拍手）

そこで私は、今日の農村を守る道として、中流以上の農家の本當の健實なる後繼者を養成するやうな教育機關を非常に渴望してゐるわけであります。（拍手）少くともこれまでの農業教育に對しては、根本的に再檢討が要るのではなからうかと感ずるものであります。（拍手）私のそれについての考へを二三箇條申上げてみます。

第一項　百姓に大切な仕込時

凡そ百姓には非常に大切な仕込み年齡といふものがあります。子供と大人の境で、また智慧と力がつかない時分、そこで仕込まなければ、非常に百姓の仕込みは困難のやうであります。それは私は劍道でも、航空術でも同樣な氣持がありはせんかとひそかに考へてをります。牛を仕入れ、馬を仕入れてみますが、やはり同樣で、大きくなつてからではなか〳〵仕入れが出來んのであります。その仕入れ年齡によほど力を入れなければ、私共本當の百姓は出來ないと思ひます。これ一つを見落したならば、少くとも農業教育は相當の力を失ふのでないかと思ひます。その次にこの仕入れ法につきましての拙案ですが、何れ委員會で申述べさせて戴きたいと思ひます。

第二項　學問すれば百姓を嫌ふ

その次にも一言申上げてみたいと息ひます。我が國の農業教育は、先づ非常に農業の學問といふことに力を入れられました。これは大變日本の農業に貢獻致しまして、我が國の農業の進步が今日あるのは、全くその農業の學問のお蔭であるといふことは、もう誰しも異存はなからうと思ひます。然るに學問に非常に力を入れられて、大變にそれが農業界に貢獻は致しましたが、實務者としては、手足がかなはん、身體がかなはんやうになりたがるので、とかく學問に力を入れた方は、實際に百姓としてどうしても思はしい成績が擧らんのであります。そこでだん〳〵と學問をした人が百姓を逃げるやうな氣持になるのでありますから、近來は皇國農民道、つまり魂の鍊成が大切であるとして、卽ち百姓の魂といふことに大變お力をお入れになつたやうであります。これはまたまことに結構なことでありまして、これによつて百姓の氣品が高まり、これによつて百姓の信念が著々と植付けられてゐるのであります。しかし私共百姓側では、學問と魂、決してこれは惡いことでありませんが、もう一つどうしても物足らん感じを持つてゐるのであります。それは何かと申しますと、腕であります。百姓の腕であります。（拍手）技術に入るといふ、いはゆる入神の技を養ふことが、老農、篤農を養成する一つの大切な手段ではないかと思ひます（拍手）その證據には、日本の老農といふ老農を調べてみると、みな技術に非常に優れた人でない人はないやうであります。（拍手）私は、昔の武士が劍技を通して士魂を養はれたやうに、農技を通して初めて眞の農魂が養はれはせんかといふまでに考へてをります。（拍手）殘念なことには、この技術の方を申しますと、今日の指導階級の人に聊かそこは不得手の點になつて參りまするが、決してそれを責めるのではありません。今まではそれで私は致し方なからうと思ひます。しかし今技術を養ふても、役に立つのは十五年後であります。十五年後に目覺めたならば、更に十五年おくれはせんかと思ひまするから、今日私はどうしても高い農技を養ふところの農業教育が必要ではないかと思ふのであります。

申上げたいことはまだありますけれども、何れ委員會で意見を述べさせて戴くことにしまして、これを以て提案の御說明を終ります。たゞ私の氣持のあるところをお採りをお願ひしたいと思ひます。（拍手）

（議長）深く傾聴致しました。關聯發言と致しまして、第九十四號議案、生産擴充に伴ふ農民道昂揚に關する三十九番落合寅茂さんに御發言を願ひます。

第二節　生産擴充に伴ふ農民道昂揚について

（落合寅茂氏說明）私は茨城縣から出て參つたものであります。我々農村に住む者と致しまして、今日ほど耳をそばだてゝこの會議の成果を見守つてゐる者は、蓋し曾つて見ないと考へます。それほど農村は今眞劍ならざるを得ない狀態におかれてゐるのであります。戰時下農村の持つ重要性は今更申上ぐるまでもありません。血と土といふ文字を示す切實感が、これを如實に物語つて餘があります。先程農林大臣の申された如く、人口と食糧の補給地、優秀にして健全なる我が大和民族の溫床こそ農村であります。量と質共に優れたるものを持つ農村が、戰時下に果しつゝある役割に思ひ當る時、農村問題の速かなる解決こそは、最も緊急なることを確信致します。先に我が加藤先生並に淺岡、松田諸氏の御提案も、總て農村における勞働力の運營に關聯した條件のやうに承りました。今日農村における焦眉の急を告ぐる問題は、農村勞働力の確保であります。いはゆる離村問題の解決でありますす。戰時重工業の急激なる進展上、國家的見地より農村勞働力のこれに吸收されるのは已むを得ないこととするも、その減退は極めて著しく、且つ將來ます〳〵その徵候が激しくなることを考へる時、今にしてこれが根本對策を立てなければなりません。

第一項　馬鹿を見るので離村する

凡そ農民程土地に對する愛着を持つてゐるものはないのであります。その農民の土地に對する觀念に動搖を來たしたといふことになつたならば、これはまことに由々しき問題だと私は考へてゐるのであります。今日農民が土地を捨て、住みなれた村を離れて行くといふことは、餘程原因がそこになくてはならないのであります。勿論そこには澤山の原因があるのでありますが、昨日も新潟縣の方が申されたやうに、正直な者に馬鹿を見させるなといふ、その馬鹿を見るといふ考へ方が、次第に今日强くなつて來たのであります。勤儉を取つて汗水を流して働いても、工場勞賃との間の開きがあまりに顯著でありまして、農産物と一般價格との開きがあまりひど過ぎます。かて加へて肥料不足から、農民にとつて一番生き甲斐のある、樂みである生産にこれあるがために强い牽引力を持つところの農作物の成長が、思ふやうに參りません。卽ちこゝに先祖傳來の土地ではあるが、これに對する觀念に變動を來たし、引いては離村問題の生じて來る原因を作つてゐるのであります。或はその原因の一端としては、近時農民生活の弛緩を指摘されますが、既に諺は改められて、衣食足らざるも醴節を知るの農村だつたのであります。我等皇國農民は默々として、凡ゆる苦難に堪へ忍ぶところの皇國農民道に殉ずる決意を持つて來たのでありますが、一方において合點のいかん點がある、或は動ともすれば辻褄の合はんことを實生活の上において身を以て體驗をしてゐる。今日たゞ農民道、或は農民動員の一本槍でこれを押切らうと致しましても、なか〳〵押切れるものではないのであります。今日我々この運動に直接挺身してゐるものの、これが切實な苦惱であります。

今の對策についてはいろ〳〵案を持つてをりますが、これはやがて委員會において申上げることにして、その一つとして、この運動の農民道昂揚を基底とした復農運動の根本策として、卑見を述べさせて戴きたいと思ひます。

一、農家は總て世襲制度となす。

一、農家の相續權は長男に限らず二男三男なりとも家業を繼續する者に附與する、相續權は長男に限らずといふことを法制化す。

一、全農家を自作農たらしめる。

一、これに要する資金は國家が融通し、三十年以上の年賦、年二分以上の利子を以てされたい。

これは極めて突飛な案のやうでありますが、土地問題の解決なくして、農村問題の根本解決はないのであります。客觀情勢よりしましても、この際なればこそ、これは斷行出來る問題でありまして、事變以來政府におかれては、我々國民が感激に堪へないほど、思切つた改革を斷行されてをります。然るに事農村問題となると、極めて愼重、むしろ消極的態度をとられるやう見受けられる、徒らに枝葉の考想或は煩雜なる施策のみ多くして、大本が忘れられてゐる感が深いのであります。希くはこの際是非とも、この急迫せる農村の下情を當局において上通下達し、斷乎たる農村問題の根本解決に向つて邁進されんことを衷心より祈るのであります。

（議長）關聯發言は五分間といふことにして、第九二號議案、女子の農業部門指導者を養成する機關を設立するの件、坂口壯介さんにお願ひ致します。

第三節　女子農業部門指導者を養成する機關の設置

（坂口壯介氏說明）提案の理由を極く簡單に說明致します。今日の農村の實情におきまして、實際に女子青年の敎養に新しい工夫を講ずるの必要を痛感致しますために、本案を提出したのであります。現下農村には農業部門の指導者は至つて少いのであります。主要作物、園藝畜産等各部門の指導員、卽ち技術員が不足して困つてをります實情でありまするが、恐らくこれは全國的の問題であると認めます。また一面には、農村の中堅たる青少年の多くは、時局の第一線、第二線に出動してをります。今後聖戰の大業完成するまでは、國運の進展に伴ひ、日にます〳〵この趨勢を續けることは當然であります。この人的資源を補充致します方法は、先づ女性の活動を促す外に道がないと信じます。日支事變勃發間もなく、重工業方面、農業方面、何れも勞働力の不足を訴へたのでありますが、五ヶ年後の今日、特に著しい田園の荒廢現象は認めませんが、からくも現狀維持の出來てをりますのは、銃後國民の總力、蹶起、滅私奉公の現はれとは申しながら、一面には女子青年の目覺めたる助力が與つて大いに力ありといはなくちやなりません。青少年男子は擧つて時局の第一線、第二線の戰士として、御國に奉公盡して下されよ、銃後の各自の生業は女の手で矯當します、安心してくれよとの覺悟を女子に抱かしむれば、女子の熱とその血は、男子に優るとも決して劣りません。その純眞なる活動は眞に美しきものがあります。たゞ惜しむらくは、今日まで女子の多くは、男子に依存致しましたる情性に馴致されまして、古來から男は主、女は從といふ我が國の女性の美德にあまりにも無意識に執着し、自然に自主自營の氣魄を抑制されて、その創造力ゝ自棄したる如く見受けられます。時代は移り、時局は逼迫したる今日、女子の活動を促して、その自尊心を高むることが、女性敎育の最大急務となつて參りました。自尊心を高むるといつてもなか〳〵簡單に參りませんが、青年子女に自信のつくだけの實力を與へることが先決であります。この實力は青年子女に系統立つた相當程度の實科知識を學校敎育において授ける外道はありません。今日農村の子女敎育は、高等女學校、實業學校乃至は青年學校等でやつてをりまするが、何れも農村の要求する子女の敎養に合致せざる點があるのみならず、その餘成も不徹底の憾みがあります。隨つて卒業生の多くは、各方面の事務員、工務勞働員は代

用教員として、一時各々その家庭を離れて行くものが多い現狀であります。農村の子女を本來の生業に緣の遠い部門に勤勞せしめますことは、やがて家庭の主婦たる道程としましては、徒らに靑春の活動期を、方面違ひに消費するのみならず、保健の上から行きましても、また作業の點からみましても、相當支障のあることは、世間一般のものの肯定するところであります。故に農村の中堅婦人を養成致しますために、人的資源の補充をなしまするに必要なる農業部門の指導者の養成機關を設くるのが第一義なりと强調する次第であります。

對策中に、男女共學の制をとるとありまするが、この點は實は提案者は多年に亘る體驗から割出して、愼重檢討して、その適正なるを强調するものであります。以上。

（議長）次に農村資材の配給に關するものとして、第九五號議案、農業增產計畫責任遂行の件、高橋英夫さんにお願ひ致します。

第十章　農漁村資材其他配給に關する卷

第一節　農業增產計畫責任遂行の件

（高橋英夫氏說明）その議題に關しては、今更改めて申上ぐる問題ではなくして、今日まで數度の協力會議において上通せられ、決議となつてゐるものであるのであります。これを改めて申上げなければならんといふことに對して、遺憾を感ずるものであります。

御承知の如く、農業生產は天然自然の影響を受けますことと、もう一つは、作物家畜これらによりまして一つの制限を有するものであります。この場合、土地と勞働力と資材、設備が整つたからといつて、いつでも生產が期待出來るものではないのであります。この點につきまして、自然の影響に對しまする考へ方、更に相手が生命力を有する作物であり、家畜であるのでありますから、昨日申西さんからお話のありました通り、作物も育てゝ行くといふことに對しては、本當にこれを生命力として把握し、愛撫する時に初めて可能となつて參るのであります。然るに農業生產計畫が叫ばれて、既に五年有餘を經てゐるのでありまするが、先般私の縣の支部の主催で、時局懇談會を開催して遠隔なる僻地の農村を巡視しました時に、農家はいろ〳〵なものを欲してゐるのであります。これらは看過出來ない問題となつてをります。その點について例を申上げますならば、今日農具の不足、勞力の不足に對して、畜力を用ひ、或は機械力を用ひるといふことが主張されてゐるのでありまして、政府におきまして大切なる物資を農具の爲に割いて戴いてゐるのであります。ところがこれが農村に入り、直接農家の手に渡ります時には、その地方の實情とも離れ、或は縣の技術指導の方針とも離れまして、これが大きさといふものに考慮なく、割當戶數に配布されてゐるといふ狀態であるのであります。斯樣なことでは、折角政府の配給を願いてをりながら、それが農具として參りました時には使ふことが出來ない。また田植がすみ、草取がすんだ時に配給を受けるといふ狀態に到達したのではまことに理解に苦んでゐるものがあるのであります。斯樣な意味におきまして、眞に農業者も政府も指導機關も一體になつて、心から作物を作り育てる氣持に立つて指導がなされなければならないと考へるのであります。

更に農業者はいろ〳〵な意見がありましても、都會の方は御飯に向つて合掌して食べてをるといふ一聲によつて、一切の不平を解消して、明日の活動に猛烈なる動き方を續けてゐることを考へます時、農業者からいろ〳〵な意見が出ない前に、これは農林省だけでも出來る問題と考へまするが故に、資材につきましては十分なる御考慮が願ひたいと思ふのであります。

第一項　是非欲しい農村の鹽增配

もう一つ付加へておきたいのは、食鹽の解決の問題であります。これは生產學的に申しますれば、都會の者も農村の者も同一量でよいわけでありませうが、農民は炎天の下において働くために發汗作用が激しく、粗纖維質のものを食べてゐる農村人にとつては、鹽は重要なる問題であります、殊に農村の最低生活は、漬物に御飯、或は殘滓物を味噌で處理することによつて初めて最低生活が保證されてゐるのであります。これを考へます時、是非とも食鹽の配給の强化をお願ひ致したいのであります。（拍手）私共昨年調べたところによりますと、大人三人、子供四人の七人家族の縣の生活指定家十戶についての平均でありますが、醬油、味噌、澤庵漬その他に使ふ食鹽消費量といふものは一三四・八八キロとなつてをりますが、それが現在一ケ月の配給量は一六・八キロ、特別配給はどのくらゐあるか分りませんが、十分の一にも當らないのであります。農村においては鹽は無駄に使つてをりません。斯樣な點から考へまする時に、是非ともこの量をやつて戴きたいといふことをお願ひするのでありませんけれども、もつと〳〵考へて戴きたい。更に農村におきましては、食鹽の配給が工業鹽として必要であるならば、工業鹽の量を少くするために、衣料切符の獻納も敢て辭さない覺悟を持つてをります。

更に農村におきまして、野菜物が多いかの如き考へ方が都會の考へ方にあるやうに思ふのでありますが、農村におきましても野菜といふものは一年に數回しか作つてをらないので、純農村には野菜がないのであります。故にとにかく野菜を漬物に致しまして、これによつて一年の生活の計畫を立てゝゐるのであります。斯樣に考へまする時に、食鹽の配給の增配につきましても十分なる御考慮を願ひたいと考へるのであります。

第二項　水產物生產擴充について

（小西繁吉氏說明）大東亞戰を勝抜くべく、私は漁業者としての職域により御奉公の爲め水產物生產力の擴充を致すべしと申上げるのでございます。食糧の自給自足、又國民保健の上より申しましても極めて重要のことと信じますので、この目的完遂に必要なりと思ふ點を提案したのでございます。

案文を御覽になりまれば私の申上げようとする骨子はお分りのことと存じますが、少しく補足して御說明申上げます。

イは沿岸漁業の調整であります。これは戰前長足の進步をなせし遠

洋漁業でも、この沿岸漁業に比すれば漁獲高は比較にはならなかつたのでございます。今日戰は長期に亘り、物資益〻窮屈を告げ、遠洋漁業には支大障を來すの秋、一入この沿岸漁業の重要性を痛感するのであります。この沿岸漁業につきまして特に申上げて置きたいのは、僅少な豫算を以て各縣別に指定奬勵することであります。この結果は、隣接せる各縣によつて甚しく相違を來すのみならず、場合によつては相反することが生ずるのであります。この點が增産には大なる支障を來すのでございます中央、地方當局も餘程こういふ點はお考へになつて居るやうでありますから、必ずや近き將來に理想的改正が行はれると信じます。私はそれを促進させたく、一日も早くその實現を希望する爲に提案したのでございます。

ロは漁業用資材の重點配給であります。計畫生産には又計畫的の資材を要することは勿論であります。國民生活に不可缺の關係にある大衆向魚類の漁業に優先的に配給することは當局もお考へになつて居られるやうでございます。私の申上げようとするのは物資によつて違ひますが、魚群の來游は時によつて場所を異にしますから、この種の漁業に對しても同率に配給しては增産にはならぬのであります。その七八割を同率に配給し、殘りの二三割は魚群回游の多き場所、いはゆる漁のある所に增配するのが即ち增産が出來ると申すのであります。又當業者は資材の少くて苦しむよりは適正な配給を望むのでございます。今日は餘程改まつて居るやうでありますが、尙ほ偏在は免れないのであります。配給を掌る當局の御一考をお願ひ致します。

ハは水產物配給機關の一元化であります。增產確保を意義あらしむるべく配給機關を一元化し、複雜なる中間の配給機關を廢すべしと申上げるのでございます。中央にては集荷は生產團體、配給は商人にと申されて居るやうでございますが、從來の多くの商人は利益の追求に急なる爲に、往々にして生產消費兩者と相容れないのでございます。

複雜な中間機關の介在は生產の利益を少くし、消費者にも原價を高くすることは申すまでもありませぬ。この非常時局に國民總親和といふことは固より考へて居りますけれども、世の中は聖人君子の集合體ではありませぬ。僅少な失業者を救ふ爲に多數の生產消費兩者を犧牲にすべきではないと思ひます。從來の商人によつて改善を願ふは百年河淸を待つに等しい氣が致します。生產者が如何に增產しても、大部分の利益は中間者に獨占されると思ふ感じが既に增產に狂ひを生じます。地方の生產、消費者は配給機構の理想的改善を要望して居るのでございます。

これにつきまして私は一つの事實を申上げます。これは少し一局部の事實ではございますけれども、全國でまた例のない滿洲より未端配給までやつて居りますから御參考に申上げます。これは農林省及ぶ縣當局の御斡旋によつて、數十年抗爭を續けて來ました佐世保市に於て三者各々異る方針を持つ魚類の配給業者を統一したのでございます。この異る三者とは、佐世保市が中央卸賣市場を經營して手數料六分八厘を取り、長崎縣漁業組合聯合會が共同販賣所で五分の手數料を取り、郡の漁業組合聯合會では小賣販賣をなして手數料を取らず、小賣の利益で經營してゐたのでございます。前二者は手數料を徵する故に漸次入荷減となり、後者は手數料を取りませぬので入荷は次第に多くなつたのでございます。現在この三者合併しまして四十萬圓の會社を作り、各々その株を持合つて事業を行つて居ります。二旬の成績では確と申されませぬが、手數料より小賣の利益が多くて、會社は現在の儘に參りますれば儲け過ぎるやうであります。私共は從來この魚市場の一割の手數料は高過ぎると主張して居つたのでありますが、これが現在では一割一分九厘といふ儲けになつて居ります。故にこの九月下旬より小賣値を下げ、尙ほ本年中の成績を見て手數料も下げようと思つて居ります。市中の商人は善良なる人が最高の公定價格で賣り、然らざる者は闇取引でございます。佐世保市に於ける以上の事實を以てしましても、中間機關の改善の急務なるは明瞭で、改善の方法は系統機關若くは公共機關で取扱はせるのが合理的だと確信する次第でございます。

ニは不適正なる公定價格の迅速なる是正の件であります。これも原案文で大體お分りと思ひます。唯一つ例を申上げて御參考にして置きたいのは、公定價格による影響であります。こんなに例は全國に多々あることと思ひますが私の縣では鰡の鮮魚が市場への出廻の少いことであります。これは鮮魚で賣るより製品にした方が遙かに利益なる爲めであります。鰯魚は又その反對でございます。この鰡も、小漁の時は鮮魚で市場へ出し、大漁の際製品にするやうにして居つた從來の方法を活かした方がいゝのではないかと思ひます。これを活かすには、公定價格の改正に俟たなければなりませぬ。

尙ほ申上げたいこともありますが、以上の實例を申上げまして下申を上通する次第でございます。（拍手）

（議長）この時間に於きまして小泉厚生大臣より御發言をお願ひ致したいと思ひます。（拍手）

「已の身體の健康增進」—

それは大東亞建設の御奉公である

小泉厚生大臣方針說明

皆さん、大東亞戰爭を勝ち抜き、大東亞建設を完成致しまして、その指導力を確保致しますには、この際廣く各方面の分野より、漏れなく綜合的人口政策を檢討確立致しまして、それを基底として、皇國民悠久の發展を策し、皇國民の强力なる綜合力を發揮するやうに策することが第一義であると存ずるのであります。而してその內で、現下最も重點的に指向せらるべき點は何かと申しますと、厚生省關係に於きましては次の三點なりと信ずるのであります。卽ち一は國民保健の問題であり、二は國民勤勞力發揚の問題であり、三は戰時下國民生活の確保であります。

歐米と異る結核の特徵

第一に、國民保健の問題に關しましては、近年特に蔓延の徵候が著しくなつて居ります結核を徹底的に撲滅豫防することが第一に重要な問題であります。我が國に於ける結核患者の發生する狀況を見まするに、この結核發生の狀況は歐米とは全く異つて居りまして、特に青壯年層に多數に發生するといふ特徵を持つて居るのであります。青壯年層の死亡統計を檢討して見ますと、その死亡原因の大半は結核であります。兵力としても勞力としても最も樞要であるのは青壯年層であることに鑑みましても、結核による國家の損耗は實に莫大なものがあると言はなければならぬのでありまして、結核の撲滅はまことに國家喪緊の要務であり、皇國民の隆替に關する重大事であると月さなければならないのであります。そこで、去る八月二十一結核對策要綱を閣議に於て決定し、結核撲滅に關する擧國なる國家意思を確立致した次第でありまして、政府と致しましては各省が全然一體となりまして、更に進んでは國民とも相提携して、全國民が打つて一丸となつて萬難を排して右要綱の具現に一路邁往するやう堅く決意を致した次第であります。各位に於かれましても渾身の御協力を致されんことを希ふ次第であります。

今ここに、只今申上げました閣議に於て決定致した結核對策要綱の

大要を御説明致したいと存じます。既に一部は發表されて居りますが、その重要なるに鑑みまして、重複を厭はず敢てこの御説明を致したいと存する次第であります。

従來、疾病に關することは萬事醫者任せといふ風がございました官廳、會社、團體等に於きましても、その職員、從業員等の健康といふことに關して關心を拂はれなかつたといふのが今までの仕來りでありまして、偶〻結核の豫防撲滅に努力することがありましても、それは結核菌を相手とする醫療對策に終始したのであります。

しかしながら、結核は結核菌以外に諸般の發病要因に富むものでありまして、その發病要因は職場生活、家庭生活の根底に深く根ざしてゐりまして、いはば發病要因それ自體が生活條件を形成して居ると申してもよい位でありますので、この發病要因を悉く捕捉殲滅するといふことは、國民各個ばら〳〵の力のみでは如何ともなし難いものが多々存在するのでございます。仍て政府に於きましては、各職域組織、地域組織、隣保組織等、諸般の組織一切を擧げまして、結核撲滅を樞軸とする健民生活實踐の網の目となし、この網を全國の健民運動に展開することと致さうと決定致したのであります。どうか各位の熱烈なる御協力を仰ぎたいと存する次第であります。又これと併行致しまして、厚生、教育、産業等の行政各分野を擧げまして、國民生活の全分野に亘りまして、多角的なる綜合的對策を全面的に强力に實施するといふことに決定した次第であります。而して結核對策の實施に當りましては、先程申上げましたやうな、我が國の結核蔓延の特徴に鑑みまして、青壯年層を結核撲滅の主攻目標とし、對策實施の基底を體力管理の徹底に置くといふことに決定致した次第であります。

ここに體力管理と申しますことは、御承知の通り、國民體力法によつて國家が男子二十五歳まで、女子二十歳までの總ての者に對し體力檢査を行ひまして、國民各自に體力の現狀、殊に缺陷を熟知せしめまして、健康報國の目覺と發奮とを促し、併せて體力向上の方法を敎示し、必要がありますれば强制的にこれを實施せしめようとするものであります。この體力檢査の結果に基きまして、先づ青壯年層者を健康者、弱者及び病者に區分致しまして、それ〳〵適切なる結核撲滅の爲の措置を施すことに決定致した次第であります。

即ち健康者に對しましては、倍〻心身を强健ならしめ、たとへこの後結核菌が身體に侵入することがありましても、これを克服し得る、いはゆる不罹患心身の持主たらしめるやうに、日常一定の鍛錬を實施として實踐せしめますやう措置することを目途として諸般の鍛錬施設たとへば神社境内、綠地等の利用、町道場の普及、その他海洋山川等の皇國大自然の活用等によりまして、日常生活と鍛錬道場との結合を一體的ならしめるやう施設することと定めたのであります。

弱者に對しましては、一定期間を療養をしながら修錬を施し、又修錬を重ねつつ療養するといふ、いはゆる健民修錬施設を全國に亘り整備致したいと考へて居る次第であります。而して、その重點を適切なる醫療休養と充分なる榮養の補給といふことを指向致して參りたいと考へて居る次第であります。

又病者に對しましては、悉くこれらを收容し得まするやう日本醫療團の結核病床增設五箇年計畫を三箇年計畫に改變し、尙又近く更生致しまする日本醫師會を總動員致しまして、醫療普及に挺身奉公せしむるやう措置致したいと考へて居ります。

而して結核患者の療養を確保し、併せて患者家族の生活を援護致しまする爲に、三箇年計畫を以て國民の全部に社會保險制度を擴充致すことに決定致した次第であります。

これを要しまするに、今回政府に於きましては、結核撲滅に關する强固なる國家意思を表明しまして、これに基き行政各分野、社會各般の組織一切を擧げまして、生活の全分野に亘る多角的なる結核對策

を强力に實施しまして、他面に於ては體力管理を强化徹底致しまして、健康者は倍〻不罹患心身を養成し、弱者はこれを養護して健康體となし、ここに新たに兵役及び勞務兩面への給源を開拓せんとするのでありまして、病者及び家族には安心して療養し得るやう醫療施設を普及しかくして、産業界の結核蔓延、鄕者による農村汚染を防止し、併せて保健に關する敎育の普及をなし、以て一擧に結核撲滅の效果を擧げまして、國運の進展に寄與せん事を庶幾する次第であります。

國民各自もこの政府の堅き決意をよく了解せられまして、これに即應して、己の身體は自己一身のものでなくして、大東亞建設の爲の御奉公なりといふことをよく自覺せられて、自己の身體を護るにあらざれば、如何に只今申上げましたやうなことを措置致しましても、その效果は知るべきのみでありますどうか、皆さんに於かれましては國民お互、國民各人が倶に共に責任を以てこの健民國策の遂行に協力せられるやうて、御盡力を切にお願ひする次第であります。

皇國本來の勤勞觀樹立

次に、勤勞問題に關し申上げたいと存じます。今や未曾有の廣大なる地域に亘りまして作戰の展開されつつあるの秋、內に在つては益〻生產力擴充の爲め愈〻國民の總力を發揮せねばならないことは、今更申すまでもないことと存じます。實に生產力擴充は國家の絕對要請であります。政府に於てはこれに對してまして、今日まで萬般の勞務對策を實施して參つたのでありますが、大東亞建設にも益〻多くの人數を要しまする際、今後に於きまする勤勞問題はその規模と構想とに於て眞に劃期的なる施策を勘案しまして、皇國民の總意を最高度に發揚するやうに致さなければならんといふことは敢てここで申上げるまでもないことと存する次第であります。

次に、勤勞管理を刷新强化して勤勞能率の最高度發揮を圖ります爲には、種々の制度改善や運動展開のみではまだ〳〵充分とは言へないのでありまして、先づ何より第一に、國民の總てが皇國本來の勤勞觀に徹することが第一義であると存するのであります。特に事業主その他の事業經營責任者をして皇國本來の勤勞觀に徹せしむることが重要であると存するのであります。否、單に勤勞觀に徹するのみに止まらず、勤勞者が召されて、從來の業を離れ、戰時下重要產業の勤勞に就くの體制に照應致しまして、事業經營も亦從來の運營とは全然面目を一新致

しまして、一意君國に奉仕する姿をはつきりせしめねばならんと確信するのであります。既に政府に於きましては、勤勞顯功章を制定し、又技能者養成會の改正を進めつゝあるのでありますが、勤勞體制の根本的確立については先程申上げましたやうに、目下鋭意研究を進めて居ります。

次に、戰時下國民生活の確保について申上げたいと存じます。

戰時下國民生活は、戰時に相應しく簡素質實剛健たらねばならんことは今更申すまでもないことと存じます。然るに、近時國民生活の或る分野に於ては、戰前に比し却て膨脹したものもないではないのであります。それは各人の自覺すると否とに拘らず、或は物價の趨勢、或は配給の關係に起因するものもあるかと存じますが、如何なる理由があるにしましても、戰時下國民生活は何人についてもあくまで質實剛健簡素であつて、しかも國民としての能力を增强し、充分に發揮し得るやうに强力に指導せねばならないと確信するのであります。又一面に於きましては、戰時下に相應はしい基準生活の確保といふことも、これ亦極めて重要なことであると存ずるのでありまして、現在これに對しましては萬般の施策を講じまして、戰爭完遂と大東亞建設に步一步と力强く躍進するの國民的氣力を啓培するに遺憾なからしめなければならんことも固よりであります

國民生活の實相を摑め

右の如く、國民生活を强力に指導に當りましても、又これが確保を圖るに當りましても、何れの場合に於ても、國民生活の實相を明確に把握することが根柢であると確信致すのであります。然るに、從來は國民生活の綜合的、科學的の檢討を摑り下げたものがなく、單に一部の個人的の訴へ、偶意的提案又は部分的聞込等によつて國民生活の實相を把握し得たりとなして、國民生活に關する諸般の施策をなしたやうな節もないではないのでありまして、これが爲に種々の齟齬もあつたと考へるのであります。宜しく國民生活について各の視野より、又各般の科學的識見を以て綜合的考察を加へまして、眞に國民生活の實相を把握するのでなければ、戰時下國民生活に凱切なる施策をなし得ないものと確信するのであります。この意味に於て、私は、厚生省の各種機關を動員するは固より、各省とも密接なる連繫の下に、民間各方面の知能をも總動員致しまして、綜合的、科學的なる國民生活の本能の闡明に努力して居るのであります。今後は、これらの確實なる成果に基きまして、政府として着々と必要喫緊なる施設をなし得るやうに致したいと考へて居る次第であります。

國民榮養の狀況については全國的に常時檢討をなさしめて居るのでありますが、我が民族悠久の發展の爲には乳幼兒保育に萬全を期しますことは極めて緊要と考へまして、關係省とも緊密なる連繫を圖りまし、特に乳幼兒及び妊産婦の必需榮養の確保に萬全を期して居るのであります。尙ほ、又或は乳幼兒檢診の實施、或は妊産婦手帳制の實施等を致して居りますが、今後はこれらの施策を一層擴充强化致しますと共に、進んでは年々四十萬に上る流死産の防止にも力を致す等、大いに人口增强に資したいと考へまして、目下計畫中であります。

以上申上げましたことの外に、軍人援護のことは戰時下最も重要なることであることは今更申すまでもない所であります。この點については、萬全の施策を講じまして、萬遺漏なきを期して居りますが、近く十三日から五日間、軍人援護强化運動を實施致しまして、軍人援護の一層の强化徹底を圖ることに致して居りますので、この際各位に於かれましては、率先して挺身的御協力をお願ひしたいと存ずる次第であります。

最後に申上げたいと思ひますことは、既に申上げました如く、厚生省の擔當致して居ります行政は總て人に關するものであります。凡そ人に關する行政は、國家の施策のみでは所期の目的を達し得ないのでありまして、國民の中より盛り上がる我が民族增强の熾烈なる思想、國民の總力發揮の眞摯なる熱意が何よりも必要なことを痛感致すのであります。かく考へますが故に、厚生行政の分野に於きまして、今後なさんとすることにつきましても相當詳細に御說明申上げました次第でありますが、ここに全國より選ばれて、中央協力會議總常會に御列席の方々が、よく政府の意圖するところを諒解せられまして、今後眞に擧身協力、國家の總意を振起するやうにお努め下さいまして、以て健兵健民の實を擧げ、皇國民悠久の發展に資せられんことを切にお願ひをし、御期待を申上げまして、私の話を終ります。（拍手）

（議長）　この際賀屋大藏大臣の御發言をお願ひ致します。

慶ぶべし我財界

惡性インフレーションの影だもなし

賀屋大藏大臣の財政演說

近代戰は科學戰であります。軍の優良なる裝備と豐富なる兵器彈藥を必要とすることは今更申上げるまでもないのであります。實に精神が主であります。物質は末でございますが、しかし精神を主にして、優良豐富なる物質を充分に有し得て初めて近代戰には完全なる勝利を占むるわけであります。その爲に近代戰の戰費が天文學的の數字に上ることは御承知の通りであります。第一次歐洲大戰に於きまして交戰諸國の總戰費が三千三百億ドルに上つて居ります。今次の戰爭に於きまして今年度の米國の戰費が六百八十億ドルに上り、しかも六億の追加豫算の提出を見ますることも御承知の如くであります。我が國の如く、精神を主とし、訓練を主としまして、物質力に賴ること極めて少い國に於きましても、事變以來今日までの直接戰費豫算は四百七十億圓であります。これに、間接の戰費とも稱すべき國費の全體は六年間に於て七百七十億圓であるのであります。而して、その他に生產力擴充に要しまする資金も今年六月までに支那事變開始以來二百八十億圓を必要として居つたのであります。

これらの千億に餘ります資金を如何なる方法によつて調達致しますか。これが短期戰でありますならば如何樣にもやり方がありますが、長期戰でありまする以上は、國內の經濟を極めて健全に、少しもその運行を阻害するが如きことなき方法によりますることが絕對に必要であります。而して、國家總力戰の現在に於きましては、他の各種の經濟上の要請にびつたり合致しまして、各種の政策と渾然一體をなす所の方策によらなければならんのであります。

戰時に於きましては生產擴充增强が絕對的要請であることは申すまでもないのであります。この意味に於きまして國民の勤勞力の增强、勤勞能率の向上が必要でありますことも亦申すまでもないのであります。又一面に於きまして、各人の消費生活に於きまして物資、勞力の消費の節約が必要でありますことも亦論のないところであります。如何に生產增强に努めますと雖も、この厖大なる戰の軍需を充足致します爲には、一面各人の生活を最小限度に引下げまして、これによつて生ずる物資、勞力、又それによつて生ずる各種の消費財の生產力を下げて軍需品の生產、運輸に向けますことが絕對に必要であります。物資、勞力の節約ことは卽ち戰力增强にこれを活用するの手段であるのであります。

又戰時に於きましては、平時に數倍致します政府資金の放出がありまます。六箇年間に七百八十億圓と申せばこれ平時の六七倍に當る金額であります。これが大部分は國內に撒布されるのでありますが、この

資金をそのまゝに放置致しますならば、各人の購買力が著しく増加を致すのであります。而して、一方に各人の消費生活を極度に切下げる要請がありまする際に、購買力が數倍に上る増加を致しますならば、これは國家の通貨の膨脹、いはゆる惡性インフレーションを惹起しますことは今更申上げるまでもないのであります。

以上申上げました生産の増強、勤勞の増強、物資、努力の消費生活に於ける節約、過剰購買力の吸收、これらが戰時經濟の増強、戰時經濟の健全なる運行に最も必要なる方策であることは申上げるまでもないのでありますが、これらの方策にぴつたり合致しまして、これらの方策の推進力となり、これらの方策の的確なりとする所の方法は何であるかと申しますれば、これは戰費の調達、生産擴充資金の調辨は租稅と國民貯蓄の増加といふこの二つの方法に俟つの外はないのであります。

租稅は何と申しましても國家歳入の根幹であります。事變以來數次の増稅によりまして國民の負擔は過重されたのでありますが、これはよくその負擔に堪へ忍んで行かなければならぬのであります。しかしながら、租稅によつて調達致しまする金額は、戰費その他の國費、並に生産力擴充資金に比しましては一部分に過ぎないのであります。大部分は國民貯蓄の増加による國債の消化生産力擴充資金の調達に俟つ外はないのであります。事變以來政府が最も重要なる財政經濟施策と致しまして國民貯蓄の増加に重點を置いて參りました理由はこれにあるのであります、しかもその方策はよく國民の協力を得まして事變以來五箇年の間に五百六十億圓の國民貯蓄の増加を見まして、三百億圓の國債の消化と二百八十億圓の生産擴充資金を大體健全なる方法によつて賄ひ得て來た次第であります。その爲に不健全なる通貨の膨脹も、又物價の暴騰もこれを防遏することを得ました。惡性インフレーションの影だにもないのはまことに御同慶と申さなければなりませぬ。

一年の戰費所要全額

しかしながら、よく申されます通り、言葉通り戰ひはこれからであります。國家の財政の基礎につきましても、今年は約二百四十億圓であります、これに生産力擴充資金を加へますならば、一年の戰爭の所要資金は三百億圓であります。我が國民所得の三分の二を占むるの狀態であります。その金額は事變前の豫算及び生産力擴充資金の殆ど十倍に近いものであります。支那事變第一年の三倍に相當するものであります。これはとても從來と同じ程度の努力、同じ程度の意氣込ではこれを完遂することは出來ません。而してその完遂が戰勝の絶對要件でありますことは先程申上げました通りであります。この點から考へましてもこの困難なる事業を完遂致しますことは絶對の要件であるのであります。殊に我が國と致しましては、今米國の豫算の數字を申上げました如く、極めて敵國に比しまして輕微なる負擔に於て戰爭が完遂し得る狀況にあるのであります。これは實に有難いことであります。我が精銳無比、忠勇類なき皇軍のお蔭であるのであります。それを考へますならば、何としてもこの最小限度の國家資金といふものは必ず充足をする必要があるのであります。

しかもこの充足は、今までの他の經濟統制の手段と違ひまして、法律の强制を用ひることなく、先づ國民の愛國心の發露によつて居る次第であります。大政翼贊會が戰時の重要なる國民運動をみなその傘下に收めて居られます。しかも戰爭精神の昂揚を主たる任務とされて居るものであります。その意味に於きましても、私はこの純精神的要素に基きまする戰時の重要なる國民貯蓄の増加に御盡力を願ひますることは最も大政翼贊會の使命に相應はしいものであると感ずるのであります。我が國は陸海軍は完全でありまして、從て一言に申して戰爭の勝敗の決は銃後にあります。殊にその財政經濟にあると思ふのであります。これを完遂しまするには實に銃後國民の熱誠と努力に存すると思ふのでであります。本年は二百三十億を目標と致しまして國民貯蓄の増强をして居るのでありますが、明年は戰爭は益〻大規模となると思ふのであります。又一面共榮圈の建設に要しまする資金も亦巨額となると思ふのであります。累年この金額は益〻増加を致して行く次第であります。何とぞその必要――しかもそれが單純なる利益に訴へまする必要でなく、國民の眞精神に徹底した感情、銃後に於ける戰爭そのものの意氣に於てこれが逐年達成せられますことを特に皆さんにお願ひ申上げる次第であります。（拍手）

（議長）失禮でございますが、この席から兩大臣に一同に代つて御禮を申上げます。只今は厚生大臣並に大藏大臣よりそれ〴〵重要なる部分につきまして詳細の御說明を得、御懇篤なる御指導を蒙むりましたことを深く感謝致します。戰場に於ては我が皇軍將兵が一を以て敵の百に當り千に當つて戰つて居る。米英は人間を無用にして、百人千人萬人が一團になつて、武器を持つたまゝ手を擧げて我に降伏する。かくの如く天地大なる懸隔のあります　天皇のみ民、一を以て百に代へ得る皇民、それに對しまして今日まで我が國民の保健、或は勤勞奉仕の力、國民生活の確保、これらにつきまして國民相互の政策的協力に於て缺くるところあつたことを深く恥づべきであると思ふのであります。又戰場に於ける將兵、一以て敵の百に當り千に當る。それを更に萬、何萬に當らしむべき力を持たす爲の國民貯蓄につきまして、及ばずながら翼贊會としましても、今日まで政府の政策に協力し、皆さんのお骨折を以て努力は續けて參りましたが、未だ以て必しも國家の要請に完全に答へ得たりとは申し難い實情にあるかと思ふのであります。今日の兩大臣のお話を承り、しかもこの機會に於きまして協力會議員の方々と共に更に議を練り、兩大臣の御說明の點に對しまして今後一層の努力奮闘を期したいと存ずる次第であります。一言御禮を申上げます。（拍手）

時間も大分迫りましたので、この際十分間休憩致したいと存じます。三時五分に再開致します。

（議長）（午後三時七分開議）是より引續き再會致します。昨日來長時間に亙りまして、さぞ御疲勞のことゝ存じますが、尙ほ本日一日の總會を御勉强をお願ひ致します。農産物の價格に關するものとして、第一〇一號議案、九六番佐々木孝一郎さんに御發言をお願ひ致します。

第十一章　農産物の價格に關する卷

第一節　食糧農産物の增産及農村生活の明朗化

（佐々木孝一郎氏說明）私は秋田縣の南部の小さな村の村長を約三十年間勤めて居る者でございます。私の眼に映じました農村を卒直に申しますると、農村の生活は食糧を保有して居りまするが故に、困つては居らないのでございます。又今日の農村の經濟事情は、昭和五六年頃の農村不況時代に比し、事變以來著しく經濟が改善されて、零細農家も負債がなくなり、僅かに特殊の負債や勸銀の借金が殘されて居る狀況でございます。又生活物資の配給が多く均一で、平均化されて居りますが故に、農民の生活が漸次向上して參つて居るのでございま

す。その觀點から申しますれば、農民は全能力を擧げて食糧增産に邁進し、職域奉公の誠を盡し、明朗にあらねばならないのでございますけれども、尙ほ一沫の不明朗の點が底に流れて居るやうに感ずるのでございます。この不明朗の點を何卒政府の力を以て是正して、農民が安んじて全能力を擧げ得るやうにして戴きたいといふのが、この問題を提出した所以でございます。その全能力を擧げ得るやうに明朗ならしむるには、對策案を政府の力に依つて實行して戴くより致し方がないのでございます。

農民の考へて居ります不明朗の點は、先づ第一に、米價を中心として、統制經濟時代に農村は他の生產業者に比して割合負けをして居り又國民の他の部面に對して下積になり、犧牲部面が大きいと思うて居るやうでございます。又私も左樣に信じて居るのでございます。總ての物價、勞働賃金が米價を中心として規整されて行くやうにして戴きたいのでございます。

今日我國は金本位を離脫し、通貨が國家管理になつたのでございます。而してこの經濟の中心をなす所の通貨が、今後何に依つて定められるか。或はドイツの如く金に代るに勤勞を以て致しましても最も相應しいものは米であると思ふのでございます。古來日本は米が中心であつたのでございます。然るに最近米が單なる物として取扱はれるやうになつたことは、所謂自由經濟の產物であると思ふのでございます。「食を足し兵を足し民をして信ぜしむ」といふのは、卽ち農業思想でございます。衣食住中の最も大切なるものは食である。しかも國民の大多數が農民である。數千年來の傳統を持つて居る。殊に德川三百年間の政治は祿高制度である。德川家の祿高八百萬石、前田侯は百萬石、佐竹侯が二十萬石、家老が五千石、足輕が二人扶持といふやうに、米を中心とした經濟が行はれて居つたのであります。又我國の古來の精神から言ひましても、豐御食豐御酒に醉ふのが日本精神の權化である、吾が高天ノ原に御す齋庭の穗を以て、亦吾が兒に御せまつる」天祖降跡以來一百七十九萬二千四百餘年、神武天皇樣から二千六百二年、この間日本人の血液を養ひ、この血液に依つて日本精神を養つて來たこの米こそ、金に代つて今日の經濟の基礎をなすものと思ふのでございます。

第一項　斯くの如く米價は安い

然るに今日の米價は洵に他の物價に比して遺憾の點があるのでございます。たとへば農產物自體の値段と致しましても、米一貫目の値段は僅かに一圓である。靑果物に至りましては、林檎が一貫目二圓五十錢或はそれ以上、また大小豆、胡麻の如き米に比して非常な高いものでございます。勞働賃金に至りましては、鑛山勞働者の如き一日十圓土木勞働者が四、五圓、柚夫が一日十圓以上、馬車挽にあつては二十圓も取るのでございます。然るに農業勞働者は米一俵に付て十人以上を使はなければ作り得ない。どうしても生產費に合はないのでございます。都市生活者の假に一日の風呂賃が八錢と致しましても、これは一日の配給米に相當して居るのでございます。酒を飮む人があつて、假に一升飮むと致しましても、米六升でなければ酒一升が買へないのであります。この不均衡を是正して、米價を中心として直して戴くのが、農村の不明朗を是正し安んじて食糧增產に邁進せしめる所以であると思ふのでありまして、敢て提案致した次第であります。

（議長）關聯發言と致しまして第九六號議案、五三番岡虎十郎さんにお願ひ致します。

第二節　戰時必勝生活の確立

（岡虎十郎氏說明）聖戰下に於ける全國民は各〻その職域に於て滅私奉公を旨んで居ることは申すまでもありませんが、中にも農村民は食糧增產の大使命を果すべく、萬難を排し血みどろの奮鬪を續け精魂を盡してゐます。その尊き姿と力强さに感激されます。今日この戰捷日本を築き上げた偉大なる力の中に、これ等農山村民の大なる役割を認めなければなりません。これに對して國家は何を望みつゝあるでありませうか。農村民の默々として流す汗と脂の中には、言ひたいことも澤山あり、求めたいことも多々あるのですが、勝ち拔く爲にはとの尊い氣持で隱忍してゐます。それも敢て不平でも不滿でもなく、增產の遂行上、斯くもすれば更に大なる能率を擧げ、效果のより大なるを期するの希望であり念願でりあます。今その農村民の聲、否、土の叫びとして希求することにつきまして、卒直に申上げたいのでありますが、時間の制限と、價格につゐては御指令を受けて居りますので、極めて端的に集約的に申上げます。

先づ第一に農產物價を適正ならしむることを希望致します。大東亞戰の遂行上、低物價政策を堅持することは申すまでもありませんが、農家をして他の食糧の生產に比較して相當程度の報酬を得せしめたいのであります。現在の米價は生產費を償うてゐないと總ての農家は言つて居ります。先刻佐々木さんからもお話がありましたが、米の生產費は自作者が四十六圓七十九錢、小作者が五十圓七十二錢、これに對して政府の買入價格は五十圓十二錢五厘。小麥に對しては生產費が圓十六圓五十二錢を計上して居るのに、政府の買入價格は三十一圓七十七錢五厘であります。裸麥は四十圓三錢の生產費に對して僅かに二十九圓五十錢でありまして、篤農家の一部のほか、大多數の農民の米麥作は生產費を償うてゐないのであります。殊に小麥に於ては十四圓七十四錢、裸麥に於ては十圓五十三錢の較差がありまして、悲痛な眞劍さを以て米麥の價格引上を叫ぶのは無理もないのであります。

更にこれを米麥作一日當りの家族勞働報酬にして見ますと、米が三圓十六錢、麥が二十七錢、裸麥が七十四錢にしか當らないのです。今假に裸麥五反步を家族總掛りで約六ケ月かゝつて、一反二石卽ち十石の收穫をして、その價格總計が三百圓に足らんのであります。他の勞務者は日に五圓乃至八圓、或は十圓十五圓の者もざらにあるのであります。一ケ月乃至三ケ月間に三百圓や五百圓儲けるのが澤山あるのであります。かういふ風でありますから、農業は他の職業に比較して引合はないと言つて、報酬多き他の勞務に農業勞働力が奔り去るのであります。又他の工場に出まして、多くの金を儲けつゝ、農業を片手間にする兼業農家が逐年增加してゐます。斯くては長期否五年十年後の現在の農耕者が老ひ去つた農村を思ふ時に、寒心に堪へないものがあるのであります。

第一項　奬勵金の大幅値上げを

國家はこの深刻なる動向について大いに考慮されまして、各種の農業政策をそれ〴〵御計畫になつて居りますのは大いに多とするのでありますが、あと差詰め第一に、政府が近く本年度の產米を買收されるに當りまして、米價も高められたいのであります。若しそれが一般生活を脅し、低物價政策に反するならば、奬勵金を大幅に增額されたいのであります。少くとも十圓乃至十五圓を望んで居ります。或は二重價格制に依り相當高額に買上げ、消費者には低額に拂下げ、その差額は國家の負擔とするのであります。大なる問題でありますから、國家は多額の經費を要するのでありますが、その金はそれ〴〵方法があることゝ信ずるのであります。

麥の價格も同樣であります。生產費を償ひ得る程度の引上を、農家の到る處で叫んで居るのであります。從來の公定價格に於ても、米麥は低物價の基準にされ、農民は長く犧牲を强制されたのであります。願はくば政府に於かれましては、今一層農民の心理を洞察して農民の

希望を容れられ、宜しく全農民をして衷心より喜悦満足を以て耕作に従事し得るやうにお願ひ致したいのであります。（拍手）

（議長）　同じく關聯發言と致しまして第一〇〇號議案、三五番榎田幸太さんにお願ひ致します。

第三節　重要農産物の增産と價格

（榎田幸太氏說明）　食糧增産に對する方策はいろ〳〵あると思ひますが、第一に農民に對し思想的指導を行ふこと。即ち皇國農民道に徹せしむることであります。そのほかに農民に對する功勞章の制度、農業恩給制度、農業保險制度を革新し、これが確立を期すること。自作農制度の確立、耕地關係、農業土木關係の事業の普及徹底に依り、農地の分合並に改良、水源、水路、農道の完成を期すること、その他いろ〳〵ありますが、私が特に價格問題を持出しましたのは、これが現在農村に於て最も問題にされて居ると考へた爲であります。

農家は支那事變以來、漸次增大して參りました勞力不足、肥料及ひ家畜飼料の不足をよく克服致しまして、國家の最高方針たる主要食糧品增産の爲に潔くましい努力を續けて居ります。併しこれを一度裏面から眺めますならば、實に暗澹たる不明朗なる空氣が漂つて居ることは、否むべからざる事實であります。私はこの氣持が何處から來て居るかを究明致しまして、その原因を除去しなければ、いつかは食糧增産に破綻を來すと思ひます。

これが原因の第一は、物價の不均衡から來て居ると思ひます。數字的說明については委員會に讓りまして、こゝでは唯物價の不均衡の爲に非常に大きな利益を擧げて居る者と、生活に苦しんで居る者が出來て居るのは事實であるといふことだけを申して置きます。現在のやうな狀態が永く續きますならば、いつかは農家も轉業しなければならん時が參ります。これが對策の爲に、是非とも一般物價と米麥との均衡を取る必要があります。

第一項　梨の木三本と田一反歩

原因の第二は、農業生産品相互の間に、價格及び純益に非常な相違があることであります。例を二十世紀梨に取つて見ましても、梨の木が三四本あれば、米を一反歩作つて居るのと同じ收益が得られるといふことは、事實を知らないお方は嘘ではないかと思はれるでせうが、これは事實であります。五貫目の肥料を一反歩の土地に施しました際に、稻であつたならば十圓見當の收入增加でありますが、二十世紀梨であつたならば九十圓の收入增加になります。勞力は稻作であれば一日二圓三十錢にしかなりませんが、梨ならば十圓以上十五圓位になります。他の園藝作物についても數字に多少の差はありますが、同樣の結論になります。また林産物に致しましても、これに從事して居ります勞働者は、一日に五圓乃至十圓の勞賃を得て居ります。農家は食糧作物の栽培に專念してゐたのでは生活が出來ませんから、米麥等を作りましても、手入を行ふ時間を以て他に勞働者として働いて、生計を立てゝ居る現狀であります。

私は百貳十八錢の二十世紀梨が他の物價と比較して、必ずしも高いとは思ひません。要は如何にして食糧作物との均衡を取るかといふ點であります。これ等特殊の農産物には特別課稅を行ひ、その稅を財源として安價なる食糧作物に對し奬勵金の交付並に增額を行ふのも、一つの方法かと考へて居ります。奬勵金の額に付ては、問題が最も重大でありますから、專門家の精密なる調査に依りまして善處されんことを望んで置きます。

第二項　眞の增産は農民道に在り

食糧增産に對する助成案中、最も重要にしてその根本をなすものは

農民の思想的指導でありまして、いはゆる皇國農民道に徹せしむるにあらざれば、眞の增産は望み得ません。また吾々と致しましても、農村の指導には今後ともこの點に重點を置いて進まなければなりませんが、併しこれは望むべくして一朝一夕に達成するものではありません。また精神力が經濟力を抑へるには限度があると思ひます。いはゆる大東亞の建設戰は長期を覺悟しなければなりません。農業生産力を擴充し食糧の自給を確保すると共に、大和民族の血の源泉としての農村を育成する爲には、ただ襁を當てるだけではいけません。食糧增産の行程は長期でありますから、痩馬に鞭では途中仆れる虞があります。その際物質的基礎を與へて、農家が滿足して明朗なる氣持の下に一意專心食糧增産に精魂を打込んで働くやうな對策を樹立して實施あらんことを切望致します。

（議長）　農に御決議を願ひました日獨伊三國同盟締結二周年決議に關しまして、外務省、內閣情報局並に偶〻記念會を開催して居られました日比谷公會堂に、それ〳〵代表者の方々を煩はしまして決議文の傳達をお願ひ致しましたのでありますが、只今それ〳〵お歸りになりましたので、代表の方々から一應御報告をお願ひ致したいと存じますで先づ外務省においでになりました一二三番高山久藏さんに御報告をお願ひ致したうございます。

（高山久藏氏）　指名されました私等三名は會議員を代表致しまして、本日午後二時外務大臣閣下を訪問致しまして、決議文を朗讀し、これをお渡し致しました。折柄外務省主催の日獨伊軍事同盟祝賀午餐會に出席して居られたオット一獨大使、インデルリ伊大使もおいでになり、外相の紹介に依つて會見し、意思を傳へて歡きました、兩大使と各代表交〻感激の握手を致しまして、決議傳達の使命を終つたのでございます。尙ほ決議文は外相より盟邦各國にそれ〳〵打電して歡くことを特にお願ひして、使命を終つて歸りましたのでございます。右御報告申上げます。（拍手）

（議長）　有難うございました。次に情報局へおいでになりました一八番今井橋樓さんにお願ひ致します。

（今井橋樓氏）　御報告申上げます。議長殿の御指名に依りまして、私は沖繩縣選出の眞榮城協力會議員、御同道致しまして情報局へ伺ひました。然るに總裁閣下は御公務の爲に御不在でございましたが、奥村次長殿が只今お話がありましたやうに、締盟諸國との午餐會に御列席中でありましたのを、私共が伺ひましたのでわざ〳〵お立歸りになりまして、そこで謹んで御傳達申上げました。次長殿は總裁閣下がお歸りになれば謹んで御傳達申上げると共に、このことを締盟諸國に傳へ、また內地國民各位にもこれを傳へたいと存ずるから、お歸りになつたならば會議員各位に宜しくお傳へを願ひたいと同時に、昨日もお話したやうに洵に今後私共は容易ならざる艱難を嘗めなくてはならないから、協力會議員各位の只管の御奉公をお願ひする旨を改めて會議員各位にお傳へを願ひたいといふ御懇切な御挨拶がございました。以上御報告申上げます。（拍手）

（議長）　有難うございました。次に日比谷公會堂へ御足勞を願ひました一三番井上三郎さんにお願ひ致します。

（井上三郎氏）　井上、富士井、松本の三名は決議文を携へまして日比谷公會堂に參りまして、內閣總理大臣、外務大臣の御祝辭に次ぎまして、これを朗讀致しました。然るところ滿場割れるが如き拍手を以て迎へられました。以上簡單でございますが、御報告を申上げます。

（拍手）

（議長）　有難うございました。議事を續行致します。配給消費の合理化を圖るものとして第一二三號議案二一〇番山田庄助さんにお願ひ致します。

第十二章　戰爭生活と配給消費の巻

第一節　戰時下市民生活の安定確保について

（山田庄助氏說明）　私は飽くまでも頑張り拔かねばならん長期戰に於て、都市の市民の消費生活の安定確保もまた洵に重要なる問題と存じます。然るに近來米砂糖等を除きまして、大部分の日常必需食品に關する市民の消費生活は、勤もすれば脅され勝ちであります。折角政府及び關係御當局の食糧配給に對する凡ゆる努力並に施設も、一般市民には直接には響かず、日々食糧獲得に對する不安焦燥は、徒らに買物行列或は郊外への買出風景を現出致しまして、更に家庭の主婦は殆ど半日魚や野菜の販賣所を彷ひ歩かなければならん狀態であります。

かゝる狀態に對しまして、大阪市並に大阪府下の七市一町に於きましては、今年二月以來、鮮魚、鹽干魚、野菜、果實その他殆ど凡ゆる日常必需食品に登錄切符制を斷行し、町會隣組の人々と販賣所の配給數量を調達致しまして、市民に對し均分公平なる割當配給を實施されたのであります。その爲に吾々市民の食糧獲得に對する焦慮不安は大いに緩和されたのであります。尙ほ町會婦人部の御協力もありまして買物行列は殆ど解消して居るやうな事情でございます。

併しながら折角これ等の努力にも拘らず、何分にも配給して戴く數量が少い爲に、市民の食糧不安を根本的に取除くことが出來ないのであります。八月一ケ月間に於ける市民一人當りの平均配給量を見せて戴きましたが、鮮魚が百四十九匁、蔬菜が一貫三百六十匁、鷄卵一箇豆腐一丁半といふ狀態であります。斯樣な狀態にありながら、大部分の市民は現下の時局に鑑み、凡ゆる困苦缺乏に耐へ、不足を忍び、只管職域率公に邁進して居るのでございます。

併しながらまだ一部の個人主義的自由主義的な考へ方や觀方をなす者があるが爲に、常に全體の調和が破られ勝ちであり、町會隣組の精神的團結、共同的生活の上に、少からぬ支障を來して居るやうな事情もございます。この點は吾々市民と致しまして大いに反省を要する點と存じます。この爲に一刻も最く堅實にして明朗なる標準消費生活を設定致しまして、總ての者が一樣に公平且つ合理的な消費生活を營むといふ方向に導くことが、長期戰下何よりも必要であると痛感する次第であります。

第一項　標準消費生活の適例

標準消費生活確立の目的は、食生活の安定即ち榮養必要量の確保と共に、生活の簡素化を實行して、燃料その他生活資材の消費を節約し、以て貯蓄の增加促進を圖ることであり、尙ほ又生活の共同化に依りまして、隣保共助の精神を昂揚し、一億一心の實を擧げることにあると存するのであります。

その具體的な方法と致しましては、たとへば現在大阪市で工場、會社、學校、病院等の大口需要家を特別消費者として取扱ひまして、食糧の一括配給、共同調理をやつて居りまするが、この制度を町會隣組にも適用致しまして、町會或は隣組を單位に、一つの家族一つの寄宿舍の如くに看做して、生活の共同組織化を試みることも、標準消費生活確立の一つの參考となるのではないかと考へるのであります。

尙ほこの標準消費生活の具體化につきましては、この方面の權威者、學者、實際家によりまして、官民一體の研究指導機關を設置して戴きまして、その機關に於て決定したことは、直ちに實踐に移らしめる爲に、實質壯年團の逞しき實踐力を以てこれを推進すると共に、婦人の受持つ消費生活上の役割を考へて大日本婦人會の組織を動員するならば、標準消費生活の實踐は容易であると存ずるのであります。實踐卽應、待つあるの備へを固むる者に、防空演習と同樣に、隣組共同消費生活實踐訓練を實施することをも提唱する次第であります。

要するに生產配給の面に於きましては、既に或る程度の統制が行はれて居るのでありますが、消費の面に於きましては、依然たる個人々々のバラ〳〵の生活態度に放任されて居るのであります。これを是正して太家族主義に基き統制する爲に、標準消費生活の確立を叫ぶ所以であります。

偖て折角標準消費生活を實踐に移すことが出來ましても事實の上に於て食糧の入荷が不圓滑になり、或はまた不足するやうなことがあれば、洵に重大な問題であります。殊に地域的な配給の不公平、或は季節的な需給の不均衡、特にこれを是正して戴かなければならんと存じます。現在は總ての食糧品に亙り增產の努力と方策が講ぜられまして、且つまた水產物配給統制規則或は靑果物配給規則等、種々の配給統制規則が行はれて居りますが、實際は遺憾ながらそれ等の規則が不完全な爲か、或はまた運用の妥當を缺く爲か、地域的には甚しき不公平且つ偏在を示して居るのであります。時間の關係上數字を上げての說明は省略させて戴きますが、兎に角中央偏重と申しますか、地方都市に對する出荷割當その他配給の狀態は、洵に遺憾の點が多いのであります。切に各消費地に對しては人口比率に準據した出荷配給を勵行せられたいのであります。

次に季節的な需給の不均衡を調節する爲に、主要食料品の加工乃至貯藏の必要は、今後益〻必要となつて參ると存じます。一部の食料品については既に實行されて居るやうでありますが、一貫した計畫の下に、國家或は配給統制の機關に於て、時機を失せんやう迅速適切有效な措置をとり得る施設を講じて戴きたいのであります。

尙ほ斯樣な地域的不公平、季節的不均衡を是正する上に於て、大きな障害となるのは、現在食料品に關する公定價格の問題でありますが先程からお話がありましたから省略致しますが、運送費、加工費、貯藏費、金利等を公定價格の上に御考慮願ひたいのであります。斯くてこそ食糧增產の努力も配給機構の整備も、その全能力を發揮し得ると存じます。終に臨みまして、吾々都市に住む者と致しまして、食糧增產に勵しむ農山漁村の方々に、深く〳〵感謝の心を捧げて、私のお話を終ること〻致します。（拍手）

（議長）　續いて第一三二號議案、二〇七番の山高しげりさんにお願ひ致します。

第二節　行列買の解消を要望す

（山高しげり女史說明）　今日全國の、主な都市で行はれて居ります行列買については、いろ〳〵な角度から既に論じ盡されてゐる形でございますにも拘らず、行列そのものはなか〳〵解消しないのでございます。しかもこの行列に立つのは婦人でございまして、隨つて行列の苦しみを最も痛感して居るのも亦婦人なのでございます。私はその婦人の立場から、是非ともこの行列買を解消させて戴きたい。之について政府の御決意を伺ひたいと思つたのでございますけれども、本日午前中に於ける農林大臣閣下の御挨拶に依りまして、本問題に對する政府の御決意が明かになりまして、洵に喜ばしうございます。

勿論行列買と申しましてもいろ〳〵ございまして、例へば生菓子とか果物とか、その他どうしてもその日なくてはならないものではない品物の行列買もございますが、私が取上げたいのは毎日のお菜の買出し、卽ち生產食料品である魚と、野菜の行列買でございます。

今日日本が大戰爭を遂行して居る爲に、國民は戰時生活に堪へなけ

ればならない。これは今日主婦連にもよく分つて居ります。乏しきを忍ぶ覚悟は十分にあるのでございますけれども、何分にも家族の者の食生活を受持つて居ります以上、兎に角毎日の食事は整へなければなりません。ところが今日お米は配給でございまして、その定量が決して十分とは申せません。そこで勢ひ副食物をといふことになるのでございますが、この魚、野菜が、戦争で生産も減つて居りますけれども、同時に公定価格などの關係もありまして、都市への入荷不足となり、配給機構の末端が整備されて居らない爲に、配給が不圓滑になつて、どうしても店頭の行列買になるのでございます。

第二項　行列に立たない裏の裏

若し今日行列に立たないで暮せる家があると致しますならば、それは家族も少くて實れ殘りで我慢の出來る家か、さうでなければ闇や情實買などの不正な方法に依つて、品物を手に入れていらつしやる家といつても差支へないと思ひます。正直に品物を手に入れようとすれば、行列に立つより外はない。實際したい行列ではないが、立つより外に仕方がないといふ人は、最低限度でいゝからどうか之を立たずに買へるやうにして欲しいと要望して居ります。皆樣方のお目に觸れて居る行列も見苦しいでございませうけれども、立つて居る人の苦しみは御想像に餘るものがございます。（拍手）

先づ買物に要する時間は三時間乃至五時間、半日は潰れます。朝早く子供を學校に出してやつて、食事の跡片附も碌々しないで飛出し、あちらの魚屋、こちらの八百屋と立つ爲に、その時間と勞力の浪費は夥しいものがございます。

大抵の家がこの夏は行列の爲に、冬着の準備が出來て居りません。それどころか毎日のお掃除も洗濯も手がつかず、買物から歸ればがつかりして、何をするのもいやだといふのが主婦の悲へでございます。

潤ひとか裕とりとかいふものは日に〳〵家庭から失はれつゝあります。留守が多い爲に、防空とか防犯の問題も案ぜられます。特に手のない家では、母親が子供達を或は背に負ひ、或は手をひいて買物に同伴致しますし、少し大きな子供は母親に代つて行列の順番を取る爲に並ばされるのでございます。そこでこれ等次代國民の蒙る肉體上精神上の惡影響は、蓋し寒心すべきものがございます。（拍手）妊産婦を優先せしめるといふ例もないではございませんが、今のところ部分的であり、思付き程度を出て居りません。また女子職員その他仕事を持つて居る爲に、行列に立てない主婦の爲にも、何等合理的な入手の方法がありません爲に、さういつも隣組の厚志にも甘えかねて、職場を退く例も少くはございません。この働いて居る主婦の中には、出征軍人の妻も、英靈に代つて遺兒を育英しつゝある誉の家の未亡人もあるのでございます。

私は先達て岩手縣の盛岡市を視察致しましたが、同市に於ては商業組合が地區的に再編成されて居りまして、これが縣市の指導下に消費者組織たる町内會、隣組と協力して、主要食料品の配給に當り、眞に行列のない町を現出して居るのを見て、美しい思ひを禁じ得ませんでした。

大阪市の現狀は只今山田さんからお話がございましたが、大東京に於ても警察、區役所、業者、町會等の協力に依つて、部分的には行列買を克服した地域もないではないやうですし、最近は市當局が積極的に乘出されたやうで、甚だ結構に存じますが、これは殆ど全國の都市に波及して居る現象でございますから、是非とも政府に於て一日も早く廢止せしめる決意をお持ちにならなければ、急速な解消は望めないのではないかと存じて居りましたところ、既に政府がその決意をお示し下さいました以上は、希くば一意實現に御邁進願ひたいのでございます。若しこの冬までに解決せられなかつたならば、乳幼兒、妊産婦の犧牲は人口政策上由々しいものがあると存じます。

また大臣は先づ生産の確保と仰しやいましたけれども、未端配給の問題も大切でございまして、小賣業者の機構整備と共に、消費者組織の强化といふ點も、一つの重點としてお考へを願ひたいと思つて居ります。既に町内會に消費經濟部を設置なさるといふお話もありながら一向御實行が願へないといふ點も、消費者として不思議に存じて居る點でございます。

次に大政翼贊會に於ても、政府のこの御決意を活す爲に、この際行列買廢止の協力會議とでもいふやうなものをお聞き下さいまして、官民各方面と協力して建設案を急速に纒めて戴きたいと存じます。さうしてこれには町内會、隣組に至るまで、經濟常會とでも名を付けた會合を持つて、この問題について思切り下情を上通するやうにして戴きたいのでございます。

第二項　行列解消運動は是非とも

かうして行列買廢止運動が展開して參りますならば、業者、消費者、自肅運動も起つて參ると思はれます。またこの運動はどうしても起さなければならない運動だと思ふのでございます。私共も大日本婦人會の組織を通して、是非その一翼を受持たして戴きたうございます。かうして銃後生活を一日も早く明るくし、大東亞戰爭の完遂に總力を結集せしめたいと存じます。

昨日も總理大臣閣下から「最後まで頑張れ」といふお話を伺ひましたけれども、婦人の頑張る力がこんな行列で發揮されてゐることは、全く殘念でございます。（拍手）どうか女性をして眞に御奉公に頑張らせて戴く日が、一日も早く參りますやう切望してやまぬ次第でございます。（拍手）

第三項　口から耳への上通實現

（編者より）右山高女史の說明中消費經濟部設置に關する一項が御座いましたが政府に於ては中央協力會議終了後昭十月三十日附を以て全國地方長官宛次の如き整備要綱を示し爾々十一月早々から實施と決定致したのであります。

消費經濟整備要綱

一、配給機關と消費者との聯繫その他配給消費の合理化を圖るため必要に應じ町内會に消費經濟部を設置すること

一、消費經濟部に部長一名、委員若干名を置くこと、部長は町内會員中より選任すること部長の選任については消費經濟につき意見を有しなるべく現に生活必需物資配給業に携はらざる公正なる人物をもつてこれにあつること、委員は町内會委員および町内會を配給區域とする配給業者中より選任すること

一、消費經濟部において概ね左の事業を行ふこと（イ）配給機關との聯繫（ロ）切符制通帳制、登錄制その他による割當配給制度の運用（ハ）生活必需物資の消費數量調査、（ニ）消費および配給に關する講習並に訓練（ホ）その他消費の合理化

一、消費經濟部には必要に應じ配給協議會を設くること

一、配給協議會は町内會長これを主宰し、部長委員及び當該物資配給關係者中より選任したるものをもつてこれを組成すること

一、配給協議會は行政廳の指示に從ひ、生活必需物資の配給に關する事項につき協議すること、配給協議會開催の場合はその都度市區町村および警察當局と緊密なる連絡を圖ること

一、消費經濟部の運營に當つては左の事項に留意すること

（イ）消費經濟部は配給事業そのものに進出せざること

（ロ）配給制度の運用に當つてはその趣旨の普及徹底を期すると共に配給業者、消費者間の紛爭に關してもこれが解決を圖

第四項　運動の上に寄與され度い

（議長）先程來行列買の問題について皆さんの熱心な御意見を伺ひました。行列買の事實は日常眼に觸れて居ることでありまして、その好もしからんことも、またこれから發生する所の國民の心理狀態或は進んでは思想の問題といふやうなことも、深く憂慮して居る所で、これは皆さんも御同感であると存じます。

願くばかういふ機會に於きまして、具體的な方策につきまして、更に皆さんの御實行になつたお智慧等を借り、大政翼贊會と致しましてもこの問題はせめて東京だけでもといふ覺悟を以て、鋭意檢討致して居ります。歸する所はやはり町內會、或は昨日來お話のありました部落會、隣組、或は町村長とかいふやうな人の問題にまでこれは及ぶ必要があらうと考へられますので、折角委員會等に於きまして、腹藏なく御實驗、御體驗のお話も語り合はれまして、翼贊會の運動の上にも有力に寄與されんことを特にお願ひ申上げて置きます。

次に關聯發言と致しまして、第六九號議案、一〇番阿部藤造さんにお通ひ致します。

第三節　經濟的國土計畫の樹立

（阿部藤造氏說明）統制經濟の强化の必要なることは、今更喋々を要しません。各種統制會が出來ましたのも、また營團又は統制會社の創立も、この目的に他ならんのであります。私も統制會社の運營の責任を擔ひまして、政府の高度國防國家建設の爲に下働きをして居るのでありまするが、今朝程石原さんのお話を聽きまして、自分もその責任を感じた一人であります。

それは今日統制は益々强化され、一應機構は完成しつゝありますけれども、併し骨肉は出來たが、血が十分に通つて居らんといふ點は、私も至極同感であります。或る所は充血し、或る所は貧血して居る。之は只今の手形交換所の統計を見れば明かであります。今日この經濟の血液の循環は手形の交換高で明かであるのでありまするが、統制に對する政府中心、東京中心主義が現はれました爲に、最近手形の交換高が殆ど東京に集中致しまして、殊にこの丸ノ內に集中して居るのであります。

それを數字で申しますと、支那事變以前は東京五二に對して大阪は四八であつたのでありまするが、昨年から本年の上半期では東京六〇に對して大阪四〇となり、最近の一ケ月は東京六五乃至七〇に對して大阪三五乃至三〇になつて居るのであります。これは如何に血液が東京に集つて居るか唯頭にのみ血液が集つて、手足や胴體が段々貧血狀態を呈して居ることを、明かに來して居るのであります。

第一項　經濟血液は全國的に

これは國家總力發揮の今日に於て憂ふべき現象でありまして、この點はどうか政府に於かれまして、一日も早く、唯今までの外科手術だけではなくて、西式血液循環療法と申しますか、或は內科手術と申しますか、血液を全國によく循環さして、本當に經濟力の總動員體制を樹立して戴きたいと思ふのであります。これを難しく申しますれば、經濟的國土計畫の樹立といふ私の提案になるのでありまして、先づ第一は各種團體の本部または業務の中心を再檢討なさいまして、徒らなる東京中心を打破して戴きたい。實際の經濟力を再檢討なさらんことを希望するのであります。更に物資の配給に付きましても、昨日勝さんが仰しやいましたやうに、全國を經濟的國土計畫に依つて府縣ブロックを打破して戴く。これは最近の衣料切符制を御覽願ひましても、その衣料切符制の結果、東京であるとか、大阪であるとか、福岡とか

兎に角日本の十大都市に切符が集つて居るのであります。これが如何に經濟的に遺憾であるかといふことはよく分るのであります。

それから國土防衛、防空の點からいひましても、私は經濟力を日本中に分散して置くことが必要ではないかと考へるのであります。その他中小工業の整備、轉廢業、南方移住問題、或は物資交流、交易の重點を何處に置くかといふやうなことについても、この總動員體制を一日も早く確立することが必要でありまして、一方に於ては遊ぶ者を作り、一方に於ては飽和狀態に置くといふことは、國家の爲に憂ふべきことであると思ひます。これを以て終ります。（拍手）

（議長）次に闇取引、闇行爲に關するものとして、第四四號議案闇行爲必滅策の提唱、百十七番多田滿長さんに御發言を願ひます。

第四節　闇行爲必滅策の提唱

（多田滿長氏說明）私の提案は、闇行爲必滅策であります。聖戰完勝に卽應するための我が國の諸般の機構は大體において整備改革が成つてゐるのであります。尙ほ改善是正する必要もありますが、これと同時に今日考ふべき問題は機構の問題に實踐が伴はなければ千萬の機構改革、整備を致したところで、何の價値もありません。思ふに今日實效の伴はざる最大のものは何であるかと申せば公定價格維持の問題でありまする幾十萬の公定價格を決められてをりますけれども、今日では殆んど闇ならざるなしといふ狀態であります。昨日司法大臣はこの席において御言明になりました、聖戰開始以來我が國においては、他の犯罪は比較的減少であるが、經濟事犯は頗る增加したと申してをりますが、實效を伴はざることを裏書してゐると申してよからうと思ふのであります。まことに遺憾千萬であります。若しもこのまゝに放任しておくといふことでありますならば、國民生活を破壞せられ國家の威信を破壞し、戰時經濟に破綻を來たし、國策遂行の不能となるといふことは明瞭であります。何としてもこれを絶滅しなければなりません。

第一項　闇行爲はどこから來るか

闇行爲は一體何れより來るか、品物の不足、配給の不圓滑、價格の不適正、時局に對する認識を缺いてゐるといふ點、或は自由主義、個人主義の考へ方がまだ拔けきらないといふこと、各種の原因を算ふることが出來ませう、しかし聖戰途上にある今日においては、この根本對策を考究しこれを處理するよりもなほ緊急なることは緊急對策の實現であります。私はこの意味において三四の對策を申上げておきたいと思ひます。第一に考ふべき事柄は國家の權力によることでありまして、卽ち今日までの闇行爲に對する國家のやり方は少し手緩いと思つてをります。更に嚴罰主義を徹底する必要があります。（拍手）罰金の如きもうんと增加する、私はこの間驚いたのでありますが、或る東京市內の有名な店で一萬圓の罰金をとられた、ところが、一萬圓位の罰金ならば、每日とられても差支ないといふことをいはれたといふことである。かくの如き狀況でありますから、罰金の如きはうんと加重する。體刑をうんと强化する、闇行爲によつて財產を得たものは國家においてこれを沒收する（拍手）といふところまで具現しなければならんと思ふ、特にこの際お考へを願はなければならん事柄は、闇行爲をなせるものは、指導者として立つことが出來ないといふことにしなければならない（拍手）闇行爲をなせるものは、公民權も停止するといふことでなければならない、全國において府縣會選擧が行はれ、市町村會選擧が行はれ、神聖なるべき新制度において、闇行爲をなしたる者が公然として推薦せられ、それが當選する平然としてその地位にゐる、闇行爲を絶滅するよりも、闇行爲を奬勵するがの如き、斯樣な

狀態は一日も看過すことは出來ないのでありまして、（拍手）私はこの意味において公民權を停止することを主張致しますと同時に、町內會長、部落會長、或は區長の如き、名譽職、指導的の立場に立つことをやめさせなければならんと考へてゐるのであります。

第二は國民の自肅による闇行爲の絶滅であります。その一つは地域的に自肅組合を作らして、その組合に一つの權能を與へて、卽ちその町村なりその部落なりの村會議員、或は壯年團々長、國民學校教員等を動員して、警察官と協力して闇行爲絶滅に協力せしめる、そして若しその組合員中から闇行爲をなしたる者が現はれたりとすれば、それらの人々には、例へば配給品の停止をするが如き權能を組合に持たしめるといふことが必要であらうと思ふ。更にまた部門的に、卽ち生産部門、配給部門、消費部門別に組合を作らしめて、連帶主義、連帶責任をとらしめ、その組合から闇行爲をなす者ありとせば、その組合員全部は連帶責任をとるといふことにすることも一つの方法であらうと存じます。

更に又第三の問題としては、國民敎化による對策であります。闇行爲をなすもの、心理を研究してみまするに、闇をすれば法律にかゝつて罰金をとられる、體刑を受けるといふことは承知致しまするが、何が故に戰時下に公定價格を守らなければならんかといふことについては、全く無意識であつたのに驚いたのであります。こゝにおいて全國的に國民敎化運動を徹底せしむる必要があるのであつて、その一つとしては、新聞或はラジオ、雜誌或は演劇等を總動員致しまして、國民に深き認識を與へるといふことが必要であらうと思ふ。その二は特に映畫國策を確立する必要があると思ひます。御承知のやうに、映畫ほど國民大衆性を持つてゐるものはありません。昨年度の統計を見ますると、映畫を觀覽するものは四億一千三百十三萬人、これは大人であります。小人六千百五十萬人、合せて四億八千萬人ばかりの多數に上つてゐるのでありますが、我が國においてはこの大衆性を持つてゐる映畫の活用に對して、餘りに無頓着ではあるまいかと思ふ、先づこの際映畫も映畫國策を確立致しまして、ひとり闇取引とは申しません、この場合における國家總動員體制を確立する上においても、適當なる筋書を作り、少くとも全國各町村に月一回二回くらゐは、巡回班に以て映畫によつて國民を敎育することも必要であらうと存じます。

更に第四の點と致しまして、この時局と國民との接觸面を擴大することが必要であらうと思ひます。聖戰途上における各種の問題を解決するためには、私はなほ今日と致しましては、國民に廣く接するの度を深からしめる必要があると思ひます。而して動もすれば、聖戰目的下に陶醉して、精神の弛緩をなさんとする國民に對して、緊張味を與へて、喜んでこの國策に協力するといふ方針を立てゝ行かなければならんと存じます。

第二項　闇は下層ばかりでない

大要斯様に對策と致しては考へますが、何と致しましても根本策から考へて行かなければなりません。闇を犯す者のみを責めるといふ態度であつてはいけない、卽ち國家として、前申したやうな根本策を强行し、直ちにこれを實踐に移す必要があると同時に、この際特に考ふべきことは、官民指導者階級の國民に對して範を垂れるといふことであります。この點は特に必要なことでありまして、昨日司法大臣は同じくこの席上において斯様に申してをります。闇の嚴罰主義をとることは必要だが、國民の協力を必要とする、國民の協力は何れより來るかといへば、卽ち遵法精神より來る、斯様に申してをります。まことにその言やよしであるが、國民に遵奉精神を養はしむる根源は上に立つ者がこれを先づ遵法するといふ考へ方を以て行かなければなりません。（拍手）下情上通と申します、その下情に通じたる者は何と申してゐるか、闇をたゞひとり民のみではない闇はたゞひとり下層社會のみではない、斯様に申してゐる、政治家、戰時下における指導者階級の態度と致しては、この言特に味合ふべきではないか、私は東條總理大臣が、實際において非常に激職に當たられる身であるに拘らず、東奔西走、親しく民情を視察され、それを政治の上に具現されやうとする考へを持つてゐるその態度を遠くより仰ぎ見て、常に感激の念に滿ちてゐる者であります。今日は何としても上に立つ者がそれだけの決心をしてゝれなければ困る。我々國民は欣々營々として不自由を忍び、而して聖戰完勝の爲に邁進しようと致してゐるのである。國策に忠實にして、闇行爲を排擊する忠良なる國民のある他方において、なほ時局を理解せず、己れ自ら世間に安んぜんとして、私利私慾を圖つて亘利をむさぼらんとするが如き一部の人のあるにおいては、軍國政治の要諦はこゝに破壞せられるのであります。私は特にこの際軍國政治下における識者、政治家の態度、軍國國民の考へ方、これらのものを向上致しまして、闇行爲絶滅を期せんとするものでありまするが、たゞ恐るゝことは、政府においても、翼贊會においても、本當にこの問題について熱意があるかどうかといふことについて、私寡聞にして未だ膚に落ちない點がある。國策を遂行するについては、大藏大臣がこゝにおいでになつて貯蓄を奬勵する、まことに國策上結構なことでありまして、これは斷じてやらなければならんことであります。農品の回收をする、公債の買上に努力する、或は海の日を決める、航空日を決めて、全國にその宣傳を致してゐるのであるが、不幸にしてまだ闇に對して絶滅を期するといふ大政を掲げて全國民を覺心せらるゝことなしと考へる、私はこの點を遺憾に考へてゐるのでありまして今少し一般國民も眞劍になり、政府當路者も眞劍になり、指導者階級國民一體となつて、官民協力一致、この問題を絶滅することは、現下の最大急務であるといふことを申上げまして、私の說明を終ります。

（議長）第八三號議案闇取引防止對策に就て、一二六番高橋孝太郎さん。

第五節　闇取引防止對策について

（高橋孝太郎氏說明）私は農村の時局に對する熱意と、比較的劃の惡い主要食糧增産に些の不平不滿もなく、默々として精進して居りまするこの實相を卒直に申上げまして、さうしてこの氣持を攝き亂し、その生活に脅威と不安を與へて居る闇取引の實情を申上げて、提案事項の說明に移りたいと存じて居つたのでありますが、遺憾ながら時間がありませんので、これを省略しまして、直ちに本論に入りたいと思ふのであります。闇取引が如何に深刻に國民生活に不安と脅威を與へるかといふことは今更申上げるまでもないのであります。要は如何にしてこれを防止し、これが絶滅を期するかといふことに集中さるべきものと考へるのであります。そこで提案の理由を省略致しまして、一つ〳〵私の愚見を申上げたいと思ひます。

只今多田さんからいろ〳〵と御名論を拜聽致しました。全く同感であります。これ以上に私が申上げる何物もないのでありますが、提案致しました以上一二について申上げたいと思ひます。

大體、闇取引を絶滅致しまする方法は、精神的に大運動を起しまして、全國民が擧げて自ら反省し、自覺致さなければならんことは申すまでもないのでありますが、それと併せまして、制度の上にも相當思ひ切つた改革を斷行して戴きたいと思ふのが本案を提出した理由であります。

第一は配給機構の整備促進を期せられたいと申すことであります。現在の複雜な機構の下に於きましてはどうしても物資の偏在は免れぬのであります。相當寄り道の多い所の機構になつて居ります爲に物資

が偏在致すのであります。物資が偏在致しますから横流れが起る、或は配給の時期を失するといふやうに、勢ひ配給に不公平と闇取引の起る源がかゝる所に發するのではないかと思ふのであります。故に、先づ以て機構の單純化を圖りまして、生活必需物資に關する限りは成べく生産工業組合から直ちに消費者を對象とする小賣商業組合に、又小賣商業組合は配給致しまする町村とよく連絡を取りまして、町村ではその大小の狀況等を考慮致しまして、一乃至數箇所の配給所を設け、そこに物資を集めまして、それを町村長の監督下に配給せしむることに致しましたならば、配給も圓滑に參りませうし、又この間闇を働くべき餘地がなくなるのではないかと思ふのであります。

第二點は、肥料その他農耕用器具機械のやうな、食糧增産と密接な關係を有しまする物資の配給は成べくこれを一元化致しまして、地元産業組合をして擔當せしめて戴きたいといふことであります。農家の肥料不足の弱點に乘じ、或はその他の豆、大豆といふやうなものと統制外の肥料との米や麥、或はその他の豆、大豆といふやうなものと統制外の肥料との物々交換を强ひて見たり、しかもその統制外の肥料の如きものは全くその性能はない、無價値に等しいものを高價に販賣致して居る向も多少あるやうに聞くのであります。かくの如きは農業經營をして益々困難ならしむるばかりではなく、農家に對して闇取引、統制違犯といふものに次第に習熟せしむる結果となりますことは憂慮に堪へぬ次第であります。是非ともこれが實現方御考慮を煩はしたいものであります

第三は、生産者の小賣、又は卸賣業者の小賣販賣兼業を禁止せられたいといふことであります。その理由は、依然として利潤追求に急なるの餘り、自己生産、又は卸賣に係る所の商品を成べく多く小賣販賣に向け、組合に出荷致します所の品物を減少する。その結果として配給圓滑を缺くのみならず、甚しきに至つてはいつの間にかその次の配給を止むるといふやうな結果になります。かやうな品物が往々にして起らないとも限らないのであります。ここにも闇の原因があると存するのであります。

第四は、全面的に商品の規格を統一致しまして、併せて品質の檢査を嚴重に致されたいといふことであります。公定價格、或は協定價格の認可を得ましたものも、一定の規格がございませんものは、時に模造品を作つたり、又は簡單な加工によつてこれを上級品と稱して高價に販賣したり、或は著しく原價、品質を低下して事實上の値上を行ひまして、不當の利得を貪るもの尙ほ相當多きやに聞くのであります。仍て、この際規格の單純化と統一を圖りまして、品質重目の檢査を併せて嚴重にする所の相當機關ある機關を設置致されたいと存するのであります。

第一項　切符の賣り買ひ弊害

第五は、購買力を抑制し、戰時生活を徹底せしむる爲に點數による綜合切符制か、又は單一通帳制の實施を考慮せられたいといふことであります。この問題は既に御研究中の如くいろ〳〵新聞紙上で拜見致して居るのでありますが、切符制の弊害といふものは可なり多いやうに考へられます。差當り不必要ではあるが、切符を交付せられたから買はなければならんといふやうな考へを起したり、中には甚しきに至つては切符の賣買が行はれて居るのであります。かくの如きは切符制の親心に逆效果を生ずるもので、まことに遺憾と存じますので、甚だ困難な施設だとは存じますが、成べく通帳制によつて、生活の基準によつて通帳制によつてやられたいことを切望する者であります。

第六は、原價計算による適正價格を全面的に急速實施せられるやうに取計らはれたいといふことであります。凡ゆる角度から見て、相當困難な問題であることは萬々承知出來るのでありますが、この問題は利潤の著しく高率なものも尙ほ相當あるやうに見受けるのであります。この際利潤の不均衡を是正し、所得の衡平を圖ります意味に於て、速かにこれが實現方考慮せられたいのであります。

第七は、統制規則違犯者に對する行政罰をも附科し、營業自體の禁停止處分をも考慮せられたいといふことであります。多田さんからも仰しやいましたが、この種違犯によつて處罰を受けた者は案外平氣で以て、恥しと考へて居らん者が多いやうに思はれます。罪と考へて居らん者が甚だ多いやうに思ひます。價格の不正利得者であつても、事件の正面に現はれた超過額が少い場合には、處罰の範圍も從つて輕くありますので、從つて生活にも何ら脅威を感じない自然數犯を繰かへす者が多いやうに思ひます。故に營業自體の禁停止處分を附科すること違犯防止の適策ではないかと思ひます。刑罰を重くするその方が却つて效果があると思ひます。

第八は、重點配給の方法を考慮せられたい。現在のやうに劃一的な方法であつては却つて購買慾を唆ることになりますので、土地の狀況需給の關係、生活の程度などを充分考慮致されまして、適時適物を配給せられることになりながら、物資の調節上にも、又需要者の便益にも寄與するところが多いと思ふのであります。これをたとへば、高級品は都市生活者に、農山村へは成べく實用向を多くするやうにお願ひが出來れば甚だ結構であると存ずるのであります。

尙ほ申上げたいこともありますが、時間がありませんので、遺憾ながら一應これで終ることに致します。（拍手）

（議長） 次に、戰時國民生活に關しまして、玄米食に關するものから始めたいと存じます。第一一八號議案、國民主食を玄米食に復歸せしむる件、二一七番渡部旭さん。

第六節　國民主食物を玄米食に復歸せしむるの件

（渡部旭氏說明） 第一一八號議案について說明致します。日本は元來玄米主食の國でありました。それが素れて米を搗くやうになりましたのは元祿の文弱時代からでありまして、僅か二百五十年以來の出來事であります。それも初めの程は、高々五分搗程度のものでありましたが、九十年前の嘉永年間から搗粉を入れて純白に搗くやうになりました。しかしそれは主として江戸で行はれたことで、一般には五六分搗を超えることはなかつたやうであります。

ところが、日露戰爭の後、米國よりエンゲルバルク式と稱ふ混砂精米機が輸入せられましたのに端を發し、漸次動力精米機が流行するに至り、大正時代には遂に全國隈なく普及致しまして、お米の白さは加はる一方に向ひました。さうして肉食の風は廣く山間僻地にまで瀰漫し、一見國民生活の向上を齎らしたかの感がありましたが、何ぞ圖らん、國民の健康と體位とは逐年低下の一途を辿りまして今日に及んで居るのであります。

第一項　玄米常食時代の日本

然らば、玄米食時代に日本人の體位と健康とは如何なる狀態であらうかと申しまするに、四百年前織田信長の時代に來朝しましたジャンクラーセーが本國パリに送りました報告書の中に次の如き意味の記事があることによつて一斑がよく分るのであります。曰く

國民の健康度を以て一國の興廢を判斷し得るとせば、日本は正に世界第一等の興隆國たるの資格を有するものと言ふも敢て過賞ではない。何となれば、この國に於ては疾病に罹る者極めて少く、且つ健康長壽を保つ者甚だ多いからである。日本人は身體長大にして强健ノ精神又極めて剛毅であ

る。彼等が好んで謳歌するものは武術であつて、その勇敢なること、忍耐力の強きことまことに感ずるに餘りあるものがある。彼等は米、即ち玄米を常食とし、君主は半月は一日一食、他の半月は一日二食、僧侶は常に一食、中流以下の者は副食物に野菜肉を用ひ、牛豚羊等の肉を攝ることなく牛乳を飲むを鮮血を啜るが如く嫌悪し、これを飲用する者絶無であると書いてあります。以て當時の日本人が精神的にも如何に活氣横溢してゐたかが窺はれるのであります。この史實から見て、國民主食を玄米食に復歸せしめますことは榮養復古であり、健康復古であると言へるのであります。

さて、國民主食の問題に關しまして、白米食が不可なることは既に斷案が下されて居るのでありまして、殘された問題は七分搗か玄米かといふことに局限されて居ります。そのいづれを是とするかについては、從來榮養學上幾多の論議が繰かへされて居り、未だ國論統一といふところまで統一して居らんのであります。玄米飯はまづいと申しますが、それは炊き方を白米と同じにするからでありまして、正しく炊かれたものは外米飯などより遙かにおいしく、又少しく慣れますと内地米の白米飯よりも格段の滋味を覺えるのであります。お釜は從來のまゝで宜しく、壓力釜を用ひる必要は少しもありません。又玄米飯は消化吸收が惡いと言はれ、それが殆んど常識のやうになつて居りますが、それは大變な誤解でありまして、惡いどころか、胃腸はメキ〳〵丈夫になり、健康度は高まり、疲勞を覺えなくなるのであります。

第二項　榮養學は何も彼も否定

然るに現在の日本榮養學、前述の如き歷史的事實も、又幾十萬人の尊い體驗も、一切これを否定するの立場に立つて居られるやうでありますが、かくの如きことは科學の發達過程に於てはよく見る例でありまして、敢て珍らしいことではありません。今少し研究が進みますと玄米食が最善であることを眞に認める時が來るに相違ありません。從來私共はその日の來ることを氣永に待つて居つたわけであります。しかし一と度これを大東亞戰爭完遂の立場から檢討して見ますならば、もはやかゝる優柔不斷は許されんのでありまして、玄米食斷行が絕對的であり、急務中の急務となつて迫つて來たのであります。

かゝる觀點より二三の具體的事例を擧げて見ようと思ひます。

第一は、玄米食は戰時食糧問題を完全に解決することであります。內地人口七千萬人を賄ふにには現在のままでは米七千萬石以上を必要とします。然るにこれを玄米食に統一しますと、搗減り六%が完全に助かる外に、自然減食といつて、飯を食べる量が七分搗よりも二〇乃至三〇%減つて來ますから、兩者を通算しますと二三・二―三二・八%の節米率になります。いま、最低節米率を三三%として見ましても七千萬石に對しては實に一千六百萬石餘の節米となり、結局玄米食では五千四百萬石で十分足りることになります。昨年は昭和十年以上の萬石の不足を告げまして、戰時中の食糧問題は非常な困難に直面したのであります。然るに、若し玄米食が斷行せられて居つたとしますならば、繰越米を勘定外にしても、優に百萬石を餘しまして、飯米に關する限り外米は一粒と雖も移輸入する必要はなかつた筈であります。然らば、平年作の場合はどうかと言ひますのに、勞力不足、肥料缺乏を考慮して、假りに六千萬石の收獲と見積りますれば、從來のまゝでは一千萬石以上の不足になりますが、玄米食では樂々と六百萬石を餘し得るのであります。

かくの如く、玄米食の斷行によりまして我が國の戰時食糧問題は一時に解決出來、加ふるに肝要なる國民榮養問題、わけても脂肪分補充の難問題が同時に打通するのであります。お米の通帳制度は無用になり、個別配給量の算出も、代用食對策も、府縣ブロック制度も、總て解消或は緩和されて來まして、國民生活はどの位明朗化するか測り知れないのであります。さうあつてこそ、日本は鬼に金棒、戰爭が何年續かうと微動だにしないのであります。

第三項　莫大な犧牲をすぐ解決

第二は、玄米食は戰時下船舶の緩和に至大なる效果があることであります。この點に關しては、その道の權威者であられる南寫三郎議員から御說明があることと存じますので、私は簡單に申上げます。我が國は現在一にも船、二にも船といふ大切な時期にありながら、米を移輸入する爲に一年に百五十萬トン以上の船腹を犧牲にして居ります。この莫大な犧牲が立ち所に解決出來る方策が日本には未だ殘されて居るといふことは正に天佑神助と申さなければなりません。その他、玄米食斷行により鐵道貨車八萬輛以上の輸送輕減となり、又精米所從業員二萬數千人と、電力二億四千萬キロワット・アワーが浮び、これらの人と物とは米を搗き減らす非生產的な仕事から、生產力を增强する仕事に振向け得るのであります。

以上の如く、玄米食斷行によりまして我が國の戰時體制は一擧に格段の强化を示すのでありまして、戰時下これをもしも重要問題と言はずして何をか言はんやであります。加ふるに、國民生活は肇國本來の質實剛健なる生活に復古しまして、こゝに初めて健民運動、人口問題、その他凡ゆる國民生活問題の根本が確立されることになるのであります。

次に、然らば本議題の對策如何と申しますに、それは七分搗勵令の前例に倣ひまして、搗米禁止の勵令を發布することを根本要旨とするものでありますが、その詳細に關しましては委員會の席上で述べることに致したいと思ひます。（拍手）

（議長）　次に議案の御提出はありませんが、關聯發言として、一〇九番杉本好一さんにお願ひ致します。

（杉本好一氏）　御指名に依りまして、關聯することにつきまして、私個人の二三の意見を申述べて見たいと思ひます。我國は古來食糧には洵に惠まれた國であつたのであります。隨つて食生活の上に於きましても榮養といふことにつきましては、甚だ無頓着で、寧ろ幸福な鈍感であつたといつても宜しいのであります。併しながら今日まではそれでは左程眼につくやうな榮養障碍も殆どなくて過されたのであります。時間の關係上この理由は省略致します。

ところが時局の進展に伴ひまして、食糧事情は漸く窮屈を覺えるやうになつて參りました。その結果國民一般が榮養確保を欲求することは洵に著しく、食生活はその爲に甚だ考慮せられて參つたのであります。このことは少し遲きに失する憾みはありまするが、今からでも決して遲くはない。私は洵に結構なことゝ存じます。

窮屈な食糧事情になりました以上は、どうしても吾々が榮養を確保して行かうといふ爲には、是非とも持合せの食糧も出來るだけ活して用ふることが極めて肝要であります。即ち食品の榮養效率を增進することに眼目を置かなければならん。榮養效率增進は經濟的立場からも、保健的立場からも、何れからもその效率を上げて行かうといふわけであります。例へば食品を選擇致します場合に於きましては、その地方々々に多く生產するものを選ぶとか、或は季節のものを選ぶとかまた調整の場合等に於きましても、それ〴〵工夫勘考を凝して、消費節約の點から、また榮養確保の點から、これに寄與せしめるといふことであらねばならんのであります。尙ほまた食品の配合といふ點にも意を用ひまして、全體的の榮養力を高め、その榮養總力を運營する意味合からいひましても獻立の作製が合理的でありまして、特にその食の質と內容が整備せられますならば、或る程度まで量的節約をも期待

することが出來るのであります。この質の整備に當りますものは、寧ろ主食よりも副食にあるのでありまして、副食はその名前こそ副食でありますが、主食に對するつけたりのものであるとか、或は主食を食べる爲の味付け程度のものであるとかいふ考へは是非とも是正して戴きたいのであります。

第四項　食糧品の四天王とは何？

かういふ見地から主食副食の内容、特に質を整備致します爲に、は我國で最も多く生産せられ最も多く消費せられる食糧品を大別致しまして、四天王を擧げて居るのであります。曰く米、大豆、鰯、大根であるのであります。この四つのものが常に食膳に配合せられますならば、質的に整備して榮養を確保する上に遺憾がないと確信するのであります。尤も米と申しましても、米を以て代表するもの〻中には、麥以下の雜穀、更に甘藷、馬鈴薯を入れて宜しいのであります。又大豆と申しましても大豆のまゝでなくとも、その加工品でありますし納豆、黄粉、豆腐、ゆば、味噌等それ〴〵結構であります。その他の豆類も無論結構であります。鰯と申しましても、鯛や鮪がふんだんにあるにも拘らず、わざ〳〵鰯を探すといふのではなくて、魚介類は悉く鰯を以て代表して居る。かういふ風に考へて宜しいのであります。また場合に依りましては獸鳥肉類は言ふに及ばず、蔬の如きもこの鰯の分に入れて宜しいのであります。大根は蔬菜果實を代表するものであります。海藻類もまたこれに入れていゝのであります。斯様に致しまして、各〻四天王の中から一つ宛を撰んで、いつも四者が食膳に上るといふことにするならば、その質と内容を整備して、吾々の榮養確保に非常に寄與せしむることが出來、且つ食全體の榮養效率を增進せしめて、或る程度まで量的節約も期待することが出來るわけであります。

第五項　玄米主食の結論を得ない

因に私は年來米に關してその榮養效率について科學的研究を致して居るのでありますが、玄米主食が米の榮養效率增進の點に於て最も適當なりといふ結論には、未だ到達してゐないのであります。また日本學術振興會の國民榮養に關する委員會に於ても、委員の諸權威の間に、玄米主食を適當とするの見解は下されてゐないのであります。尤も玄米が飲食物取締規則にいふが如き、衞生上危害の虞ある物質を含有して居るといふわけではないのでありますから、玄米を愛好する人士がこれを用ひんと致しまするのをわざ〳〵差止めるのでは決してないのであります。一般國民、殊に青盛りの幼者とか、或は勤勞に勵しむ勞務者等に對して玄米を日常の主食として推奬することは、まだ早計かと存じます。（拍手）

（議長）同じく關聯發言として第一一九號議案、一四三番の南鄕三郎さんに御發言をお願ひ致します。

第七節　船腹節約及食糧問題解決のため國民玄米皆食の斷行

（南鄕三郎氏說明）玄米が食糧と致しまして適するといふ問題は、只今渡邊議員からお話がございましたから省略致しまして、專ら運送關係について申したいと思ひます。皇軍の赫々たる戰果に依りまして、大東亞共榮圈各地の主要資源は、今や我が制壓下にありますが、併し强力なる輸送力なくしては、これ等の諸資源もその十分なる活用を見ることが出來ません。我國の現狀を顧みまする時、船腹は極度の不足を告げて居り、政府もこれに對して一大造船計畫を立て、着々その成果を擧げて居られますが、船腹不足の對策としては、ただ新造船

計畫や、沈沒船の引揚修理のみでは不十分であり、能ふ限り船腹節約計畫を立てなければなりません。ところが我國が海外からいろ〳〵の物を輸入してゐる中で、米の輸出に要する船腹は厖大なるものでありますから、我國が海外から米を輸入する必要がなくなれば、その莫大な船腹を節約せられるのであります。それは國民玄米皆食の斷行に依つて可能となるのであります。玄米皆食を斷行致しますと、米の需要は最小に見積つて、先刻お話がありましたやうに搗減りと減食とを合せ、約三割を減少することになりまして、我國は最早米を海外から輸入する必要がなくなるのであります。

第一項　玄米で八十六萬トンの船

さうなれば今まで米の輸送に用ひてゐた船腹を他の重要國防資材の輸送に振向けることが出來ますが、假に一年間百五十萬トンの船腹が浮いたと假定して、それに依つて品位六割の鐵鑛石八十萬トンと石炭七十萬トンとを輸入したと假定して、七十萬トンの石炭より四十萬トンのコークスを採りこの八十萬トンの鐵鑛石と四十萬トンのコークスに依りまして、約四十三萬トンの鋼材が出來たと致しますと、それだけの鋼材に依つて總トン數約八十六萬トンの貨物船を建造することが出來ますが、造船能力、その他の資材等のことを考慮して、假にその半分を造船資材に使用し、殘り半分を兵器その他國防資材に使ふと見積りましても、優に總トン數四十三萬トンの貨物船を建造し得るのであります。

さうしてこれを極く内輪に見積りまして、一ケ年平均七航海と致しまして、且つまた片荷、即ち片航海だけ荷物を積み、片航海は空船で航海すると致しましても、少くとも三百五十萬トン以上の船腹が增加しまして、三百五十萬トン以上の荷物が運べるわけであります。翌年にはこの船腹でまた鐵鑛石と石炭とを運びますと、前に申上げました比例で百萬トンの鋼材が得られるのであります。

第二項　玄米は戰を勝ち拔く素

かういふ風に致しますれば、造船能力の問題は暫く後のこと〻致しましても、船腹は算式に增加するのであります。玄米が保健上宜しいといふことは、既に前にお話がございましたから、これを省略致しますが、國民玄米食に依つて、莫大なる船腹の確保が可能となりますならば、我國が先刻農林大臣からお話のありましたやうに、食糧に對して他から輸入を求めない。食糧獨立といふことが出來、長期戰に勝ち拔くといふ點から申しましても、擧國一致直ちに玄米食の斷行に取掛るべきであると考ひます。

しかも假に玄米皆食を國策として決定したと致しましても、これが完全な實行に移されるまでには、飼料の準備や、國民が玄米食に馴れる爲の準備、既存精白米の消費、玄米の新たなる配給等、最少一年間の準備期間が必要でありまするが、長期戰の間には船腹が非常に減少することを覺悟して置く必要があると存じます。そのやうな場合に、外米の輸送が杜絶してから急に玄米食に移らうとしても、時既に遲く、悔を千載に貽すことゝならないとも限らないのであります。この意味に於て玄米食皆食の斷行は焦眉の急に迫つた問題であり、一日を爭ふ問題になつて居るのであります。

尙ほ先刻來閣取引或は行列買の問題が論ぜられましたが、玄米食を致しますと、副食物の需要が非常に減るのであります。さうすれば需給の關係上、この點を矯正される上に於ても非常な效力があると考へます。

また更に先刻農林大臣のお話のありました通り、我國は東亞共榮圈全體の食糧に對して考へなければならない立場にあります。然るに現に支那に於ては非常に米が不足してゐるのでありまして、これは宣撫

工作上洵に重大な問題であります。若し我國が南方諸地域からの米の輸入を必要としなくなりますれば、タイ、佛印、或はビルマの米をジヤンクを利用して、支那及び南洋に送り、或は近き將來のインドへ送ることが出來、宣撫工作上、民心安定上、その得る處は極めて大なるものがあらうと考へるのであります。

時間の爲め說明不十分でございますが、詳細は委員會に於て說明致しまして、兎に角この長期戰に完勝する爲の船腹確保對策として、私は國民玄米皆食の斷行を主張する者でございます。（拍手）

（議長）次に住宅問題に關するものとして、第一二八號議案戰時中住宅の規格を一定するの件、宮澤小五郎さんにお願ひ致します。

第八節　戰時中の住宅規格

（宮澤小五郎氏說明）最近國內における住宅の拂底はまことに想像の外であります。速かにこれを解決しなければいはゆる勤勞精神の昂揚も民族の增强も、共に望み得ることが出來ないのではないかと思ひます。軍需工業また生產擴充にも頓坐を來たし、結局この大東亞戰爭を完遂し行くことが、或は出來ないのではないかといふやうな恐れを抱いてゐるのであります。就きましてはこの焦眉の急に應ずるために戰時中政府は幾種類かの住宅規格を定めて、それ以外のものは建築を禁ずる、かういふ提議を私は致したいのであります。それは別段新しいことではなし、これに似通つた問題は出されてあつたのでありますが、以下少しくその理由を御說明致したいと思ひます。

申すまでもなく我が國の住宅は氣候風土の影響、また國民生活の態樣、絕えざる文化の輸入によりまして、住宅の形態は極めて多種多樣になつてゐるのであります。これらはまことに當然のことであると思ひますが、住宅は住むその人の貴賤貧富或は地位財產趣味趣好等いろ〳〵の關係から致しまして、これを藝術化し、趣味化し、その品質形容がます〳〵複雜多岐になることを免れないのであります。この結果今日の住宅は、實に凡ゆる物資を凡ゆる形において利用を致してゐるのであります。木材を使ふことは勿論のこと、各種の金屬類、土石、燒物、硝子、凡ゆる塗料、糸、紙、竹、草の果に至るまで使つて、餘すところがないのであります。これがなくては家が出來ないことになつてゐる驚くことには、極く簡單な貸家建築においても、木材の種類と形の違つたものは百種以上にも及んでゐるのでありまして、他は推して知るべきであります。隨つてこれが建築に費す勞力といふものは、從來の方法によりますれば、僅に二十坪くらゐの小さい家のためにも、先づ普通二百人の勞力を要するのであります。少し念入りに建てますれば、三百人、四百人の勞力を要するのである。またこの資材を得るための輸送力といふものも相當かゝるのでありまして、二十坪の家を建築するには、先づ三十トン以上のものを使はなければならんことになつてゐるのであります。それが今日の情勢において住宅の供給を促進する能はざる唯一最大の原因なのであります。しかしこれらは平時においては決して取立てゞどうかういふべき問題ではない、むしろ文化を向上せしむる一方法として至當であると考へて宜しいかと思ひますが、今日飽つてこの超非常時を克服し、大東亞戰を勝抜くためには平時の考へを一擲し、一定の廣さと、通風、採光に妨げなき限り、極めて簡素なる住宅に甘んじ、百戶分の資材勞力を以て、二百戶三百戶の住宅を建設し、また十ケ月かゝるところを五ケ月三ケ月で完成するやうな方法を發見することが、極めて必要であらうと考へるのであります。先年政府は三十坪以上の住宅の建築を制限し、更に最近これを强化する意思があるやうに伺つてをりますが、これは結構であります。しかし單に坪數の制限を致すだけであつて、進んでその內容を規制しないために、その形態が千差萬別であるのみならず、また民間においては相當贅澤な建築をなす者を見受けることが少くないので

あります。これは全國的に見ますると、すいぶん物資勞力を浪費してゐるのでありまして、この結果一般の資材勞力の供給を阻害する結果になると考へられます。のみならず、斯樣な弊があるといふことは、國民の住宅に對する意慾をほしいまゝにせんとするその平常時の考へを是正することが全く不可能になるのであります。しかも私の申したやうな簡素な住宅を建てましても、これが滿足に消化されるや疑なきを得ないのであつて、到底一部の力を以てしては住宅の簡素化は完成されません、どうしても本會においてこれをお定めになつて、例外のものはその新築を禁ずることを望むのであります。若しそれ大東亞戰を勝抜いた曉には、東亞共榮圈の秩序が立ち、持てる國になつた時には、早速適當な改裝を施し、或は新築をすることも宜しいのでないかと思ひます。幸ひに私の申上げることが出來ると致しますれば、先づ第一に、資材勞力が極度に節約することが出來、第二に、資材の大部分を工場方面に廻すことが出來、第三には、建具類は全部何れの家にも活用することが出來、第四に工事日數を激減することが出來、隨つて第五には、建築費の節約と家賃の遞減をも望むことが出來まして、これが供給上幾多の利便を生じ、住宅難も卽座に解決するのでないかと存ずるのであります。

第一項　着工したら完成へ

なほこれと同時に、この目的を完成する上において、極めて必要なことは、建築資材の配給機關を一元化する問題であります。御承知の通り、建築資材は幾種類にもなつてをりまするが、その種類毎に順序をよく手に入らなければ、工事は途中で中止する外ないのであります。その實例はすいぶん少くないのでありますから、建築資材は一元的の配給方法をとり、配給されたる資材は十分に活用して、一旦工事に着手した以上は、その完成をみるといふ御處置をお執り下さるやう願ひたいのであります。なほ對策については更に委員會において申上げることに致します。（拍手）

（議長）右の關聯發言として第一二九號議案、速に庶民住宅の大量建設をなし、且つ家賃を低廉ならしむる要ありについて桑原重治さんに御發言願ひます。

第九節　速に庶民住宅の大量建設を爲し家賃を低廉ならしむるの要

（桑原重治氏說明）私の提案も住宅の問題でありまするが、遽かに庶民住宅を大量建設すること、且つ家賃を低廉ならしむること、これが要點であるのであります。私は重要產業に關係してゐるものでありますので、この問題が生產力擴充に絕對必要であり、從つて一日も怠せに出來ん事柄であることを特に痛感してこれを提案した次第であります。而してこのことは申すまでもなく、現戰時下におきまして、決して安易なる生活を欲求してゐるのではありません。一億一心職域奉公の實を擧ぐるために、必要にして十分なる最少限度のものを、對象として申上げてゐることを、先以つて銘記して戴きたいと思ふのであります。

現在都市、特に新興都市における住宅不足は、漸次甚だしくなりまして、住宅難の聲は巷に喧ましくなつてをります。工業都市では六疊の部屋に五六人住まはなければならんとか、一戶に對立を立てゝ二家族同居しなければならんといふことは、屢々耳にするところであります。なほ住宅のないために、通勤に往復四五時間以上を使消することは稀でないのでありまして、これでは往復に精力を消耗致しまして、工場における能率增進等は全然問題になりません。また今日官吏といはず工員といはず、轉任轉勤しても住む家がないので、家族も呼ばれず、結婚しても住む家がない、偶々自分の持家があつても、一旦借家にすれば、なか〳〵家を明けて貰へないとい

ふわけであります。これは到底看過すべからざる重大問題であると思ひます。次に新築の家賃が著しく高いといふことでありますが、家賃統制令により適正標準が決められることになつてをりますが、この標準は、日支事變以來建築費が騰貴したこと、建築費査定に專門的知識が必要であつて、適確なる査定が困難であるといふやうなわけで、從來の住宅組合の家賃に比較して、均衡を失することが甚だしいのであります。大體二倍くらゐが普通であります。これはなか〳〵困難なことでありませうが、何とかして低廉ならしむる要あるを痛感するのであります。只今宮澤さんがお述べになりました住宅の規格を一定することも、確によい方法で贊成致します。たゞそれだけで目的を達するかどうか、再檢討を要することでありまして、重要產業の工場の新設擴張等に際しては、從業員の住宅建設は全く不可分一體のものでありますので、工場の建設には、勿論資材、金融、勞務等全般的重點的處置の途が用ひられてをりますが、住宅建設の方はとかく二次的に考へられがちであります。現狀の如き住宅の拂底は、工場、事業場の增員を不可能ならしめ、現下喫緊の增產に對し重大なる支障を來しつゝあるのであります。從業員として家庭生活に不安なからしむることは產業能率增進の前提でありまして、速に對策を樹立して、住宅問題を解決しなければならんと確信を致します。勿論政府におかれても夙にこの點に着目せられ、昨年四月住宅營團法が發布せられ、住宅營團をして住宅經營事業を經營せしめつゝあるのでありますが、遺憾ながらその規模が小さく、その建設豫定數量は到底問題にならんのであります。でありますから、迅速なる建設は期待出來ない現狀であります、しかのみならず現行法は營團に對して損失補償が認められてをらんのでありまして、建設費の騰貴は、現狀において家賃の低廉を望み得ないのであります。これはどうしても營團の規模を擴大し、補助金支出の途を考究して戴きたいと思ひます。なほまた重要產業の工場主、事業主が、自ら從業員の住宅を建設する場合には、資材の優先的配給を認めるやう考慮して貰ひたいと思ひます。

これを要するに、大東亞戰爭は、いよ〳〵長期戰、持久戰を覺悟しなければなりません。この際とるべき唯一の手段は、生產力擴充の外にないと確信致します。生產力擴充と不可分である住宅供給の確保に關しましては、希くは政府におかれましては、この際思切つて速かに適切なる御對策を講ぜられんことを希望して已まないのであります。終り。（拍手）

（議長）順序は少し入り亂れてをりまするが、戰時國民生活に關する關聯發言と致しまして、第一三五號議案について、村岡花子さんにお願ひ致します。

第十節　戰時生活基準確立の中に教養への施設を

（村岡花子女史說明）私も行列の中に立つて買物を致しましたり、今回の衣類のことについて、生活上苦勞を致してをります主婦でありながら、私は敢て生活を衣食住の面から見たくないといふことを申したいのであります。私共家庭婦人大衆は、現在その日〳〵の生活の問題に追はれてをりまして、殆んど靜かに考へる時を持たないくらゐでございます。それにはこの歷史的の大戰爭の中にありながら、私共の生活が、今なほ多くの無意味な仕來りに囚はれてをり、必要以上に複雜な暮し方をしてゐることも原因となつてをりませう、戰時に相應しい生活の基準を立てることは極めて大切であります、それに向つての部門だけに限つて考へることは不十分であると思ひます。衣食住の方面で、戰時にふさはしい質や樣式が定められましても、家庭にあつて、妻達、母達、娘達が、喜んで不自由に堪え、國防國家の建設に努力しようとの、けなげな心意氣、聰明な理解とが養はれてゐなければたゞ尺度、標準を與へただけでは、長期戰下の生活體制は完全だとはいへないと思ひます。その精神力を培ひ、生成させるために、或る程度の教養機關が備へられることは、決して贅澤な註文ではなく、生活の最低標準と雖も、その中には當然教養の部門を加へて考へるべきだと私は信じてをります。（拍手）行列買の問題は、各方面で檢討されてをりますから、近く將來には必ず何とか改善され、現在のやうな恐るべき時間の無駄と、體力氣力の消耗から私共の救はれることの希望を持つてをりまするが、現在の行列買の間においてさへも、もう少しお互ひに、ほかの人の立場を思ひやるやさしさを持ち、情實にからまれた黨派的氣分と利己主義を去りましたなら、幾分形勢を好轉させることが出來る筈であります。私は行列買に入つてゐる女の一人として考へるのであります。私がこゝで申上げる教養といふことは、決して無闇に高邁な奧深いものを意味してはをりません。今日まで本人が教へられて來たたしなみといふものが、今の母達の中から失はれて行くのが悲しいのでございますそれが幼い子供達、若い娘達に及ぼす影響を恐れるのでございます。現在の若い娘達の教養の低下は、將來の妻達、母達の品性が低くなることを意味すると存じます。

第一項　現在母達の幻の土地

これではよき結婚によつて良き子を多く持ち、國家に盡さんとする結婚報國の理念にも反するわけでございます。現在の日本の母、私共日本の母達の大多數にとりましては、東亞共榮圈の各地は見ることの出來ない土地でございます、たゞ私共が心の中に描いてゐる大きな幻の地でございます。しかし次の時代の日本の妻達、母達は、或は南方に、或は北方に安住の家を見出すべき人達でございます。そこにおいて諸民族にかこまれて生活すべき人達でございます。それを思ひます時に、戰時下現在の婦德の低下といふことは、まことに恐るべきことと思ふのであります。

そこで一般家庭の婦人の教養を培ふ方法、對策と致しましては、私は大政翼贊會、また大日本婦人會がその對策を作つて下さるやうにといふことを御希望申上げたいのでございます。極く手近なところでその對策の一つを擧げますならば、大日本婦人會の第一線の組織である隣組に、婦人班を單位としての教育活動に期待したいのです。やさしさと愼しみが、大東亞戰爭下の逞ましい生活と矛盾しないものだといふ指導を盛込んだ諸雜誌の回覽を奬めるとか、分り易く書かれた良書を讀ませる貸出文庫を作るのも一つの方法であります。これにつきましては私は、こゝに女流文筆者の協力を求めたいのであります。大日本婦人會でありましても、大政翼贊會でありましても、徒らに理窟に囚はれたものでなく、女は女達の眼に觸れる立場から物語りかけられるものを作られるがために、女流文筆者の動員をして下さいますやうに、お願ひしたいと思ふのでございます。讀まれることは、大變遲りくどいやうでありますけれども、結局效目のある方法でございます。今の一般家庭婦人を文字に親しませる運動は、もつと强化されてよいと思ふのであります。（拍手）

（議長）現在に於きまして、とかく缺けて居るかに考へられます人と人との間の情味、たしなみ、これらについて潤ひのある御意見として深く傾聽致しました。

次は貯蓄問題として、第一二〇號議案、二〇〇番盛田達三さん。

第十一節　貯蓄運動に對する積極的戰時體制の整備と貯蓄吸收機關の綜合化

（豊田進三氏說明）　戰時に於て國民貯蓄に課せられた重要な任務は二つあると考へられます。大東亞戰爭完遂の爲に政府が要請する資金の吸收といま一つは國民生活確保の爲のインフレの防止にあることは申すまでもないのであります。さうして貯蓄奬勵機關としては重點をいづれに置くかといふことを考へまするに、インフレ防止に貯蓄奬勵の重實があると考へるのであります。インフレ防止は戰時國民生活の指導竝に實踐にその根幹を存するものと思ひます。この戰時國民生活の指導を忘れて、唯單に金を目當としてこれを吸收するといふ國民貯蓄奬勵をなしたところに現在の貯蓄奬勵の缺陷と過失があるだらうと考へられます。それが爲に、國民に對して貯蓄の壓迫感は益々强く響いて居るやに考へられます。戰時國民生活の指導は先づ戰時國民生活の確立が必要であります。これをどんな困難を冒しても必ず實踐することによつて政府の要請する資金の吸收も出來、又インフレ防止も出來るのであります。國民貯蓄の指導と國民生活の指導は車の兩輪、鳥の兩翼の如く、下部の調保指導に於てはじめたりと結びつき、一體となるべきものであります。

貯蓄は感激であります。宣傳のみではいかんのであります。指導は勘が必要であります。奬勵には感激を齎らすことによつて出來上るのであります。翼贊會が常會に於て貯蓄奬勵をなす場合を考へて見たいと思ひます。この場合個人生活にまで喰入つて指導する必要があると思ひます。折角集まりました常會員の氣持が盛り上つたところで、さて私はさうしますとどういふ貯蓄をすれば宜しいか、かう訊かれた場合に於て、現在の經濟金融機構の下に於ては翼贊會では、あなたはかういふ貯蓄をしなさいといふ明確な指示は絶對出來ないのであります。さうしますと、この折角盛り上つたところの氣持をそこで徒らに散らかしてしまふといふことになると思ひます。そこに非常な無駄があるだらうと考へるのであります。この點が貯蓄吸收機關を統合しなければならん第一の理由なのであります。その盛り上つた際に、百圓千圓づゝ貯蓄して居るから、本年は一割五分だけ何とか出してくれ、君は男の子があるから、どうせ兵隊さんに行くのだから徵兵保險に入つてくれ、といつたやうな工合に實際に即した指示が出來ると、そこにぴつたりして、盛り上つた氣持がそのまゝ貯蓄になつて現はれて來ると考へられるのであります。

第一項　貯蓄奬勵運動の欠陷

第二に於きまして、現在の吸收機關に於ける貯蓄奬勵運動の缺陷は、各〻出來高主義によつて功名爭ひをすることによつて、その爭奪戰は益〻甚しくなるやうに考へられます。高額貯蓄組合の勸奬にお土産まで持參するやうな者が出來たのであります。これが爲に、貯蓄吸收、貯蓄奬勵に從事して居る者はそれは一通りならん努力を現在やつて居ります。朝の一時二時まで驅け廻らねばならん結果となり、まことに同情に堪へないものがあります。私共も亦それを慨嘆して居りますが、しかし無統制な貯蓄奬勵は却つて逆效果を生じます。現在の貯蓄奬勵に益〻力をかけて行つたと假定すれば、逆に橫流れの傾向が出て來るのであります。實の河原の石積と言ひますか、甲が積んだものを乙が持つて來る、乙が積んだものを丙が取るといふやうな非常な無駄がそこに生ずると考へます。それが一般公衆に對して多大の迷惑をかけ、澤山ある種別の選擇に苦しませ、終ひにはやけを起させ、嫌惡の念を持たすことになるだらうと思ふのであります。これが爲に國家の金と物とを非常に無駄にして居ると考へられます。これが第二の理由であります。

第三は、從來貯蓄は個人の自由意志に基いてその生活の確保に重點を置き、各人の自由な財產蓄積法として利用せられ來つたものであります。事變以來、このことが政府に協力するといふ理念を執つて參つたのでありますが、この協力といふ言葉は深味のない、直き行詰る言葉でありまして、私は聊か疑念を持つて居りますといふのは、農家に於きましては子が親に協力する、又妻が夫に協力する、かういふ言葉は絶對にないのであります。自分の身體が自分の頭に協力して物を作り上げる、かういふ言ひ方はないだらうと考へます。國民が國家に協力すると言ふ結果、國家と國民は別々に存するといふことは日本國民には考へらるべきことでは絶對にないのであります。かういふ言ひ方の問題に貯蓄奬勵をして居るとぶつつかつたのであります。それではどうすればいゝかといふことになつた結果、かういふ風に考へられたのであります。これは、現在の日本に於てかういつた協力といふ言葉で指導した結果、どうなつたかといふと、協力するもせんも自分の自由であるといふので、駿河臺の有名なお醫者さんも出て來て國債は一枚も買はんといふことが出て來たのであります。そこの郵便局で國制を勸奬に行くと、國家に對する義務でない、協力といふものは義務でない、だから自分の好きにするといふやうなことが起きて居るのであります。今日の段階に於きましては、これは國民の義務である、かういふつもりで奬勵しなければならんであらうと思ふのであります。

以上申上げました理由によりまして、貯蓄吸收機關は統一せられなければならんと、私共奬勵の任に當つて居ります者は堅く信じて居るのであります。（拍手）

議長）關聯發言と致しまして、第一二〇號議案、二一五番の若生意雄さん。

第十二節　戰時國民貯蓄增强の件

（若生意雄氏說明）　私は戰時下國民貯蓄の運動の一環として働きます爲に、曩に勤勉運動に參加致し、更に翼贊壯年團の結成を見ましてそれに參加致しまして、極めて新しいことでありますが、二三の體驗を申述べて置きたいと思ひます。

宮城縣に於きましては、昭和十六年度貯蓄目標額は一億五百萬圓であります。然るに、昨年は御承知の如く東北六縣、就中宮城縣は凶作でありましたにもかゝはらず、その貯蓄實績は一億一千三百二十九萬圓でありまして、目標額より八百二十九萬圓を增加致したのでございます。又、十七年度貯蓄目標額は一億六千萬圓が宮城縣に課せられて居りますが、四月より以降の三箇月間に於きまする貯蓄額は六千七百一萬圓に達して居りますが故に、優に目標額一億六千萬圓を突破することが出來ると愚ふのであります。しかし、宮城縣人口百三十萬人は各々己の分限に應じて貯蓄に邁進して居ります以上に精進して居るのであります。遺憾ながら未だ不十分の嫌ひがあるのであります。近い一例を申しますと、仙臺市に於きまして高額國民貯蓄を實施致しましたのが本年の六月三日であります。綜合所得五千圓以上の者六百六名でありますが八月下旬に於いても組合に加盟致して居ります者は四百名に過ぎぬのであります。殘る三分ノ一の二百二人は加盟に應じない。そこで仙臺市長名を以ちまして仙臺市翼贊壯年團にある加入勸誘隊が要請を受けたのでございます。早速壯年團と致しましてこれをお受け致しまして、壯年團を動員致しまして、脚物を印刷致しまして御協力方を願つて居るのであります。その後成績は極めて順調に進んで居るのでございます。私は平素より、貯蓄目標額より以上といふことはまことに結構でありますが、それ以上に各々の分限に應じ、一人殘らず協力致すことを非常に望んで居るのであります。又公債、債券に於きましても、各月に發行されますが、隣組を通じましてもこれを未だに一囘も受入れないといふやうな方もあります。これ亦仙臺市長名を以ちまして、公文書を以て翼贊壯年團に醫療運動の委囑を受けて居るのであります。これ亦團員を動員致しまして、懇切丁寧に啓蒙致しまして、この實績も着々擧つて居るのであります。

私はこの際この仙臺市に於きまする三分ノ一の加盟に應じなかつた人が悉ろに話を致しますと欣然參加するといふことを申して置きたい

のであります。部落と致しまして有産階級乃至は指導階級、或は知識階級の中にこの時局をよく認識せん非協力の人があるといふことを偶々聞いて居るのでありますが、壯年團員が個々に戸別訪問し、懇ろにお話し致しますと、さういふ方々は欣然參加するのであります。私はこの尊い體驗を致しまして、今後益々國家の要請に邁進致したいと存じます。簡單ながらこれを以て終りと致します（拍手）

（議長）次に國民厚生に關して、特に人口問題に關してお發言を願ひますが、只今からお發言になりまするお方に議長よりお願ひ致したいと存じます。豫定の議案がまだ九つか十殘つて居りまして、時間が非常に順々に遲れましたので、總て只今から後のお發言は、普通發言、關聯發言共に五分間でお打切りを願ひまして、豫定の計畫を一通りやりませんと、各部門に一應の發言が亘りませんので、その點御諒承下さいまして、共にお時間を五分以內にお制限をお願ひ致したう存じます。

第二四三號議案、六四番勝沼精藏さん。

第十三章　文化保健厚生の卷

第一節　大東亞建設と人口

（勝沼精藏氏說明）大東亞建設に向つて人口力の必要であることは申すまでもありません。これは私の常に考へて居りましたことでありますが、大東亞戰爭に向つて尙更早く數多くを要するやうになつたことは明かであります。私は一昨年來、民族問題について各地を講演して居りましたが、その講演の後でいつでも質問を受ける深刻なお話の中には、必ず生活の問題、經濟の問題が入つて居ります。これについて人口問題の最も緊急な對策として、最低生活の安定といふことを考へて提案致しましたけれども、先程からの大藏大臣或は厚生大臣のお話を伺つて安心を致しましたので、この話はこゝで申上げません。

併しながらこの生活安定を實行に移し、人口增强を實行に移すには、どうしても御婦人のより以上の協力を必要とするといふことを申上げますと共に、御婦人の協力して下さることが出來るやうに、政府がこれを取遲しで戴くことをお願ひしたいのであります。昨冬私がドイツに參りました時に、ヒットラーは、ドイツが前の歐洲大戰に敗れたのは、半分以上婦人が責任を負はなければいけない。と申して婦人に對して協力を求めまして、各家庭の臺所に於て一割五分の食物が無駄になつて居ることを指摘して、各家庭の婦人は自分一人々々が食糧大臣になつた積りで、かういふ食糧の無駄を排除しなければならないやうなことではどうするかと言つて、各家庭婦人の協力を求めて居ります。日本の家庭に於ではこれはどうでありませうか。

またドイツの或る町に於て、電車の中で大人は皆座席に坐つて居るが、子供は座席に坐らせない。さうして電車の搖を利用して、子供の戰爭に對する小さい時からの訓練を致して居ります。五年先か十年先か二十年先か分らないが、航空兵になる。その戰爭に對する肉體的の訓練に少しでも利用しようとする觀念が、田舍の電車の中まで徹底して居ります。かういふことを見まして洵に胸をうたれました。

日本の婦人會が定められたことに於て立派な仕事をして居られますことは、川西さんその他の方に伺つて居ります。併しながら私はいろ〳〵なことについてお願ひしたいことがありますが、その一つとして今日日本の現狀に於て、殊に最近どん〳〵殖えて行きます所の職業婦人の姿を見て、洵に憂慮に堪へないのであります。これは女學校に於てちやんと訓練されて歸りました所の人が、比較的自由な思想を持つていろ〳〵な社會に出て行くのでありますが、これは一體誰が一元的

に指導して居りますか。男の方は青年學校、或は壯年團、青年團、少年團といふやうな統一的組織に依つて率ゐられて居りますが、女は誰が統一的に率ゐて居りますか。かういふ婦人を一元的に思想的に訓練、統一する機關を、政府に於て御指定を願ひたいといふことを、お願ひして置きます。

第一項　民族發展の裏に女あり

私の申します更に一つ大きなことは、大東亞建設は男の專賣ではいけないのであります。大東亞建設に向つては、男の行くところ女も共に行かなければいけないのであります。男ばかりの植民で成功した例は、今までの歷史に一つもありません。男の行くところに必ず女が共に行つて、家庭を建設して初めて民族の眞の發展の姿があるのであります。（拍手）いろ〳〵歷史を調べて見ますと、アレキサンダー大王の植民政策がさういふ點に於て最もよく徹底して居りますけれども、これでもやはり後から調べますと、女の行つた數が足りません。大東亞建設に於ては、日本精神、皇道精神を必ず率體して、さうして魂と肉とが、男と女とが揃つて大東亞建設をやつて戴きたいのであります。（拍手）これは私は單に常識的に申すのではありません。いろいろ民族科學的の研究の結果で、深い學問的の根據があるのであります。大東亞建設は、イギリスやオランダのやうな植民地を建設したくない。もつと力强く科學的に建設をしたい。これには婦人の御協力をお願ひしたいのであります。（拍手）

（議長）委員會に於きまして更に十分御發言をお願ひ致します。續いて第一四六號議案、一九七番の三浦シゲさんにお願ひ致します。

第二節　民族優生人口增强に關する對策要望の件

（三浦シゲ女史說明）提案のうち優生結婚につきまして申上げます只今緊急國策として民族優生、人口增强の問題が叫ばれて居ります。然るに實際に於ては事變以來却つて女子の晚婚者が非常に多く、人口增强の國策に合致しない現狀であることは、洵に由々しい現象だと常に憂慮に堪へない次第でございます。そこでこれが對策としては、先づ優生早婚の奬勵が第一であると存じます。

さて早婚奬勵、即ち男子徵兵適齡前に於て結婚させるにつきましては、いろ〳〵そこに支障が附隨して參ります。即ち男子に獨立の資力が足らないものが多いので、隨つて家庭生活に不安を來すことであります。次に家族の者が徵兵期間精神的にも物質的にも嫁や子供を預る面倒を避ける爲め、結婚を仲すことになります。また時局柄、戰死を見越しまして、後の面倒を心配し、取る方にも遣る方にも遠慮をするやうな傾きがあります。大體かうした見地から相手方は落着く。女の方は行後れとなる現狀で、時局柄人口增加を叫びながら、事實に於てその叫びに反して居ることは、洵に殘念でございます。陛下の赤子をお預りする親子達が、娘の結婚問題については、なか〳〵大抵の惱みではありません。政府に於かれましても折角御國のみ寶として育て上げた者に對し、今一步立入り御配慮を戴きたいのでございます。さうして一日一刻も早くそれが對策徹底をお願ひ致したいのでございます

對策につきましては教育方面その他から考へまして理想論もいろ〳〵でございますけれども、私がこゝに申上げるのは、只今出來上つてゐる青年が結婚難に喘いでゐるのを救ふ爲の對策でございます。

對策の一つと致しまして、各府縣、郡、市町村に於きまして、結婚適齡の男女青年に對し、全部登錄制を採りたいと思ひます。さうして住所、姓名、年齡、學歷、職業、宗教、家族調査、身體狀況、資產、希望といふやうなことを臺帳に明記して、斡旋に便にするのでございます。

次に公設の結婚輔導所を設置して、積極的に指導斡旋の勞を執り、迷信因習などを排して、優生結婚の奬勵を圖ることであります。これに依りますと、在來の結婚の改善も大いに出來るわけであります。

次に早婚奬勵に對しましては、前述の通り障碍があるのを除去しなければなりません。それを除去する爲には生活扶助制を設け、獨立力の乏しい者が安心して早婚が出來るやうにしたいものだと思ひます。また公設の托兒所を設け、出産後の職業婦人の活動に便ならしめること、只今人手不足の折柄、特にこの點を感じて居ります。

第一項　選り屑花嫁はご免だ

次に重要國策として、滿洲移民開拓の重大性に鑑み、優良な女子開拓戰士を多く送り出すことが目下の急務であります。只今內地で結婚難を慨へてゐる折柄、滿洲には多くの開拓戰士が優秀な花嫁を待つてゐます。私が滿洲視察をさせて戴きました折に、戰士の申されますには、滿洲には內地の選り屑の花嫁は居らない。五族の中核となる資格の優秀な花嫁をと註文されたのでございます。幸ひ滿洲には出産率が非常に大であるとのこと、時局柄早く多くの花嫁を送り、所期の目的完遂に努めたいものと思ひます。それをする爲には只今申しました登錄臺帳に依り適任者を見付け出して、それを斡旋することでございます。その他結婚費簡易化に依りまして、結婚の少しも早く出來るやうに致したいものだと思ひます。以上。（拍手）

（議長）衞生保健の問題に關しまして第一四八號議案、一五八番の花岡和夫さんに御發言を願ひます。

第四節　人口增加健康增進の根本策に就いて

（花岡和夫氏說明）時間がありませんから、私は極く簡明率直に申上げます。對策について申上げます。只今日本が强健優秀なる民族を多數必要とするにも拘らず、人口自然增加率の減退、國民體力の低下結核患者の增加等を見るのは、實に憂慮に堪へないのであります。その原因はいろ〳〵ありますが、要するに公私の保健制度施設が不足であり、あつても實效が少く、また國民が永い間自由主義的に生活して來ましたことが、最も大きい原因であると思ふのであります。

この對策としましては、國民をして各〻の健康は自分のものではなく、陛下のものであるといふ觀念を堅持させまして、健康報國の根本觀念を持たせることが最も必要であると思ふのであります。

第一項　健康を指導する方法

而してこの健康を指導致しますることは、いろ〳〵の方法もありまするが、最も必要なことは各個人について指導することであります。これには吾々も多少の經驗がありまするが、なか〳〵困難であります。最も困難なことは指導を受けるやうにさせることでありまして、この點につきましては實費會が各地方支部に厚生部を設け、その下部組織並に醫師會その他の關係團體と緊急强靱なる連絡を取つて、全國民一人々々について、必要に應じて一年に一度二度三度、季節に依る所の健康指導を行ふことが最も必要であります。また指導はなされなくてはいけません。それを實現させる爲にはいろ〳〵の方法があるのでありまするが、第一は國民健康保險の普及であります。都市といはず町村といはず、全國を通じて國民健康保險組合の速かなる設立を要望するのであります。

また今日の社會保險は多種多樣であつて煩雜でありまするから、これを將來は國民保險及び健康保險の二つ位に統合しまして、しかも健康保險初め總ての社會保險は、その給付が疾病に對する療養、出産等

について行ふことになつて居りますが、これを國民の健康指導を主にすることにして、その健康を增進する爲に相當の指導をするといふ建前に、健康保險の制度を變へられるやうにして戴きたいと思ふのであります。またこの國民保險の結成を期する爲には、政府は思切つて補助額の增額をして、少くとも一人について三圓位は增額して、今救護法であるとか軍事援護であるとかいふもので救はれて居る者は、全部國民保險の中に於て取扱ふことにして、その爲には宜しく政府は相當の金額をお出しになることが必要と思ふのであります。

また結核の豫防でも、醫療團に依るベッドの增設も結構でありますが、今日の日本の結核の蔓延は、工場に於て感染してこれを農山漁村に持來して、健康なる所の他の人にも感染することになるのでありまするから、この豫防としてはどうしても工場或は集團生活の生活方法を合理的にしなければいかんのであります。これについて吾々同僚が工場に於て相當骨を折つて居つても、その進言は用ひられないのであります。將來工場勞務者の保險施設については、その指導者となる醫師に、そこに居る者の健康に對する責任を持たせまして、その醫師に恰も軍に於ける軍醫の如き地位と職權を與へなければいかんと思ふのであります。豫防醫學の行はれない所の工場に於て、結核が蔓發するのは當然のことであります。尙ほ豫防としてBCG接種の速かなる普及を圖つて、結核の發病を防ぐといふ風に行かなければいかんと思ふのであります。

尙ほまた今日醫師は健康指導の能力がないといふことを申されますが、これも或る一面の理由でありまするが、かういふ者に對しては宜しく日本醫師會をして補習教育を行はしめて、少くとも學術上の力を講習させ、またその精神を昂揚させまして、本當に君國の爲に醫療報國するの精神を養はしめて、これを實地に行はしめることが必要であると思ふのであります。

人口增殖の問題は、固より出産率の增加を圖ることが何と申しても一番必要でありますが、これが誤つた個人主義的家族制度の爲に、出産率が減少して居ることは、悲しむべき事實であります。いろ〳〵の政策が必要でありまするが、國民をして國家の爲に子供を産む。如何なる苦勞があつても國家の爲に子供を育てるといふ根本精神を堅持させない以上は、如何に結婚の奬勵、育兒の補助施設と致しましても、なか〳〵その效果は擧らんと思ふのであります。尙ほ詳細のことは委員會に讓ることに致しまして、大要だけを申上げた次第であります。

（議長）續いて第一五六號議案母性及乳幼兒保護に關する希望、藤間アサヨさんにお願ひ致します。

第四節　母性と乳兒保護について

（藤間アサヨ女史說明）私は婦人が衞生知識が足らないといふことによつて、また物質が不足であるといふことによつて起りましたあまりに多くの悲慘事を見て參りましたもので、この度は是非乳幼兒の問題を發ね、それらの話についてお願ひをしようと思つたのでございますが、昨日から今日にかけて私の希望するところは、健民運動によつて既に約束されて參りました。それで大變恐縮でございますが、御時間もございませんし、たゞ一つ申上げたいことは性病のことでございます。これは私多年本當に泣かされて來たことでございまして、何とかしなければならないと思つて來たことでございますが、御承知の通り早婚は奬勵されてをりますし、多產は要望されてをります。それに結核が大變青年子女の間に多いといはれてをりますし、婦人はどうしたらよいかといふ氣持になつてをりますところを、結核に對しては至れり盡せりの御施設が出來る樣子でございまして、大變嬉しうございますが、性病の問題だけは一つお考慮を願ひたいのであります。

第一項　喜びのお産が悲しみ

御承知のやうに、流産、早産、死産により或は先天的病弱質といはれるやうな子供が毎年何萬と死んでをりますが、さういふ子供が出來ますのは、申すまでもなく、性病が一番大きな原因をなしてゐるといはれてをります。婦人が妊娠、分娩、育兒といふやうな大きな使命遂行途上に失ふ生命には、いろ〳〵原因はございませうし、一々申上げないでも御存知のことでありますけれども、その性病が如何にお手傳してゐるかといふことは分り切つたことでございます。折角妊娠の喜びを得まして、ほんとうに樂んで待つべきものが、不安なものに變つてしまふ。どんなお産が出來るか、どんな子供が生れて來るのかしらといふやうな不安を持ち續け、まあ幸ひに外見だけは變つたことなしに生れましても、辛うじて育つたところで、或る時期が來ますと、こぶ〳〵が頭をもたげて來まして、ほんとうに情ないことでありますけれども、腦癒だとか、精神病者といふやうなものが殖えて來ましたのでは、大東亞の盟主として、指導者に任じてゐる帝國の大恥辱だと思はれます。それですから何としてもこの場合ほんとうに何とかしなければならんと思ひますが、幸ひに何とか出來る程今日の醫學は漸次約束されてをりますので、まことに有難いことでありますから――それは特殊の人もございませう、特性の人には已むを得ないことでございませうけども、大部分はちやんと約束されてゐることでございますから、是非政府におかれましても、それは今までも宣傳なり、教育なり、凡ゆる方面からずいぶん御熱心にやつていただきまして、國民もお蔭でその弊害の如何に恐るべきかはよく承知して參りました、もう分つてゐてどうにもならない問題でありますから、この場合どうでもかうでも一つほんとうに撲滅の斷行をお願ひ致したいと思ふのでありまして――こんなことは申上げんでも分つてをり、貴重の時間をとることもないと思ひますから、すぐ對策の一部に移つてお願ひしたいと思ひますが、これは亂暴と申しませうか、口でいふは易いことですが、實行となりましては容易ではなからうと思ひますが、少くとも國民の大恥辱であり、國家存亡の係る問題として、名譽とか面目だのといふことをいつてゐる場合でないと思ひます。一切を捧げて國家の爲に今純血を以て日本が戰はなければならん時でございますから、さうした意味において、政府の御指導により、長期戰に備へる爲、必勝のため、みながさういふ氣持になつて立つて下さるやうにしますれば、隣組を通じまして、結婚可能な人達に、强制的に政府から呼掛けて、血液檢査をし、肺結核の者には加療させるといふ方法をとり、妊婦を診察致しますれば、必ずその經過を妊娠手帳に記入させるといふ方法を執りますならば、假令妊娠の後半期であつても、大分よいのでないかと思ひます。丁度出產時における點眼の規定のやうなことになつてをりますれば、みながそんな氣になつて出來るのでないかと思ひます。產婆には他人の秘密は絕對に嚴守させることに協力致すやうお願ひしたいと思ふのであります。大變長くなりまして――。

（議長）次は心身の鍛鍊、體育に關するものと致しまして、第一五九號議案、民族力增强の具體方策を促進するの件三橋喜久雄さんに御發言願ひます。

第五節　民族力增强の具體方策を促進するの件

（三橋喜久雄氏說明）長期戰を完遂し、大東亞建設をなし遂げて、尊嚴なる皇國の使命達成の上に、最も强く要求せらるべきものは、皇國民生命力の培育であり、錬成であり、增强であると存じまする。しかもまたこの皇國民生命力の根據をなすものは、國民體力の增强でなければならんことは今更申すまでもございません。而してこれについては近時漸く國民の認識するところとなつて、その實踐運動と申すべきものが講ぜられつゝありますことは、邦家のために、まことに喜ばしいことでございまするが、しかしながら、思ひをこゝに深く致しまする時、この皇國民生命力乃至は國民體力增强の眞の理念的把握は、我等實際的內容につきましては、未だ淺薄混沌たるを免れません。今にしてこれが對策を講じて、最も高き、最も純粹なる國體體驗的な至高至純のこの體力的な理念を擴大せしめて、正しき指導を與へられるのでなければ、民族力の將來に、從つてこの長期戰の將來に、拔くべからざる一大支障を生ずること必然と存じますが故に、私はこゝに國民體力問題の議案として、日本人の必ず踏むべき日本體道樹立を提唱するものでございます。日本體道の理念を宣明して今席を御無禮致します。

我々皇國民におきましては、生きることも死ぬことも、忠の一點においてその最高的意義が成立します。故にこの日本體道とは、皇國民身體の生の道であり、やがては死ぬ道でもあります。つまり我等日本人の身體の意義、從つて體道の本義は、卽ち忠生忠死、忠のために死に、忠のために生きるといふ、忠生、忠死にあります。大君の邊にこそ生きむ、大君の邊にこそ死なむ、大君の邊にこそ働かむでなくてはならんと存じます。而して斯かる日本體道の理念的把握は、未だ淺薄皮相の域を脫しません、いはゆる獨善的觀念的精神主義者は、忠の具體性を忘却して、體道の系統的合理性を無視し、又一方唯物的肉體的主義者は、たゞ肉體は個人のみあつて、國體日本人の自覺を失ひます。こゝに我等は大御寶として、健民この身卽ち　天皇に率じ、國に奉する、奉皇、殉國の大義に立ちまして、健民この身、それが我等のこの身體の中にあつて、物體性に下から生體、肉體へ、身體を通じて盛上り統べ上つた眞の日本體道の理念把握が徹底的に凡ゆる地域と職域の機關を動員して、一大國民的精神運動を展開せんければならんと存じます。このための日本體道の內容、具體的の方策につきましては、委員會に讓ることと致します。終り。（拍手）

（議長）次に大東亞共榮圈を指導すべき科學の問題と致しまして、第一六一號議案、藤原唉平さんにお願ひ致します。

第六節　大東亞共榮圈建設に特に風土性を重視すべき事

（藤原唉平氏說明）私の議題は大東亞共榮圈の建設に特に風土性を重視して戴きたいといふことであります。風土性と申す言葉は、出雲の風土記で皆さん御承知でございますやうに、その土地の地味、地勢氣候から、そこに住む人間の人種、性質、因習、風俗、歷史等も含んだ言葉でございます。風土性を重視するといふことは、その土地々々の自然を活かすやうに、その原住民の風俗、習慣、歷史を尊重するやうにといふことであります。つまり萬邦をして各〻その處を得せしむるといふ意味であります。ビルマにもジヤバにも、日本で出來なかつた物產もあり、日本より優るものも必ずあると思ひます。それらを尊重し、奬勵して、共榮圈內において、なくてならん地位を彼等に與へることであります。それが卽ち八紘一宇の皇道精神の具現であります。しかし實際に當つてみますると、なか〳〵この風土性が尊重されるまでに參つてをりません。この例は澤山ありますが、時間がありませんから省きます。昔飛鳥朝、奈良朝時代におきまして、唐服がさかんに流行しましたが、それがいつの間にかだん〳〵變り、日本の風土に合つた和服に變つて參りました。今日本には洋服、洋建築その他澤山の歐米文物が採用され、しかもその大部分は未だ日本の風土に醇化してをらんの

であります。この中途半端の文物を片手に引さげて共榮圈諸國に臨まなくてはならんのであります。こゝに特別の御考慮が加へられるべきは當然でありまして、これらは總て科學的の眼光を以て檢討される必要があると思ふのであります。

而してこの精神を充分に發揮することは南方諸國に對してのみならず、中華民國に對しても、滿洲國に對しても、或は朝鮮臺灣に對しても必要であつて、既に我が國は內地の良しとするところを好意的に、しかし不注意にこれら外地に强ひて苦い經驗を嘗めたことは枚擧に遑ないのであります。それら以上に重要なのは、我が本國に於ける風土性の尊重をいま一步吟味し直すことであります。

曆といふものは統治の表徵として大切なもので、日本の本曆は伊勢大神宮から頒けられて居ることもお分りでありませう。さてこの大切な曆が太陽曆であることは甚だ結構でありますが、ユリウス曆とか、グレゴリ曆とかいふもので甚だ不備なものであります。その詳細の說明は省きますが、これらの缺點は既に普く歐米でも充分に知られて居ります。この曆を如何に改正するかといふことは既に多くの研究や考案があり、それの採擇は天文學の專攻家と堪能な爲政家にお任せすれば充分であると考へます。

又會計年度が三月末日であるといふことも實に困つたことでございます。詳しい說明は略しますが、この會計年度もやはり風土性に基いた曆年と一致させられたいと考へるのであります。

次には、たとへば民法などに於きましても、この風土性、或は國民性といふものを無視して居る部分が尙ほ非常に多いのでありまして、第一に日本の民法は精神に於て總て個人主義であるやうに考へます。我が國の特長であるところの家族主義、隣保主義、部落主義といふやうなものが缺けて居るのであります。非風土性の缺點あるものは尙ほその他澤山ありまして、これらはいづれも改正を要するのであります が、詳しい說明は略します。

次に日本では、三種の神器と共に神代より技術を重んじたのでありまして、鏡を造る伊斯許理度賣命、玉を造る玉祖命は天孫降臨の時の五人の大臣の中に算へられて居ります。然るに後世では、特に德川時代以後は技術者は職人として卑しまれ、その修得に少くとも五箇年、多くは十箇年の年月を必要とする高等な技術者であるに拘らず、たゞ讀み書きが下手であるといふやうなことから極めて下層に置かれて居りました。それが、惹いて今日でも官廳ではこの技術者を傭人として最下級の扱ひをして居ります。これらも是非改めて貰ひたいことの一つであります。

技術の根本を成すものは科學でありますが、科學の發達には精神が入用であり、精神力の發揚は優れた科學によつて遂せられることは明かでございます。これは空の神兵を見ても、眞珠灣の九軍神を見ても直ちに肯かれるところであります。又、昔の日本刀と武士の關係、近くは兵器の製作と軍人との關係から見ましても十分明かであります。先程松田喜一氏も皇國農民の入神の技と言はれましたが、同じ樣に我が國の兵器に關しては總て入神の技であります。かういふことは曾て西洋にはないのであります。

（議長）成べく委員會にお讓りを願ひます。

（藤原咲平氏）直ぐ濟みます——日本精神とは一體のものであります。これが皇國精神でありまして、これが最も顯著な風土性の現はれと存ずるのであります。どうか政府に於かれましても、この風土性を尊重せられ、科學及び技術の水準を十分に高めて戴きたいのであります。（拍手）

（議長）文化問題としまして、第一六五號議案、二二番猪飼博さんにお願ひします。

第七節　藝術技術の保有について

（猪飼博氏說明）我が肇國の理想、又その精神を顯現し體得致します上に文化の有しまする使命が極めて重大でありますことは今更論ずるまでもないのであります。これ實に文化の母胎が民族精神であるからであります。

す。しかして、日本の文化は實に世界無比なる歷史、傳統と、四面環海で山岳に富み、四季の區別の最も明瞭なる特殊な風土との兩面より、日本的自覺の下に多年育成されて來たもので、この本流に更に或は支那、或はインド、或は歐米の支流を吸收消化した、いはゆる和魂漢才的とも稱すべきものであります。

建築、彫刻、繪畫、演劇、音樂、詩歌、劇、舞踊、乃至衣食住に關する總ての實用品に美を移入しました工藝美術等の藝術文化も亦總て人間の心の中から湧出したもので、民族の趣味嗜好の赴くところに從つて發達したものに外ならないのであります。明かに民族文化の側面史とも稱すべきものであります。從つて、日本の藝術文化も多年培養されて、日本的性格を持つ日本精神の結晶と看做すべきものであつて、明かに日本民族の表徵であり、日本民族の誇りであると思ひます。殊に注意すべきことは、かの萬葉集や、正倉院の御物や、奈良の法隆寺などを拜見します時、日本の文化が如何に皇室を中心に藏いて今日に至つたか、又皇室の御庇護が如何に深かつたかといふ點であります。かくて、この古い藝術文化を研究することが同時に日本そのものを知ることになり、且つ古い中に新しいものを把握することになるのであります。從つて藝術文化の振興は內に日本精神の作興となり、國民思想の善導となり、特に統制經濟下に耐へ忍びつゝある銃後國民生活に餘裕と潤ひを與へることに根强い效果があり、外に對しましては大東亞諸民族の日本に對する尊敬と信賴の念を益〻强化せしむる上にも、更に又眞の日本の姿や意圖を正しく理解せしむる上にも適切なものであると信ずるのであります。その他工藝美術の鑑賞と修練の如きは、勤勞戰士の激勵たる創造的精神の昂揚、生產技能の向上に資するところ益し多大なるものがあります。現下最も必要とする精密なものの生產擴充の根柢を培養する潛勢力を有するものであると信じます。かく觀ます時、長期戰となればなる程、又建設能力を要すれば要する程藝術文化は實に必要缺くべからざる精神的糧でありまして、從つて大東亞建設の一環としての藝術文化政策の構想は宜しく雄大にして豪壯なものでなければならんと思ひます。

然るに、特に近時統制經濟下に於ては、專ら資材、勞務者の關係より致しまして、工藝美術の頓に衰退に赴かんとすることは衷心遺憾に堪へんところで、今日急速に何らかの保護助長對策を講ずるにあらざれば、遂に恨を千載の後に貽すに至らんことを憂慮する者であります。更に工藝美術の如く綜合的製作品に於きましては、特に精緻にして深遠なる技法が必要でありますから、この技術の保存も決して等閑に付すべきではありません。古來工藝美術の製作は、工藝美術の多年の修錬に俟つものが多く、作品の價格などは算盤的に計算し難く、又天才を必要とすることは勿論でありまして、これらの人々は全く他に適當な轉業の途もないのであります。資材も極めて少くて濟みますが、極めて多種多樣のものを必要とするのであります。從つて工藝美術に對しましては宜しく物價、規格、企業、物資、勞務、資金、貿易等の各統制の埒外に置きまして、國家に於ても特別の保護を加ふべきものであると思ふのであります。政府に於かれましてもこの點に留意をせられ、順次對象を御研究中であることはまことに結構でありますが速かに有效適切なる方途の實現を希望して已まぬ次第であります。

尙ほ、對策の一つとしまして、藝術文化振興上企業性と政治性を附與する爲の中樞的國家機關として、かの技術院に對し藝術院といふやうなものを速かに創設して戴きたいといふこと、特に統制經濟下に於て惠まれざる工藝美術作家、工藝技術者に對しまして精神的物質的優遇の方途を講じ、その生活の安定を得せしめられたいこと、大東亞相互間に於て藝術文化の有ゆる啓蒙性、指導性の活用方法を速かに考究すると共に、大東亞相互間に於て藝術文化の交流を期せられたいこと。詳しいことは尙ほ委員會に於て申上げます。（拍手）

（議長）次は第一六六號議案、一七〇番乘杉嘉壽さん。

第八節　國樂創成の國策遂行

（乘杉嘉壽氏說明）昨朝開會の際に當つて擧げられました開會式に、皆さん御參同の全部の方が國歌「君ケ代」を奉唱されましたことは、私として非常な感銘でございました。といふその理由は、現在の職に昭和三年に參りましてから、帝國議會上下兩院に對して、議會の開院式及び閉院式に國歌「君ケ代」を奉唱若くは奏奏せらるべきことを請願して居りましたが、なか〳〵言ふことをきいてくれません。昭和八年の三月十八日に衆議院で、昭和九年三月十九日に貴族院がこれを採擇致しましたが、その際新議事堂が出來た上でこの實行を致さうといふやうな話し合であつた調べがあります。然るに議事堂が出來て年も經つけれども、未だ奉唱も奉奏も何等ない。しかし今度國民代表として皆さんがお集まりになつて、昨日お唱ひになつたことは、これは劃期的なことで、まことに私としては嬉しいことなんであります。

しかし、聞いて居ると調子も惡いし、又テンポも間違つたのが大分あります。全部とは申しません。しかし、これは皆さん才能がないのではなくして、多分學校の教員が惡かつたからだと思ひます。その點私はまことに慚愧に堪へません。しかし今は惡いどころではありません。今の國民學校では、あの新念の際に唱ふ「海ゆかば」、あれも上手に唱ふのであります。あゝいふものでなく、皆さんが心の中で唱ふやうに出來て居るので、あなた方にはむづかしいだらうと思ひます。あの國歌の唱ひ方ではちよつとむづかしいだらうと思ふ。そればかりではなく、總裁が奉讀されました詔書に對しまして、「勅語奉答の歌」といふのが文部省で制定されて居りまして、これも國民學校、中等學校で唱はせる。吾々も必ず唱ふ。詔書奉讀の際には必ずそれを唱つて誓ふ歌が出來て居ります。それもあなた方にはちとむづかしいだらう。これも已むを得ない。

第一項　「あれは英國の歌です」

しかし、それどころぢやなく、現在國民學校なり、中等學校で唱つて居りますものの中で——成ほどあなた方よりは上手に唱ひますが——現在でも卒業の際に、先生とお別れする時に唱つて居ります「螢の光窓の雪」といふのがありませう。又その際「仰げば尊し我が師の恩」といふのを唱ひます。あの歌は、いゝ歌だと思ひますが、あれはイギリスの歌です。それに日本の歌詞をくつつけて、今でも國民學校などで唱つて居る。これは英米依存ではありませんでせうか。私はまことに不都合とは申さんが、殘念である。不都合と言ふと自分が惡いことになる。なぜかならば、音樂學校の前身である文部省の中の音樂取調掛でさういふ歌をくつつけた。即ち日本人にはまだ樂才がない。向ふに大變良い曲があるこれは良い曲であります。この良い曲に日本の歌をつけて、今でも唱つて居る。吾々は英米打倒を叫んで、國家の總力を擧げて戰つて居るが、音樂についてはまだ打倒出來ない。まことに情ない狀態である。（拍手）明治十五年に創設された文部省内の音樂取調掛に於て、私共音樂取調掛で音樂教育をやるといふことでやりましたが、大方針としては西洋の音樂を速かに研究し、その採るべきものは採る採長補短、日本在來の音樂はその資材を自分で持つて居る。これを調和統合して、ここに新なる國樂を創成するといふのがその理想であつた。ところが、その理想はまことにりつぱであつたけれども、いつの間にか、西洋音樂を採入れることに汲々として、五十年專したのであります。

漸く自分がりつぱな邦樂の材料を持つて居つたといふことに氣がついたのは、大正十一年臨時議會で邦樂科を認めてくれた時であります。この總裁の委囑を受けまして、私が滿洲建國十週年慶祝音樂使節として、部下百四十人を率ゐて、八月五日出發を致しまして滿洲に參りました。この初めて日本から海外に踏出しました私共の音樂團一行の仕事は、私の固より豫期して居つたことでありますけれども、豫期以上の大成功を收めました。といふのは各地で致しました二十三回に亘る演奏に於て、彼等異民族がこの百四十人の音樂學校の演奏を通して、日本の尊嚴を本當に說明なしに受容れて頭が下つたといふことを、異口同音に申して居りました。或る日系ポーランドの青年は、今後四百餘州といはれるほど大きい隣の支那の人達に接する場合に於ても、この手で行かなければ嘘だ。これでこそ初めて日本の偉さ、日本の尊さが分るのである。何も言ふことはない。默つて聽いて居れば分る。斯樣に申しました。これは東條總裁に對して、この際言ふべき場合ではありませんが、深く感謝を致します。（拍手）吾々に非常な勇氣を與へたのであります。吾々は自分の尊きを初めて外地に於て悟りました。日本でこそ馬鹿にされて、小學校と同じ扱ひを受けて居るけれども、外國に行つたら如何なるものよりも尊いものであるといふことが、自分で分りました。

左樣な次第でありますから、こゝに掲げました國樂創成の國策は速に明治十四年に於て政府が確立して居るのでありますが、それを二三年の間に忘れてしまつて、六十年の間忘れて今日に至つて居るのでありますから、是非大東亞共榮圈の建設といふ大規模の計畫を付てる場合に於ては、斯の如き方面に於ても徹底的な力を致す決心がなくては、何等效果を收めることは出來ないといふことを斷言致します。（拍手）これは荒木貞夫君が文部大臣の際、支那事變の起りました際に、私はこの獻策を致したのでありますけれども、音も沙汰もなく、いつの間にか消えてしまつたのであります。どうかこゝに總理大臣もをられることでありますから斯の如き施設に對しては、我が民族の威嚴の上に、我が民族の大事業完成の上に、かゝる效能があるといふことを十分お知りを願ひたいと申上げて置く次第でござ

います。（拍手）

（議長）最後に第一六七號議案、五一番大谷竹次郎さんにお願ひ致します。

第九節　翼賛運動の一新體制として文化職能的國民組織を整備する事

（大谷竹次郎氏說明）私はアジヤ民族を協力せしむる方法につきまして、簡明に所懐を申上げます。大東亞共榮圈は洵に廣大な地域であります。そこに幾十百種の原住民族がありまして、各〻言語、習慣、風俗、思想を異にして居るのであります。これ等の諸民族を統一し指導して參りますことは、實に容易ならん難事業でありまして、大東亞共榮圈の各民族に先づ日本精神を十分に理解させなければならないのであります。この理解を十分ならしめるには、可なりの時日と努力とを要するのであります。彼の孫子の兵法に「國ヲ治メ兵ヲ圖ルニハ道ヲ以テスヘ」といふ言葉がありますが、こゝでいふ道は、新しい世界觀を以てアジヤを指導して行くその任務方法を指して道といふのであります。さうしてこゝに凡ゆる政治力の根柢があるのであります。

第一項　食ひ付く舞踊や映畫

私は斯の如き重點に立ちまして、アジヤ民族協力の方法を極く手近に、且つ實行が可能で、しかもその效果が顯著なものを數へて見たいと思ふのであります。何よりも實例を擧げて申述べます。最近現地の實際に精通せる人々の報告書を見ますると、支那大陸及び南方各地の民衆が、最も手つ取早く一番無條件に喰付いて來るものは何か。それは舞踊とか、音樂、映畫であるといふことが明かに記されてあるのであります。ジヤワに於きましては敵軍が降伏してから二十日目、即ち四月一日に三百五十の映畫館を一齊に開館致しました。ところが非常に大衆の心を安定せしめるのに役立ちまして、不安と動搖を柔らげて、續々と皇軍に協力し、治安工作に貢獻したのであります。即ち映畫を持せた事績の甚だ宜しかつたことが報告されて居るのであります。

先程多田議員も映畫の力といふことを仰しやいました。そこで私は思ふのであります。いはゆる道は近きにあるのだ。大東亞諸民族の協力の實を擧げる方法はこのやうに極く手近な所にあるのだといふことを申上げたいのであります。即ち映畫にしろ、音樂にしろ、舞踊にしろ、更にまた近き將來に於て演劇など、總て眼から耳から直接的に戀へるものは、いはゆる藝術を通じての理解、藝能を媒ちとする共鳴が各民族の心を戰爭目的の一點へと導いて行くのであります。これが最も有效適切な方法だと信ずるのであります。

また同盟國のドイツに於きましては、國内及び占領地域の約七千の映畫館を總動員して、各民族間の文化工作に大童になつて居る實狀であります。これに較べますと、我國は内地、外地及び各占領地域を合せて映畫館は大體四千餘で、ドイツに及ばざること遠いのであります。この數字を見ましても、今後の思想戰の强化の上に、考へさせられるものがあると思ふのであります。即ち昨日の敵を今日の味方とし、またそれを明日の建設に役立たせる。その手つ取早い方法としては、映畫や演劇や音樂などを原民族の間に一日も早く行渡らせる。これは別に識者をまたなくとも、よく諒解される最良の國策であると固く信ずるのであります。只今乘杉先生からも音樂の力の偉大なるお話を致されましたが、私も同感であります。

尚ほ一つ是非ともこの際實行を希望することが殘つて居るのであります。それはこの思想戰の彈丸である、映畫、演劇と、またそれを實際上に作品として演技として觀せる文化界の戰士、即ち思想戰の物と人とを最も有效に活用する爲に、國家機關を二元化すること、これが殘された重要問題であります。幸ひに我が信頼する東條内閣に於きましては、近日大東亞省を設置されるさうでありますから、この際是非ともこの大東亞省と緊密なる連絡を取つて、假に申せば藝術局または藝術院とでもいふ一部局を設けて戴きたいものであります。さうして廣く有識經驗者、詰り藝術を愛する方々、藝に心を打込む方々ばかりを集めて、只今私の申上げました思想戰一の彈丸、思想戰の戰士、映畫演劇の物と人とを統合するやうに實行致されんことを熱望するのであります。

まだ申すこともありますが、時間がありませんから、これは委員會に讓ります。御清聽を感謝致します。（拍手）

（議長）以上を以ちまして總會席上の御發言を打切りたいと存じます。御提案の件數に比しまして御發言が少く、また時間も制約を致し、提案者の方々は勿論、その他の方々もさぞお心が十分に通らなかつたことゝ存じますが、開會劈頭申しました通り、何卒惡しからず御諒承の程をお願ひ致します。

明日は午前八時から各委員會に移りますが、今朝既にお手許に配付致しました通り、運營委員會等の御研究を煩はしました結果、六つの委員會を設けて、それぞれ御審議を願ふことに致しました。委員の區分等は議長の指名に御一任を願ひまして、その名簿に認めてあります通り御承認を願ひます。委員長は第一委員會は八角三郎さん。第二委員會は挾間茂さん。第三委員會は鄕古潔さん。第四委員會は本位田祥男さん。第五委員會は喜安健次郎さん。第六委員會は廣瀨久忠さんにお願ひ致したいと存じまするので、これまた皆樣方の御用意をお願ひ致します。（拍手）委員會を構成致しました大體の方針は、一二の例外を除きまして、議案を御提出になりました方は、原則としてその御提出になりました議案の屬する部門にお入りを願ふことに致しました。御提出になりました方は、御經歷なりその他のことを考へに入れまして、適宜分屬して戴くことに取計ひました。尚ほどうしてもお手許に配付しました名簿上の御所屬以外の委員會に於て、御發言をなさる必要があり御希望のある方は既に囊に印刷物でお知らせ致して置きました如く、各委員會に分屬致して居りまする連絡委員を通じ、關係の當該委員長と御相談の上、適宜御希望の委員會へもおいでに相成りまするやう御所置を願ひたく存じます。この點は各委員長にそれ〴〵御委囑致してありますから、然るべく御取計へを願ひます。

重ねて申上げます。二日間お疲れの所、明日は各委員會とも午前八時に開會と相成つて居りまするから、交通機關の混み合ふ折柄、どうぞ時間を成べく早目に御集合下さいまして、豫定時間が正確に勵行されまするやう御配慮をお願ひ致します。これを以て總會を打切りまして、明日より委員會に移ることに致します。今日はこれで閉會致します。（午後六時四十八分散會）

（議長）（第四日午前九時一分開議）只今より開會致します。この際議長より本會議に於きまして決議を行ひまするることにつきましてお諮り致したいと存じます。既に總常會開會三日間にわたりまして剩すところ本日一日と相成りました。この間眞に力强い御意見を拜聽致しまして、議長として洵に感激に堪へません。皆樣方の御發言の一つ〳〵は、これ悉く飽くまでも過去の百戰百勝に醉ふことなく益〻月本精神を發揚し、敢闘必勝の信念を堅持致しまして、たとへ最惡の場合に際しましても、尚且必勝不敗の態勢を保持し、彌が上にも聖戰目的の達成に萬遺算なからしめんとする憂國奉公の至情の結晶であると信ずる次第であります。就きましては、本日國民總常會最後の日に當り、一億國民鐵桶の戰意を更に强固ならしめる爲に、茲に大東亞戰爭完遂に關する決議を致し、第三回中央協力會議總常會に溢れ出ましたる敢闘精神昂揚の決意を表明し、本日の會議の終了直前に可決を願ひまして、國内は申すに及ばず、廣く中外に向つてその反響を及ぼしたいと存じます。就きましては、議員の皆

様方の御意見があればお伺ひ致したいと存じます。

（菅沼周次郎氏）　私は只今の議長の御話に非常に感銘致す者であります。この際是非大東亜戦争を完遂する決議を要望致したいのであります。長くも昨年十二月八日大詔を御渙発あらせられました。以来我が國民は聖旨を奉戴致しまして、一億一心火の玉となつて各〻本分を盡しまして營々としてその職域に従事して参つたのであります。有難いことには、御稜威の下、皇軍將兵は忠烈勇武なる御奮闘を致されまして、世界をして驚嘆せしむるやうな赫々たる戰果を擧げ得たのであります。玆に於てこの大東亜共榮圏の輪廓も略〻皇軍の占領に歸するやうになりました。のみならず、その建設も着々として急いでゐるやうな次第でありまするのは洵に御同慶に堪へぬ次第でございますが、敵もさる者、なか〳〵これを以て輕々に輕んずるわけには行かないものがあるのでありまして、たとへば、彼等の經濟力と申し、又執拗な戰はこれからだとお互に語り合つて居りますし……

（議長）　どうか只今の私のお諮りに對しまして、御意見のあるところを率直に御提示をお願ひ致します。

（菅沼周次郎氏）　承知致しました。吾々は如何なる困難をも排除して戰爭の遂行を期して居る次第であります。この際議長のお話にもありました通り、終りの日に參りましたから、この國を擧げての決心、燃ゆるこの意氣を表明致しまして、中外に宣揚されることは最も機宜を得たことと存ずる次第であります。私は衷心から議長のお話に對しまして贊意を表する者であります。（拍手）

（梶井剛氏）　十二月八日朝、ラジオによつて大東亜戰爭の勃發したことが告げられました時に、吾々日本國民は愈々時が來りぬといふ感じが致しました。更に大詔の渙發を拜しました時には全身全靈を大君の御前に捧げんとの決意をしたのであります。このことは帝國臣民たるもの老幼男女を問はず一人殘らずが感じたことであります。開戰以來既に十ケ月、皇軍の忠勇なる將兵の奮戰によりまして、北はアリューシヤン群島より南は濠洲まで、東はアメリカ大陸より西は大西洋までの廣き戰場に亘つて米英を擊破致しまして、長期戰の態勢が確立されたのであります。併し蔣介石は百年戰はんと豪語してをります。英國のエッチ、ジー、ウェールズが第二次世界大戰卅年繼續すると讐言して居ります。又ルーズヴェルトは尨大なる戰備を整へて一九四四年には大反擊をすると恫喝して居ります。全くこの度の戰爭は七つの海に跨り、五大陸到る處に於て行れて居り、歷史始まつて以來否地球が創造せられて以來初めての大戰爭でありますから、到底六年や五年の短期間に結末を見るとは絶對に思はれません。併し如何にこの戰が長くかゝりましても、吾々は斷じてこの聖戰を完遂するところの確信は微動だに致しません。上に有難い皇室を戴き、下に祖先傳來の大和魂を堅持して居る一億の國民が總力を結集して居る限り、この戰は心勝不敗であります。

由來我國は東西の兩文化を融合して世界文化を創造し、世界人類の上に御稜威を輝かすべき大使命を有することは肇國の大精神として明なるばかりでなく、歷史的にも又地理的にも明白に立證せられて居るところであります。大東亜戰爭がこの大目的達成のためであり、日本人としてこの戰に臨むことは至上の光榮でありこの國土に生を享けたことは至上の歡喜であります。

（議長）　どうぞ成べく御簡潔にお願ひいたしたうございます。

（梶井剛氏）　長れ多いことでありますが、明治天皇の御製に「敷島の大和心のをゝしさはことある時ぞあらはれにける」とございます。即ち今ぞ日本國民として戰場にあるも大和魂を發揮して如何なる困難にも耐へ、如何なる不自由をも忍んで、大敵を倒すまでは斷然として戰はなければなりません。又御製に「忘す方こそかわれ國を思ふ民の誠は一つなるらむ」と仰せられて居ります。過去三日間にわたりまして、國民總常會として遺憾なく上意下達、下情上通が行れました資材や食糧の不足についても縷々述べられましたが、忍ばなければなりません。戰爭のために必要な物資は如何なる犧牲を拂つても增産しなければなりません。廟にあるも野にあるも國を思ふ誠は唯一つでありますから、各自その職域にひたすら精進して　上聖旨に應へ奉り聖戰完遂に邁進でなければなりません。只今議長のお諮りになりました聖戰完遂の決議に對しましては、滿腔の誠意を以て贊意を表する次第であります。（拍手）

（議長）　只今菅沼さん、梶井さんから御賛成を得ましたが、願くば滿場御一致の御賛成を得たいと存じます。（「拍手起る」）

（議長）　滿場一致の御賛成を得まして有難うございました。就きましては私より起草委員の方を指名してお願ひ致したいと存じますから、事務當局をして指名させて戴きます。

大東亜戰爭完遂決議起草委員

委員長　百四番　澁澤敬三さん

委員　五十七番　梶井剛さん、七十二番　菊地寛さん、八十三番　小泉信三さん、百二十番　高田元三郎さん、百八十九番　美土路昌一さん、二百九番　山田孝雄さん、一番　安孫子孝次さん、七十番　島谷章さん、百十一番　菅沼周次郎さん、百四十四番　中島榮治さん、百五十一番　中澤浪治さん、百五十六番　根本四郎さん、二百十三番　米原章三さん

（議長）　以上指名申上げました委員の方々は、直ちに議長室に御參集の上御起案を願ひます。續いて只今より昨日開催されました委員會に於ける協議の内容について各委員長より御報告をお願ひ致します。第一委員會員長八角三郎さん。

第十四章　委員長報告

第一節　教育、思想について

八角委員長報告

第一委員會の經過並に内容の概略につき御報告致します。第一委員會は昨日午前八時より午後五時二十分迄九時間二十分に亘り三十九名の委員並に翼賛會當局、關係官廳の局課長等の御出席を得て熱心に討議せられました。第一委員會に附議せられました思想戰强化に關するものは左の六つに分類致しました。即ち

一、道義精神の昂揚に關するもの
二、國民思想の善導健全化に關するもの
三、教育制度の革新に關するもの
四、青年學校教育の充實强化に關するもの
五、錬成に關するもの
六、其の他

それ〴〵各委員より熱心なる御發言があり、これに關聯して關係當局よりもまた懇切なる御意見が開陳せられ極めて有意義の成果を擧げ得たることゝ信ずるものであります。尚その内容につき主なるものを御紹介申上ます。

第一、皇道精神の發揚に關しては、各委員より熱心なる御意見がありまして、その主なるものは、一委員より先づ第一に吏道の刷新、率先垂範の實を上より示すことが何よりも先であり、また赤化思想の潜行的なことは最も恐るべく最も注意を要するところであり尚ほ中堅階級の愛護については特に重視されたいとの御陳述がありました。なほ一委員より各學校即ち國民學校より大學に至るまで神祇に關する科目

を設け國體信仰を涵養することが最も緊要であり、これが單に知識のみに止めず神祭る昔の手ぶりの實習にまで及ぶやうにされたい。特に師範教育に於ては祭祀の實踐につき考慮ありたしとの御意見があり、なほこの際翼賛會内に神祇に關する部門を設けられたいとの御希望がありました。一委員より二宮尊徳翁の一元一體の哲理に基く日本思想を正しく人に家に村に國に發顯せしめる一體觀の思想に基き實踐を通して皇道精神の確立を期されたしとの意見があり、これに對して極めて適切なる具體案を示され、他の委員よりこれに同感の御意見の開陳がありました。一委員より日本に生れたる有難さを思ひ國に報ゆる心構へを昂揚し從來の如き歐米思想に殊ひされたる心構へと辨證法的思考を打破し神ながらの道を踐み行ふべくこれがためには敷島の道こそその基である。尚又國民儀禮を强化發達せしめ學校に於ける勅語奉讀と共に御製を奉唱せしむるやうにせられ、同時に教科書にも御製の謹解を作るやうにされたいとの御意見がありました。一委員より宣戰の大詔奉戴せる十二月八日を國民の最も感激の深き日として氏神を中心として全國的に一齊に式典を行ひ眞に心からまつろう民の心を表はしたい。併しこの取扱ひに關しては祭祀との關係もある故に衆智を集めて而も東亞共榮圈にも行はしめるやうに充分御研究の上御決定實行されたいとの意見がありました。これに對しては情報局當局より、同局に於て同樣の趣旨を以て十二月八日を中心として一週間の豫定〃以て内外地一齊に施行致したく目下計畫中との御答へがありました。本件は御取上げの上何卒愼重御審議をお願ひ致します。

尚ほ本問題に關聯して總會に於て東亞全體の族の如きものを制定せられては如何との御發言がありましたことに對して、斯の如きは國家聯合の思想に基く惧れあるを以て採るべき事にあらず、又わが日本の國族は親國としてこそ表はすべきものでありますから同意 難しとの發言あり、全委員もこれに贊意を表されましたることを明瞭に申上げておきます。次に一委員から日本醫道はその基礎を外來思想に置くことなく、皇國醫道精神を確立し偏に聖徳を讃仰し歷代御皇室の御仁愛を徹底せしむることを一大念願とし、この爲めに眞に大御心を奉戴する醫療組織を作り、皇室の御仁愛を如實に顯はすやうにしたい。

御製を廣く奉唱の意見

又御聖徳讃仰の爲に御製を廣く奉唱せしめたいとの御意見がありました。

又一委員より、戰歿將士の葬儀、慰靈祭に關しては國體國式によるできことは第一回協力會議に上通されたる所でありますが、本會議に於ても同樣上通せられ、その實現につき御考慮願ひたしとの意見がありました。一委員より、時局の再認識について協力會議を通じ協力會議員も協力せしめ、又翼賛會もこれが實行に當るやうにせられたしとの進言がありました。尚ほ全體の意向としまして國體明徵、敬神崇祖の觀念を一層强化することと、學校教職員の資質向上、待遇の改善等は最も重大なることであることは一致したる意見でありました。

第二、國民思想の善導健全化に關するものに付きましては、一委員より、勞力の缺乏その他時局の影響により最近下剋上の風潮多く、皇國臣民の自覺を忘れたる點が特に目立つものがあり、これを芟除して翼賛精神を徹底せしむるには、苟も、人の集る所に於ては、如何なる所に於ても教育たる立場より國家總力教育を施すことについて重要なる考慮を拂はれたい。特に婦人の純情に訴へ又學校教育者も衝頭に出でその徹底を期せられたいとの意見がありました。又一委員より、勤勞青少年の保護育成に關しては國民徵用令による被徵用者の善導練成は最も現下の急務にして、これ亦國民の思想の善導健全化に重大なる影響あるが故に、これが徹底につき適當の施設を要望する聲が一段と高くありました。

正直者は馬鹿を見る

又一委員より、國民思想の善導强化については、特に正直に本分を守るものは馬鹿を見るといふが如き觀念を一般に持たせることや、法令の頻繁なる改廢、要路の頻々たる更迭の如きは十分考慮を拂はれたい。特に團體觀念の徹底、經濟犯の取締の强化、いはゆる知識階級の錬成、これを特に强調せられたいとの熱心あふるる御陳述がありました。この思想健全化については各委員とも學校教職員の資質の向上、待遇改善、各職場に於ける主腦者の心構へを正しくすることにつき御開陳がありました。尚ほ一委員より國民全體がこの際禁煙をしてこそ最も時局に相應しいことであるとの御意見が出たることを附加へて申上げておきます。

第三の教育制度改革に關するものについては、一委員より、近來青年子弟の向學精神は顯著なるものがあるに拘らず、學資の關係上上級學校に進めないものが非常に多いことは、民族力增强の點からいふも、又向學心を充たされ得ぬ青年子弟個々の將來への影響より考ふるも極めて重大なる問題である。學資の缺乏の爲上級學校へ上れない者は、或る府縣でありますが、優等學生が六%もあり、又高等小學卒業を或る縣で調査した所、優等者三萬五千人中四千三百人ある。即ち一四%にも達してゐる。斯くの如き狀況は洵に寒心に耐へない。これを是非とも國家の力によつて救濟することが必要である。即ち特別なる育英財團か、育英保險制度の如きものを作つていただきたい。但しこの制度は單に金を貸すのではなく、人物を育てあげるといふ考へに立つての制度として考究して貰ひたいといふ極めて適切なる御發言があり、これに對し當局より目下研究中にて適切なる御注意を聽するとの言葉がありました。又一委員より、中學教員の人事行政の一元化、特に教育者の養成、教員の待遇、特に中等學校以下の教員を國家の官吏として扱はれたい。斯くて教員の資質の向上を期されたいと熾烈なる要望がありました。又一委員より、國民學校教育の振興は教育最大の緊要事なるも、これが振興には楠公精神を中心として統一教育を與へられたい。

又一委員より、國民學校の振興方法として、又實際運用の立場から、地方の德望家、人格者をこの教育機構中にとり入れてその地區の一大家塾化を致すべきであり、これについて格別なる御考慮を望むとの意見開陳がありました。又學校教育制度中の學級制度の弊を是正し、試驗制度の如きは、深く反省檢討を加へ、日本人としての精神、大國民としての心構へをはつきりと現はすやうに、教育の機構を立て直す要あり、尚ほ學校報國は國將來これを中心として軍隊式にするやう考慮を拂はれたいとの要望がありました。これに對して文部當局より充分考慮を加へつゝありとの說明がありました。一委員より、師範制度についてはいま一應御考慮を拂はしたいとの要望に對し、文部當局よりこれ等一般に關して、當局としては極めて適切なる各委員の御意見を傾聽し教學の刷新につき格別なる努力をなすにつき一段の御協力をいたゞきたいとの懇篤なる言葉がありました。

活きた實踐的教練を

次に、青年學校教育の充實强化に關するものについては、一委員より、勤勞青年學校教育の質的向上は、現下日本の最大急務の一にして、しかもこれに基きたる軍事的實質的教練を加へ、健民强兵に至らしめること最も重要である現在に於ても、青年學校卒業生は官公立中等學校卒業生に劣らぬもの多く、しかもこれに對する待遇が中等學校

卒業生に劣ることは考ふべきことであつて、たとへば、上級校に進み得る資格、幹部候補生となり得る資格等のないのは遺憾であつて、切に當局の考慮をいたしたいとの極めて熱心なる御意見の開陳があり、殊に各委員共通の要望は、青年學校を獨立せしめ、少くとも教室の獨立、專任校長、專任教員の設置等必要にして、その教員の資質の向上、待遇の改善方を講じ、又地方事務所單位に現役配屬將校の設置も是非とも必要であるとの要望がありました。又女子青年教育は戰時下益〻必要重大なれば女子青年學校の獨立が切要であり、その義務制の即時斷行につき熱烈なる御意見の陳述がありました。これに對して文部當局より、女子青年學校義務制の即時斷行については、これを輕視遲延してゐるものではないが、實現には當局として一段の考慮を加へるとの御答辯がありました。尙ほ女子青年團を全國的に統一せらるゝの必要ありとの御意見もありました。

これを要するに、男女青年學校教育の充實强化は現下最も重要なる急務なりとの一致の御意見でありました。青年學校教科書を各地ともに共通にせよとの御意見がありました。これは小さいことのやうでありますが實は重大なること存じます。

次に、錬成に關するものに就ては、一委員より、中央に中央訓練所地方に地方訓練所を設置し、各職域の錬成を統制强化して、東亞の盟主たるべき大國民の資質を教養練磨せしむることは最も必要であり、その錬成の方法は一貫せる指導方針と、これを體得せしむる方法とをとられたい。尙ほ全國民の敎典として、日本民族の衿持を更に昂揚せしむるやう國史の編纂されたいとの要望がありました。又一委員より、學校の青年層と鄕土の青年層との一體的錬成の實施、高等學校以上の學徒の師弟同行の錬成、海洋練磨の奬勵等に關の積極建設的なる御意見の開陳がありました。又一委員より、徵用令による被徵用者を錬成し、增産國家の要請に副ふやう格段の努力を拂はれたいとの要望があり、又現下朝鮮農村青年の指導育成について、愛と熱とを以て、眞に明治天皇の韓國併合の御聖旨に副ひ奉るやう一段と努力せられたいとの具體意見があり、尙ほ女子の錬成については、次代を擔ふ子弟の教育はかゝつて女子の訓育にあり、これが爲日本女性の眞使命を徹底せしめ實質的なる日本の母として錬成の必要なることを力說せられ、眞に聖淚共に下るの意見の開陳あり、文部當局は熱心なる贊意を表せられました。

最後に、海外に活動する邦人に對し、その子弟の教育は國家が眞に力を入れて施設を講じ、海外進出の邦人をして後顧の憂なからしむるやうにされたいとの要望があり、文部當局より深甚の考慮を拂ひつゝありとの答辯がありました。

以上はただ代表的發言の若干を申上げた次第であります。提案の趣旨、議案につきましては、翼贊會當局政府當局に於かれては、充分と檢討せられ、實行し得べき件に關しては、速かに實行に移されたいと存じます。本委員會に於ては議題中心に審議を致しましたので、下意上通に關しては最も効果あると思はれます。願はくば、協力會議の眞價を發揮して、國民の聖の一時も早く具體的に上通、實現さるゝやうに一段の御努力を切に希望する次第であります。以上を以て私の報告を終ります。

（議長）　只今の委員長報告に關聯致しまして、この際政府若くは翼贊會本部より御說明があれば承りたいと思ひます。情報局奥村次長より御發言があるさうですから、この際承ることに致します。

第一項　政府當局の方針說明

（奥村情報局次長）　只今議題になつて居ります第一部の思想戰强化に關する案件は、內閣、文部省、內務省その他の關官廳の關係が多いのでありますが、私は內閣側を代表致しまして、御答辯旁〻發言を許して戴きます。二日に亘る總會に於きまして、全國各職場、各分野、各地域の代表者であられます皆樣から、戰時下當面の重大問題であります思想戰强化に關して眞劍なる烈々たる發言を戴きまして、深く吾々の胸を打ち、政府と致しましても、非常に參考になることが多かつたことを玆に感謝致します。尙ほ昨日は、お疲れの中を九時間に亘り御審議を願ひ、只今はまた詳細なその御報告を承りまして、その一つ〳〵を參考に資することは固より、一層研鑽を加へたいと存じて居る次第であります。總會の御發言並に只今の御報告にもありましたやうに、思想戰の强化に關する件が大東亞戰爭を勝抜く爲に絶對に必要であることは御開陳の通りであります。また第一に總理大臣及び不肖私よりも申上げたところでありまして、全然同感で何ものも附加へることはないのでありますが、この思想戰强化は要するに委員會で御發言があつたやうに、皇道宣布、日本精神の發揚、國體明徵に盡きるわけであります。この國體を、職場に於て、吾々の心構へに於て、職場に於ける同樣な崇高さに於て御神威を戴くとき、卽ち思想戰に完勝するわけであります。目標は極めて明々乎として天日と共に明かであります。

社會環境の英米依存性

然るにこれがいろ〳〵と問題になる所以のものは、なんといつても大正以來の日本の教育、社會環境の英米依存的國家制度から來る所の國體不明徵に原因することは斷言して憚らぬ所であります。（拍手）そこで政府と致しましては、國民と協力の上、總ての分野に於て國體を明徵にし皇道を宣布する。日本精神を躍動せしめるといふことをしなければならぬのでありますが、それには有難い所の肇國の根本を勿論皇國の隅々まで徹かねばなりませんが、思想戰といふ以上戰である。戰ひは相手がございます。卽ち日本の戰ひはまつろはぬ者を叩きつけねばならぬ。日本の國威發揚をまつろはぬ英米を叩くと同樣に、假に日本國內に於きましては、皇道を理解せず皇道に反する思想行動があれば、これを徹底的に撲滅せざる限り思想戰に於て完勝は出來ないのであります。その意味に於きまして、いはゆる赤化思想の如きは斷乎としてこれを排擊すべきことは言ふまでもないのでありまして、政府は御承知の通り、既にこの前の戰爭以來そのことに着手し、また機構も運用も非常に整つてゐるのであります。併し戰爭下に於て益〻この點に總力を擧げる必要がありますので、銳意配意致して居るのであります。また赤化思想の撲滅につきましては、國民の概ねの理解があり協力があるのでありますが、この際委員會の發言に關聯し、また私敢て申上げたいことは、赤化思想と同樣に、日本の精神　皇道にまつろはざる英米思想、卽ち自由思想の撲滅にもつと努力しなければならぬ分野が澤山あるのであります。それはなんといつて國際社會に於て育つて來て、英米依存であつた經濟改革から、英米尊敬心と英米思想といふものが實に吾々の心の中に入つて居るのであります。過去永い間、特にこの前の歐洲大戰以來の物質主義的、個人主義的、功利主義的な思想といふものは、これは決して日本精神ではないのであります。英米的ユダヤ人的考へでありまするので、これを拂拭することに總力を擧げなければこの大戰爭の完遂は出來ないと思ひます。シンガポールに日章旗が靡り、バタビヤの政廳に日章旗がはためき、モレスビーが爆撃されても、日本國內に於て日本國體の有難い、御稜威を戴きたながら、個人主義、英米的非日本的思想がある限りに於ては、こゝに於てか、大東亞戰爭を勝抜けるとはいへないのであります。ここに思想戰に勝抜くことが大東亞戰爭究極の目的を達成せしめる所以であると總理大臣も絶叫される所以であります。また皆樣から御發言があり、委員會に於て眞劍なる御發言があつた所以であると考へて居るのであります。

英米思想撲滅に總力點

そこでそのことを担當して居る情報局に於ても、皆樣の御協力によつて、開戰以來英米思想の撲滅、英米尊敬心をかなぐり棄てることは固よりでありますが、英米思想の撲滅に總力を擧げてゐるのであります。英米文化の掃滅であります。然るにその當初、英米を叩き、武力的に東亞に於ける根據地を覆滅することはいゝが、英米文化や、英米思想まで惡口をいつたりするのは行過ぎではないかといふ非難が堂々とあつたのであります。これは極めて遺憾であります。大詔に「一切ノ障礙ヲ破碎スルノ外ナキナリ」と仰せられて居ります。また平和の美名に匿れて英米は東洋制覇の非望を遂うせんとするといふ意味の御言葉があるのであります。即ち武力だけでなく、戰ひだけでなく、平和の美名に隱れて東洋日本を征服せんとする野望は、經濟的にも、文化的にもありますが、特に思想的に英米が日本を支配して居ることは夥しいのであります。私は先年ロンドンに於てイギリスの地圖を見ました。その地圖の中には產業地圖もあり、或は國土境界地圖もありますが、イギリスと日本とを一色に塗つた地圖を發見して、これは何かと尋ねましたところ、それは思想地圖である、法律的な國境ではないといふ。即ち英米的デモクラシーで日本を占領しておるから、政府の發行するロンドンにある地圖では、日本とイギリスが同じ色で塗つてあるのであります。斯樣なことでは相成らぬのでありまして、大御心に基きまして米英に戰ひが宣せられた今日に於ては、米英思想の撲滅といふことが非常に重大であるといふことを私は全國の指導者である皆樣を通じて全國民にもつと徹底して戴きたいと思ふのであります。

その意味に於きまして、なか〳〵かういふ機會がございませんので、許された範圍に於て極めて簡單に、この前の歐洲大戰の例について是非皆樣に一言申上げて置きたい。御承知のやうに、この前の歐洲戰爭に於てはドイツは開戰以來タンネルベルヒの大會戰といひ、また怒濤のやうに進擊して大勝した西部戰線といひ、あれほどドイツが緒戰に於て一年二年勝ち續けて居つたのに、五年目に於て遂にコンピエーヌに於ける休戰條約となり、ヴェルサイユ會議の敗戰となつた根本原因は何處にあるか、これはいふまでもなく武力戰に勝ち、思想戰に敗けたのであります。イギリスは武力戰に敗け思想戰に勝つたのでありまして、第一次歐洲大戰は英米側の勝利となつたのであります。これから世界各國は總力戰の近代戰に於ては、いくら武力戰に勝つても思想戰、國民の心構へに於て敗けて居つたら戰爭意思がなくなつてくたばつてしまふといふことが分り、爾來二十年、三十年、各國家の戰爭指導者は、政府に於きましても統帥部に於きましても、鋭意この思想戰といふことを研究し準備を致して今日に及んだのであります。その最も徹底せるものはドイツであります。日本もこの思想戰に對する政府、統帥部の研究は敢て列國に劣つてゐないのでありますが、何分この前の大戰以來米英の思想謀略があまりにも國內に擴がつてゐた爲に殘念ながら必ずしも期待する効果が擧つてゐないのでありますが、米英に宣戰の布告された現在に於て、戰を宣せられました詔が下りました現在に於て、皆樣の御努力によつてこの思想戰完勝に御協力を願ひたいのであります。即ちドイツが三年目四年目から漸次うまく行かぬやうになつたのは、國內に英米思想を憧れる者が出て來たことに基くものであります。その根本の原因は、ドイツに於きましては、ビスマルクがドイツ國家を作りましても、フランスやイギリスを尊敬するドイツは當時後進國といはれて居つた。さうしてドイツよりも先に國家をなして居つたイギリスやフランスに非常に憧れて居つた。大きな聲ではいへませんが、何處やらの國にちよつと似てゐる。さうして大學を出たやうな知識階級は、ナポレオンが作つたフランス文化に非常に憧れて、パリーに行つてみたい、フランスは文化が非常に盛んだといふことを考へて居つた。またハンブルグを中心とする日本でいへば大阪みたいな工業都市に於て、ドイツはイギリスの貿易の後にくつついて榮えた。こんなに戰爭が續いて儲からぬならば、苦しいならば、戰爭の前に還つて、イギリスの世界を支配する貿易網の中に於て商賣をしても、ドイツとしては儲かるではないかといふやうな憧れを持つたのであります。即ち知識階級とか產業人の中に敵國であるイギリス、フランスの思想とやり方に對し共鳴する心があつた。即ち黴菌が發生する病竈があつた。そこへロンドンの有名なノースクッブが情報局總裁になつて、この男が卓拔せる思想戰々略により、あらゆる手を打つた。英米崇拜の思想の苗床の中に、遂にこんな戰爭は詰らぬ。一方は儲けてゐるのに、一方は儲からぬ、苦しい、こんな戰爭は止めてしまへといふやうな氣持が起つて來た。その氣持の起つたときに、御承知のやうにウィルソンが十四ケ條の條件で無賠償、無制限といつたから、ドイツ國民は勝負けがないならば苦しいからといつて負けたといふのが、この前の戰爭である。

英米の思想的捕虜だ

即ちどうしても戰爭に勝拔く爲には、將兵が戰場に於て命を投出してやつてゐるやうに、國內にゐる者また、いろ〳〵とお話があつたやうに、闇取引とか、生產を妨げる行爲をやらぬことは勿論でありますが、もつと進んで、敵國思想に對する理解、敵國の思想が日本の道に反して居ることを理解せねばならぬ。個人主義、營利主義、自分さへよければいゝ、金さへ儲かれば國家はどうなつてもいゝ、稅金が高いから怪しからんといふやうな心が假にあつたならば、その人は英米の思想的捕虜であると私は斷言します。その意味に於きまして、どうしても私は皆樣に英米思想排擊といふことをもつと理解し、もつと協力願ひたいと思ふ。斯樣なことを申上げるのは、武力は叩いても思想は叩くのではない。早く平和になつて英米と貿易すれば儲かるといふことを考へる者が現實に居るからである。しかも一面また重要なことは、戰後對策などといふことが研究されて居るのであります。かういふものは當分ないのであります。戰後といふものはこの前の戰爭の戰後ではない。戰ひの中に於て建設する。建設が即ち戰後といふか、社會秩序であります。さういふ意味に於きまして戰爭の意味は非常に違つて居るといふことをお考へ下さいまして、是非々々この思想戰に勝拔くやうに御協力願ひたい。即ちこれが先程御開陳になりました委員會の決意に基く政府の措置の根本であり、また皆樣の御希望に副ふ所以であります。隨つてこの大東亞戰爭の思想戰は、ひとり英米の自由主義に對する國際的な戰ひだけでなく、國內に於ても過去の英米的な秩序との戰ひがあるわけであります即ち吾々の心の中にともすれば擡げるところの英米的の心が居るのであります。私どもの如き大正以來教育を受けて居るものは、正直であれといふことを學ぶのに、ワシントンの例を引いて、ワシントンが、親父が大切にしてゐた櫻の木を伐つたとき、ワシントンは正直に私が伐つたといつた。だから正直にしなければならぬといつて教はつた。實に滑稽な話である。親父の大切な櫻の木を伐るなんてろくな子供ぢやない。しかも、ワシントンの例を引いてゐる。正直でなければならぬといふことはいふまでもない。日本にも正直な者はいくらでもある。さういふ一つの教育があつたのであります。隨つて立身出世主義であり、功利主義であり、儲け主義である。その教育は社會環境といふものから來ましたから、なんといつても今日の日本は支那事變以來すいぶん直りましたが、まだ〳〵國體が十分明徵になつてゐるとはいへない。そこでお互國內にゐる者は、出征兵士の心を心とし、靖國の英靈を心に念じて自分の心を醇化して立派な日本人に還ることが即ち銃後の務めである。その務めを果し日本精神が確立すれば闇取引もなくなり、不平不滿もなくなり、また自

分は金があるから働かぬいふ者もなくなり、また、配當が少くなつたから生産力擴充はやらぬといふ者は一人も居らぬ筈であります。要するに、思想戰體制を確立することが根本であります。この大政翼贊會の協力會議の議題である所の思想戰強化といふことが最も大切であつて、吾々の心の中にある自分さへよければいいといふ心中の賊を破るといふことに於て、この思想戰が完勝し大東亞戰爭は勝拔けるであらう。いはゆる天業を翼贊し、大政を翼贊出來るのであります。私はその衝に居る者として申上げる。皆樣の御鞭撻御要求に應へて總裁以下粉骨碎身を期してゐる次第であります。何分將來とも御支援と御協力をお願ひしたいのであります。（拍手）

（議長）續いて藤野敎學局長官より御發言がございます。

（藤野文部省敎學局長官）只今第一委員會の委員長より委員會の經過について詳細御報告を聽きました。私ども深き感銘を以て拜聽致しました。第一委員會に於て御意見の發表のありました事項は、皇道精神の顯揚に關するもの以下六項目に亙りまして、委員長御報告の如くに洵に眞摯なる御意見の御發表があり、殊に建設的なる意味に於きまして、具體的な方策について熱心な御意見を承りましたことは深く感佩に堪へない所であります。既に本會議の初めに於きまして文部大臣より文部方面の根本的なる方針と、而してこれが具體的なる方策について抱懷する所を申述べましたので、私から重ねて申上げることもございませんが、特に、敎學の刷新は凡そ庶政の根本、政治經濟文化一切の根源をなすものであります。これを正しこれを徹底せしむることは今日の我國に於ける政治の要諦であるばかりでなく、文敎最高の使命であると考へて居る者であります。この意味に於きまして、敎學の刷新を根幹と致しまして、科學の振興、青少年の敎育の刷新振興、これらは正に今日の文敎の目標として擧ぐる所であります。御提示を戴きました案件は實に多數に上つて居りますが、その間に於て皇道精神の發揚、或は國民思想の指導に關しまして續々熱心な御意見があり、しかも地方の實際の御體驗の上から且又永年の御經驗の上から實情に卽します種々の御意見を承はりましたことは、如上の大臣の申述べました趣旨徹底の具體的なる方策を按ずる上に吾々と致しましては實に心强い裏づけと根柢を得たやうに考へるのであります。洵に國民思想の指導の根柢は皇道精神、皇國の道の徹底にあるのでありまして、この事のなるとならざる丈實に國民思想の安否を決するものであります。只今情報局次長よりのお話の如く、今日の我國に對處致しましては、國民精神をして眞に中心歸一の大和の精神に徹底せしめ、天皇に歸一し奉るの根柢を五臟六腑に泌みわたらせるまでこれを貫くといふことにあるわけであります。この根幹的なる精神に基きまして、敎育の制度に關しましても既に大臣より述べました如く、着々刷新の具體的なる方策を考案致して居るのであります。段々仰せられました制度上の各般の御意見は目下考究致し或は實施に移らんと致して居ります制度刷新の方向に合致致しますること多く、これらは仍て以て今後の敎育制度刷新の上に大きな裨益を齎すものとして深く感謝致す所であります。殊にまた青少年の敎育に關しまして多くの御意見を承はりましたが、この事たるやまた實に容易ならぬ大事であります。屢々申されます如く、青少年の健全であると否とは卽ち皇國の將來を決するものであります。玆に青少年敎育の意義の重大なるを認めまして、これらに關しましても、委員會に於きましてその都度申上げました如く、當局と致しましても萬全の措置を講ずべく努力を致して居る次第であります。委員會を通じまして、非常に建設的な幾多貴重なる御意見を承りましたことを深く感謝致しますると共に、今日の大東亞建設の皇國の使命に鑑みまして、敎育が最も根柢となるべき基盤であり、これこそ眞に建設の根柢をなすものであることを、今期の協力會議を通じまして私共の認識が愈々裏づけられたと深く感じとることが出來ましたことを吾々と致しましては深く感謝し力强く感ずる次第であります。この上は協力會議に現れました皆樣の御熱意を無

にすることなく、必ず敎學の刷新の上に具體的なる成果を擧げるやうに當局と致しまして出來る限りの努力を致したいと存ずる次第であります。玆に一言第一委員會の委員長報告に對しまして深く御禮を申上げますると共に所懷を申述べましたる次第であります。（拍手）

（議長）續いて翼贊會本部側石黑錬成局長の御發言があります。

第二項　翼贊會の方針說明

（石黑錬成局長）只今は御高見を拜聽致しまして洵に有難く存じて居る者であります。說きましては二、三こちらの考へを申上げてみたいと存じます。神祇に關する部門を翼贊會の中に設けてはどうかといふ御意見がございましたが、翼贊會の運動は、大政翼贊、臣道實踐の國民運動であるのでありまして、私共日々仕事に當つて居ります際、いはゆる會內の總局が擧げまして只管皆一つの精神に基いて働いて居るのでありますが、そのことは何と申しましても神ながらの道に基いて行動するのであります。隨つて實踐局といはず、總務局といはず、錬成局とはず、調査局といはず、東亞局といはず、齊しく皆神ながらの道に基いて只管實踐に邁進して居るのであります。斯樣な次第でございますから、特に一部局を設けるといふことについては今日まで私共の方面では深く左樣に考へて居りませんでしたが、いろ〳〵お話合もございましたので、一應考慮致すことに致したいと考へます。次に十二月八日の記念すべき日に當つて御提案がございました。政府御當局に於てもこの點について御考慮があることを承知致しましたが、翼贊會に於きましても、既にこの點についてはいろ〳〵と考案をなしてゐる次第でありますから御諒承願つて置きます。何率その際に於きましては本會と一體となつてこの記憶すべき日をしつかりり國民に徹せしめるやう御協力願ひたいといふ感じを持つて居ります。次に、戰歿英靈の葬儀のことに關しまして御意見がございました。これも考へて見ますに、神ながらの道によつてしろしめす神國日本に於きまして、天皇の御光の下に存在し榮えつゝある一切のものは、自ら知ると知らざるとを問はず、皆その下に於ては、神ながらの道にふんばり立つて居るものであると存じます。然らざればその存在は出來得ないものであるのであります。左樣な根本義が存するものでございますからして、たとへ葬儀等に於きまして各種各樣の形式卽ち各宗各派のいろ〳〵な儀式がございませうとも、天皇の御光に於ては、皆その儀式を通じまして、さうして神ながらの道の發揚を志して居るのであります。さういふやうな點を篤と考致慮しますると同時に、また公式の場合に於きましては、御發案の如きことが望ましきことであると考へるのであります。次に錬成の問題についていろ〳〵とお話がございました。只今の第一委員長からの御報告のみならず、尙ほいろ〳〵錬成について御發言もあり、御意見もあつたやうに承つて居ります。好い機會でありますからちよつと錬成についてお話をさせて戴きまして併せて御答辯と致したいと存じます。翼贊會に錬成局が設けられまして、新しく錬成方針が決つたやうに考へる人がありますが、左ではないのであります。從來の方針をその儘踏襲して居るのであります。從來の方針に基いて錬成を行つてゐるわけでございますので、その方針に基いて錬成の內容を更に充實するといふのが今回のやり方であります。內容はなんと申しましても人の問題でありますので、日本人を作り上げるといふことが根本問題であります。その日本人を作り上げる本はなんとしても魂にあるのでありますか、日本人の精神をしつかり鍛える、いはゆる基本錬成といふことが中心でありまして、その基本の爲に各種の錬成が實施さるべきものであると確信して居ります。隨つてそれに伴つて展開される問題は、今日本は戰爭をやつて居る。これはどうしても戰ひ抜かねばなりませんので、その目標から見まして、本會は國防技術の錬成といふことを唱へ、更に今次戰役の目的である

世界新秩序の建設に向つて邁進して行くのであります。いはゆる世界新秩序の建設戰士を備へよう、これがためにはどうしても實の錬成をやらねばならぬ、さういふ方面の錬成に努力して參るわけであります。斯樣な次第でありますので、いろ〳〵の方式が立ちますが、いまは略します。翼贊會としては先づ指導者の養成を致さねばならぬ。いくら錬成しようと參つても、指導者がなくては錬成は出來ません。翼贊會自身としては指導者を養成することに全力を擧げたいと思ひます。さうして傘下團體その他をして一般の方面に當らせたいと思ひますが、尙ほ全般的の問題についても特に翼贊會として錬成を行ふことがあるのであります。お話になりました中央錬成所を設けるといふ點については、さういつた分野に立ちまして實施したいと參つて居ります。尙ほ海洋訓練、或は技術に對する特別教育等、及び今後外地に向つて日本人が發展する爲に、どうしも今後の指導者は海外のことを承知して居らなければ日本の指導者としては不適當と思ひますので、かういふ點も併せて考慮をしたいと思つて居ります。左樣御諒承願ひたいと思ひます。（拍手）

（議長）他に政府側或は翼協會側からの御發言がないやうでございますから、第二委員會の御報告を委員長挾間茂さんにお願ひ致します

第二節　動員、組織について
挾間委員長報告

第二委員會の經過、概要につきまして私より御報告を申上げます。第二委員會に付託されました案件は概ね戰時國民動員に關する問題であります。委員の數は四十名、付託せられました議案は三十件であります。各委員は極めて熱心に、且つ篤實を傾けて御討議を戰きました、この點委員長として厚く感謝して居るところであります。また委員會には政府側よりは關係閣僚、關係各省の次官、長官、局長、課長等、更に翼贊會からも事務總長はじめ主管の方々が御臨席になりまして、腹藏なき意見の御開陳を戰きましたことをこの機會に厚く感謝致します。殊に東條內閣總理大臣は午前正八時から御臨席を賜はり御多忙になります直前の九時五分に至るまで、一時間五分の長きに亙りまして、親しく本委員會に於て、國民の基盤組織たる部落會、町內會、隣組等についての眞劍なる討議を、極めて熱心に御聽取戰きましたことは、吾々委員一同感銘を深くし甚大なる敬意と感謝の意を表明するところであります。

さて本委員會に付託された戰時國民動員に關する案件は、概ねこれを四種の題目に分類しまして審議を進めました。卽ち第一は國民の基盤組織に關するもの、第二は國民總動員態勢の强化に關するもの、第三は行政組織の刷新運用に關するもの、第四は國民運動その他に關する各種團體に關するものであります。委員會の進行の形式は、各委員から出來るだけ多數の御發言を願ひまして、その上で委員會としてこの總會に臨むべき態度について委員長より大體の要領をお諮り致しました。卽ち重要なる多數の案件につきましては夫れぞれ統裁致しまして委員會の總意として御發言を申上げたいと存じますから、さやう御諒承を戰きたいと存じます。

先づ基盤組織の問題でありますが、これは御存じの通り行政の末梢神經であり、又國民運動の細胞組織であつて、極めて重要な問題であります。殊にこの戰時下において時代の脚光を浴びて飛出したところの新らしき日本の國民基盤組織のことであります。隨ひましてこれに對しましては各委員より夫れぞれ體驗と研究の結果を綜合して極めて熱意ある意見の御開陳がありました。先づその中で、基盤組織の整備强化の問題についての御討議を願ひましたが、その要點を二三こゝで御披露致しますと、先づ何と言つても部落會、町內會、或は町村等に於てはその指導者に人を得なければならない。たゞ社會の上層にあるといふだけのことではこの時局下本當の指導者ではない。いはゆる赤く無名忠誠の士を選ばなければならんのである。これにも行き方はいろ〳〵あるであらうと思ふけれども、國民運動の先陣を承るところの翼贊會なり、或は翼贊壯年團に於て眞劍に人を探すべきではないか。また町村長等について考ふれば、從來の選擧の方法の如きを以てしては本當にその人を得る途ではない。いはゆる翼贊村長を推戴するといふ方針の下に、町村長の選任方法についてももつと根本的な再檢討を加ふる必要があるのぢやないか。その方法としては、或は町村長は推薦制にして監督報廳がこれを認可するといふ行き方もあるのではなからうかといふ御意見がありました。尙ほ町村長は、（又部落會長も同樣でありますが、）相當國家からこれに對して優遇の途を考へて、眞劍に、專心、この事務に從事し得るやうにして戰きたいといふ御意見がありました。更に下部組織に於きまして、一體有識者、知識階級が、動もすれば責任回避的である。併し今日の時勢に於ては問題は單に權利とか義務とかいふ理屈づくめのものでなく、お互ひの責任において、この國民組織を完成せなければならんそこで、總ての責任意識を高める爲に、例へば部落會等に於て翼贊委員會といふものを拵へて、有識者、知識階級をそこに集めて、銘々が責任をもつてこの基盤組織の育成に當ることにしたらどうかといふやうな御意見がありました。偖て指導者にその人を得るに至つたならば、部落內の諸團體はこの部落に統合して、融合一團の體制を確立し、地方の機構が一本になるやうにすることが、今日の各種の團體を統制する行き方に合致するものではなからうかといふ御意見がありました。更に部落會、町內會等につきましては、從來これを法制化すべしといふ議論があるが、是非その實現を望むといふのが委員多數の御意見であり、また、それと同時に法制化するについてはその形は極めて簡素なものにして欲しい。

法制的に拘束も考へ物

部落會町內會等をあまり法で縛ると、それは地方の隣保相助の美風を法制的に拘束する所以であるから、法制化の方法については愼重に考慮して貰ひたいといふ御意見ございました。そこでこの點に關する政府の御意見を求めたのでありますが、內務當局から、この部落會、町內會の極めて健全なる發達を圖ることに付ては全面的の努力を拂つてゐる。法制化の爲に隣保共助の自然的美風を阻碍するやうなことがあつてはならないから、その點は十分考慮して研究を進めて居るけれども、然し今日直ちに於制化するといふことをこゝで明言するまでの程度に達して居ない。その點は御諒承を乞ふといふお話があつたのであります。次に基盤組織の運營の問題についてもいろ〳〵なる御意見がありました。先づ今回地方事務所を通じて國民運動の基盤組織であるところの部落會、町內會を一層推進する必要があるのぢやないか。又町村支部、その他上級の支部において、もつと力强く基盤組織の指導に當らなければ必勝國民態勢は十分出來上るものでない。それからこの基盤組織の運營に興つて居るところの指導者の育成、卽ち下部組織の內部に自らあつて、翼贊の道に精進するところの中堅層、世話役の錬成をして貰ひたい。また、この運營については婦人の積極的協力を求めなければならないので、いはゆる主婦の常會を設けて、この主婦の働きを通して戰時生活の新體制を實現することに努めて貰ひたいといふやうな御意見がございました。これ等基盤組織の運營竝に機構について今回提案せられた御意見並に隨時表明せられた所感は何れも御尤もでありますので、本委員會と致しましてはこの點政府、翼贊會に於て御考慮を願ひたいと存じます。更に一言附加へたいことは、部落會等の指導運營に

付ては先般、五月十五日に閣議決定がございましたが、これは更めて大切なことであり、適切であると考へます。何卒その趣旨に基き、政府と翼贊會とが相互の間に何等わだかまりなく、手を握り合つて、眞に表裏一體眞劍にこれを指導し、育成して戴くといふことを特に希望致したいと思ふのであります。

翼贊會と翼政との關係

第二は、國民總動員態勢强化に關する問題であります。この點につきましては數種の御意見がありました。先づ第一は大政翼贊政治會との關係について御意見であります。大政翼贊會が生まれて既に二年に垂んとして居る。そこへ翼贊政治會といふものが生まれて來た。地方に於ては兩者併立し對立すると云ふ懸念が去り難いのである。政府、大政翼贊會、竝に翼贊政治會に於てもこの點を十分考慮して貰ひたいその方法としては大政翼贊會に法的の根據を與へ、大政翼贊會一本建にして政治性ある國民運動團體とするか、或は大政翼贊會は政策の實行方面を担當する、いはゆる萬民翼贊、臣道實踐の指導推進機關とし、翼贊政治會は政策の樹立面に對する指導推進機關とする。斯の如く兩者の分野を明確にして二本建にするか、何れでもよいが、十分研究の上その關係をはつきりとせられんことを望むといふ御意見でありました。これに對しては、若し兩者を一元化すると致しますれば、その出來上る團體の性格について十分考慮しなければならん。また若し兩者が併存した場合に、地方に於て翼贊會と翼政會とがお互ひに支部を持つといふことになつては、地方の關係が混亂に陷るといふやうな御意見がありまして、決定的な委員會の意思は定まりませんのでありますが、協議を致しました結果、一體今日は日本の政治が根本的に今大轉換を致さんとして居る時期である。斯かる一大轉換期に亙つては、新秩序確立に至る遺程として今日あるが如き狀態も一つの過渡的な現象として當然ふむべき進み方であるのではないか。殊に五月十五日の閣議決定に於ては、翼贊會はその本來の使命に向つて行動し、翼贊政治會と緊密なる連絡を執つて進むといふことになつて居るのであるから、この姿に於て兩者が極めて緊密なる連繫を執り、又お互ひの分野についての限界を明確にして、政府、大政翼贊會、翼贊政治會が不離一體の關係に於て國民運動、政治力の結集に進んで貰ひたいといふことに意見を纏めたのであります。

次は青年指導の基本國策の問題であります。今日の青年指導については學校のなすところ、職場の行ふところ、果して眞に國家の要請に即應して居るか否かについて、少くとも疑問がある。青年は皆この戰時下に於て生産擴充の爲に粉骨碎身せんとして居るのであるけれども、この青年に對する思想、體力、職場活動、又實生活に對する施策といふものは極めて統制を缺いて居る。殊に今日女子青年が生産に參加するに至つたこの現象は、前古未曾有の狀態である。若し母性の伸長といふことの根本對策を今にして立てないならば、早晩家庭生活の崩壞を來たすといふことを憂ふるのである。政府は一刻も速かに青年に對して思想、體力、生活、職域活動、敎育等、綜合的にして且つ一元的なる青年國策の根本方針を閣議に於て決定して、その根本方針の下に强力なる指導、實踐を、全國の青年に向つてなされんことを希望する。かういふ對青年基本國策樹立に關する御意見でありました。これは全委員拍手喝采を以て意見の一致を見た次第であります。

青少年の訓練は多元的だ

この點に關聯致しまして、青少年の生活訓練といふことが徹底を缺いて居る。殊に訓練が多元的に過ぎる。たとへば、青年學校といつても或は青年學校あり、青少年團あり、翼贊壯年團あり、產報青年隊があるかと思へば、海洋少年團もある、航空青少年隊もあると云つた風に極めて多元的であり亂脈と云ふの外はない。また年齡についても交錯して居るのである。それにはいろ〳〵の事情もあるであらうけども訓練組織の簡素化と强化を、政府竝に大政翼贊會に於て御考究を願ふといふことであります。この點につきましては政府より御發言がありまして、青年に對する對策樹立が完全でないことは遺憾である。全體的の勞務管理が少くとも先行條件であると思ふが、御意見は十分承つて置く。また青年に對する統一的指導についても十分考慮そするといふことでありました。これ令委員會全體の意見として、速かに國策の御決定をお願ひ申上げたいと思ふのであります。

次に消費經濟體制の問題であります。即ち闇取引必滅の問題であります。今日橫行して居るところの闇取引をこのまゝにするならば國民生活は破壞せられて、治安は亂れ、法の威信を墜はれ、國策遂行に大なる支障を來たすと思ふのであるが、闇行爲絕滅の爲に本會議でも發言がありました通り、或は戰前主義を以て臨み、またお互ひの自肅組合の活動に俟ち、更に一面、闇行爲撲滅運動を猛烈に起して貰ひたいといふことであります。闇行爲の撲滅對策と致しましては、政府側、又翼贊會側からも、これに共鳴する旨の御答辨がありました。委員會としましては、政府、翼贊會に於て速かに適切なる具體案を立て、各種の國民運動と同じくこの運動を强烈に展開して貰ひたいといふことに一致したのであります。

次は戰時下宣傳政策の一元化の問題であります。今日戰爭の下に於て時局の認識を一段と徹底する爲めには、輿論指導を積極的に行はなければならんのである。さうして國民の士氣を昂揚する爲には、國民を信賴して或る程度の眞相はこれを國民に知らしめ、國民の敵愾心を振起し、國民をして一層この大東亞戰爭の決意を固めじめる必要があると思ふ。宣傳機關の中樞であるところの情報局等の機構に於ても十分の考慮を加へ、又、各種宣傳機關を有效適切に利用せられたいといふ希望的御意見がありました。これに對して情報局當局より、この趣旨には全面的に賛成である旨の御答辨がありました。

次は民防空體制强化のことであります。民防空の連絡、指揮の一元化の問題として中央に防空院を設置し、地方廳の防空事務を警察部に移し、終始一貫したところの民防空體制を作られたい。隣組の指導についてもその機構について再檢討して貰ひたいといふやうな御意見があつたのであります。これに對する政府當局の御意見は、行政機構の問題は御意見として承つて置く、民防空强化は大切なことであり大に考慮するといふことでありまして、この點委員會としても時局柄適切なる問題であるとして決定を致したのであります。

第三の部門は行政機構の刷新運用に關する問題であります。行政機構の新らしき編成につきましては、既に本會議に於ても論議せられ、又委員會の模樣に付ては本朝の新聞紙に於て詳細に傳へられて居りますので、御承知戴いたこと〳〵存ずるのでありますが、今日の國民生活の實際から見ましても、又生産擴充の爲の勞力の迅速適正なる分配の上から見ましても、その他各種の觀點からして現行の府縣行政組織はあまりに狹少であつて、數府縣を合して一つの大きな道、又は州といふが如き行政區劃を新らしく編成することが必要であらう。これは物資の配給の問題のみならず、交通の上から見ても、又産業設備の上から見ても、乃至大東亞結論の爲にするところの日本の國土計畫の上から見ても大切なことであると思ふ。この州は行政區劃のみならず自治團體として、財政權も持ち、敏活な活動をなすべきであるといふのが御意見大筋であります。これは今日の地方行政の機構の上から見まして、極めて重大なる問題であるのであります。そこで政府當局より特にこの點に關する研究の大要を御發表になりました。玆にその意見の

大要を極めて簡單に御紹介申上げますと、道州制度の問題につきましては政府の考案して居る行き方には凡そ三種の方向がある。一つは數府縣を包括するところの區域毎に行政官廳であると同時に、地方團體であるところの道州を設置するといふ案であります。この案は極めて徹底した案であるけれども、今日の國家的統一を各方面に於て要望せられて居る時に、あまりに强力なる地方團體が分立するといふことは今後國の行政の改革に於て果して適切であるかどうかといふことに於て疑問がある。第二の案は中央行政官廳と現左の府縣廳との中間に、やはり數府縣を合せた行政官廳たる道州廳を置く。これは中央各省と府縣との連絡、又は府縣相互の連絡を圖る機關となるといふ進み方であります。この案は中途半端であつて、府縣が强力になつて道が無力になるか、道が强力になつて府縣が浮き上るか、どちらかであつて適切なる案とも思へない。第三は數府縣を必要に應じて適當に廢合しようといふ案であります。これは現行組織のまゝでそれを局部的に廢合する案でありますが、これは實情に適するけれども實際問題としてなか〳〵實行が困難ではないかと思ふ。要するにこの三種の進み方があるけれども、今日何れの案で進むと云ふ何等の決定は固より致して居らぬ。然しながら政府としても府縣の區劃を再檢討するの必要は認めて居るのである。併しながら本問題は行政機構の問題として重大であるばかりでなく、その地方民の利害休戚に及ぼすところの影響が極めて複雜深刻であるから、輕々に取扱ふことは出來ない。愼重なる調査、研究を要するものとして、目下鋭意その研究を進めて居る次第である。かやうな意見の御開陳がありました。これに對して數委員より御意見の發表がありました。即ちこの問題を急に行ふことは思想、人心に非常な混亂を招くのである。戰時下に於てこれを斷行することには相當の考慮を要するものと思ふ。現在の府縣の行政に於て不利、不便があるとは、他の手段方法に於て十分これを是正することが出來るのではなからうか。國土計畫の問題は府縣の區域を超越して、これを行ふに何等差支へはないと思ふといふやうな御意見もあつたのであります。そこで本問題に關する委員會の空氣を委員長席から推定した結論は各委員とも何とか名案があればそれに從つて、この問題を解決して欲しい、然しこれが解決の鍵だと云つて發表する持合せもない。而もこれは行政上の大問題である。斯くして委員會全體本問題の取扱ひに寧ろ尻込み勝ちであつた。斯う云ふ樣に見受けたのであります。そこで委員會としての問題の扱方を申上げますと、これは現在地方行政の問題として非常に大きな問題であるのでありますが、少くとも今日の府縣の區域といふものが交通、産業の極めて飛躍的に發展を致しました現代に於て、又物資の交易、勞力の移動といふことが廣範圍に行はれて居ります現今に於きまして、この縣域が實狀に即して居るものであるが否かに付て尙大きな疑問があることは明瞭であります。また一面これを根本的に改變するにことよつて人心に與へる大きな影響につきまして、爲政者としては深甚なる考慮を拂はなければならんと云ふ政府の御意見もよくわかるのであります。更に一面自治團體といふものは自然の發達が最も大切なのであります。人工的に自治團體を作るといふことは、古今の實例に徹しまして極めて拙い政策であるといはれるといふことも考慮に入れねばなりません。我が國に存在致しました郡制、郡役所といふものは既に廢止せられましたが、しかも郡は現今尙ほ依然として國民の意識に殘つて居るといふことを考慮致しますと、この府縣行政區劃の改變といふことは極めて愼重に考究せなければならん。この點も十分考慮のうちに置かねばならぬ。さりながらこの爲に現に生じつゝあるところのいろ〳〵な不便、それは何としても是正しなければならんわけであります。その方法は行政區劃によるか、或に法規、勅令等の他の方法に依るか、いろ〳〵進み方があると思ふので、政府に於ては一日も速かに、且つ效果的な方法を案出して

問題の解決をして戴きたい。これは御座なりの單なる研究に止めることなく、實現性を以て具體案を立てゝ戴きたい。戰時下地方行政の新體制を確立して戴きたい、かういふ委員會の希望であります。更に行政區劃の問題と致しまして、町村の區域の再檢討の御意見がありました。これは總會に於ても先般意見の御發表がありましたから內容は省略致します。これ又現下適切なる案と思ひますが、この點につきましては政府としても町村の合併の手續を簡單にし、將來相當なる修正は望むが、この區域の再檢討の問題は千變一律な方法に於ては進み難いであらう、かういふ御意見があつたのであります。最後に府縣、竝に市町村に對して國庫の助成金、補助金を交付してゐるが、これは每年莫大な額に達して居る。しかも項目があまりに細分せられて居つて、彼此流用を許されない關係上、各町村について見ると金額があまりに小額にはつて、實用をなさない。國費が生きて使はれないと云ふ結果を見るのは遺憾の次第であるから、今少しく町村を信賴し、地方の使途に裕りを持たせて、この助成金が綜合せられて合理的に活用せられるやうに、豫算編成方針を變へて貰ひたいといふことであります。今月政府は豫算編成の最中にあられること、思ふのですが、これは極めて適切な考へ方であるといふので、委員會としては速かにその實現を政府に希望するものであります。尙ほ行政機構の問題と致しまして一委員から戰爭遂行者、即ち戰爭遂行の爲に生産擴充、その他の觀點から考察して、重要事務を集中一元化する意味に於て戰爭遂行省を、設置せられたいといふ御希望がありました。これは第三委員會に屬する本總會で御發言になりました案と同樣のものでありますから、本委員會としましてはそれと併せて政府に要望を進めて戴きたいと、ふのであります。

最後は各種團體の問題であります。各種團體の問題につきましては團體統合の問題と、團體活動の敏活化の問題の二種がありました。團體統合の問題は即ち農業團體の統合の問題であります。現下の急務であるところの農業增産の一貫的指導方針を確立致しまして、これが配給統制に萬全を期する爲に、各種農業團體の統合をするといふことが、官民齊しく痛感を致して居るところである。又國內の常識であると思ふ。政府に於ても農林計畫委員會に於てこの案の決定があつた筈であるが、どういふわけかまだ實現に至つて居ない。速かにこれを實現して戰時下の農林行政の方面に於ける生産擴充、增産を實現する有力なる團體を作つて貰ひたいといふ意見であります。これに對しましては今日の各種團體はその成立過程に於て今日の團體統合の基本理念と必ずしも合致しないものがある。そこで、過去の沿革經緯に拘らず白紙の狀態に還元して、改めて國家本位に團體統合を企畫する必要がある。その意味に於て團體統合に贊成、かうこふ御意見もありました。委員會全體としては、農業團體統合についての方針は速かにその實現を望むといふことに一致を致しました。農林當局に於ては、この點は關係する面が非常に多岐に亙つて居るので、今日諸方面と協議をして善處せんとして居るのであるといふ御答辯があつたのであります。この農業團體の統合につきましては、各種の農業團體は本來から申せば行政機構に吸收すべきものではなからうか。行政機構に吸收することが困難であるとするならば、町村行政の首腦者たる町村長がこの長を兼ぬるべきではないか。これに對し一面、町村長は事務が繁劇に過ぎて居るから兼ねるといふことはなかなか困難であるといふやうな御意見もあつたのであります。これを要するに第二委員會と致しましては、農業團體の統合といふことは現下の時局から見て絕對に必要であるといふ點では一致を致しました。たゞその實現の形式、內容につきましてはいろ〳〵複雜なる問題も存在して居るので、政府關係當局に於て案を練り、議を進めて、圓滿に、しかも日本の國狀に眞實に則應した案を速かに作成して戴きたい、斯う考へるのであります。

次の問題は婦人の翼賛體制一元化の徹底に關する問題であります。これ令その内容につきましては第一日の總會に於て會議員提案者より御意見の發表がございましたからこゝでは省略致します。要すに國民の翼賛體制の整備統一を一層強化せらるゝ方針の下に婦人團體が統合せられたのであるから、婦人の問題に關しては大政翼賛會の傘下に活動する、大日本婦人會を通じて行ふやうに、速かにその徹底を望むといふのであります。

次の問題は、大東亞共榮圈の建設に對處する爲に、海國日本の國民運動の實現を提唱するといふことであります。大東亞戰爭は太平洋戰爭ともいふべき諸相を持つて居る現。地に入れば如何にも海上輸送員の重大なる使命を痛感する。然るに今日、この造船、又は海員增强の非常對策に對して國内の認識が十分纏まつて居ない。この點一般國民に向つて提唱し、海國日本の國民運動を展開せられんことを望むといふ意見でありまして、時局柄極めて大切なことであると思ひます。この振興方法については、政府、大政翼贊會に於て、いろ〳〵な關係があると思ふから、速かに研究を遂げこの海國日本國民運動を展開せられんことを望むといふことに一致を見たのであります。

氣の毒な食生活の現狀

最後に産業報國の問題と致しまして、勤勞生活の徹底といふ案件がありまます。これは要するに勤勞生活者の家庭生活、食生活は極めて氣の毒な狀態にあるのであります。これに對する對策を十分講じて戴きたいといふ御意見でありますが、これは産業報國會の性格、隣組の活動問題等がありますので、速かに關係方面と連絡研究を遂げて戴きたいと思ふのであります。

以上をもちまして第二委員會に付託せられた案件に對する審議の大要を御報告申上げたのでありますが、最後に委員長として一言希望を申述べさせて戴きたいのであります。たゞ今縷々申上げました各種の問題は、必ずしも先人未踏の新奇な問題ばかりではないのであります。中には多年諸方面で要望され來つた問題もあります。又比較的新しい問題もあります。要するに問題は速かにこれを實行に移すといふことであります。調査、研究に在荐日を過す今日の時勢ではないのであります。協力會議と致しましてはこの案件が高閣に束ねられることなく、速かに實現せられまするように特に附帶して政府、翼賛會に進言を致したいと思ふのであります。御存知の通り協力會議も既に臨時協力會議、第一回中央協力會議の經驗を經て居ります。臨時中央協力會議に於て決定せられ、その實現を見た案件よりも、第一回中央協力會議に於て審議され、しかしてそれが政府、大政翼賛會に於て實現を見ました案件の方が遙かに多數に上つて居ることは顧みて洵に欣快の至りでありまして、これだけ中央協力會議の權威が增し、また政府、翼賛會の熱意が加つて居ることを私は信ずるであります。今回は最早第三回の中央協力會議であります。殊に時局は重大性を益〳〵增して居るのであります。國民の常會としての眞劍な聲が、最も効率多く實現を見ることを期待してやまないのであります。恐らく遯からずして次の協力會議が開かれること〳〵存じますが、その際には、少くとも前回ふ立派な成績を以て翼賛會當局より御報告下さいますやうに、くれ〴〵も希望致しまして私の御報告を終る次第であります。（拍手）

（議長）只今の第二委員會の委員長の御報告に關聯致しまして、山崎内務次官から御發言がございます。

第一項　政府當局の方針說明

（山崎内務次官）過去三日間に亙る總會竝に委員會に於きまして、協力會議員の各位がそれ〴〵體驗に基かれて、眞摯にして熱烈なる各種の意見を吐露せられましたことは、私共として深く敬意を表すると共に、今後の施策に大いに參考にすることが多大であります事を感じまして、衷心感謝に堪へないところであります。諸種の議案の中で内務省所管に關係のありまず事項につきましては、それ〴〵委員會に於きまして必要に應じて私なり、それ〴〵の關係官から意のあるところを御述べ致しまして御諒解を戴いた次第でございますが、只今挾間第二委員長から御報告のございました事項の中で、内務省に最も關係の深い二三のことにつきまして一言所見を申述べて置きたいと存じます。

先づ部落會、町内會等の機能の刷新充實、及び機構の整備の問題は、申すまでもなく戰時國民生活體制確立の上から申しましても、また戰時下諸施策の徹底遂行の見地から見ましても、最も重要な施策の一つと致しまして兼ね〴〵大いに意を用ひて居るところでございますが、本報告に於て開陳をせられました御意見を更に十分參酌尊重致しまして、今後各位の一層の御協力に依り、また大政翼賛會とも緊密なる連絡の下に十分の努力を拂つて參りたいと存ずる次第であります。

次に戰時下極めて重要なる且つ繁多なる市町村行政に軼掌せられつゝあるところの市町村長各位の御勞苦に對しまして、平素深甚なる感謝と敬意を表して居るものでございますが、只今委員長の御報告にございました通り、この上とも町村長に人を得、更にその良き町村長を中心と致しまして、町村行政の一元的にして强力なる機能の發揮を行ふべしとの御意見は至極同感でございまして、就中町村長に良き人を得るといふことが町村行政の中心問題でありますことは申すまでもないことでございます。戰時行政機能を十分に發揮致しまする爲に、これらの點につきましても十分の考慮と努力を今後拂つて參りたいと存ずる次第であります。尚ほ現行の府縣制度に再檢討を加ふるの問題、即ちいはゆる道州廳制の問題は、特に只今委員長の報告にも擧げましたやうに、委員會に於きましても私より事務當局としての所見を申述べた次第でございますが、本問題は現在の産業、交通の事情に徹し、また今後の國家の施策の上から見ましても、重要なる意義を持つ問題でありますことは申すまでもないところでございます。併しながら他面愼重考究を要する幾多の問題をも内包致して居りますだけに、あらゆる角度から十分なる檢討を加へる必要があるやうに考へる次第であります。内務當局と致しましては今後一層十分熱意を以て建設的な研究を續け、遺憾なきを期したい積りに致して居る次第ございます。その他防空施設の整備充實、或は闇取引等の絶滅の問題に關しましても、種々委員長より貴重なる御報告を賜つたのでありますが、何れも現下極めて重要なる問題でございますので、御意見の存します所は今後の施策の上に十分參考に致しまして、これが徹底を圖つて參りたいと存ずる次第でございます。極めて簡單でございますが、一二の問題につきまして、一言所感を申上げた次第であります。（拍手）

（議長）續きまして石黒農林次官より御發言がございます。

團體統合は着々現實へ

（石黒農林次官）第二委員會委員長の報告中、農業團體統合の問題につきまして一言申上げたいと存じます。政府と致しましては本問題について未だ何等の決定を見るに至つて居ないのでございますが、農林當局と致しましては、事務的には農業團體の現狀とその本來の使命を檢討致しますれば、何人もこれが統合の必要を感ぜざるを得ないといふ風に認めまして、今現に着々これが解決のことに進んで居る次第であります。申すまでもなく本問題は、只今委員長の報告にもありました通り、極めて廣汎な關係を有して居りますので、それ〴〵各關係方面と、これが解決につきまして協議を重ねなければならんのであり

ますが、幸ひにしてその協議も順調に進んで居るやうな次第であります。今日の場合これ以上のことは申上げられませんが、以上御參考までに申上げて置きます。

（議長）　厚生省の武井次官から御發言がございます。

（武井厚生次官）　只今第二委員會委員長より御報告になりましたうち、青少年の指導に關する基本方策樹立に關して、大政翼贊會方面より厚生省の所見を述べろといふことであります。御報告になりました事項は單り厚生省のみに關することではございません。隨ひまして私より申上げることも如何かと存じますけれども、私の存じ居る範圍に於きまして所見を申上げたいと存じます。先づ第一に、現下の時局に處して青少年の指導訓練の重大性をお說きになつたのであります。この點につきましては深く傾聽致し、政府に於きましても至極同感の意を表します。しかして特に女子青年の家庭及び國家の將來に對する重要性について言及せられたのであります。洵に御尤もであります。かるが故に、勿論そればかりが原因ではございませんけれども、國民徴用令の適用の如きも、その制定以來今日まで既に三箇年を閱して居るのでありますけれども、未だに女子に對する國民徴用令の制度を發動して居らないのであります。かくの如きも、今日イギリスが工場勞務者の六十％を女子を以て占めて居るといふやうな狀況と照し合せまして、我が國は洵に有難いこと〳〵思つて居ります。重ねて申します。今日までは女子の國民徴用は一回も適用致したことはございません。これ偏に女子の家庭及び國の將來に對することを考へた次第でございます。

次に一般男女青少年の指導に關することでありますが、御報告の中に、この指導に關する方策が多元的であるといふやうなお話もあつたのであります。成るほど青少年一般につきましては、從來文部省の主管するところでありますが、別に產業報國會に於きましては產業報國青少年團等を設けて居りますので、この間に二元的なことがあるやうに見られます。その他壯年團の組織もありますので、第一線に於きましてはこれらのものが複雜多岐に亘つて居る場合が多々あつたらうと存じます。併しながら文部省所管の大日本青少年團も、厚生省所管でありましたところの大日本產業報國會に於ける青年隊の組織等も、總べてその準則等も同じやうな方法になつて居るのでありまして、たゞこれを指導する場合に於きまして、一は府縣知事であり、一は府縣產業報國會長たる知事であるといふ形式を執るのでありますが、實質は同じやうな方途に出て居つたのであります。併しながらこれを運用する場合に於きまして、これを担當する人が違ひます爲に、或は、多元的な場合もないではなかつたと存じますが、この點につきましては先般の閣議決定に依りまして、大日本青少年團も、大日本產業報國青少年團も、共にこれを大政翼贊會の傘下に收められたことでありますので、今後はこれらの組織、運用につきましても、いはゆる多元的といふやうなことも避けられるであらうと思ひますし、益〳〵實質的に一元化せられて參ることゝ信じます。

青少年の指導といふことは勿論精神的なことばかりではございません。併しながら精神的な方面に於きまして特に大切なことは申すまでもないのであります。これを厚生省所管の產業戰士について見ます場合に於きましても、青少年を產業の職場に特に多量にこれを使ふやうになりましたのは事變この方であります。しかしてこの青少年產業戰士の將來性は非常に有望なことでありますので、この青少年をよく訓練することは最も大切なことであります。隨ひまして一昨日厚生大臣も述べたことでありますが、產業に働くものにつきましても、單なる勞働者といふやうな觀念は全然これを拂拭致しまして、產業應召の觀念を以て、紙は白でありますけれども赤襷を掛けた氣持で働かす。又この青少年を指導する者も產業應召員を以て遇する考へでなければならないと存じます。かやうな意味に於きまして產業方面に於きましては、特に產業應召といふ觀念を强く徹底し、產業報國の精神を一層徹底させる必要があると考へて居るわけであります。先般來新聞紙上に於きまして東京市に於ける、いはゆる不良青少年の檢擧の結果、警視廳の御厄介になつた者の中で四割三分が產業に働いて居る者であるといふ記事が出て居つたのであります。これを見ました私共は胸を痛めたのでありますが、自分の子弟を產業場に送つて居る父兄は如何ほどこの記事に對して胸を痛めたかといふことを想像致します時に、私共も斷腸の思ひがあるのであります。かやうな狀況でありますので、一層產業に働いて居ますところの青少年の訓練に努めなければならんと存じます。指導訓練は精神方面ばかりではございません。委員會に於きましても强く言及されたやうでありますが、青少年の身體の修練につきまして注意を要する點がございます。この點は一昨日厚生大臣より述べた點でありまするが、特に我が國に於ける外國と違つた特殊現象でありまする結核の蔓延は主として十五歲より二十五歲に至る青年層であります。隨つて今回政府の立てました結核對策はこの青少年層を主目標と致しましてこれが絕滅を圖ることになつたのであります。しかして結核に罹らないやうに心身の練磨をし、榮養、休養を與へ、これが訓練を圖ることに主眼を置いて居ることは大臣の述べた通りでありまして、皆樣お聞きの通りであります。かやうな狀況にありますので、厚生省といはず、各關係省打つて一丸となりまして、この尊き青少年の心身共に健全なること、卽ち心身共に健民なることを希望致しまして、一層これが目的達成に努めようと存じて居る次第であります。この點申上げまして御諒承を得たいと存ずる次第であります。（拍手）

（議長）　次に翼贊會實踐局長より發言があります。

第二項　大政翼贊會の方針說明

（楠川實踐局長）　御熱心なる御論議を拜聽致しました。この際、翼贊會本部として二三申上げます。勿論政府その他の方面より御實行を願ふことも多々ありますし、また直ちにやることもありますので、特に實踐局に於て考へて居ることを申上げます。第一に町內會の整備强化についてでありますが、委員會でお示しの通り、この町內會の運用は、指導者にその人を得るといふことが一番大事である。それから有識者とか知識階級に於てはとかく輕視し勝ちな傾があるので、これは何とか改めたらどうかといふ御意見指導者の養成に力を入れたらどうかといふやうな御意見、總べて吾々が平素考へて居るところと全く同じ意見であります。そこで町內會、部落會ではこの度その機能を强化すると共に、大政翼贊會がこれを指導する組織に致しまして、その指導を徹底する爲に町內會、部落會に世話役を置き、隣組に世話人を置いて、大政翼贊會が最下部まで十分な連絡がつくやうにしたのであります。この世話役、世話人には町內會長、隣組長を以てするといふやうな意味に於きまして、町內會長、隣組長の人選につきましても、翼贊會に於ては多大の關心を持つて居るわけであります。

組長には野心のない者を

吾々の考へから申しますと、とうしても町內會長や隣組長になる方は、それを踏臺として何等かの次のステップを打つやうな考へを持たない、何等の野心のない者が欲しい。今までなつて居る方の中には、この政治的野心を持たないで眞に町內會、隣組の爲に盡して下さる方もあつたのですが、今度世話役、世話人の制度が出來たので、各地か